

令和 6 年度

包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

健康福祉局における事務の執行について
～各種高齢者福祉事業、介護保険を中心として～

堺市包括外部監査人

田 上 智 子

第1	包括外部監査の概要	7
1	外部監査の種類	7
2	監査の方法	7
3	監査の日程	7
4	選定した特定の事件（監査テーマ）	7
5	監査テーマの選定理由	7
6	監査対象年度	8
7	監査対象事務事業等一覧	8
8	監査対象部局	11
9	監査の視点	11
	(1) 包括外部監査における基本的視点	11
	(2) 監査に当たり意識した点	11
10	監査のスケジュールと主な監査手続等	13
	(1) 監査のスケジュール	13
	(2) 主な監査手続等	13
11	補助者	19
12	利害関係の有無	19
13	指摘・意見・要望の書き分け等	19
第2	堺市における高齢者施策の概要	21
1	堺市における高齢化の状況	21
	(1) 堺市の高齢者人口	21
	(2) 各区の高齢者人口	23
	(3) 高齢者世帯の状況	25
	(4) 要支援・要介護認定者数の推移	26
2	堺市における財政状況（過去5年間の関連歳入・歳出の推移等）	27
	(1) 一般会計	27
	(2) 介護保険事業特別会計	29
	(3) 後期高齢者医療事業特別会計	32
3	「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と同計画に基づく施策	33
	(1) 計画策定の背景と趣旨、位置付け、計画期間	33
	(2) 本計画の基本的な考え方と施策の展開	35
	(3) 自立支援・介護予防・重度化防止等の取組と目標	42
	(4) 本計画の推進	46
4	「よりそい安心ほっとプラン」と地域包括ケアシステム	46
	(1) 地域包括ケアシステムとは	46
	(2) 「よりそい安心ほっとプラン」と堺市における地域包括ケアシステム	48
5	堺市における高齢者施策と介護保険制度を中心とする事務事業の実施主体	54
	(1) 健康福祉局	54
	(2) 堺市社会福祉協議会	59
6	介護保険制度について	63
	(1) 介護保険制度の目的	63
	(2) 介護保険の関係者	63
	(3) 介護保険給付	64
	(4) 地域支援事業	66
	(5) 介護保険制度の財源	68
	(6) 介護保険料	69
	(7) 介護保険制度の利用状況	72

(8) 介護保険総給付費の将来見込み	76
7 高齢者施策・介護保険制度に関連する法令・例規等	78
第3 包括外部監査による指摘事項等のまとめ	80
1 指摘事項等の一覧	80
2 指摘事項等の分類	89
第4 監査の結果及び意見	91
1 社会福祉協議会運営補助【生活福祉部地域共生推進課】	91
(1) 事務事業の概要	91
(2) 事業費の推移・内訳	92
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	92
(4) 効果指標等	92
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	92
(6) 指摘事項等	93
2 避難行動要支援者関係事業【生活福祉部地域共生推進課】	106
(1) 事務事業の概要	106
(2) 事業費の推移・内訳	107
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	107
(4) 効果指標等	108
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	108
(6) 指摘事項等	108
3 介護予防普及啓発事業（本庁）【長寿社会部長寿支援課】	111
(1) 事務事業の概要	111
(2) 事業費の推移・内訳	111
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	112
(4) 効果指標等	112
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	113
(6) 指摘事項等	114
4 包括的支援事業（在宅医療と介護の連携推進）【長寿社会部長寿支援課】	120
(1) 事務事業の概要	120
(2) 事業費の推移・内訳	120
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	121
(4) 効果指標等	121
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	121
(6) 指摘事項等	123
5 包括的支援事業（認知症初期集中支援チーム等）【長寿社会部長寿支援課】	124
(1) 事務事業の概要	124
(2) 事業費の推移・内訳	124
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	124
(4) 効果指標等	125
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	125
(6) 指摘事項等	125
6 認知症施策総合支援事業【長寿社会部長寿支援課】	128
(1) 事務事業の概要	128
(2) 事業費の推移・内訳	129
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	129
(4) 効果指標等	129
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	130
(6) 指摘事項等	130
7 介護予防「あ・し・た」プロジェクト事業【長寿社会部長寿支援課】	132
(1) 事務事業の概要	132

(2) 事業費の推移・内訳	132
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	133
(4) 効果指標等	133
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	133
(6) 指摘事項等	134
8 権利擁護事業【長寿社会部長寿支援課】	136
(1) 事務事業の概要	136
(2) 事業費の推移・内訳	137
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	137
(4) 効果指標等	137
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	138
(6) 指摘事項等	138
9 老人集会所運営【長寿社会部長寿支援課】	139
(1) 事務事業の概要	139
(2) 事業費の推移・内訳	139
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	140
(4) 効果指標等	140
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	140
(6) 指摘事項等	140
10 老人福祉施設等補助【長寿社会部長寿支援課】	150
(1) 事務事業の概要	150
(2) 事業費の推移・内訳	150
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	151
(4) 効果指標等	151
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	151
(6) 指摘事項等	153
11 全国健康福祉祭派遣事業【長寿社会部長寿支援課】	166
(1) 事務事業の概要	166
(2) 事業費の推移・内訳	166
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	167
(4) 効果指標等	167
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	167
(6) 指摘事項等	167
12 老人福祉センター管理運営【長寿社会部長寿支援課】	169
(1) 事務事業の概要	169
(2) 事業費の推移・内訳	169
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	170
(4) 効果指標等	170
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	170
(6) 指摘事項等	172
13 緊急通報システム事業【長寿社会部長寿支援課】	176
(1) 事務事業の概要	176
(2) 事業費の推移・内訳	176
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	177
(4) 効果指標等	177
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	177
(6) 指摘事項等	178
14 地域介護予防活動支援事業（地域のつながりハート事業等）【長寿社会部長寿支援課】	192
(1) 事務事業の概要	192
(2) 事業費の推移・内訳	192
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	193

(4) 効果指標等	193
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	193
(6) 指摘事項等	196
15 包括的支援事業（地域包括支援センター等）【長寿社会部長寿支援課】	203
(1) 事務事業の概要	203
(2) 事業費の推移・内訳	203
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	204
(4) 効果指標等	204
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	204
(6) 指摘事項等	210
16 おむつ給付金（本庁）【長寿社会部長寿支援課】	215
(1) 事務事業の概要	215
(2) 事業費の推移・内訳	215
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	215
(4) 効果指標等	216
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	216
(6) 指摘事項等	217
17 堺市高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業【長寿社会部長寿支援課】	221
(1) 事務事業の概要	221
(2) 事業費の推移・内訳	221
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	221
(4) 効果指標等	222
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	222
(6) 指摘事項等	222
18 介護予防・生活支援サービス事業【長寿社会部長寿支援課】	226
(1) 事務事業の概要	226
(2) 事業費の推移・内訳	226
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	227
(4) 効果指標等	227
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	227
(6) 指摘事項等	227
19 介護給付等適正化事業【長寿社会部介護保険課】	235
(1) 事務事業の概要	235
(2) 事業費の推移・内訳	236
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	236
(4) 効果指標等	237
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	237
(6) 指摘事項等	238
20 家族介護慰労事業【長寿社会部介護保険課】	245
(1) 事務事業の概要	245
(2) 事業費の推移・内訳	245
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	246
(4) 効果指標等	246
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	246
(6) 指摘事項等	248
21 介護サービス相談員派遣事業【長寿社会部介護保険課】	250
(1) 事務事業の概要	250
(2) 事業費の推移・内訳	250
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	251
(4) 効果指標等	251
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	251

(6) 指摘事項等	251
22 介護認定事業【長寿社会部介護保険課】	254
(1) 事務事業の概要	254
(2) 事業費の推移・内訳	254
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	255
(4) 効果指標等	255
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	255
(6) 指摘事項等	255
23 介護保険事業にかかる保険給付費等【長寿社会部介護保険課】	263
(1) 事務事業の概要	263
(2) 事業費の推移・内訳	263
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	264
(4) 効果指標等	264
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	264
(6) 指摘事項等	265
24 介護保険料徴収事務【長寿社会部介護保険課】	267
(1) 事務事業の概要	267
(2) 事業費の推移・内訳	267
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	267
(4) 効果指標等	268
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	268
(6) 指摘事項等	269
25 住宅改修支援事業【長寿社会部介護保険課】	278
(1) 事務事業の概要	278
(2) 事業費の推移・内訳	278
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	278
(4) 効果指標等	279
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	279
(6) 指摘事項等	279
26 老人福祉施設整備【長寿社会部介護事業者課】	281
(1) 事務事業の概要	281
(2) 事業費の推移・内訳	281
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	282
(4) 効果指標等	282
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	282
(6) 指摘事項等	284
27 介護事業者指定・指導事務【長寿社会部介護事業者課】	295
(1) 事務事業の概要	295
(2) 事業費の推移・内訳	295
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	296
(4) 効果指標等	296
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	297
(6) 指摘事項等	298
28 救急医療対策事業【健康部健康医療政策課】	305
(1) 事務事業の概要	305
(2) 事業費の推移・内訳	305
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	306
(4) 効果指標等	306
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	307
(6) 指摘事項等	307
29 看護師確保対策事業【健康部健康医療政策課】	309
(1) 事務事業の概要	309

(2) 事業費の推移・内訳	309
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	309
(4) 効果指標等	310
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	310
(6) 指摘事項等	310
30 がん検診（本庁）【健康部健康推進課】	312
(1) 事務事業の概要	312
(2) 事業費の推移・内訳	312
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	313
(4) 効果指標等	313
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	313
(6) 指摘事項等	313
31 ひきこもり支援事業【健康部こころの健康センター】	316
(1) 事務事業の概要	316
(2) 事業費の推移・内訳	316
(3) 財源の内訳（令和5年度決算）	317
(4) 効果指標等	317
(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状	317
(6) 指摘事項等	317

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（以下「自治法」という。）第252条の37第1項及び包括外部監査契約に基づく特定の事件に関する監査

2 監査の方法

監査対象部局等から各種資料の提出を求め、説明を聴取し、関係書類の閲覧突合等を実施し、調査・分析した。

また、必要に応じ、実査（現物検証、現場検証等）や立会いを行った。

3 監査の日程

監査実施期間を令和6年4月1日から令和7年1月31日までの期間とし、日程は、下記を基本として、所管部局と日程調整の上、決定した。

1 予備調査	令和6年4月1日	～	令和6年6月10日
2 監査の実施	令和6年6月11日	～	令和7年1月31日
3 報告書作成	令和6年10月1日	～	令和7年1月31日

4 選定した特定の事件（監査テーマ）

健康福祉局における事務の執行について

～各種高齢者福祉事業、介護保険を中心として～

5 監査テーマの選定理由

- (1) 堺市では高齢化が急速に進んでおり、要支援・要介護認定者数の増加、後期高齢者数の増加や、高齢者のみ世帯数・高齢者一人暮らし世帯数の増加、認知症高齢者数の増加等といった、行政需要の増大をもたらす要因も認められる。
- (2) 堺市は、「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）」を策定し、長期的視点に基づいた高齢者施策の推進を図り、また、「地域包括ケアシステム」の構築及び深化・推進に向けた取組を実施しているが、他方で、生産年齢人口の減少

に伴う税収入の減少等が見込まれており、高齢者施策に関する支出その他の社会保障関係費等の財政負担の増大が懸念される。

- (3) 各種高齢者福祉事業、介護保険を中心に健康福祉局の行う財務事務の執行につき、合規性のみならず、現在の高齢者施策の必要性、適切な受益者負担の在り方、公民協働の可能性、介護保険制度運営の円滑な実施、地域の施設・専門知識を有する人材の活用など、現在の施策を総合的な視点から点検することや、事業計画の策定とそれに基づく事業運営が適切に実施されているか、経済性、効率性、有効性の観点から検証を行うことが有用である。

6 監査対象年度

原則として令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

ただし、必要に応じて令和5年度以前の各年度及び令和6年度についても対象とした。

7 監査対象事務事業等一覧

監査対象事務事業の名称、所管部局、事業の類型等の一覧は、次のとおりである。

＜監査対象事務事業、所管部局、事業の類型等の一覧＞

No	事務事業名	所管部局	類型
1	社会福祉協議会運営補助	生活福祉部 地域共生推進課	補助金、給付金、助成金等の交付
2	避難行動要支援者関係事業	生活福祉部 地域共生推進課	訪問事業
3	介護予防普及啓発事業 (本庁)	長寿社会部 長寿支援課	イベント、教室などの開催
4	包括的支援事業（在宅医療と介護の連携推進）	長寿社会部 長寿支援課	啓発事業
5	包括的支援事業（認知症初期集中支援チーム等）	長寿社会部 長寿支援課	その他（高齢者の生活支援）

6	認知症施策総合支援事業	長寿社会部 長寿支援課	①イベント、教室などの開催 ②負担金の支出
7	介護予防「あ・し・た」プロジェクト事業	長寿社会部 長寿支援課	イベント、教室などの開催
8	権利擁護事業	長寿社会部 長寿支援課	①補助金、給付金、助成金等の交付 ②その他（権利擁護に関する広報業務、相談業務、後見人支援業務、センターの運営に関する業務等）
9	老人集会所運営	長寿社会部 長寿支援課	施設などの運営
10	老人福祉施設等補助	長寿社会部 長寿支援課	補助金、給付金、助成金等の交付
11	全国健康福祉祭派遣事業	長寿社会部 長寿支援課	その他（全国健康福祉祭への選手団派遣）
12	老人福祉センター管理運営	長寿社会部 長寿支援課	施設などの運営
13	緊急通報システム事業	長寿社会部 長寿支援課	その他（高齢者の生活支援）
14	地域介護予防活動支援事業（地域のつながりハート事業等）	長寿社会部 長寿支援課	補助金、給付金、助成金等の交付
15	包括的支援事業（地域包括支援センター等）	長寿社会部 長寿支援課	①その他（高齢者の総合相談） ②介護保険
16	おむつ給付金（本庁）	長寿社会部 長寿支援課	補助金、給付金、助成金等の交付
17	堺市高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業	長寿社会部 長寿支援課	その他（高齢者の生活支援）
18	介護予防・生活支援サービス事業	長寿社会部 長寿支援課	介護保険
19	介護給付等適正化事業	長寿社会部 介護保険課	介護保険

20	家族介護慰労事業	長寿社会部 介護保険課	補助金、給付金、助成金等の交付
21	介護サービス相談員派遣事業	長寿社会部 介護保険課	その他（相談員の派遣）
22	介護認定事業	長寿社会部 介護保険課	介護保険
23	介護保険事業にかかる保険給付費等	長寿社会部 介護保険課	介護保険
24	介護保険料徴収事務	長寿社会部 介護保険課	介護保険
25	住宅改修支援事業	長寿社会部 介護保険課	その他（住宅改修の支援）
26	老人福祉施設整備	長寿社会部 介護事業者課	補助金、給付金、助成金等の交付
27	介護事業者指定・指導事務	長寿社会部 介護事業者課	介護保険
28	救急医療対策事業	健康部 健康医療政策課	①補助金、給付金、助成金等の交付 ②負担金の支出 ③その他（土地借上料等）
29	看護師確保対策事業	健康部 健康医療政策課	補助金、給付金、助成金等の交付
30	がん検診（本庁）	健康部 健康推進課	その他（検診）
31	ひきこもり支援事業	健康部 こころの健康センター	①その他（専門相談事業（ひきこもり相談）） ②その他（地域関係機関への技術指導、教育研修）

8 監査対象部局

健康福祉局

9 監査の視点

(1) 包括外部監査における基本的視点

ア 合規性（自治法第2条第16項）

・高齢者施策に係る事務事業は、関係法令、例規等に準拠して行われているか。

イ 経済性、効率性、有効性（同条第14項）

・高齢者施策に係る財産の管理運営は適切に行われているか。

・高齢者施策は、計画性をもって、経済的、効率的、かつ、有効に実施されているか。

・高齢者施策の事後評価と、それに基づく改善活動は適切に行われているか。

ウ 住民の福祉に寄与するものであるか（同項）

エ 組織及び運営の合理化が図られているか（同条第15項）

オ 競争性、公平性、透明性が確保されているか（同法第234条第2項）

カ 過去の包括外部監査・監査委員監査における指摘事項等に対する措置は適切に行われているか。

(2) 監査に当たり意識した点

上記(1)の包括外部監査における基本的視点の下で、以下の視点等を意識しつつ、監査を行った。

ア 地域包括ケアシステム関係

基幹型包括支援センターと地域包括支援センターの役割分担や連携は適切に行われているか。

イ 高齢者の権利擁護関係

高齢者の権利擁護のための専門相談や支援者支援は適切に行われているか、権利擁護に関する広報・啓発、研修、情報提供は適切に行われているか。

ウ 高齢者施策に関連する施設関係

老人福祉センター、老人集会所、老人集会室等の機能面での重複が見られる高齢者福祉施設について、統廃合の必要性はないか。高齢者が職を持つ時代において、利用率が低下している状況が認められる場合には、利用対象者の拡大（全世代化等）の必要はないか。

エ 高齢者施策に関連する補助金関係

① 補助金交付の必要性・公益性

補助事業の目的や内容に客観的に明確な公益性が認められるか、補助事業の目的及び内容が社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に的確に対応しているか等

② 補助金交付の有効性・効率性

補助事業の実施により本来の目的に合致した成果を挙げ、期待された効果が発揮されているか等

③ 補助金交付の妥当性

対象経費や補助率、補助金額が妥当なものであるか、明確であるか、補助事業の担い手を公平に選定できているか等

④ 上記①ないし③等につき、市民への説明責任が果たされているか。

オ 介護保険制度関係

介護保険総費用が増加し、介護ニーズが多様化する中で、介護財政を維持するための介護保険料や利用者負担が増加する傾向にあるが、これらの課題解決のための施策（介護予防施策の強化、冗費の削減等）は適切に実施されているか。

なお、本監査は、保証業務に該当せず、提供された資料及び説明に基づき気付いた範囲の報告事項に限られ、財務数値及び非財務情報の正確性、信頼性、真正性、網羅性等の保証を提供するものではない。

また、本報告書は調査対象の全ての事項に関して網羅的に言及するもの及び報告した事項の十分性等を保証するものではない。

10 監査のスケジュールと主な監査手続等

(1) 監査のスケジュール

本監査のスケジュールは、おおむね、次のとおりである。

日 程	項 目
4 月 19 日	事前調査実施通知を発出
4 月 25 日	補助者に関する協議・監査委員同意
5 月 1 日	事前調査資料を受領
5 月 10 日～14 日	事前調査ヒアリング（対面・ウェブ併用）
5 月 29 日	テーマ選定の通知（堺市監査委員との協議）
6 月 14 日	第 1 回ヒアリングシート送付
7 月 2 日～5 日	第 1 回ヒアリング
7 月 12 日ころ	第 2 回ヒアリングシート送付
8 月 5 日～13 日	第 2 回ヒアリング
8 月 23 日ころ	第 3 回ヒアリングシート送付・現地調査対象施設候補等送付
9 月 9 日～13 日	第 3 回ヒアリング
9 月 25 日～10 月 9 日	現地調査
10 月 15 日	【報告書ドラフト】第 1 稿（各論）を堺市へ送付
11 月 5 日～13 日	【報告書ドラフト】第 1 稿に基づく事実確認協議
11 月 21 日	【報告書ドラフト】第 2 稿（全体版）を堺市へ送付
11 月 28 日～12 月 2 日、 12 月 9 日	【報告書ドラフト】第 2 稿（全体版）に基づく事実確認協議
12 月 12 日	【報告書ドラフト】第 3 稿（全体版）を堺市へ送付
12 月 23 日～12 月 24 日	【報告書ドラフト】第 3 稿（全体版）に基づく事実確認協議

(2) 主な監査手続等

ア 予備調査（初期における健康福祉局の事務事業の全体像と問題点の把握）

予備調査として、健康福祉局における事務事業の全体像と監査テーマに関連する問題点を把握するため、外部監査契約を所管する総務局行政部法制文書課を通じて、所管部局に質問し、資料の提供を求め、その回答や資料提供を得た。

予備調査において説明ないし回答を求めた事項や提供を求めた資料のうち主なものは、次のとおりである。

①	堺市における高齢化の状況等 ・堺市の高齢者人口の推移 ・各区の高齢者人口と生活状況 ・要支援・要介護等認定者数の推移 ・後期高齢者数の推移 ・高齢者のみ世帯数・高齢者一人暮らし世帯数の推移 ・認知症高齢者数の推移
②	堺市の一般会計（民生費中心）、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の予算・決算の概要
③	高齢者福祉事業、介護保険、後期高齢者医療関係の法令、通達、指針、計画、要綱等（国、府、堺市策定の主なもの）
④	高齢者関係施策に係る行財政改革の取組状況
⑤	「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和 6～8 年度）」「よりそい安心ほっとプラン」 ¹ の概要、それぞれの計画の前期計画や他都市との比較等
⑥	健康福祉局が実施する事務事業（ただし国民健康保険、生活保護、保健所、障害者施策関係の事務事業等、明らかに監査テーマと関連性の薄い事務事業を除く。）についての質問を実施 <質問項目> ・事業名称 ・事業概要 ・事業の種類（チェックボックス選択方式） ☐使用料、利用料の減免等の各種減免 ☐イベント、教室などの開催 ☐啓発事業 ☐訪問事業 ☐補助金、給付金、助成金等の交付 ☐負担金の支出 ☐施設などの運営（公の施設に限らない） ☐介護保険 ☐医療

¹ 「よりそい安心ほっとプラン」：堺市基本計画 2025、堺市 SDGS 未来都市計画の下位に位置する計画で、地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画

	□その他（ ） ・直営/委託の別 ・運営主体の名称（例：堺市、堺市社会福祉協議会等） ・対象者（例：高齢者及びその家族や地域住民、市内在住の 60 歳以上の方等） ・対象者の年齢制限の有無、年齢制限がある場合の基準年齢 ・事業費の額（令和 5 年度予算ベース） ・事業費の財源内訳（国支出金、府支出金、市債、その他、受益者負担金、一般財源の別とそれぞれの金額） ・各事務事業の関連団体名（例：補助金交付先名称、契約委託先名称等）と関連施設名称
⑦	介護保険事業の実績及び特別会計の概要についての質問 ＜質問項目＞ a. 過去 5 年間ににおける介護保険の実績の推移 ・第 1 号被保険者数、要介護認定者数、サービス受給者数（居宅、地域密着型、施設サービス等の各サービス別） ・各サービス別の保険給付費 ・第 1 号被保険者 1 人当たり保険給付 b. 介護保険事業特別会計の歳入及び歳出の概要 ・過去 5 年間ににおける歳入及び歳出の推移 ・過去 5 年間ににおける介護保険料収納率の推移 ・過去 5 年間ににおける介護給付費準備基金積立金の推移 c. 介護保険に係る事務の流れの概要 ・申請⇒要介護認定⇒ケアプランの作成⇒サービス利用⇒効果等の評価 ・介護保険料の賦課⇒収納管理⇒滞納整理 ・事業者からの介護給付費の請求⇒審査⇒事業者への給付 ・介護保険サービス事業者の指定、指導、実地監査等 d. 事務に使用しているシステムの概要

イ 本調査

上記の予備調査を経て、本調査においては、予備調査において確認した事項を踏まえ、健康福祉局が実施する事務事業の中から監査対象事務事業（第一次抽出後の候補として79事業²）を抽出し、抽出した事務事業について、以下の共通質問を含む質問や資料提供依頼を行い、これに対する回答や資料提供を得てヒアリングを行うことを3回繰り返した。

² 第 1 回ヒアリングの直前の時点での候補事業数。最終的には、監査対象事業を前記 7 記載の 31 事業に絞り込んでいる。

< 共通質問 >

①	【基本情報】 監査対象事務事業（候補）の基本的な情報 ➤ 所管部局 ➤ 予算の細々目名 ➤ 事業の概要（事業目的、対象、事業内容） ➤ 事業の根拠法令等 ➤ 過去3年間の事業費の推移（当初予算額と決算額の推移） ➤ 事業費の内訳 ➤ 充当財源の内訳と主な内容（補助制度の名称等） ➤ 事業の成果 ➤ 他都市の状況 ➤ 今後の取組
②	【過去の包括外部監査】 過去の包括外部監査（平成24年度）における指摘と措置内容、堺市の現状
③	【過去の定期監査及び行政監査】 過去の定期監査及び行政監査（令和2年度～令和5年度）における指摘と措置内容

なお、質問に当たっては、可能な限り客観的な資料に基づきヒアリング結果の当否を確認すべく、例えば、①委託契約の場合であれば、見積書・委託契約書（仕様書等を含む。）や随意契約理由が記載された決裁文書等、②補助金交付の場合であれば、補助金交付申請書・交付決定通知書・実績報告書・確定通知書等の提出を求めるなど、これらの実際の資料に当たることを心掛けた。

その上で、それぞれの資料の添付資料や関連文書、その他の必要資料の閲読及び所管部署の担当者への質問等を行い、関係法令等への準拠性、経済性、効率性、有効性等をはじめ各監査の視点について検討した。

また、堺市では、平成24年度に「高齢者施策に関する事務の執行」をテーマとして包括外部監査が実施されているところ、本年度の包括外部監査と監査対象事務事業等が共通するものに関して、当時の指摘事項等と措置内容、その後の現状につき所管部署の担当者からの説明を受けた。

なお、当時の措置内容については、堺市による措置の公表資料に基づき監査側で確認した結果に基づく記載をした。他方、各事務事業の現状については、所管課からの説明に基づく記載をした（後記第4の1(5)等）。

さらに、所管課に対し、過去の定期監査及び行政監査（令和2年度～令和5年度）における指摘と措置内容について質問をしたが、全ての所管課から、過去の定期監査及び行政監査（令和2年度～令和5年度）における指摘が「監査対象においては該当なし」との回答であった。

ウ 現地調査

以上のほか、特に事業の内容を把握する上で必要性が高いと考えられた8件の事務事業について、次のとおり、令和6年9月から10月にかけて現地調査を行った。

【社会福祉協議会運営補助】

（往査日）令和6年10月1日、9日

（訪問先）堺市社会福祉協議会（堺市総合福祉会館）



【権利擁護事業】

（往査日）令和6年10月1日、9日

（訪問先）堺市社会福祉協議会（堺市総合福祉会館）

【老人集会所運営】

(往査日) 令和6年9月30日

(訪問先) 堺市立湊老松荘（湊校区老人集会所）



【老人福祉施設等補助】

(往査日) 令和6年9月30日

(訪問先) 神石校区老人集会室



【老人福祉センター管理運営】

(往査日) 令和6年9月30日

(訪問先) 中老人福祉センター



【地域介護予防活動支援事業（地域のつながりハート事業等）】

（往査日）令和6年10月1日、9日

（訪問先）堺市社会福祉協議会（堺市総合福祉会館）

【包括的支援事業（地域包括支援センター等）】

（往査日）令和6年9月25日

（訪問先1）堺基幹型地域包括支援センター（堺区役所内）

（訪問先2）中第1地域包括支援センター

【介護認定事業】

（往査日）令和6年9月27日

（訪問先）介護認定審査会（堺区役所・西区役所地域福祉課）

11 補助者

弁 護 士	濱田 雄久
同	安部 将規
同	福岡 智彦
同	武田 宗久
同	森 克征
公認会計士	中川 美雪
同	石崎 一登
同	上森 太一郎
同	長谷川 史世
同	増田 千春

12 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

13 指摘・意見・要望の書き分け等

監査の結果については、堺市監査委員による監査結果に係る指摘事項等の取扱い

に関する基準である「監査結果に係る指摘事項等の取扱基準」に準拠して、原則として、次のとおり「指摘」、「意見」、「要望」（以下これらを総称して「指摘事項等」という。）に書き分けている。

【指摘】法令、基準等に違反していると認められるもの及びその他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

【意見】事務の執行、事業の管理状況等について、経済性、効率性又は有効性の観点（自治法第2条第14項）から検討する必要があると認められるもの。その他、法令、基準等には違反するとは認められないが、住民の福祉に寄与するものであるか（同法第2条第14項）、組織及び運営の合理化が図られているか（同法第2条第15項）などの観点から、事務処理上改善する必要があると認められるもの

【要望】制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

なお、本結果報告書に記載した金額等の数値の多くは概数であるため、合計した数値がその内訳と一致しない場合があることにご留意いただきたい。

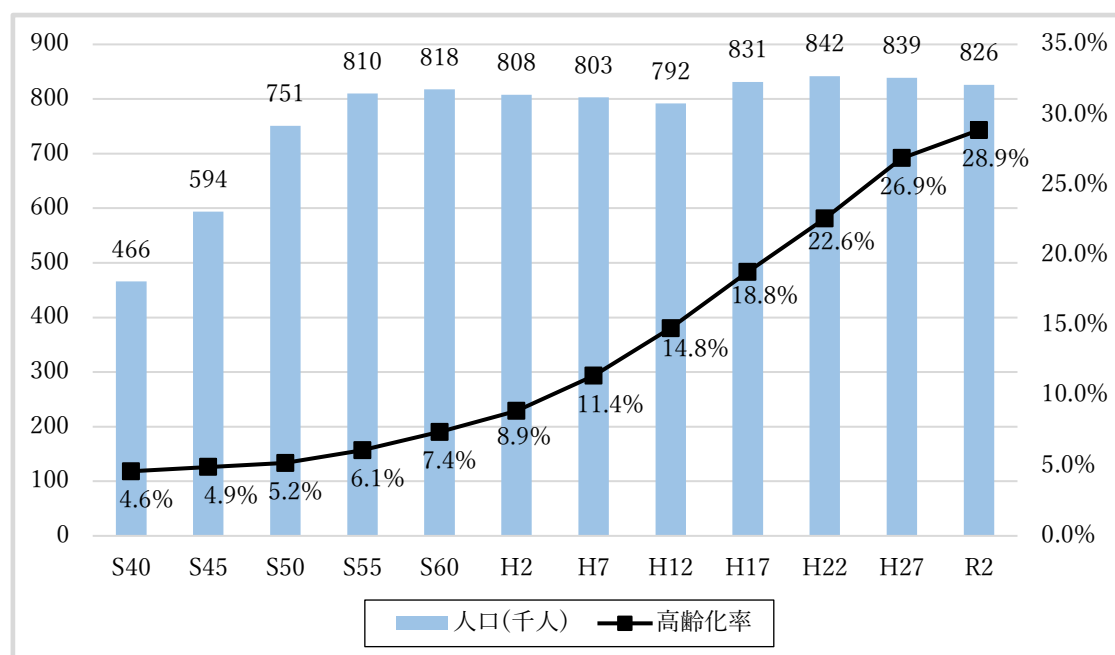
第2 堺市における高齢者施策の概要

1 堺市における高齢化の状況

(1) 堺市の高齢者人口

堺市における高齢化率の推移は下表のとおりであり、昭和40年における4.6%から年々増加し、令和2年には28.9%となり、高齢化が急速に進んでいることが分かる。

<堺市の人口・高齢化率の推移>



※国勢調査は、外国人登録者を含まず、「堺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）」では外国人登録者を含んでいるため、数値が異なる場合がある。

（出典：堺市令和2年国勢調査結果より監査人作成）

「堺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）」によると、令和5年9月末現在、堺市の総人口が約818千人であるのに対し、高齢者人口は約232千人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は全国平均である29.1%³より低いものの、28.3%に上っている。また、高齢者人口のうち、「65歳～74歳（前期高齢者）」は約97千人で総人口に占める割合は11.8%、「75歳以上人口（後期高齢者）」は約135千人で総人口に占める割合は16.5%となっており、総人口の約4人に1人が高齢者、

³ 高齢化率の全国平均は、令和5年10月1日現在のもの（内閣府「令和6年版高齢社会白書」）。

約6人に1人が75歳以上人口という「本格的な高齢社会」となっている。今後も高齢化率の上昇傾向は継続し、下表のとおり、令和8年には、高齢者人口は約227千人となり、令和22年には高齢者人口は約235千人、高齢化率は33.7%に達するものと見込まれている。

<高齢者人口の見込み>

(単位：千人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	835	832	828	823	818	801	774	736	697
前期高齢者	114	112	111	104	97	82	84	99	116
後期高齢者	120	122	124	129	135	145	140	126	118
高齢者人口	234	235	234	233	232	227	224	225	235
前期高齢者割合	13.6%	13.5%	13.4%	12.6%	11.8%	10.3%	10.8%	13.5%	16.7%
後期高齢者割合	14.4%	14.7%	14.9%	15.7%	16.5%	18.0%	18.1%	17.1%	16.9%
高齢化率	28.0%	28.2%	28.3%	28.3%	28.3%	28.3%	28.9%	30.6%	33.7%

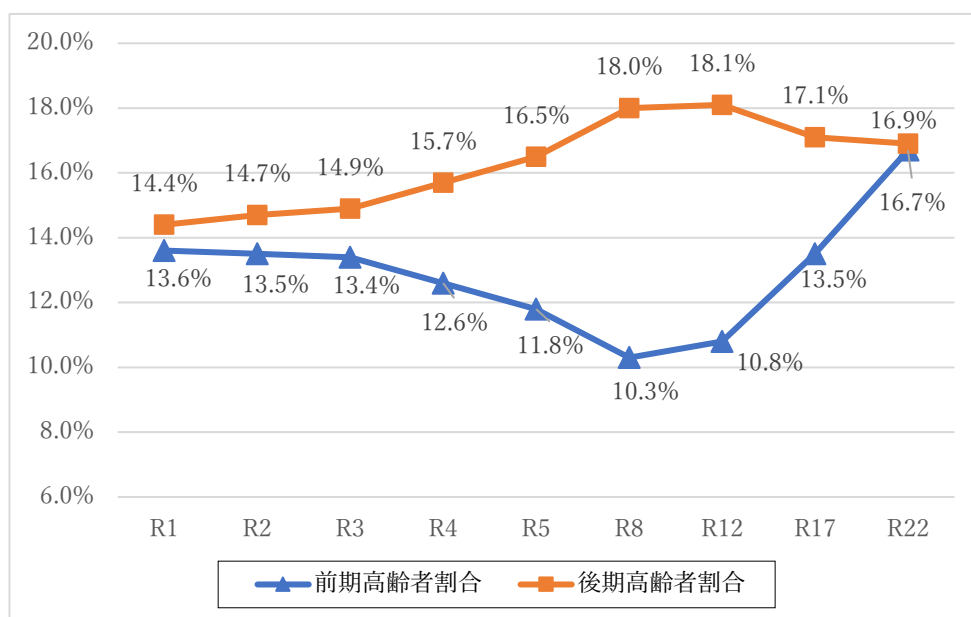
※数値は千人単位で切捨てを行っているため、合計値が合わない場合がある。

※令和5年までの数値は実績値、令和8年以降の数値は見込みの数値である。

(出典：堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）に基づき監査人作成)

また、下表のとおり、令和元年の人口に占める65歳から74歳までの前期高齢者割合は13.6%、75歳以上の後期高齢者割合は14.4%であるのに対し、令和22年には、前期高齢者割合は16.7%、後期高齢者割合は16.9%となることが見込まれる。

<前期・後期高齢者割合の推移>



※令和5年までの数値は実績値、令和8年以降の数値は見込の数値である。

(出典：堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）に基づき監査人作成)

(2) 各区の高齢者人口

各区の高齢者人口、高齢化率を比較してみると、下表のとおり令和5年において高齢者人口は南区、堺区などで多く、高齢化率は南区、美原区などで高くなっている。

<各区の高齢者人口及び高齢化率の推移>

(単位：人)

【堺区】

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和12年	令和22年
高齢者人口	40,396	39,970	39,866	39,654	39,016	40,881
高齢化率	27.5%	27.2%	27.1%	26.9%	26.6%	28.5%

【中区】

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和12年	令和22年
高齢者人口	32,695	32,506	32,541	32,464	31,880	33,884

高齢化率	26.9%	27.0%	27.2%	27.4%	28.8%	35.3%
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

【東区】

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和12年	令和22年
高齢者人口	26,057	25,879	25,621	25,426	24,328	24,510
高齢化率	30.2%	30.1%	29.8%	29.7%	29.0%	30.5%

【西区】

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和12年	令和22年
高齢者人口	36,281	36,086	35,938	35,807	35,299	39,330
高齢化率	26.5%	26.5%	26.5%	26.5%	27.3%	33.3%

【南区】

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和12年	令和22年
高齢者人口	48,070	47,820	47,498	47,033	44,407	41,685
高齢化率	34.5%	34.9%	35.2%	35.5%	37.6%	45.2%

【北区】

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和12年	令和22年
高齢者人口	39,171	38,985	38,642	38,393	38,070	43,111
高齢化率	24.6%	24.6%	24.6%	24.5%	25.1%	30.4%

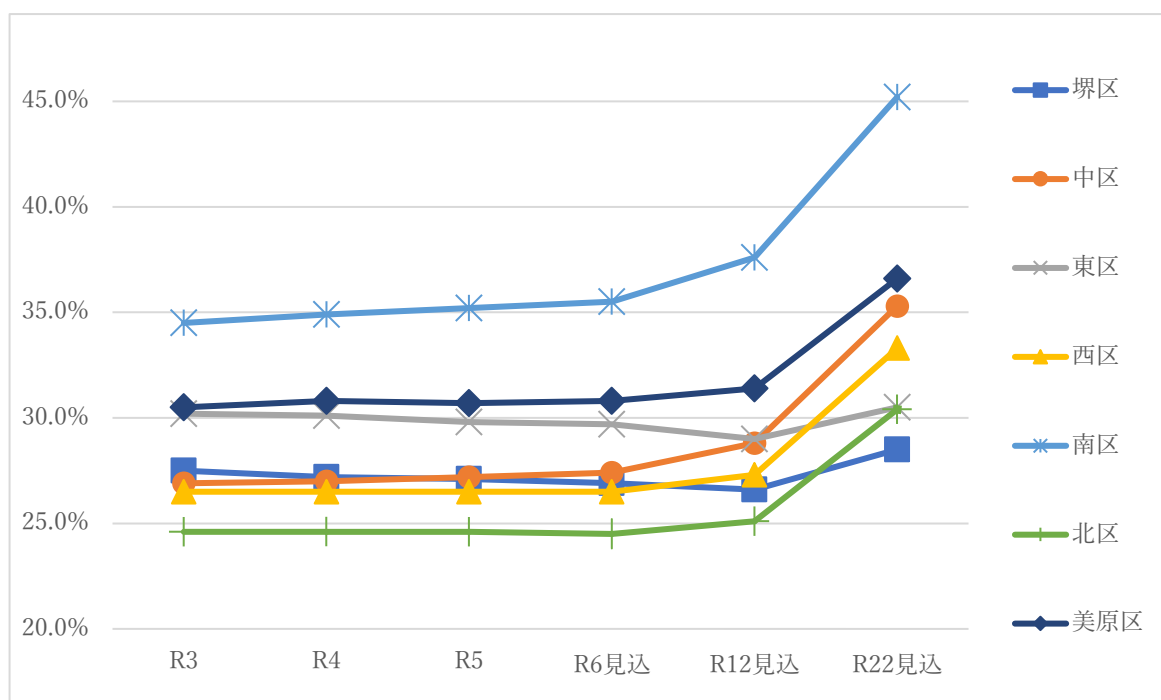
【美原区】

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和12年	令和22年
高齢者人口	11,644	11,587	11,544	11,484	11,046	11,169
高齢化率	30.5%	30.8%	30.7%	30.8%	31.4%	36.6%

※令和3年～令和5年は実績値、令和6年以降は見込みの数値である。

(出典：堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）に基づき監査人作成)

各区の高齢化率の推移をグラフ化したものは下表のとおりである。東区以外ではいずれの区においても将来的には更なる高齢化率の上昇が見込まれており、特に南区の高齢化率は現時点でも35%程度に上るところ、令和22年には45%程度にまで上昇することが予測されている。



(出典：堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）に基づき監査人作成)

(3) 高齢者世帯の状況

堺市では、高齢者のみ世帯が継続的に増加している状況にあるところ、高齢者一人暮らし世帯の増加が特に顕著であり、令和元年度から令和5年度にかけて、高齢者一人暮らし世帯数は5,166世帯増（7.3%増）、75歳以上の一人暮らし世帯数は6,944世帯増（15.8%増）となっている。

＜高齢者世帯数の推移＞

(単位：世帯)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全世帯数	393,262	396,065	397,604	399,862	401,895
高齢者のみ世帯数	119,390	121,332	122,681	123,295	123,928
(全世帯に占める割合)	30.4%	30.6%	30.9%	30.8%	30.8%

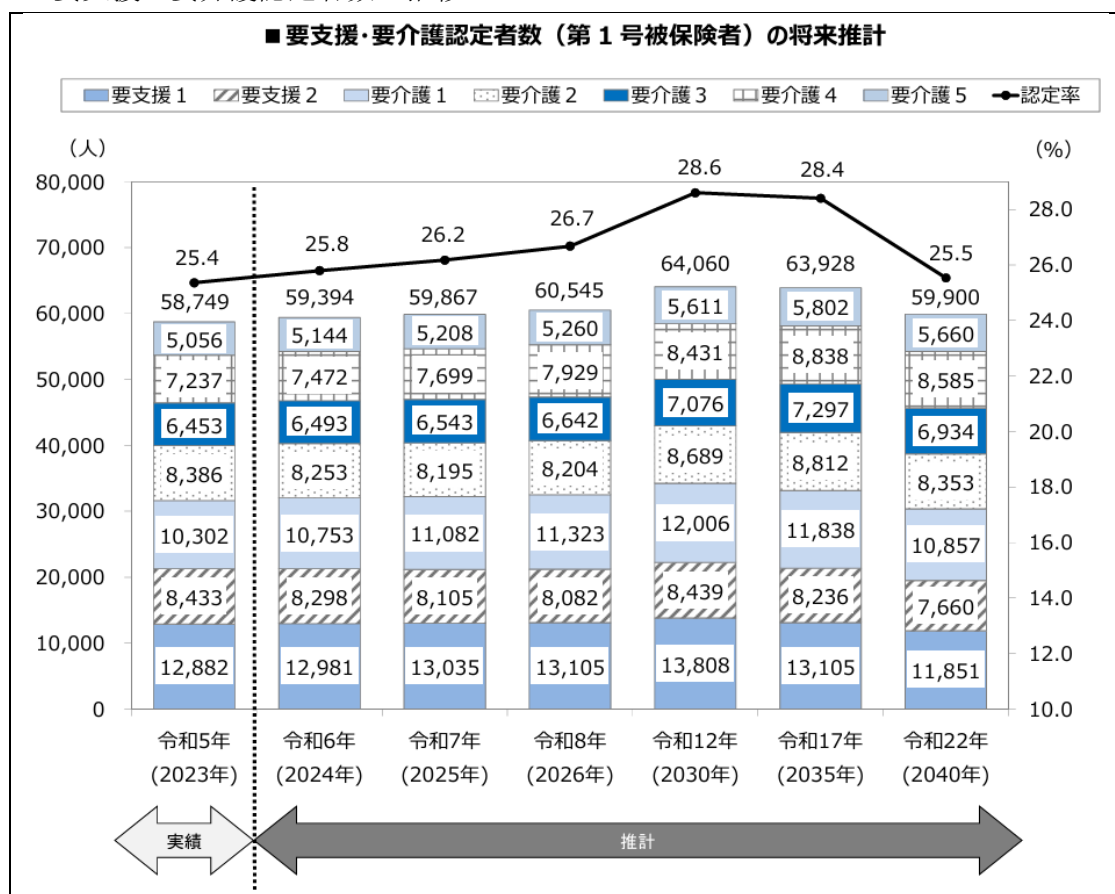
高齢者一人暮らし世帯数	70,760	72,413	73,750	74,826	75,926
(全世帯に占める割合)	18.0%	18.3%	18.5%	18.7%	18.9%
75歳以上の一人暮らし世帯数	43,950	45,272	46,352	48,486	50,894
(全世帯に占める割合)	11.2%	11.4%	11.7%	12.1%	12.7%

(出典：堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）に基づき監査人作成）

(4) 要支援・要介護認定者数の推移

堺市の要支援・要介護認定者数は令和5年9月末時点において58,749人に上る。令和12（2030）年の要支援・要介護認定者数64,060人、認定率28.6%をピークに、その後認定者数は減少し、令和22（2040）年の要支援・要介護認定者数は59,900人、認定率は25.5%になると見込まれる。

<要支援・要介護認定者数の推移>



(出典：堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）)

2 堺市における財政状況（過去5年間の関連歳入・歳出の推移等）

高齢者施策に係る歳入・歳出の範囲は主として一般会計の（款）民生費－（項）社会福祉費－（目）老人福祉費で計上されるほか、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計でも計上されている⁴。一般会計から各特別会計へは繰り出しを行っており、一般会計から各特別会計への繰出額と各特別会計における繰入額は一致する。以下では、高齢者施策に係る令和元年度から令和5年度の歳入・歳出決算状況（ただし、一般会計は歳出のみ）について確認する。

（1）一般会計

令和5年度の一般会計において、高齢者施策に係る歳出額は、全体で31,205百万円である。

民生費の社会福祉費における老人福祉費は13,776百万円であり、主な内訳としては、後期高齢者医療広域連合負担金が10,506百万円、介護サービス継続支援事業費が936百万円、老人福祉施設整備補助が802百万円である。このうち後期高齢者医療広域連合負担金は、後期高齢者医療制度に係る医療費のうち負担対象額の12分の1相当であり、市町村が負担することとされているものである。介護サービス継続支援事業は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた高齢福祉サービス事業所等に対して経費を補助したもののや、物価高騰対応のための事業者への支援金が含まれる。老人福祉施設整備補助は、公募により選定された法人に対して老人福祉施設を整備するための経費を補助するものである。

前年度との比較では、1,826百万円（6.2%）増加している。これは介護保険事業特別会計繰出金（690百万円）及び後期高齢者医療広域連合負担金（594百万円）、老人福祉施設整備補助（441百万円）の増加の影響が大きい。

⁴ 地方自治体の歳入・歳出決算書は地方自治法施行規則第15条別表によって定める区分（いわゆる款項目節の区分）に従って作成されており、高齢者施策という括りで区分されていないことから、監査人が高齢者施策に特に関係すると考える項目を取り上げて説明している。

＜一般会計における関連歳出の推移＞

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (A)	令和5年度 (B)	増減 (B-A)
民生費						
社会福祉費						
老人福祉費	11,200	11,801	11,566	12,896	13,776	879
後期高齢者医療広域連合負担金	9,352	9,507	9,714	9,912	10,506	594
老人福祉施設等補助	-	-	-	547	432	△115
八田荘老人ホーム管理運営	224	227	229	-	-	-
老人福祉施設入所措置	346	345	339	544	523	△21
老人福祉センター管理運営	417	330	325	337	340	2
老人福祉施設整備補助	186	716	190	361	802	441
介護事業者指定・指導	26	33	149	23	28	5
軽費老人ホーム等事務費補助	368	360	353	-	-	-
介護サービス継続支援事業	-	41	33	957	936	△20
その他	277	237	230	212	204	△7
介護保険事業特別会計繰出	12,014	12,707	13,196	13,456	14,147	690
後期高齢者医療事業特別会計繰出	2,618	2,815	2,856	3,024	3,281	256
歳出合計	25,833	27,324	27,619	29,378	31,205	1,826

※金額は百万円単位で切捨てを行っているため、増減額等が合わない場合がある。

※金額、項目は決算附属書に基づき表記している。

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

(2) 介護保険事業特別会計

介護保険事業特別会計は、堺市における介護保険に関する歳入・歳出を区分して管理するための特別会計であり、介護保険法第3条2項により設置が求められる。

令和5年度の歳入合計は91,400百万円、歳出合計は89,125百万円であり、実質収支⁵は2,275百万円の黒字である。

(歳入)

介護保険事業特別会計の歳入は主に被保険者からの介護保険料、国庫支出金、府支出金、支払基金交付金、一般会計からの繰入金で構成される。

介護保険は、後記「6 介護保険制度について」の「(5) 介護保険制度の財源」で説明しているとおり、介護保険法により費用負担割合が法定されており、法定割合に沿って歳入が計上される。

最も大きな割合を占める支払基金交付金（令和5年度：23,098百万円）は医療保険者が賦課徴収した第2号被保険者の保険料収入のうち介護分について社会保険診療報酬支払基金を通じて受け入れるものである。

市の直接的な財政負担である一般会計からの繰入金は、令和5年度において14,147百万円となっており、令和元年度に比べて2,133百万円増加している。これは介護サービスに係る費用の増加を一定率負担していることによるものである。

また、介護保険料は令和5年度において16,817百万円となっており、令和元年度に比べて303百万円減少している。これは普通調整交付金の交付割合の増加、低所得者保険料軽減の拡大及び第1号被保険者数の減少に伴う賦課総額の減によるものである。

(歳出)

介護保険事業特別会計の歳出は、主として保険給付費、地域支援事業経費等で構成される。

保険給付費は、要介護者、要支援者等に対する介護サービスに係る直接的な支出であり、大阪府国民健康保険団体連合会（以下「大阪府国保連」という。）を通じて、介

⁵ 実質収支とは形式収支（歳入決算額から歳出決算額を差し引いたもの）から翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものであり、自治体会計の実質的な黒字・赤字を示すものである。

護サービスを提供した事業者等に対して支払われる。このうち、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費については、被保険者に対して直接支払われることになる。

地域支援事業費は、要支援者等に対して行う介護予防のためのサービスに係る支出である介護予防・日常生活支援総合事業費や、包括的支援等事業費などで構成される。

総務費には、介護認定審査会に係る経費である介護認定費や、人件費などの一般管理費、介護保険給付費準備基金への積立てが含まれている。

令和元年度から令和5年度にかけて、歳出総額は継続して増加傾向にあり、4年間で11,493百万円（14.8%）増加している。これは居宅介護サービス給付費（7,545百万円増）をはじめとする保険給付費が毎年継続して増加していることによるものである。

<介護保険事業特別会計における関連歳入・歳出の推移>

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (A)	令和5年度 (B)	増減 (B-A)
歳入						
介護保険料	17,120	16,613	17,005	16,944	16,817	△127
国庫負担金	13,217	13,659	14,445	14,951	15,581	629
国庫補助金	5,411	5,926	5,574	5,835	6,362	526
府負担金	9,816	10,347	10,640	10,941	11,410	468
府補助金	739	709	711	690	708	17
支払基金交付金	20,070	20,860	21,690	22,179	23,098	919
財産収入	0	0	0	0	0	0
一般会計からの繰入金	12,014	12,707	13,196	13,456	14,147	690
基金からの繰入金	0	0	0	0	1,338	1,338
諸収入	43	14	27	18	19	0
繰越金	1,405	2,208	3,191	3,283	1,917	△1,366
歳入合計	79,841	83,049	86,483	88,302	91,400	3,098
歳出						
総務費						
一般管理費	1,061	1,010	973	959	1,070	110
介護保険管理費	143	137	148	128	138	10
介護認定費	474	371	384	383	523	139
介護保険給付費 準備基金	0	0	228	900	0	△899
保険給付費						
居宅介護サービス給付費	36,005	37,434	39,395	41,295	43,550	2,254
地域密着型介護 サービス給付費	9,345	9,652	10,163	10,457	10,886	429
施設介護サービス給付費	15,106	15,598	15,861	16,022	16,300	277
居宅介護サービス 計画給付費	4,003	4,113	4,364	4,581	4,729	147
その他介護予防 サービス等諸費	2,298	2,439	2,637	2,621	2,713	91
高額介護サービス等費	2,080	2,230	2,269	2,312	2,472	160
高額医療合算介護 サービス等費	265	290	294	309	324	14
特定入所者介護 サービス等費	1,720	1,729	1,421	1,196	1,181	△14
地域支援事業費						
介護予防・日常生活 支援総合事業費	3,537	3,337	3,403	3,402	3,528	126
包括的支援等事業費	1,376	1,425	1,371	1,349	1,342	△7
その他	11	10	10	10	10	0
諸支出金	200	73	271	454	353	△100
歳出合計	77,632	79,857	83,200	86,385	89,125	2,739
実質収支	2,208	3,191	3,283	1,917	2,275	358

※金額は百万円単位で切捨てを行っているため、増減額等が合わない場合がある。

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

(3) 後期高齢者医療事業特別会計

後期高齢者医療事業は、75歳以上の後期高齢者に対して医療保険を提供する事業であり、都道府県単位で運営されている。大阪府では、広域連合（以下「広域連合」という。）で運営されており、堺市は特別会計を通じて負担額を広域連合に拠出している。

（歳入）

後期高齢者医療事業特別会計の歳入は主に被保険者からの後期高齢者医療保険料、国庫支出金、府支出金、一般会計からの繰入金で構成される。

歳入総額は令和元年度から令和5年度の4年間で3,068百万円増加している。後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金の増加が主な要因である。

歳入のうち最も金額の大きい後期高齢者医療保険料は、堺市内に在住する75歳以上及び65歳から74歳までの方で一定の障害があると広域連合が認めた被保険者から徴収された保険料である。令和5年度において11,613百万円となっており令和元年度に比べて2,247百万円増加している。これは堺市内の被保険者が増加していることによるものである。

市の直接的な財政負担である一般会計からの繰入金は、令和5年度において3,281百万円となっており、令和元年度に比べて663百万円増加している。これは広域連合が行う低所得世帯に属する被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料軽減に係る基盤安定負担金の増加によるものである。

（歳出）

後期高齢者医療事業特別会計の歳出は総務費、後期高齢者医療広域連合納付金、諸支出金で構成される。

歳出の大半は後期高齢者医療広域連合納付金であり、高齢者の医療の確保に関する法律及び広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき被保険者に賦課された保険料について、市が徴収した保険料、広域連合が行う低所得世帯に属する被保険者などの保険料軽減に係る基盤安定負担金、広域連合の運営に係る市町村負担金を広域連合に納付している。

令和元年度から令和5年度にかけて、歳出総額は継続して増加傾向にあり、4年間で2,894百万円増加している。

＜後期高齢者医療事業特別会計における関連歳入・歳出の推移＞ （単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (A)	令和5年度 (B)	増減 (B-A)
歳入						
後期高齢者医療保険料	9,365	10,194	10,338	11,209	11,613	404
一般会計からの繰入金	2,618	2,815	2,856	3,024	3,281	256
繰越金	435	437	484	506	593	86
諸収入	2	4	2	44	2	△42
国庫支出金	-	1	-	6	-	△6
歳入合計	12,422	13,453	13,681	14,790	15,490	700
歳出						
総務費	177	184	171	225	184	△40
後期高齢者医療広域連合納付金	11,795	12,771	12,989	13,952	14,674	722
諸支出金	11	12	14	19	19	△0
歳出合計	11,984	12,968	13,175	14,197	14,878	681

※金額は百万円単位で切捨てを行っているため、増減額等が合わない場合がある。

（出典：堺市提供資料に基づき監査人作成）

3 「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と同計画に基づく施策

(1) 計画策定の背景と趣旨、位置付け、計画期間

ア 計画策定の背景と趣旨

国は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を推進している。

平成29年5月に成立した地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と

要支援・要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図り、制度の持続可能性を確保しつつ、必要な方への適切なサービスの提供をめざしている。

堺市では、平成30年10月に堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例を施行し、堺市、医療介護等関係者、市民等が共に力を合わせて地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいる。

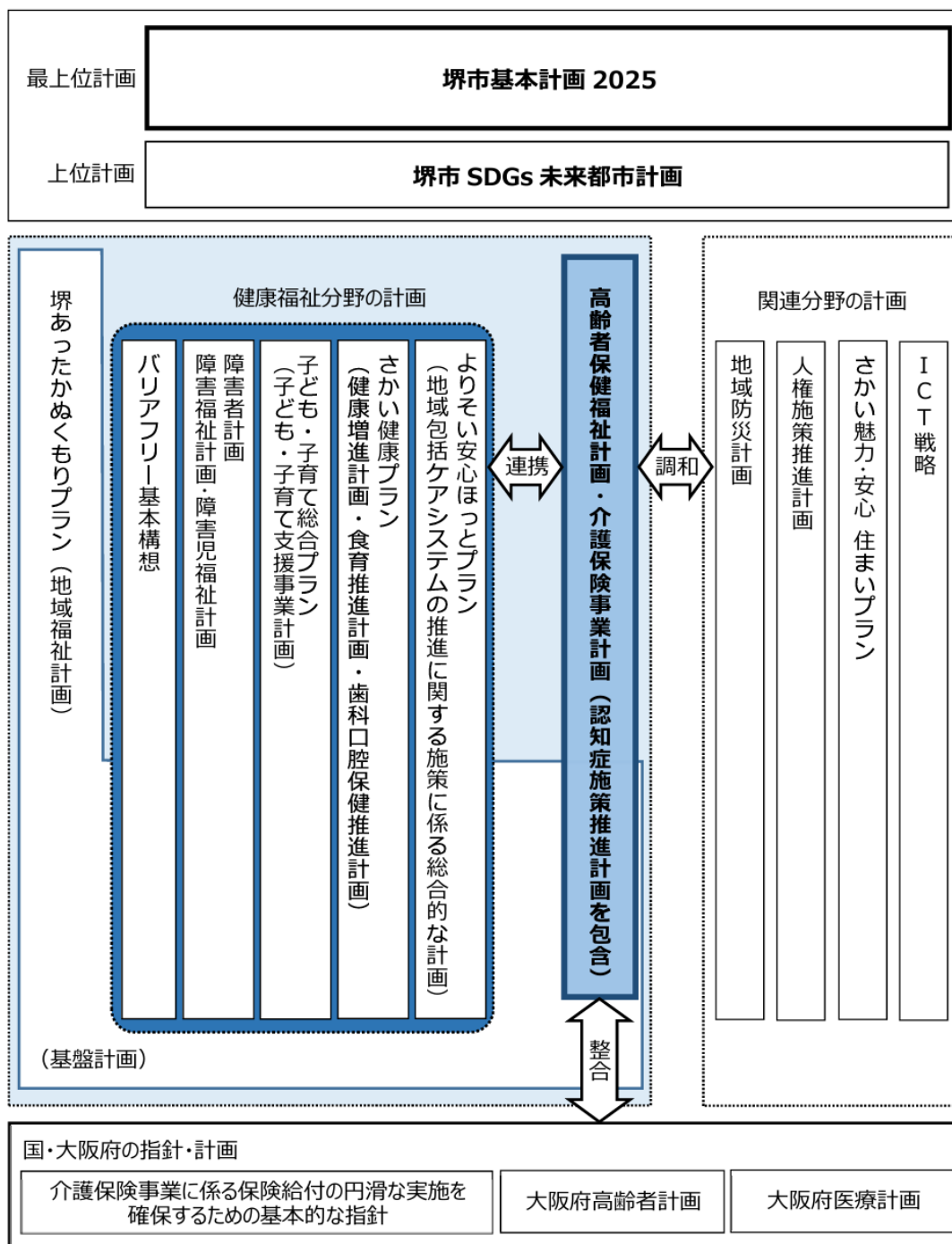
この計画は、堺市の高齢者施策を総合的に推進するため、これまでの取組を必要に応じて見直し、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年を見据えた中長期的な視点に立って策定されている。

イ 位置付け

堺市は、「堺市基本計画2025」を最上位計画、「堺市SDGs未来都市計画」を上位計画とし、「堺あったかぬくもりプラン」を基盤計画と位置付けた上で、堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）（以下第2の3において「本計画」という。）については、健康福祉分野の他計画等とも連携した計画として、老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画と介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画を一体的に策定しているものである。

本計画の位置付けは、次ページの図のとおりである。

【計画の位置づけ】



(出典：堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）)

(2) 本計画の基本的な考え方と施策の展開

堺市は、全ての高齢者が個人の尊厳を保ちながら、可能な限り住み慣れた地域で人

生の最期まで自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現をめざし、上位計画や関係する計画の理念等の下、高齢者がすこやかに毎日を過ごし、何らかの支援が必要になったときも地域で支え合い、自分らしく安心して心豊かに暮らし続けられるよう、健康寿命をKGI（重要目標達成指標）とし、「安心すこやか支え合い暮らし続けられる堺」をこの計画の基本理念として、施策・事業を推進し、その取組を進めている。

【KGI】健康寿命

指標	計画策定時※ (令和元(2019)年)	目標 (令和8(2026)年度)
健康寿命	男性：72.82年 女性：74.46年	男性：73.54年 女性：76.54年

※計画策定時は、令和5(2023)年度時点において把握した最新の値。以下、同じ。

(出典：堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6～8年度))

その重点施策は次のとおりであり、堺市は、6つの重点施策にそれぞれKPI（重要業績評価指標）を設定し、次のとおり施策を展開している。

<重点施策>

- ① 高齢者健康増進施策・自立支援の取組の推進
- ② 高齢者の社会参加と生きがい創出の支援
- ③ 高齢者が安心して暮らし続けられる都市・住まいの基盤整備
- ④ 認知症施策の推進
- ⑤ 在宅ケアの充実及び連携体制の整備
- ⑥ 介護サービス等の充実・強化

<施策の展開>

- ① 高齢者健康増進施策・自立支援の取組の推進
 - a. 介護予防の充実・推進
 - b. リハビリテーション専門職を活かした取組の推進

c. 介護予防・生活支援サービス事業の推進

d. 生涯にわたるこころと体の健康の増進

【KPI】新規要支援・要介護認定者の平均年齢

指標	指標設定の考え方	計画策定時 (令和4 (2022)年度)	目標 (令和8 (2026)年度)
新規要支援・要 介護認定者の平 均年齢	初めて要支援・要介護認定を受ける年 齢が高くなることは、高齢者が自立して暮 らし続けられる期間が長くなることであり、 健康寿命の延伸に向けた取組の状況を 表す評価指標として適している。	79.9 歳	81.0 歳

(出典：堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）)

② 高齢者の社会参加と生きがい創出の支援

a. 社会参加の機会・情報の提供

b. 地域を支える担い手の確保・育成

c. 地域の通いの場の創出

d. 地域における助け合い活動の推進

【KPI】介護予防に資する住民主体の通いの場への参加率

指標	指標設定の考え方	計画策定時 (令和4 (2022)年度)	目標 (令和8 (2026)年度)
介護予防に資する 住民主体の通いの 場への参加率	通いの場での交流が増えることで、高 齢者の社会参加の促進、社会的孤立 の防止、閉じこもりからの脱却、身体機 能の向上につながることから、介護予防に 資する取組の状況を表す評価指標とし て適している。	6.34%	8.00%

(出典：堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）)

③ 高齢者が安心して暮らし続けられる都市・住まいの基盤整備

- a. 高齢者が安心して暮らし続けられる住まいの確保
- b. 高齢者が暮らしやすい生活環境の整備
- c. 災害や感染症対策に係る体制整備と支援
- d. 高齢者等への見守り支援
- e. 権利擁護支援の充実
- f. 消費者被害防止や特殊詐欺被害防止のための取組推進

【KPI】見守りネットワーク登録事業所数

指標	指標設定の考え方	計画策定時 (令和4 (2022)年度)	目標 (令和8 (2026)年度)
見守りネットワーク 登録事業所数	事業者、企業、協力機関など様々な主体が協力して高齢者の課題に取り組むことは、高齢者が安心して暮らし続けられる都市の実現につながるため、評価指標として適している。	2,374 件	2,600 件

(出典：堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）)

④ 認知症施策の推進

- a. 認知症に関する普及啓発の推進
- b. 認知症の予防と早期発見・早期対応の推進
- c. 認知症への適切な対応と支援制度の充実
- d. 認知症の本人・家族等への支援や居場所の提供

<認知症の経過に応じて利用できる支援>

	年齢相応の もの忘れ	認知症の疑い ～軽度	中等度	重度	常時介護が必要 ～終末期
相談 する	地域包括支援センター				
	かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局（薬剤師）				
	介護支援専門員（ケアマネジャー）				
	保健センター				
	家族会				
受診 する	かかりつけ医				
	もの忘れ外来・神経内科・精神科・認知症専門医療機関・認知症疾患医療センター				
通う 場所	堺ぬくもりカフェ（堺市認知症カフェ）				
	介護予防事業（げんきあつが教室等）				
	地域の集まり・老人福祉センター				
	デイサービス・デイケア・ショートステイ・小規模多機能型居宅介護				
介護			訪問看護・訪問リハビリ・訪問介護・訪問入浴		
住まい	住宅改修・福祉用具の貸与や購入				
	養護老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・軽費老人ホーム				
				認知症高齢者グループホーム	
				介護老人保健施設・特別養護老人ホーム	
権利 を守る	日常生活自立支援事業				
	成年後見制度				

（出典：堺市提供資料）

【KPI】認知症サポーターの人数

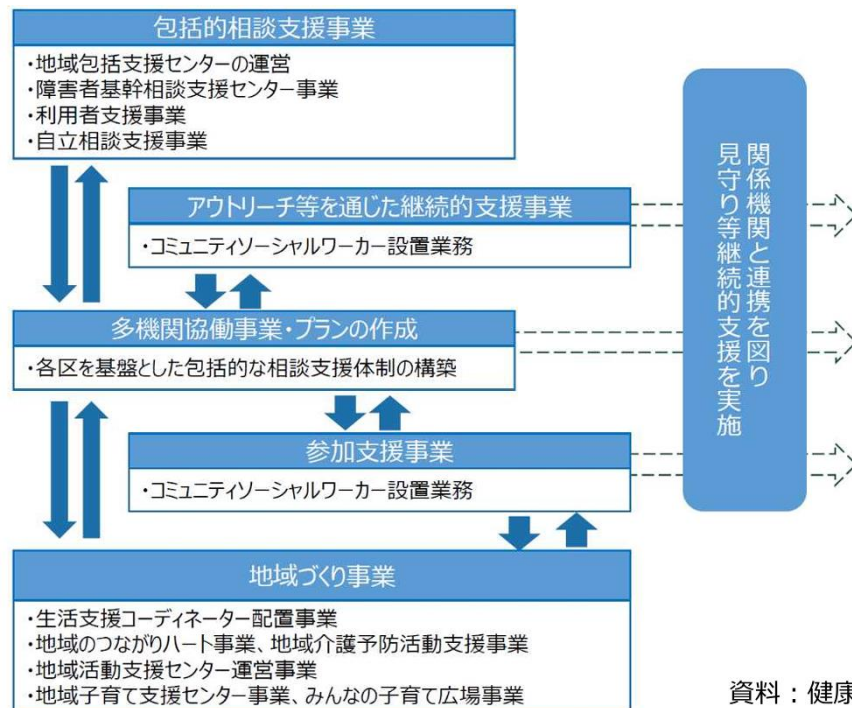
指標	指標設定の考え方	計画策定時 (令和4 (2022)年度)	目標 (令和8 (2026)年度)
認知症サポーター の人数	幅広い市民が認知症に対して正しい知識を持ち理解を深めることは、認知症施策全般を進めるための基盤となるため、評価指標として適している。	86,617 人	103,000 人

(出典：堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）)

⑤ 在宅ケアの充実及び連携体制の整備

- a. 在宅医療・介護の連携強化
- b. 地域包括支援センターの運営
- c. 総合的な相談支援体制の整備
- d. 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実
- e. 家族介護者等への支援の充実
- f. 市民への情報提供の充実や意識の啓発

<堺市の重層的支援体制整備事業>



(出典：堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）)

【KPI】地域包括支援センターの援助件数

指標	指標設定の考え方	計画策定時 (令和4 (2022)年度)	目標 (令和8 (2026)年度)
地域包括支援センターの援助件数	地域包括支援センターの支援により在宅ケアを充実し、高齢者が住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らし続けることが健康寿命の延伸に寄与することから、評価指標として適している。	162,307 件	170,000 件

(出典：堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）)

⑥ 介護サービス等の充実・強化

- 2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備
- 介護サービスの質の向上
- ケアマネジメントの質の向上
- 介護現場の生産性の向上

- e. 費用負担への配慮
- f. 介護保険制度に関する啓発・情報提供・苦情相談等
- g. 介護給付適正化事業の推進

【KPI】介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を取得し介護人材の安定的な確保に努めている事業所の割合

指標	指標設定の考え方	計画策定時 （令和 5 （2023）年 12 月）	目標 （令和 8 （2026）年度）
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を取得し介護人材の安定的な確保に努めている事業所の割合	経験・技能のある介護職員の賃金面での処遇改善が介護人材の将来にわたる安定的な確保につながることから、評価指標として適している。	67.71% （参考値）	70.00%

（出典：堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度））

(3) 自立支援・介護予防・重度化防止等の取組と目標

ア 高齢者の自立支援・介護予防・重度化防止等の取組の推進

堺市では、以下のとおり、高齢者の自立支援・介護予防・重度化防止を推進するため、介護保険法の規定に基づき、取組内容及び目標値を設定し地域包括ケアシステムの深化・推進を図っている。

＜高齢者の自立支援・介護予防・重度化防止等の取組内容と指標、目標値＞

取組内容	指標及び目標値
・介護予防「あ・し・た」プロジェクト 元気高齢者を対象に、フレイル予防の 3 つの要素として身体活動に該当する「あるく」、社会参加に該当する「しゃべる」、食生活、口腔機能に該当する「たべる」の「あ・し・た」を活用したプログラムを提供し、高齢者自ら介護予防に継続的に取り組むことができるよう支援します。 成果連動型民間委託契約方式を活用して民間の創意工夫やノウハウを最大限に活用します。また、ICT を活用したオンラインプログラムも実施します。 学術研究機関による効果検証を行い、効果的な介護予防施策の検討につなげます。	＜啓発プログラム参加者数＞ ・令和 6 年度 1,300 人 ・令和 7 年度 1,200 人 ・令和 8 年度 前年度までの成果を踏まえて再検討 ＜継続プログラム参加者数＞ ・令和 6 年度 220 人 ・令和 7 年度 180 人 ・令和 8 年度 前年度までの成果を踏まえて再検討

・介護予防把握事業 地域包括支援センターや保健センターの地域活動により、虚弱高齢者の把握を行います。 収集した情報等を地域の実情に応じて活用することにより、フレイルや閉じこもりなど何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動へつなげます。	<要支援・要介護認定非該当者訪問・虚弱高齢者把握支援の件数> ・令和6年度 1,300人 ・令和7年度 1,300人 ・令和8年度 1,300人
・げんきあっぷ（ロコモ予防）教室の開催 運動器の機能低下により要支援・要介護になるリスクを低減し、関節疾患や体力低下による生活機能低下（ロコモティブシンドローム）を防ぐため、げんきあっぷ（ロコモ予防）教室を開催します。 筋力トレーニング等の運動や堺コッカラ体操等を通して介護予防を生活に取り入れる支援をしています。	<開催回数> ・令和6年度 510回 ・令和7年度 510回 ・令和8年度 510回 <参加者数> ・令和6年度 5,800人 ・令和7年度 5,800人 ・令和8年度 5,800人
・口腔機能の向上をめざす講座の開催 口腔機能の維持・増進や、口腔ケアを行うことで、誤嚥により引き起こされる肺炎などを予防します。 保健センターの歯科衛生士や言語聴覚士等による講座を実施し、健口（けんこう）体操や、適切な歯のみがき方、歯間部清掃用具の使用方法などをアドバイスすることで、口腔機能向上の取組を日常生活に取り入れることをめざします。	<普及啓発回数> ・令和6年度 70回 ・令和7年度 70回 ・令和8年度 70回 <講座の参加人数> ・令和6年度 1,750人 ・令和7年度 1,750人 ・令和8年度 1,750人
・低栄養予防出前啓発事業 高齢者が、低栄養（食欲がない、食べられない、食事がおいしくない、栄養不足など）の状態になることを防ぐために、健康教育（栄養教室）などを地域や各区保健センターで実施し、バランスの良い食事の摂取や食を楽しめるような働きかけを行います。 地域で会食や配食を行っているボランティアグループへの支援を行います。	<開催回数> ・令和6年度 35回 ・令和7年度 35回 ・令和8年度 35回
・ひらめき脳トレプラス（認知症予防）教室 認知症を予防する堺コッカラ体操を中心に、高齢者のためのバランスのよい食事、加齢による口腔機能の低下を予防する知識や口腔ケア等、介護予防全般について学べる教室を実施します。教室で学んだ内容を日常生活に取り入れ、生活習慣を見直すきっかけとなるよう、あ・し・たチャレンジ手帳を活用します。 仲間同士での活動や地域での継続した取組を推進します。	<開催回数> ・令和6年度 180回 ・令和7年度 180回 ・令和8年度 180回 <参加者数> ・令和6年度 2,200人 ・令和7年度 2,200人 ・令和8年度 2,200人

・堺コッカラ体操の普及 認知症予防の効果が期待できる堺市版介護予防体操である堺コッカラ体操を広く普及し、地域で堺コッカラ体操を行うグループが増えるよう支援します。 いつでも気軽に取り組めるようインターネットでの動画配信を行います。	<リーダー養成講座修了者数> ・令和6年度 20人 ・令和7年度 20人 ・令和8年度 20人 <体操参加者数> ・令和6年度 10,000人 ・令和7年度 10,000人 ・令和8年度 10,000人
・地域リハビリテーション活動支援事業 地域においてリハビリ専門職等を活かした自立支援、介護予防・重度化防止に資する取組を推進します。	<リハビリ専門職派遣回数> ・令和6年度 100回 ・令和7年度 100回 ・令和8年度 100回
・介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス（訪問による日常生活支援）、通所型サービス（機能訓練・集いの場などの日常生活支援）、介護予防ケアマネジメントなどを提供します。 担い手登録型サービスの従事者を養成するための研修を実施します。	<訪問型サービス・通所型サービス・介護予防ケアマネジメント> 自立支援・重度化防止に資するサービスの提供 <研修修了者数> ・令和6年度 50人 ・令和7年度 50人 ・令和8年度 50人
・専門職（医師・歯科医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士・リハビリ専門職など）による健康教育・健康相談の実施 地域の住民に対し、栄養・食生活、身体活動・運動、こころの健康、歯と口の健康などの視点から、健康に関する情報提供や啓発、健康イベント、専門職による健康教育・健康相談を行います。	<65歳以上を対象に実施した健康教育の受講者数> ・令和6年度 11,500人 ・令和7年度 13,250人 ・令和8年度 15,000人
・歯と口の健康を普及する8020メイトの育成と活動支援 口腔機能の向上を含めた口腔の健康の増進を地域に広げるために、自主活動グループの育成や、その活動を支援します。	<8020メイト活動回数(年間)> ・令和6年度 130回 ・令和7年度 130回 ・令和8年度 130回 <登録人数> ・令和6年度 150人 ・令和7年度 150人 ・令和8年度 150人
・生活習慣病予防のための健康教育・健康相談の実施 40歳以上の市民やその家族を対象に、生活習慣病予防、健康増進などの健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、壮年期からの健康の保持増進を図ります。保健センターでは、医師や保健師、栄養士、歯科衛生士などによる健康増進の	<40歳以上を対象に実施した健康教育の開催回数・受講者数> ・令和6年度 740回 ・令和7年度 820回 ・令和8年度 900回

ための教室を開催し、各種の健康教育修了者に対し自主活動の支援を積極的に推進します。40 歳以上の市民やその家族を対象に、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行います。生活習慣病や健康増進の相談、食生活相談、歯科相談等を実施します。	<受講人数> ・令和 6 年度 15,000 人 ・令和 7 年度 17,500 人 ・令和 8 年度 20,000 人
・骨粗しょう症予防啓発の実施 要介護状態になる主要因は、脳血管疾患、骨関節疾患（関節疾患、骨折、転倒）であるため、運動習慣や食生活など生活習慣の見直し、改善を促すために専門職による健康教育を実施します。	<骨粗しょう症予防に関する健康教育の受講者数> ・令和 6 年度 500 人 ・令和 7 年度 900 人 ・令和 8 年度 1,500 人

（出典：堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）より監査人作成）

イ 介護給付等に要する費用の適正化の取組の推進

堺市では、以下のとおり、介護保険法の規定に基づき、取組内容及び目標値を設定し介護給付費の適正化の取組を推進している。

<介護給付等に要する費用の適正化の取組内容と指標、目標値>

取組内容	指標及び目標値
・ケアプラン点検事業 居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーに対し、書類審査及び個別面談方式で、自立支援に資する適切なケアプランとなっているかを当該ケアマネジャーと一緒に検証・点検し、助言・指導を行います。 高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のため、入居者の区分支給限度基準額の利用割合や利用サービス種類について自立支援や重度化防止の観点から、高齢者向け住まい等に併設等の居宅介護支援事業所に対してケアプランの点検を行います。	<点検事業所数> ・令和 6 年度 100 事業所 ・令和 7 年度 100 事業所 ・令和 8 年度 100 事業所
・要支援・要介護認定の適正化 適正な認定調査を実施するため、市の認定調査員に対し定期的な研修を行い、認定調査の平準化及び質の向上を図ります。 ケアマネジャーや他市町村への委託等により行った認定調査が適切に行われているか、調査票の内容を全件点検します。	<調査員への研修回数> ・令和 6 年度 年 12 回 ・令和 7 年度 年 12 回 ・令和 8 年度 年 12 回 <委託等調査票の点検割合> ・令和 6 年度 100% ・令和 7 年度 100% ・令和 8 年度 100%
・医療情報との突合 国民健康保険団体連合会へ委託し、介護保険給	<突合割合> ・令和 6 年度 100%

付実績等と医療情報との突合を行い、整合性を確認します。	・令和7年度 100% ・令和8年度 100%
・縦覧点検 国民健康保険団体連合会へ委託し、介護保険給付実績等について、算定回数・重複請求の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認します。	＜点検割合＞ ・令和6年度 100% ・令和7年度 100% ・令和8年度 100%
・住宅改修の適正化 住宅改修工事において、申請書の審査段階から工事の完了後まで、必要に応じて専門職等が現場確認も含め、調査点検します。	＜調査件数＞ ・令和6年度 372件 ・令和7年度 372件 ・令和8年度 372件
・福祉用具購入・貸与調査 直近の認定調査結果から利用が想定しにくい福祉用具の購入・貸与及び軽度者への福祉用具貸与について、ケアプラン等により必要性を確認します。 市ホームページに福祉用具貸与価格の平均金額等を掲載し、適正価格での貸与が行われるよう周知します。	＜調査件数＞ ・令和6年度 1,100件 ・令和7年度 1,150件 ・令和8年度 1,200件

(出典：堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）より監査人作成)

(4) 本計画の推進

堺市は、この計画の推進に当たっては、行政だけでなく市民、地域、関係機関や各種団体、サービス提供事業者や企業等が、本計画の基本理念の実現に向けて連携と協働を図りながら取り組むことが大切であるとの考え、及び、各主体が地域包括ケアシステムを深化・推進する担い手として適切な役割を果たしつつ更なる連携強化を図り計画の推進に努める必要があるとの考えを念頭に置いて、この計画を推進している。

4 「よりそい安心ほっとプラン」と地域包括ケアシステム

(1) 地域包括ケアシステムとは

我が国における75歳以上の後期高齢者は、令和7年度には2000万人以上になることが予測されている。また、単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者は、これまで増加傾向にあり、今後もこの傾向は続くことが見込まれる。

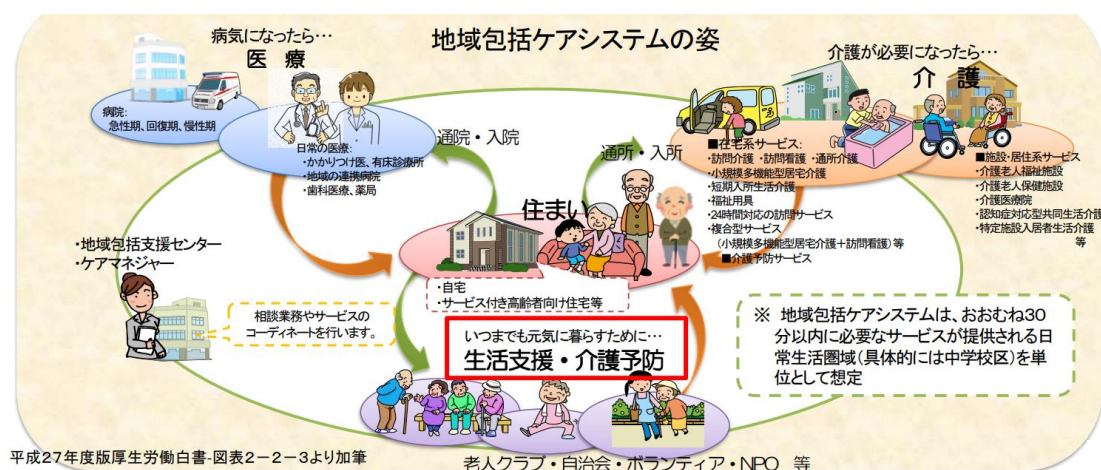
このような中で、介護が必要となった場合も自宅で住み続けたいという希望が高まっ

ている。

そこで、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築が求められている。ここにいう「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制」が地域包括ケアシステムである。

すなわち、地域包括ケアシステムとは、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために医療や介護のみならず、福祉サービスも含めた様々なサービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制」をいう（三菱UFJリサーチ&コンサルティング『地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点』。地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条第1項参照）。

したがって、地域包括ケアシステムの構築においては、各々の制度の中で完結するものではなく、市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性にに基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要とされる。



また、今後の急激な高齢化の進展に伴い、公的な福祉サービスだけでは支援の必要な高齢者を支えることは容易ではなく、地域包括ケアシステムの実現に向けて、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」という4つの支えの組み合わせが必要であるとされる（地域包括ケア研究会報告書（平成25年3月））。



（出典：堺市作成の「よりそい安心ほっとプラン」のリーフレット）

(2) 「よりそい安心ほっとプラン」と堺市における地域包括ケアシステム

ア 堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例

堺市において、地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者及び市民等の協働によるまちづくりであり、地域の特性に応じてつくり上げていくものであるとの理念の下、一人ひとりが支え合いながら、「安心ですこやかに、いきいきと暮らせるまち堺」を実現し、これを世代を超えて受け継ぎ、いつまでも安心して心豊かに暮らし続けることができることを目的として、「堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例」が制定され、地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に関する各種の施策が行われている。

同条例第3条では基本理念として以下の内容が規定されており、これらの基本理念の下、堺市は、地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画（「よりそい安心ほっとプラン」令和元年度～令和8年度。以下「ほっとプラン」という。）を策定している（同条例第4条第1項）。

- ① 地域包括ケアシステムは、高齢者の尊厳の保持及び自立支援を基本とすべきものであること。
- ② 地域包括ケアシステムは、市民等で支え合う持続可能な本市の介護保険制度の構築に資するもので、地域の自主性及び主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくべきものであること。
- ③ 地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者及び市民等が、それぞれの役割を理解し、協働して構築及び深化・推進をしていくべきものであること。
- ④ 地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者及び市民等が、自助、互助、共助及び公助の考え方に基づき、適切な役割分担の下に行うべきものであること。
- ⑤ 市民等は、支える側と支えられる側とが固定されたものではなく、個々の状態に応じて、それぞれが役割を持ち、相互に支え合うべきものであること。

イ ほっとプランの5つの要素

ほっとプランでは、地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に当たって以下の5つの要素に応じて基本的な視点を設定した上で、施策が展開されている。

① 医療

高齢者の状況に応じて、看取りまで行える包括的な在宅医療・介護連携体制が構築されている。

(施策体系)

●市民の方が利用できるもの ■支援者が利用できるもの

施策展開	具体的な取組(主なもの)
(1) 医療・介護の連携強化	医療・介護連携推進事業による支援
① 地域の医療・介護の資源の把握・情報発信	●市内医療・介護資源のリスト化・市ホームページへの掲載
② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	■地域包括ケアシステム審議会の開催
③ 在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置	■在宅医療・介護連携相談窓口(堺地域医療連携支援センター)の運営
④ 医療・介護関係者の研修	■在宅医療と介護の連携強化への取組
⑤ 在宅医療・介護連携に関する市民への普及啓発	●市民向け講演会の実施 ●在宅生活に対する意識啓発
⑥ 医療・介護関係者の情報共有の支援	■連絡票(医介連携の多職種連携マニュアルに記載)の利用啓発 ■地域医療情報ネットワークの推進
(2) 認知症への適切な対応、普及啓発の推進	●「認知症支援のてびき」(堺市認知症ケアパス)の活用推進 ●「認知症の気づきチェックリスト」の普及 ●認知症サポーターの養成

(出典：堺市作成のほっとプランのリーフレット)

② 介護

介護サービス等について、必要な量を確保し、その質が確保・充実・強化され、必要なサービスが適切に提供されている。

(施策体系)

●市民の方が利用できるもの ■支援者が利用できるもの

施策展開	具体的な取組(主なもの)
(1) 介護保険制度の理念周知	■介護保険の理念周知に関する活動
(2) 介護保険制度に関する啓発、情報提供、苦情相談等	●在宅生活に対する意識啓発 (介護施設や介護サービス等の説明や啓発)
(3) 地域包括支援センター(高齢者総合相談窓口)の運営	●総合相談支援 ●権利擁護業務(虐待防止と適切な対処システムの構築)
(4) 地域包括支援センター(高齢者総合相談窓口)の機能強化	■地域包括システムを支える中核機関として機能を強化
(5) 地域ケア会議の推進	■高齢者支援ネットワーク会議(市・区)・高齢者関係者会議 ■介護予防ケアマネジメント検討会議
(6) 介護サービスの質の向上	■介護サービス事業者への指導・助言
(7) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	●総合事業(サービス・事業対象者に関する周知)
(8) ケアマネジメントの質の向上	■居宅介護支援事業者研修の実施
(9) 介護人材の確保・育成	■人材確保・育成に取り組む事業者の表彰 ■事業者の活動の発表・就職相談の機会創出
(10) 介護保険施設の適正な整備	■入所希望者および地域の状況等を踏まえた介護保険施設の計画整備
(11) 介護給付適正化事業の推進	■認定訪問調査の適正化 ■住宅改修の適正化
(12) 費用負担への配慮	●費用負担軽減制度等の運用
(13) 認知症への適切な対応、普及啓発の推進	■認知症対応力向上研修 ●認知症支援の地域活動(啓発、家族会支援等)
(14) 家族介護者等への支援の充実	●ダブルケア相談窓口の充実 ●「堺めくもりカフェ」(認知症カフェ)の充実
(15) 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実	●在宅生活を支える介護サービスの整備 ●見守りネットワークの推進

(出典：堺市作成のほっとプランのリーフレット)

③ 介護予防

市民が自身の健康の保持増進や介護予防に努め、仮に健康状態が変化しても、安心して暮らしていける。

(施策体系)

●市民の方が利用できるもの ■支援者が利用できるもの

施策展開	具体的な取組(主なもの)
(1) 介護予防の推進と普及啓発	●地域における介護予防教室の推進 ●フレイル状態に移行しないための啓発事業 ●「新しい生活様式」に対応した「フレイル予防」の検証
(2) 介護予防ケアマネジメントの推進	■自立支援型地域ケア会議「介護予防ケアマネジメント検討会議」
(3) リハビリテーション専門職を活かした取組の推進	■地域リハビリテーション活動支援事業
(4) 介護予防・生活支援サービス事業の推進	●地域における多様なサービス制度の構築
(5) 地域の通いの場の創出	●日常生活圏域コーディネーターによる地域活動の支援
(6) 認知症予防の推進	●認知症予防効果が期待できる体操・教室等の普及促進
(7) 生涯にわたるこころと体の健康増進	●専門職（医師・歯科医師・薬剤師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士・リハビリ専門職など）による健康教育・健康相談の実施
(8) 健康を支える地域社会の構築	●健康づくり自主活動グループの育成と活動支援
(9) 生活習慣病などの疾病予防	●生活習慣病予防のための健康相談の実施 ●生活習慣病予防のための健康教育の実施 ●がん検診や特定健康診査等各種健（検）診の実施
(10) 高齢期特有の健康課題への対策	●骨粗しょう症予防検診の実施・受診勧奨
(11) 介護予防「あ・し・た」プロジェクト（R1・新規）	●介護予防に資する新たな通いの場での交流や活動支援

(出典：堺市作成のほっとプランのリーフレット)

④ 住まい

高齢者の尊厳が保持され、自宅のバリアフリー化、高齢者向け住宅及び高齢者向け施設への入居等、各々の希望にかなった「住まい」が確保され、その質の維持・向上が進められている。

(施策体系)

●市民の方が利用できるもの ■支援者が利用できるもの

施策展開	具体的な取組(主なもの)
(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保	■ 高齢者施設等の感染症拡大防止対策の推進 ● 高齢者住宅改修支援 ● 緊急時に備えた安全確保の推進 ● 高齢者宅への防火訪問による防火指導の実施 ● 高齢者向け住宅の情報提供、相談支援
(2) 高齢者が暮らしやすい生活環境の形成	■ 福祉の生活環境整備の指導
(3) 高齢者の状態に応じた適切な住まいの確保	■ 入所希望者および地域の状況等を踏まえた介護保険施設の計画整備(再掲) ■ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)など居住系サービスの計画整備

(出典：堺市作成のほっとプランのリーフレット)

⑤ 生活支援

高齢者が支え合いによって、これまでの生活がスムーズに行えたり、自分らしい生活を送れるようになり、高齢者の社会参加や生きがいの創出が進む。

(施策体系)

●市民の方が利用できるもの ■支援者が利用できるもの

施策展開	具体的な取組(主なもの)
(1) 多様なサービス基盤の充実による支え合いの推進	● 高齢者を支える地域のボランティア活動の推進 ● ICTを活用した認知症等高齢者の見守り ● 感染症の拡大に対応した在宅ケアの継続支援
(2) 情報共有と機会創出	■ 老人福祉センターの運営 ■ 老人集会室の整備
(3) 担い手の育成	● ボランティア講座の開催
(4) 社会参加の機会の提供	● 老人クラブの活性化 ● ねんりんピックへの参加 ● シルバー人材センターの活用
(5) 権利擁護支援の充実	● 成年後見制度の普及・啓発 ● 堺市日常生活自立支援事業の活用 ■ 高齢者虐待防止の普及・啓発
(6) 消費者被害の未然防止及び救済	■ 消費者被害に関する情報提供と相談の充実、出前講座などの啓発活動
(7) 災害等緊急時に備えた支援の充実	● 避難行動要支援者の避難支援の仕組み構築 ■ 福祉避難所の指定及び運営体制の構築

(出典：堺市作成のほっとプランのリーフレット)

5 堺市における高齢者施策と介護保険制度を中心とする事務事業の実施主体

高齢者向けの施策及び事業としては、介護保険制度や後期高齢者医療制度が広く知られている。堺市では、健康福祉局が両制度を所管しており、必然的に同局が高齢者向け施策、事業の中心となるが、例えば建築都市局が「おでかけ応援制度⁶」を、産業振興局が「さかいシニア就職面接会⁷」を、建設局が道路等の「バリアフリー化」を行うなど他の局でも高齢者に係る施策、事業は多く実施されている。

(1) 健康福祉局

ア 健康福祉局の事務分掌

健康福祉局は、①社会福祉に関する事項、②医療保険、介護保険及び国民年金に関する事項、③保健衛生に関する事項を分掌する（堺市事務分掌条例第1条）。

イ 健康福祉局の組織機構図

その組織機構図は、次ページのとおりである。

⁶ 公共交通利用促進事業として行われている。

⁷ 地域就労支援事業として行われている。

<堺市健康福祉局の機構図>



(出典：堺市行政機構図より監査人作成)

ウ 事務分掌の詳細と各課の人員数

堺市健康福祉局のうち、本監査のテーマである高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る各部課係の事務分掌の詳細と各課の人員数は、次のとおりである。

生活福祉部	地域共生推進課 ※13名	調整係 (1) 災害時における要配慮者の支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2) (社福) 堺市社会福祉協議会に関すること。 推進係 (1) 地域福祉の推進（包括的支援体制の整備を含む。）に係る企画及び調整並びに地域福祉計画の推進に関すること。 (2) 社会福祉審議会（地域福祉専門分科会に限る。）に関すること。 (3) 社会福祉職職員の人材育成に係る総合調整及び研修に関すること。 支援係 (1) 生活困窮者の自立支援に関すること。 (2) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく支援決定に関すること。 (3) 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給等に関すること。
長寿社会部	長寿支援課 ※29名	(1) 高齢者の生きがいづくり、社会参加、生活支援及び自立支援等に係る事務の指導、調整及び総括に関すること。 (2) 所管の業務に係る保健福祉総合センターとの連絡調整に関すること。 企画係 (1) 高齢者福祉に係る企画及び調整並びに高齢者保健福祉計画の推進に関すること。 (2) 高齢者のいきがい支援等に関すること。 (3) 成年後見制度に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。 施設運営係 (1) 共同浴場、老人福祉センター及び美原総合福祉会館の管理運営に係る指導及び監督に関すること。 (2) 老人集会室の整備補助に関すること。 (3) 堺市総合福祉会館に係る調整に関すること。 在宅支援係 (1) 高齢者の在宅福祉サービスの総括に関すること。 (2) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること（介護保険課及び介護事業者課並びに推進係の所管に属するものを除く。）。 (3) 地域包括支援センターの運営指導等に関すること。 推進係 (1) 地域包括ケアシステムの推進に係る企画及び調整に関すること。 (2) 認知症対策に関すること。 (3) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること（一般介護予防事業に限る。）。)

長 寿 社 会 部	介 護 保 険 課 ※ 20 名	(1) 介護保険に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。 (2) 所管の業務に係る保健福祉総合センターとの連絡調整に関すること。 調整係 (1) 介護保険に係る企画調整及び介護保険事業計画の推進に関すること。 (2) 介護保険法に基づく介護給付費、第1号事業支給費、その他介護保険に係る負担金、補助金及び交付金の請求に関すること。 (3) 介護給付費、第1号事業支給費等の審査及び支出に関すること。 認定点検係 (1) 要介護認定事務に関すること。 (2) 介護認定審査会の運営の総括及び審査会委員の任免に関すること。 (3) ケアプラン点検に関すること。 資格係 (1) 介護保険被保険者の資格の得喪に関すること。 (2) 第1号被保険者の介護保険料の調定及び徴収に関すること。 (3) 介護保険に係る電算システムの企画調整、管理等に関すること。
長 寿 社 会 部	介 護 事 業 者 課 ※ 16 名	調整係 (1) 介護保険施設、介護サービス事業者及び老人福祉施設（老人福祉法に規定する老人福祉センター及び老人介護支援センターを除く。）の整備に関すること。 (2) 地域密着型サービス等事業者選定等審査会に関すること。 (3) 介護サービス情報の報告及び公表に関すること。 指定係 (1) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定、許可等に関すること。 (2) 有料老人ホームの届出に関すること。 指導係 (1) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指導及び監査に関すること。 (2) 老人福祉施設（老人福祉法に規定する老人福祉センター及び老人介護支援センターを除く。）の指導に関すること。 (3) 有料老人ホームの指導に関すること。

健康部	健康医療政策課 ※16名	(1) 地域医療及び災害時医療に係る政策立案及び総合調整に関すること。 (2) 健康危機管理に係る政策立案及び総合調整に関すること。 (3) 地域医療団体及び医療機関との総合調整に関すること。 (4) 所管の業務に係る保健福祉総合センターとの連絡調整に関すること。 政策調整係 (1) 健康部及び保健所に係る事務の総合調整に関すること。 (2) 部の企画調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。 医療調整係 (1) 救急医療対策に関すること。 (2) （公財）堺市救急医療事業団に関すること。
健康部	健康推進課 ※16名	(1) 健康推進施策に係る企画立案及び総合調整に関すること。 (2) がん対策及び生活習慣病対策に関すること。 (3) 保健師等の保健専門職の総括に関すること。 (4) 所管の業務に係る保健福祉総合センターとの連絡調整に関すること。 検診調整係 (1) がん検診に関すること。 (2) がん対策推進委員会に関すること。 (3) 課内の他の係の所管に属しないこと。 疾病予防係 (1) 特定健康診査及び特定保健指導の企画及び調整に関すること。 (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業の企画及び調整に関すること。 (3) 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく骨粗しょう症検診、健康診査及び保健指導に関すること。 健康増進係 (1) 健康増進法に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2) 健康増進計画、食育推進計画及び歯科口腔保健推進計画の推進に関すること。 (3) 健康増進栄養事業、食育推進事業及び歯科口腔保健事業に係る企画及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

健康部	こころの健康センター ※15名	(1) 精神保健及び精神障害者福祉に係る調査研究に関すること。 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に係る保健センター、関係機関及び関係団体に対する技術的な支援に関すること。 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に係る業務に従事する者に対する研修に関すること。 審査調整係 (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち専門的な知識及び技術が必要とするものに関すること。 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項に規定する自立支援医療費の支給認定（精神通院医療に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術が必要とするものに関すること。 (3) 精神医療審査会に関すること。 相談係 (1) 精神保健及び精神障害者福祉に係る相談及び指導のうち、複雑又は困難なものに関すること。 (2) 前号に規定する業務に係る診療に関すること。 (3) 依存症相談拠点の運営に関すること。 いのちの応援係 (1) 自殺対策事業の実施に関すること。 (2) 地域自殺対策推進センターに関すること。
-----	--------------------	--

(2) 堺市社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、「福祉のまちづくり」をめざし、地域福祉を推進する営利を目的としない公共性の高い民間組織である。通称「社協」と呼ばれ、社会福祉法に基づき全国的に設置されている。

社会福祉法人堺市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、1952（昭和27）年に結成され、1960（昭和35）年に社会福祉法人格を取得した法人であり、地域福祉を推進するために堺市と合同で策定した「堺市あったかぬくもりプラン4（第4次堺市地域福祉計画・第6次堺市社協地域福祉総合推進計画）」に基づき、様々な事業を進めている。

市社協は、地域福祉の総合推進機関として、地域に暮らす一人ひとりが「住み続けたい」と思える堺のまち、誰もが自分らしく暮らせるより良い地域づくりをめざし、市民や関係団体、事業者、行政などとともに、地域福祉推進のため一層の取組を進めている。

その概要は、次のとおりである。

団 体 名	社会福祉法人堺市社会福祉協議会		
市 所 管 部 局	健康福祉局生活福祉部地域共生推進課		
所 在 地	大阪府堺市堺区南瓦町 2-1		
設 立 年 月 日	昭和 35 年 5 月 23 日		
基 本 金 ・ 資 本 金	7,370 千円		
内、市出資額（率）	0%		
他の出資者及び出資額	堺市社会福祉協議会（任意団体）等 7,370 千円		
職 員 数 (令和 5 年 4 月 1 日現在)	役員 21 名（うち非常勤 20 名） 職員 182 名（うち非常勤 76 名）うち役員 1 名兼務		
市との関係性の概要	委 託 契 約	補 助 金 交 付	公 の 施 設 の 指 定 管 理
	あ り	あ り	な し

設立目的（定款）	堺市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。（定款第 1 条より抜粋）
主な事業内容	【定款】（社会福祉法人堺市社会福祉協議会定款第 2 条） (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) 社会福祉を目的とする事業に関する総合的企画 (5) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (7) 共同募金事業への協力 (8) ボランティア活動の振興 (9) 福祉サービス利用援助事業 (10) 生活福祉資金貸付事業 (11) ファミリーサポートセンター事業 (12) 地域包括支援センター事業 (13) 権利擁護サポートセンター事業 (14) 生活困窮者自立相談支援事業 (15) 法人後見事業 (16) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (17) 第 1 号から前号までの事業を行うための総合福祉会館の設置運営 (18) その他この法人の目的達成のため必要な事業

	【令和5年度の主な事業の概要】 ○地域福祉を創る (1) 堺市社協地域福祉総合推進計画の進捗管理と推進協議会運営事業 (2) 協働事業の企画・運営・調整 (3) 堺市地域福祉型研修センター事業 (4) 休眠預金活用事業の推進 (5) 大阪しあわせネットワーク体制構築モデル事業の推進 ○くらしをまもる (1) 堺市コミュニティソーシャルワーカー設置業務 (2) 堺市生活困窮者自立相談支援事業運営業務 (3) 堺市日常生活自立支援事業 (4) 堺市権利擁護サポートセンター事業 (5) 法人後見事業 (6) 在宅生活支援相談等事業／福祉・ボランティア活動総合相談事業 (7) 生活支援課総合調整事業「くらしをまもるチャレンジ事業」 (8) 大阪府生活福祉資金等の貸付と運用 (9) 堺市「ひとり親高等職業訓練促進資金」の貸付と運用 (10) 基幹型包括支援センター運営業務 (11) 給付請求管理業務 (12) 認知症地域支援・ケア向上事業 (13) 交通遺児就学援護事業 ○つながりをつくる (1) 生活支援コーディネーター配置事業 (2) さかい子ども食堂ネットワーク形成支援事業 (3) 校区福祉委員会育成援助事業 (4) 地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業） (5) ボランティア情報センター事業 (6) ボランティア講座事業 (7) ボランティア助成事業 (8) 災害ボランティアセンター事業 (9) 堺市民活動サポートセンター事業 (10) 区事務所の取組 (11) 福祉教育推進事業 (12) 堺市ファミリー・サポート・センター事業 ○たすけあい運動の推進 (1) 共同募金運動への協力 (2) 歳末たすけあい運動への協力 (3) 年間助け合い運動 ○福祉団体等の受託事業 (1) 福祉団体等の事務受託 ○各種の援助活動等 (1) 児童福祉施設臨海学舎（青少年児童福祉対策事業） (2) その他援助活動等 ○堺市総合福祉会館の管理運営
--	---

	(1) 一般貸室 (2) 社会福祉施設管理運営 (3) 福祉団体・関係機関の事務室利用 (4) 会館の防災対策 (5) 会館の維持管理及び中長期保全計画改修工事
出資法人の設立経緯	昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法に基づき設立。現在、社会福祉協議会については社会福祉法第 109 条に規定。
当該外郭団体の役割	堺市における社会福祉事業の中心的な担い手であり、高い公共性をもって地域福祉を推進している。また、今後は「地域共生社会」の実現に向けて、包括的な支援体制を構築し、身近な圏域で総合的な相談支援を実施していく中心的な役割を果たすことが期待されている。

6 介護保険制度について

(1) 介護保険制度の目的

介護保険制度は平成9年の介護保険法の成立を根拠としている。介護保険法の制定が検討された当時、本格的な高齢社会の到来を踏まえて、更なる介護ニーズの増大が見込まれた。介護保険法成立以前から、老人福祉制度、老人医療制度を通じて介護サービスが提供されていたが、(1)高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズが増大してきたこと、(2)その一方で、核家族化の進行、介護者の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況が変化したこと、(3)従来の老人福祉制度、老人医療制度による対応では限界が生じてきたこと、といった問題点を解決すべく、介護保険制度が創設されることとなった。

介護保険制度の目的は、「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ること」にある（介護保険法第1条）。高齢者の自立を支援することを理念とするとともに、従来の市町村による措置ではなく保険制度とすることにより、利用者が自らサービスの種類や事業者を選んで利用することを可能とする、さらにはサービスを提供する事業者においても民間企業やNPOなども含めた多様な主体の参画を促し、サービスの量的質的改善を促す制度となっているといえる⁸。

(2) 介護保険の関係者

ア 保険者

介護保険の保険者は市町村及び特別区であるとされている（介護保険法第3条第1

⁸ 日本の介護保険制度について（2016年11月 厚生労働省老健局）を参考とした。
https://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/care-welfare-elderly/dl/ltcisj_j.pdf

項）。保険者は介護保険制度を運営するために、特別会計を設け、介護保険に関する収入及び支出を管理するとともに（介護保険法第3条2項）、国や都道府県の支援を受けながら保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等の予防、軽減のための施策等を行うこととされている（介護保険法第5条4項）。堺市は介護保険の保険者となる。

イ 被保険者

介護保険法の被保険者としては、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（第1号被保険者）及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）が規定されている（介護保険法第9条）。

ウ 受給権者

被保険者のうち、介護保険給付（介護給付、予防給付、市町村特別給付）を受け受給権者として、要介護者及び要支援者が規定されている（介護保険法第7条第3項、第4項）。要介護者及び要支援者の定義は以下のとおりである。

- | |
|--|
| <p>3 この法律において「要介護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">一 要介護状態にある六十五歳以上の者二 要介護状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であつて、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であつて政令で定めるもの（以下「特定疾病」という。）によって生じたものであるもの <p>4 この法律において「要支援者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">一 要支援状態にある六十五歳以上の者二 要支援状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であつて、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであるもの |
|--|

要介護者の要介護状態には5段階が、要支援者の要支援状態には2段階の区分が設けられており（要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条、第2条）、区分に従った介護保険給付を受けられるものとされている（介護保険法第8条、第8条の2）。

(3) 介護保険給付

介護保険給付は、介護給付、予防給付、市町村特別給付に区分される。

介護給付は要介護者に対する給付であり、全部で14種類の保険給付が存在する（介護

保険法第40条)。大きく居宅サービス(訪問サービス、通所サービス、短期入所サービス)、地域密着型サービスのほか、施設サービス(介護老人福祉施設等)に分類される。

予防給付は要支援者に対する給付であり、全部で12種類の保険給付が存在する(介護保険法第52条)。介護給付にも存在する訪問サービス、通所サービス、短期入所サービスは受けることができるが、施設に長期間入所してサービスを受ける施設サービスは含まれていない点が介護給付と大きく異なる。

これら介護給付、予防給付のサービスの種類は下表のとおりである。

<介護サービスの種類>

介護給付(要介護者)	予防給付(要支援者)
①居宅介護サービス費 (②特例居宅介護サービス費) ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与	①介護予防サービス費 (②特例介護予防サービス費) ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防福祉用具貸与
③地域密着型介護サービス費 (④特例地域密着型介護サービス費) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護* ・夜間対応型訪問介護* ・地域密着型通所介護* ・認知症対応型通所介護* ・小規模多機能型居宅介護* ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 【小規模介護専用型特定施設】 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【小規模特養】 ・複合型サービス【看護小規模多機能型居宅介護】*	③地域密着型介護予防サービス費 (④特例地域密着型介護予防サービス費) ・介護予防認知症対応型通所介護* ・介護予防小規模多機能型居宅介護* ・介護予防認知症対応型共同生活介護

⑤居宅介護福祉用具購入費 ・ 特定福祉用具販売	⑤介護予防福祉用具購入費 ・ 特定介護予防福祉用具販売
⑥居宅介護住宅改修費	⑥介護予防住宅改修費
⑦居宅介護サービス計画費 (⑧特例居宅介護サービス計画費) ・ 居宅介護支援	⑦介護予防サービス計画費 (⑧特例介護予防サービス計画費) ・ 介護予防支援
⑨施設介護サービス費 (⑩特例施設介護サービス費) ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 介護療養型医療施設(令和6年3月まで)	—
⑪高額介護サービス費	⑨高額介護予防サービス費
⑫高額医療合算介護サービス費	⑩高額医療合算介護予防サービス費
⑬特定入所者介護サービス費 (⑭特例特定入所者介護サービス費)	⑪特定入所者介護予防サービス費 (⑫特例特定入所者介護予防サービス費)

＊住所地特例対象者が施設所在市町村で利用できる特定地域密着型（介護予防）サービス

市町村特別給付は、介護給付及び予防給付以外で、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する保険給付として条例で定めるものである（介護保険法第18条第3号）。堺市では市町村特別給付は実施していない。

(4) 地域支援事業

地域支援事業は、市町村が実施主体となって、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものである。

一般に、地域支援事業には、全市町村が行う必須事業（①介護予防・日常生活支援総

合事業、②包括的支援事業）と、各市町村の判断により行う③任意事業があり、具体的には次のとおり分類することができる。

＜地域支援事業の種類＞

①介護予防・日常生活支援総合事業	サービス・活動事業	訪問型サービス (介護保険法第115条の45第1項第1号イ)
		通所型サービス (同号ロ)
		その他生活支援サービス (同号ハ)
		介護予防ケアマネジメント (同号ニ)
	一般介護予防事業	介護予防把握事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)
		介護予防普及啓発事業 (同号)
		地域介護予防活動支援事業 (同号)
		一般介護予防事業評価事業 (同号)
		地域リハビリテーション活動支援事業 (同号)
②包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く ⁹ 。） (介護保険法第115条の45第1項第1号ニ)
		総合相談支援事業 (同条第2項第1号)
		権利擁護事業 (同項第2号)
		包括的・継続的マネジメント支援事業 (同項第3号)
	社会保障充実分	在宅医療・介護連携推進事業 (同項第4号)
		生活支援体制整備事業 (同項第5号)
		認知症総合支援事業 (同項第6号)
		地域ケア会議推進事業 (介護保険法第115条の48)

⁹ 第1号介護予防支援事業のうち居宅要支援被保険者を対象とするものについては、介護予防ケアマネジメントに位置付けられる。

③任意事業 ¹⁰	介護給付費適正化事業 (介護保険法第115条の45第3項第1号)
	家族介護支援事業 (同項第2号)
	地域自立生活支援事業 (同項第3号)

(出典：「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)(最終改正：令和6年8月5日)を基に監査人作成)

(5) 介護保険制度の財源

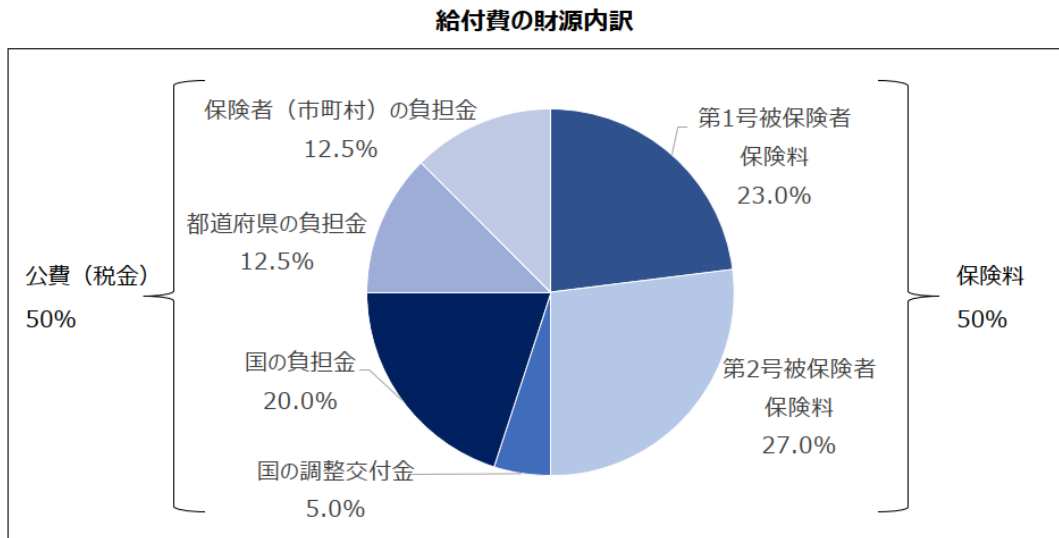
介護保険制度の財源は、介護保険法において負担割合が定められており、公費(税金)が50%、保険料が50%を分担することとなっている(介護保険法第121条～124条)。なお、これらとは別に、介護保険サービス利用者は、利用者の所得階層に応じて介護保険サービス料金の1割～3割を利用者負担としてサービス提供主体に支払う必要がある¹¹。

保険者負担分は堺市の一般会計から介護保険事業特別会計に繰り入れが行われている。介護保険事業特別会計の財政状況については、「2 堺市における財政状況 (2) 介護保険事業特別会計」を参照。

¹⁰ 任意事業については典型例として適当な事業を記載

¹¹ 利用者負担が過大とならないように、自己負担が高額となったときの負担軽減措置として、「高額介護サービス費制度」及び「高額医療・高額介護合算制度」が設けられている。標準的な年金受給世帯(課税所得 380 万円未満)の場合、高額介護サービス費制度の適用により月額 44,400 円が利用料負担の上限となる。

＜介護給付費の財源内訳＞



※国の調整交付金とは、地域における保険料負担の差異を平準化するために市町村の高齢化の状況等に応じて5%を基準に国から交付されるもので、後期高齢者や所得の低い高齢者の割合が高い市町村では5%よりも大きく設定されます。

※保険料による負担割合は、第1号被保険者保険料と第2号被保険者保険料を合わせて50%ですが、それぞれの負担割合については人口比に応じて3年ごとに見直されます。本計画期間では、前計画期間（令和3（2021）～5（2023）年度）の第1号被保険者の負担割合23%と変更はありませんが、今後は高齢化により第1号被保険者の負担割合は上昇するものと見込まれます。

（出典：堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度））

(6) 介護保険料

介護保険制度は、上記のとおり保険料と公費により賄われている。このうち、第1号被保険者の保険料については、各市町村の将来3年間の介護給付費等の見込みの計画値を基に、3年に1度見直すこととされている。令和6年度から8年度までが第9期計画期間となっており、堺市も第9期計画期間における保険料の額を算定し公表している。

第9期計画期間における、第1号被保険者が負担する介護保険料の基準額（所得階層第5段階の方の保険料）は月額換算7,417円となり、前計画期間（令和3年度～5年度）の6,790円から627円（9.2%）引き上げられたことになる。

＜介護保険料基準額の計画期間別推移＞

計画期間	第 7 期 (平成 30 年度～ 令和 2 年度)	第 8 期 (令和 3 年度～ 5 年度)	第 9 期 (令和 6 年度～ 8 年度)
保険料額（月額換算） （改定額）	6,623 円	6,790 円 (+167 円)	7,417 円 (+627 円)

（出典：堺市提供資料を基に監査人作成）

堺市の第9期計画期間における介護保険料水準は、全国の市の中で7番目に高い水準となっており、全国的に見ても保険料負担の重い自治体であるといえる。

＜第9期（令和6年度～8年度）における介護保険料基準額の順位（市のみ）＞

順位	都道府県名	保 険 者 名	第 9 期保険料 基準額（月額）	保険料基準額 の伸び率
1	大阪府	大阪市	9,249	14.3%
2	大阪府	守口市	8,970	32.9%
3	大阪府	門真市	8,749	29.7%
4	大阪府	松原市	7,900	20.6%
5	和歌山県	御坊市	7,800	4.0%
6	兵庫県	尼崎市	7,493	13.4%
7	大阪府	堺市	7,417	9.2%
8	沖縄県	名護市	7,352	6.6%
9	青森県	つがる市	7,300	1.4%
10	島根県	大田市	7,300	5.8%
最下位	北海道	根室市	4,300	0.0%
最下位	北海道	深川市	4,300	△6.5%
最下位	北海道	登別市	4,300	0.0%
-	全国平均		6,225	3.5%

（出典：厚生労働省HPを基に監査人作成）

他市と比較して保険料が高くなっている要因として、堺市は、他自治体よりも健康寿命が短いこと、市内の介護サービス事業所数が多い（事業者へのアクセスが容易である）こと、高齢者のみ世帯比率が高いこと等の要素が複合的に影響し、介護サービスの利用につながっていると分析している。

なお、上記の保険料はあくまで基準額であり、下表のとおり被保険者の所得階層別に18段階に区分して保険料を設定しており、被保険者の負担能力を考慮した設定金額となっている。

< 所得段階別の介護保険料（令和6～8年度） >

所得段階 区分	課税状況	所得段階別対象者	保険料率	保険料年額 (月額換算) ※
第 1 段階	世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給の方 生活保護受給の方	公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80 万円以下の方	基準額× 0.455 (軽減後) 基準額×0.285	40,500 円 (3,375 円) 25,370 円 (2,114 円)
第 2 段階		公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80 万円を超え120万円以下の方	基準額× 0.67 (軽減後) 基準額×0.47	59,640 円 (4,970 円) 41,840 円 (3,487 円)
第 3 段階		公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 120万円を超える方	基準額× 0.69 (軽減後) 基準額×0.685	61,420 円 (5,118 円) 60,980 円 (5,082 円)
第 4 段階		公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80 万円以下の方	基準額× 0.9	80,110 円 (6,676 円)
第 5 段階 (基準額)		公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80 万円を超える方	基準額× 1	89,010 円 (7,417 円)
第 6 段階	本人が市民税非課税	合計所得金額が 125 万円以下の方	基準額× 1.18	105,040 円 (8,753 円)
第 7 段階		合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	基準額× 1.3	115,720 円 (9,643 円)
第 8 段階		合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	基準額× 1.5	133,520 円 (11,127 円)
第 9 段階		合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の方	基準額× 1.7	151,320 円 (12,610 円)
第 10 段階		合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の方	基準額× 1.9	169,120 円 (14,093 円)
第 11 段階		合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満の方	基準額× 2.1	186,930 円 (15,578 円)
第 12 段階		合計所得金額が 600 万円以上 700 万円未満の方	基準額× 2.3	204,730 円 (17,061 円)
第 13 段階		合計所得金額が 700 万円以上 800 万円未満の方	基準額× 2.4	213,630 円 (17,803 円)
第 14 段階		合計所得金額が 800 万円以上 900 万円未満の方	基準額× 2.5	222,530 円 (18,544 円)
第 15 段階		合計所得金額が 900 万円以上 1000 万円未満の方	基準額× 2.6	231,430 円 (19,286 円)
第 16 段階		合計所得金額が 1000 万円以上 1500 万円未満の方	基準額× 2.7	240,330 円 (20,028 円)
第 17 段階		合計所得金額が 1500 万円以上 2000 万円未満の方	基準額× 2.8	249,230 円 (20,769 円)
第 18 段階		合計所得金額が 2000 万円以上の方	基準額× 3	267,030 円 (22,253 円)

※各所得段階の保険料年額は、基準額に所得段階別の割合を乗じて得た額の 10 円未満の端数を切上げ。月額換算は、保険料年額を 12 で除して得た額の 1 円未満の端数を四捨五入した額を参考として記載

(出典：堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）)

(7) 介護保険制度の利用状況

平成12年度に開始した介護保険制度は、堺市でも高齢化の進展に伴いその利用が大きく広がっている。以下では、要支援・要介護認定者数、介護サービス給付額から介護保

険制度の利用状況を確認する。

ア 要支援・要介護認定者数

介護保険サービスを利用するための前提となる要支援・要介護認定者数の状況は以下のとおりである。

＜堺市における要支援・要介護認定者数の状況（第1号被保険者）＞

（単位：人）

区分	令和元年度	令和5年度	増減
要支援 1	12,233	12,853	620
要支援 2	8,462	8,844	382
（要支援計）	20,695	21,697	1,002
要介護 1	8,934	9,822	888
要介護 2	8,540	8,680	140
要介護 3	6,055	6,454	399
要介護 4	6,189	7,108	919
要介護 5	4,582	4,993	411
（要介護計）	34,300	37,057	2,757
第1号被保険者 認定者合計（A）	54,995	58,754	3,759
第1号被保険者全体（B）	234,289	230,692	△3,597
認定割合（A/B）	23.5%	25.5%	+2.0%

※各年度3月末時点

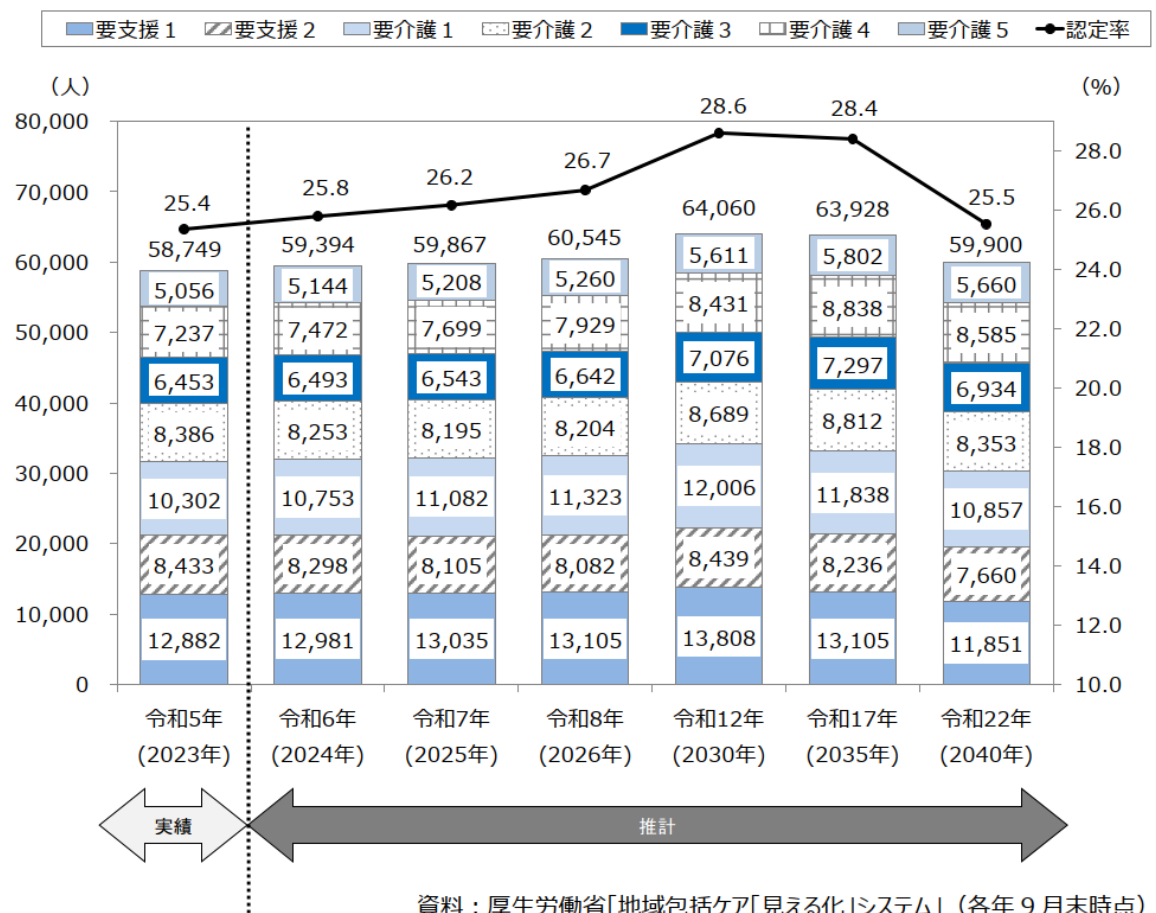
（出典：堺市提供資料に基づき監査人作成）

第1号被保険者自体は4年前の令和元年度よりも減少している一方、要支援・要介護認定者数の総数は増加しており、第1号被保険者に占める認定割合も25.5%に上昇している。令和元年度から令和5年度で第1号被保険者に占める後期高齢者の割合が51.8%から59.8%と大きく増加しており、高齢者の平均年齢が上昇したことにより介護サービスを必要とする人が増加したことによるものと考えられる。この傾向は

今後も継続するものと見込まれており、要支援・要介護認定者数も当面は増加が継続する見込みである。

<要支援・要介護認定者数の将来推計>

■要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の将来推計



資料：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」（各年9月末時点）

（出典：堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度））

イ 介護サービス給付額

実際の介護サービス給付額は以下のとおりである。

<介護サービス給付額総額の内訳>

（単位：百万円）

区分	令和元年度	令和5年度	増減
居宅サービス費			
居宅介護サービス給付費	36,005	43,550	7,545

居宅介護福祉用具購入等費	255	267	12
居宅介護サービス計画給付費	4,003	4,729	726
介護予防サービス給付費	1,401	1,708	307
介護予防福祉用具購入等費	189	189	0
介護予防サービス計画給付費	361	451	90
計(A)	42,215	50,895	8,680
地域密着型サービス費			
地域密着型介護サービス給付費	9,345	10,886	1,541
地域密着型介護予防サービス給付費	26	21	△5
計(B)	9,371	10,907	1,536
施設介護サービス給付費(C)	15,106	16,300	1,194
その他			
審査支払手数料	64	75	11
高額介護サービス等費	2,080	2,472	392
高額医療合算介護サービス等費	265	324	59
特定入所者介護サービス等費	1,720	1,181	△539
計(D)	4,132	4,053	△79
合計(A+B+C+D)	70,825	82,158	11,333

※金額は百万円単位で切捨てを行っているため、増減額等が合わない場合がある。

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

< 第1号被保険者一人当たり保険給付費 >

区分	令和元年度	令和5年度	増減
保険給付費（再掲・百万円）(A)			
居宅サービス費	42,215	50,895	8,680
地域密着型サービス費	9,371	10,907	1,536
施設介護サービス給付費	15,106	16,300	1,194
第1号被保険者数（人）(B)	234,289	230,692	△3,597
一人当たり給付費（円）(A/B)			
居宅サービス費	180,188	220,623	40,435

地域密着型サービス費	39,998	47,283	7,285
施設介護サービス給付費	64,477	70,660	6,183
合計	284,663	338,565	53,902

※金額は百万円単位で切捨てを行っているため、増減額等が合わない場合がある。

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

介護給付サービスを大きく居宅サービス費、地域密着型サービス費、施設介護サービス費に区分した場合、居宅サービス費が全体の過半を占めることになる。令和元年度との比較でも大きく伸びているのが居宅サービス費であり、中でも自宅を中心に利用する居宅介護サービス給付費の増加額が最も大きい。

第1号被保険者一人当たりの保険給付費もこの4年間で50,000円以上増加しており、第1号被保険者が増加していないにもかかわらず、介護サービス給付額は大きな伸びを見せている。要支援・要介護認定者の割合が上昇していることに加えて、認定者の中で要介護度の高い区分に分類される割合も高まっており、より多くの保険給付費が必要となっている。

(8) 介護保険総給付費の将来見込み

介護保険総給付費の将来見込みは、国が提供する地域包括ケア「見える化」システムにより以下のとおり推計されている。当該見込みが「(6) 介護保険料」で示した保険料算定の前提となっている。なお、将来見込みは令和22年度（2040年度）まで推計・公表されている。

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費（百万円）	78,102 ¹²	81,806	83,935	85,871
居宅サービス ¹³	50,895	53,076	54,686	56,323

¹² 令和5年度の総給付費は将来見込み推計時点の数値であり、令和5年度決算額とは一致しない。

¹³ 区分別の対象サービスは以下のとおり。

・居宅サービス：以下の居住系サービス・施設サービスに分類されないサービス

地域密着型サービス	10,907	11,584	11,725	11,993
施設サービス	16,300	17,146	17,524	17,555
保険料基準額（円）	6,790	7,417		

区分	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
総給付費（百万円）	91,114	93,387	89,394
居宅サービス	59,900	61,066	57,950
地域密着型サービス	12,605	13,064	12,854
施設サービス	18,609	19,257	18,590
保険料基準額（円）	8,900 程度	-	10,200 程度

※金額は百万円単位で切捨てを行っているため、増減額等が合わない場合がある。

（出典：堺市提出資料に基づき監査人作成）

総給付費については、令和17年度までは継続的に増加する見込みであるが、人口動態の変動により、その後は減少に転ずることが見込まれている。ただし、保険料基準額については継続的な引上げが見込まれている。

-
- ・地域密着型サービス：特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ・施設サービス：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

7 高齢者施策・介護保険制度に関連する法令・例規等

高齢者施策・介護保険制度に関連する法令や堺市の例規・要綱等の主なものは、以下のとおりである。

法 令	・老人福祉法 ・老人福祉法施行令 ・介護保険法 ・高齢者の医療の確保に関する法律 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行令 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 ・成年後見制度の利用の促進に関する法律 ・知的障害者福祉法 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ・看護師等の人材確保の促進に関する法律 ・健康増進法 ・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法
条 例	・堺市介護保険条例 ・堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例 ・堺市立老人集会所条例 ・堺市立老人集会所条例施行規則 ・堺市立市民センター条例 ・堺市立市民センター条例施行規則 ・堺市立老人福祉センター条例 ・堺市立老人福祉センター条例施行規則 ・堺市立美原総合福祉会館条例 ・堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ・堺市がん対策推進条例 ・堺市介護保険施行規則 ・堺市介護保険給付費準備基金条例 ・堺市老人医療費助成条例 ・堺市老人医療費助成条例施行規則
要綱・要領・ ガイドライン等	・堺市認知症初期集中支援推進事業実施要綱 ・堺市認知症介護実践者等養成事業実施要綱 ・堺市日常生活自立支援事業補助金交付要綱 ・堺市老人集会所整備費補助金交付要綱 ・堺市老人集会所運営補助金交付要綱 ・堺市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱 ・堺市総合福祉会館管理運営補助金交付要綱 ・堺市高齢者緊急通報システム事業実施要綱 ・堺市地域のつながりハート事業補助金交付要綱 ・堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱 ・堺市高齢者紙おむつ給付事業実施要綱

	・堺市高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業実施要綱 ・堺市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 ・堺市担い手登録型訪問サービス等実施要綱 ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（国要綱） ・大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱（大阪府要綱） ・堺市老人福祉施設等整備補助金交付要綱 ・堺市地域介護・福祉空間整備補助金交付要綱 ・堺市介護サービス継続支援事業補助金交付要綱 ・堺市家族介護慰労金支給事業実施要綱 ・堺市介護認定審査会運営要綱 ・堺市介護認定審査会審査部会運営要領 ・堺市介護認定審査会の簡素化に係る実施要領 ・堺市介護保険住宅改修支援事業実施に関する要領 ・行政手続法第 36 条・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 ・堺市救急医療対策事業運営費補助金交付要綱 ・堺市看護専門学校運営補助金交付要綱 ・堺市胃がん検診の実施に関する要綱 ・堺市肺がん検診の実施に関する要綱 ・堺市大腸がん検診の実施に関する要綱 ・堺市子宮頸がん検診の実施に関する要綱 ・堺市乳がん検診の実施に関する要綱 ・堺市社会福祉法人堺市社会福祉協議会補助金交付要綱 ・堺市社会福祉協議会区事務所設置運営事業補助金交付要綱 ・堺市ボランティアネットワーク推進事業補助金交付要綱
--	---

第3 包括外部監査による指摘事項等のまとめ

1 指摘事項等の一覧

事務 事業 番号	所管部局	番号	指摘事項等
No. 1	生活福祉部 地域共生推 進課	意見1	補助効果が把握しにくいことについて (社会福祉協議会補助金は、その資金投下量(補助金額)と成果の関係が不明であり、かつ、当該補助金が他の個別補助金の補助対象事業に係る人件費等を横串で刺すように補助していることにより、これらの個別補助金の資金投下量と成果の関係の把握にも悪影響を与えているため、個別補助金について人件費を横断的に本件補助金で補助するという手法は、見直しがされるべきである。ただし見直しに当たっては、継続的な途切れのない支援を最も必要とする方々への支援という市社協の事業に、急激な影響を与えないよう配慮をする必要がある。)
		指摘1	補助金交付が重複して行われるおそれについて (社会福祉協議会補助金交付要綱と同要綱で人件費等を補助する対象としている個別の堺市日常生活自立支援事業補助金交付要綱のいずれにおいても「人件費」を補助できる要綱となっている。補助金交付が重複して行われるおそれがあるので是正されるべきである。)
		意見2	「補助金見直し調書」の記載について (補助金見直し調書の記載に当たっては、補助金見直し調書の各チェック項目について、所管課の判断結果、すなわち、単に適しているか否かの所管課としての判断結果だけではなく、そのように判断した根拠を十分に記載すべきである。そうしてこそ、その根拠を含めた妥当性が、予算内示の段階をはじめとする各段階において検討されることになると解される。)
No. 2	生活福祉部 地域共生推 進課	意見3	個別避難計画作成の進捗に向けた取組について (堺市における避難行動要支援者一覧表登載者の避難行動要支援者リスト登載者に占める割合は約33.2%、特に優先度の高い者の割合は約1.9%に過ぎない。一層速やかに、できるだけ早期に、特に必要性の高い方々についての個別避難計画を作成されるよう努められたい。)
No. 3	長寿社会部 長寿支援課	意見4	市民への周知について (利用者目線に立ち、必要な介護予防普及啓発の情報が分かりやすく記載されたものを作成し、誰でも情報が容易に入手できるようにする必要がある。)
		意見5	アスマイルアプリの活用について (介護予防普及啓発事業のイベントもアスマイルの対象イベントとすることを検討するとともに、案内の際はアスマイル対象イベントであることを周知するなど、イベント参加のモチベーション喚起の工夫が望まれる。)
		意見6	介護予防普及啓発事業利用者の増加について (事業の利用率をより高めるため、市民への周知方法の改善やアスマイルアプリ活用などにより、利用者数の向上に努められたい。)

		意見7	関連事業との統合の検討について (本事業と目的の重なる別事業 (No. 7 介護予防「あ・し・た」プロジェクト事業) から得られる知見を本事業にも反映するとともに、今後は将来的な統合の可能性についても検討されたい。)
No. 4	長寿社会部長寿支援課	指摘2	在宅医療・介護連携推進事業実施業務委託の従事者資格の確認について (業務開始時に業務従事者届や実施体制図などの業務の実施体制が分かるものを提出させ、仕様書の要件の充足を確認することにより、業務履行の確実性を担保する必要がある。)
		意見8	在宅医療・介護連携推進事業実施業務委託の実績報告書について (仕様書の業務内容と実施報告書の項目立てや順序を一致させ、仕様書の業務内容の実施状況が把握できるよう見直されたい。)
No. 5	長寿社会部長寿支援課	意見9	支援件数について (支援件数が伸び悩む現在の状況の改善が必要と考えられ、各方面への周知を徹底すべきである。)
		意見10	認知症初期集中支援推進業務委託の実施報告書について (仕様書の業務内容と実施報告書の項目立てや順序を一致させ、仕様書の業務内容の実施状況が把握できるよう見直されたい。)
		意見11	認知症地域支援・ケア向上事業実施業務委託の実施報告書について (仕様書の業務内容と実施報告書の項目立てや順序を一致させ、仕様書の業務内容の実施状況が把握できるよう見直されたい。)
No. 6	長寿社会部長寿支援課	意見12	堺市認知症介護実践研修等の参加者数について (委託事業者と連携し、参加者を増やすための方策について検討することが望まれる。よりニーズに合った研修となるよう見直しをすることが望まれる。)
No. 7	長寿社会部長寿支援課	意見13	成果の検証について (本事業の趣旨から見て成果の検証には時間が必要であるが、今後の成果検証に当たっては、大きなまとめとしての視点だけではなく、統計的な有意差など具体的な数値を含む詳細な検討が必要である。)
No. 8	長寿社会部長寿支援課	意見14	金銭管理体制の確認について (日常生活自立支援事業における不祥事案を受けて市社協内部で金銭管理体制の透明化が取り組まれているが、市も、その実施状況等の確認を行うことが必要である。)
No. 9	長寿社会部長寿支援課	意見15	一部の老人集会所の利用状況が低迷していることについて (利用状況が低迷している施設に対して、市の公金を投下し続けて、老人集会所として現状維持することについては、経済性・効率性に疑問が生じるため、今後、利用が低迷している老人集会所については、「公の施設」としては廃止する、他の用途に転用する等といった方針を整理すること、また全世代が利用可能な形に変更するなど検討すべきである。)

		意見16	老人集会所の老朽化状況の把握について (老人集会所について、最低限度の情報(築年数等・建物構造等)を除き、施設の老朽化度合いに関する情報を網羅的には把握しておらず、修繕が必要となった都度対応しているとのことであるが、今後、同時多発的に老朽化による不具合が生じかねないと考えられるため、長期的な維持修繕が必要となる時期の見込みを想定するため、老朽化状況の統一的な把握を行うべきである。)
		意見17	老人集会所の運営委託の在り方について (老人集会所は運営に係る契約を地元団体との間で締結し、業務を委託する形になっているが、契約書上、業務内容が曖昧な点がある。市と受託者の責任範囲の明確化のために、適切な内容に整理する必要がある。)
		意見18	老人集会所の運営委託の委託料の支出の在り方について (運営経費に関する費用の対価として、年間80,000円(一部別額あり)の委託料を支出しているが、実際の稼働実態に合わせて、より業務量を反映した形の委託料支出になるよう、適宜、検討すべきである。)
No. 10	長寿社会部 長寿支援課	意見19	老人集会所等の在り方について (老人集会所・老人集会所のいずれかが各小学校区に1か所ずつ整備されることを基準としているが、社会的な実情とずれてきていると考えられる面がある。利用が低迷している場合は、運営補助金を支給しないことを含めて検討するなどの対応を考えられたい。)
		要望1	中長期的な老人集会所・老人集会所の在り方について (以下の点について中長期的な視点での検討が必要である。 ・施設の名称、設置目的を、専ら高齢者向けである施設として維持し続けること ・施設の地理的分布(立地状況)に照らし、全体的な地域のニーズを満たせるのであれば、今後の新設や大規模改修を制限すること ・高齢者のニーズに絞らず、地域のための集会施設に対するニーズ全体の中で、市の公金をどのように支出するかという観点からの施策の整理)
		意見20	補助金交付申請時に提出を求める運営計画について (一度施設が建築されると、施設のライフサイクルの各段階において、市の公金を長期的に投入することになるため、新築の補助金交付申請の段階で、利用頻度や活動状況などについて、運営計画に具体的な記載を求めることが望ましい。併せて、補助金交付要綱の様式を具体的なものに整理する必要がある。)
		意見21	老人集会所の大規模修繕の補助金申請の際に必要な書類のルール化について (補助金申請に際して、複数の見積書を提出することを制度的に必須にして、補助金交付要綱又は交付決定の条件に盛り込むことが求められる。)
		意見22	施設修繕に関する記録の保存等について (老人集会所の修繕などの補助金の資料の保存期間を5年としているが、現在の老人集会所に関する補助金は、老人集

			会室が存続する限り、長期にわたって、公金から負担し続けるものとなっているため、新たな修繕の補助金申請の際、過去の修繕履歴が分からないことが考えられる。解決策として、文書の保存期間の取扱いを工夫・改善する、各老人集会室の新築・修繕の履歴を一元化したファイルを作成する等の仕組みの構築が必要となる。)
		意見23	堺市総合福祉会館管理運営補助金の完了報告の在り方について (補助事業の完了時に提出される収支決算書には、支出項目として費目別の金額の記載があり、参考として当該年度の工事の名称と金額の一覧表が添付されている。補助対象支出の大部分を占める委託費と工事請負費について、業務委託契約や工事請負契約の内容、契約相手方名、発注方法(入札か随意契約か、随意契約の場合には複数の見積比較をしたのか、長期継続契約か等)、契約日、支払日などの一覧表を提出させるべきである。そのためには、補助金交付要綱を改定する必要がある。)
		意見24	堺市総合福祉会館の長期的な修繕等について (堺市総合福祉会館という建物の維持保全に関するコストのうち、貸館収入等で賄い切れない部分について、半永久的に市が負担し続けるという構図となっていることに鑑み、毎年度の補助金交付申請書においては、補助対象事業年度の予定工事についてだけでなく、①過去の工事実績、②補助対象事業年度の予定工事、③補助対象事業年度以降の予定工事、④過去に定めた保全計画との変更点について明示した書面を提出させる形にすべきである。)
		意見25	堺市総合福祉会館管理運営補助金の支給方法について (市社協側の資金需要を考慮して、概算払い及び年4回払いが採用されているが、堺市側の補助金交付に関する決裁文書を見ても、年4回払いを採用した根拠や各回の支払額が異なる根拠について具体的な記載はなされていない。合理的な理由を決裁文書に明示すべきである。)
		意見26	堺市総合福祉会館管理運営補助金の補助対象事業である工事内容の変更について (実質的な意味での「補助対象事業」は、毎年度に行われる「建物」の工事等であり、補助金交付申請・交付決定の時点で、補助事業としての工事等の内容について確定させ、年度途中において、工事予定を変更することは補助事業の変更となり、補助金交付要綱に基づく市長の承認が必要になるが、その手続がなされていなかった。今後、年度内に行う工事内容の変更があった場合には、基本的には市長の承認を得るようにすべきである。)
No. 11	長寿社会部 長寿支援課	意見27	市民への周知について (全国健康福祉祭へ堺市選手団の派遣を行う事業であるが、出場の結果の市民への発信は、市のホームページでの「総合開会式の様子」の写真の掲載のみとなっている。市のホームページや広報紙(広報さかい)などにも簡単に結果を掲載する等の方法で市民にも発信することが望ましい。)

No. 12	長寿社会部 長寿支援課	意見28	老人福祉センターの今後の在り方について (以前から指摘されている「利用者の固定化」に関する直接的な打開策は難しいが、少なくとも「高齢者が主体的に健康増進や介護予防に取り組み、すこやかに暮らし続けられる地域社会」という方向性に直接的につながっているような取組が増えることが望ましい。市と指定管理者の協働による取組が重要と思われる。)
		意見29	老人福祉センターの指定管理者の公募の在り方について (老人福祉センターの指定管理者の選定は、平成23年度の指定管理者制度の導入当初から公募制が採用されており、最初の公募の際は複数者による応募があったが、いったん選定されると、それ以降の公募に際しては、旧・指定管理者が、そのまま公募に応募する(1者のみの応募)状況が続いている。このような状況は指定管理者の公募制の本来の趣旨である価格競争が実現しておらず、また、複数の者からより良い施設の管理運営のための提案を受けるといった流れも実現できていない。公募実施の際の情報周知の在り方等の工夫や応募をしない理由の調査などの改善策を検討されたい。)
No. 13	長寿社会部 長寿支援課	意見30	随意契約が長期化していることについて (委託契約の契約方法について、公募型プロポーザルや総合評価一般競争入札などの手法を採用する余地がないのかを検討するべきである。)
		意見31	今後の緊急通報システムの在り方について (堺市が現在と同様の緊急通報装置を利用し始めてから少なくとも既に20年が経過しており、この間、携帯電話の技術や、GPS機能の搭載などの技術の向上、現行の緊急通報装置の製造終了の可能性、固定電話を持たない世帯の増加などの外部環境の変化も生じていると思われる。これらのことを踏まえ、今後利用者のニーズなども踏まえて、より良い緊急通報システムの在り方の検討がなされるべきである。)
No. 14	長寿社会部 長寿支援課	意見32	堺市と市社協の補助金支給基準統一化の検討を含む事務フローの改善について (堺市は、事務フローを確認し、事務の無駄の改善などを検討すべきである。)
		意見33	適正な履行の確保に向けた取組について (市としても補助金が市及び市社協の要綱に従い、校区福祉委員会にて適正に履行されていることを確認できる仕組みを検討すべきである。)
No. 15	長寿社会部 長寿支援課	意見34	地域型地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターの役割分担について (地域型地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターとの役割分担を明確にするための取組を進めていくべきである。)
		意見35	重点取組事項の総括について (業務委託契約における履行確認という観点のほか、当該年度の事業の達成状況の総括と次年度の重点取組事項の策定の契機という観点からも重点取組事項の総括が行われるべきである。)

		意見36	本事業の利用案内について (本事業の利用案内に関し、具体的な活動を記載したリーフレットの周知を拡充することで利用を促すことを検討すべきである。)
No. 16	長寿社会部 長寿支援課	意見37	おむつ給付金の支給対象の見直しについて (経過措置対象者について、段階的な給付額の縮減、期限の設定などを検討すべきである。また、介護保険制度上、原則対象外の方角性が示されている当事業について、市としての位置付け及び財源の確保についても検討を進めるべきである。)
No. 17	長寿社会部 長寿支援課	意見38	随意契約の理由及び業務内容の見直しについて (本事業を特命随意契約とすることの見直しを行うか、少なくとも特命随意契約とする理由の整理を行うべきである。)
		意見39	実施報告書の記載内容等について (実施報告書は詳細に記録して、具体的な事業の履行状況が見える化すべきである。また、事業内容の報告書への記載方法の統一を図るほか、受託法人間で情報・ノウハウを共有し、スキルの向上に努めることができるようにすべきである。)
No. 18	長寿社会部 長寿支援課	意見40	利用者・事業者への周知の在り方について (利用者及び参入事業者が少ない当事業について、市としての位置付けや方向性を明確にした上で、利用者や事業者の立場に立った情報の発信を心がけるべきである。)
No. 19	長寿社会部 介護保険課	意見41	事業の目標数値の設定について (本事業の実施により実現した給付適正化の件数や適正化した割合など、市民に分かりやすい事業の実施成果を示すことによって、介護保険料に対する理解も進むと思われるので、本事業の実施に係る分かりやすい目標数値の設定を検討されたい。)
		意見42	事業の成果について (介護保険料が全国的に見ても高い堺市においては、適正化事業の果たす役割は大きく、後期高齢者の増加など、更なる高齢化の進展による介護保険財政の厳しさを踏まえつつも、様々な適正化事業を十分に実施することで、介護給付サービスの適正化を図ることによって初めて、介護保険料の負担について被保険者の理解を得ることができるのではないかと考えるため、更なる取組の強化を検討されたい。)
		意見43	介護給付費の通知について (事業の実施効果の測定及び活用方法の検証のため、介護給付費通知で検出された情報の分析・検討を実施し、また、その結果を事業者指導の実施主体である介護事業者課と共有するための方策(分析結果をまとめたスプレッドシートの定期的な共有など)についても併せて検討されたい。)
		意見44	パスワードの設定及び管理について (各種データへのアクセスに際してのIDとパスワードの定め方を見直すことが相当である。また、ID及びパスワードを1通の手順書に記載する扱いは改めるべきである。)

			また、現行のシステムあるいは今後のシステム更新時において IDとパスワードを変更するものとするのがコスト面から事実上できないとすれば、そのようなシステム設計としたことの当否を検証した上で、今後は情報セキュリティの観点からID・パスワードを設定する目的を達成することが可能なシステムを構築されたい。)
No. 20	長寿社会部 介護保険課	意見45	制度継続の必要性について (介護保険制度が広く周知されている現在においては、補助金を交付することの必要性は薄れているのではないかと考える。今一度、制度存続の必要性について再検討されたい。)
No. 21	長寿社会部 介護保険課	意見46	仕様書と実施内容の不整合について (実際上の施設訪問回数が月2回から月1回に減少しているのであれば、仕様書における訪問予定回数を月1回に変更した上で訪問対象とする施設数を倍増させるなど、事業の実施効果が低下しないように仕様内容の見直しを検討すべきである。施設訪問回数が減少すれば、事務局における事務手続も減少することが想定され、見積りの妥当性を精査し、予定価格が相当であるか検討すべきである。)
No. 22	長寿社会部 介護保険課	意見47	介護認定審査会の運営効率化について (介護の生産性向上、DX化が求められる昨今において、要介護認定業務においても、データ化、ペーパーレス化を通じた事務負担の軽減に取り組む必要がある。また、審査会を原則リモートで開催することを要介護認定業務のDX化と併せて検討されたい。)
		意見48	要介護認定までの期間の短縮について (令和5年度においては、理由は別にして法定期限を遵守できていないことは事実である。要介護認定のDX化なども含め、期間短縮のために一層の努力をされたい。)
		意見49	認定調査委託に係る契約手続の簡素化について (報酬額が低廉であるにもかかわらず契約書の作成など事務負担が大きく、主治医意見書のような契約書・見積書を不要とする支払ができないかなど、発注者側としてなるべく事業者の事務負担が軽減されるように配慮することが望まれる。また、堺市側も本契約事務には多大な事務負担を要しており、契約規則に照らして契約書、見積書を作成せずに委託できる余地がないのか、今一度真摯な検討が望まれる。)
No. 23	長寿社会部 介護保険課	意見50	高額介護サービス等費の未償還について (本来償還されるべき額を本人に償還しないまま時効を迎えるのは妥当とはいえず、市として、なるべく未償還が生じないような仕組みを講じるべきと考える。)
No. 24	長寿社会部 介護保険課	意見51	滞納介護保険料の徴収について (滞納介護保険料の徴収に向けて、職員が準拠すべきマニュアル等を作成し、これに基づき、滞納処分による差押えを含め、積極的な徴収を図られたい。)
		意見52	コンビニエンスストア等における納付について (介護保険料の納付について、コンビニエンスストアでの納付等様々な納付方法を認める扱いとすることを検討されたい。)

		意見53	滞納者が死亡した後の徴収事務について (介護保険料の支払義務を負う者が死亡した場合、未納保険料について、相続人または連帯納付義務者に対する徴収をより積極的に行われたい。)
No. 25	長寿社会部 介護保険課	意見54	支給申請書の記載内容の確認の徹底について (堺市は、支給対象者の資格について改めて検討の上、必要に応じて要領において支給対象者の要件をより具体的に定義するとともに、申請書が提出されたときは申請書の各記載が適正になされているか都度確認することを徹底すべきである。)
No. 26	長寿社会部 介護事業者課	意見55	高齢者施設の整備目標達成に向けた取組について (堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく高齢者施設の整備目標を達成できるよう、事業者に対する周知の方法や在り方を検討し、工夫されたい。)
		意見56	事業者による業者選定に競争性を確保するための取組について (補助金を交付するに当たり、補助対象事業者が補助事業に関し行う契約について一般競争入札等による業者選定を求める場合、実質的な競争性が確保されるよう、その入札の方法等について積極的に事業者に対し指導等されたい。)
		意見57	補助対象経費について (当該補助金は施設開設準備事務経費を補助対象としているが、開設準備に該当するか疑念のある経費が含まれていた。補助金の原資を交付する大阪府に対し改めて補助対象となる経費について確認を求め、また、堺市としても補助対象とすべきかどうか、より一層の精査を行うべきである。)
		意見58	文書保存期間の見直しについて (堺市地域介護・福祉空間整備補助金交付要綱及び堺市老人福祉施設等整備補助金交付要綱に基づく補助金交付に関する資料の保存期間は、短くとも事業者に義務付けた書類保管期間以上の期間とされたい。)
No. 27	長寿社会部 介護事業者課	指摘3	運営指導の実施件数について (国が示す指定又は許可の有効期間である6年に1回の運営指導の実施についても、民間委託を行わなければ達成できない状況となっている。国が示す実施頻度である6年に1回行うことは当然として、事業者のリスクに応じて運営指導の内容を強化することが必要である。運営指導の量的向上を図るため、民間委託の活用を一時的にではなく継続的に実施することとし、国が示す実施頻度を達成した上で、よりきめ細かな運営指導を行っていくべきである。)
		意見59	指定情報公表センター運営業務の業者選定における競争性確保について (介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センター運営業務の委託業者選定に当たっては、入札参加事業者が増えないことについての構造的要因を調査検討するとともに、設計価格の見直し等、競争性を高めるための改善を図られたい。)
		意見60	研修のフォローアップについて (介護事業者指定・指導事務において研修を実施したとき

			は、単に研修の実施やホームページやメールでの情報発信を行うだけにとどまらず、事業者がその研修を踏まえより適切に介護事業を行うことができるよう、フォローアップのための個別具体的な取組を行われたい。）
		意見61	事業者からの受講報告について (受講報告書の提出については、必ず求めるべきものであり、再度の徹底を図られたい。受講報告書未提出の事業者については、制度の理解不足等による事務不備のリスクも高まっていると考えられるため、報酬改定の内容や運営指導でよく見られる指摘事項等の必要な情報を積極的に提供するとともに、報告書未提出の事業者に対して運営指導を行う際に、一層慎重な確認を行うなどの必要な対応を図るべきである。)
No. 28	健康部 健康医療政策課	指摘4	実績報告書の確認について (申請時の収支予算書と実績報告時の収支決算書における収入・支出の金額が全て一致している、収支決算書の一部について、補助事業者の正味財産増減計算書内訳表の計上額と一致しない等の問題が見られる。補助事業者は、補助事業に係る収入・支出の実績を適切な科目及び金額により収支決算書に記載する必要がある、所管課はその内容を十分に確認した上で補助金の額を確定する必要がある。)
		意見62	補助対象経費の範囲について (病院群輪番制病院運営事業について、補助金確定額を補助対象経費で除した補助率を見ると、最低0.3%から最高10%までと広く分布している。各病院の経費の支出状況について比較可能性が確保されるよう、補助対象経費の範囲を明確化することを検討されたい。)
No. 29	健康部 健康医療政策課	指摘5	堺看護専門学校の学科再編による繰越金の発生について (堺看護専門学校の規模縮小によって3年連続繰越金が発生しており、特に、令和5年度においては、補助金額の約3分の1に当たる額が繰越金となっている。看護第2学科の修業年限は3年であることから、令和8年度まで学生数が逡減していくことになるが、この間の収支の推移を注視して、適切な補助金額の水準を検討する必要がある。)
No. 30	健康部 健康推進課	意見63	がん検診読影業務の見積内訳の入手について (がん検診に係る読影業務については、契約に先立って堺市医師会から見積書を入手しているが、読影料及びフィルム管理料の総額の記載のみにとどまっている。詳細な見積内訳の提出を求め、見積金額の妥当性を検討する必要がある。)
		意見64	がん検診読影業務における読影会回数の設定について (委託契約に当たり、基本部分の読影会回数を超過した場合、超過分の回数に単価を乗じた額を委託期間終了後に支払うこととしているが、基本部分に比して超過分の回数が多くなっている。過剰払いを防ぐという意図は理解できるところではあるが、基本部分について過去の実績に近い回数に設定した上で、基本部分の回数を下回った場合の精算の取扱いを契約書に明記する方が、契約の実態を反映することになると考える。)

No. 31	健康部 こころの健康センター	意見65	事務事業評価シートにおける指標について (各事業の実施回数が「成果指標」として、各事業の利用者数が「活動指標」として設定されていた。事務事業評価シートにおける成果指標は事業目的の達成状況を測定するものであり、活動指標は成果を上げるための手段であるという考え方からすると、成果指標と活動指標は逆に設定することが適切であった。)
--------	-------------------	------	---

2 指摘事項等の分類

以下は、個別の事務事業ごとの意見・指摘事項の分類である（事務事業名称には略称を用いている。）。

事務事業名称	意見・指摘事項の種類				
	合規性（及び契約書・仕様書に即した業務の実施についてを含む。）	委託契約の方法で事業が実施されている場合の在り方に関するもの	補助金交付の方法で事業が実施されている場合の在り方に関するもの	事業の効果指標・効果測定に関するもの	事業の在り方に関するもののうち、左欄以外
社協運営補助			●		
避難行動要支援者					●
介護予防普及啓発					●
在宅医療と介護の連携推進	●				●
認知症初期集中支援チーム等					●
認知症施策総合支援					●
「あ・し・た」プロジェクト				●	
権利擁護事業					●
老人集会所運営					●
老人福祉施設等補助			●		
全国健康福祉祭派遣					●
老人福祉センター					●
緊急通報システム		●			
地域介護予防活動支援			●		●
地域包括支援センター					●
おむつ給付金					●

シルバーハウジング 生活援助員派遣		●			
介護予防・生活支援 サービス					●
介護給付等適正化					●
家族介護慰労			●		
介護サービス相談員派 遣		●			
介護認定		●			●
介護保険・保険給付費					●
介護保険料徴収					●
住宅改修支援					●
老人福祉施設整備			●		
介護事業者指定・指導					●
救急医療対策			●		
看護師確保対策			●		
がん検診（本庁）		●			
ひきこもり支援				●	

第4 監査の結果及び意見

1 社会福祉協議会運営補助【生活福祉部地域共生推進課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	社会福祉協議会運営補助
所管部局	生活福祉部地域共生推進課
事業の目的	・市社協の事業運営に要する経費の一部を補助することにより、市社協の業務の円滑な実施の確保等を通じて、市民の自主的な活動がより一層活発に行われるような環境の整備を図り、本市の地域福祉の向上に寄与することを目的とする。 ・各区に事務所を設けることで、区を単位としたより住民に密着した地域福祉活動を展開し、区民の福祉・ボランティア活動の更なる推進を図ること。
事業の対象	・市社協が実施する社会福祉を目的とする事業に係る人件費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料及び負担金 ・社会福祉協議会区事務所の設置、運営に係る経費
事業の内容	・市社協の事業に係る人件費及び事務経費、社会福祉協議会区事務所の設置運営に係る経費の一部を補助する。 ※市社協が実施する主な事業 ・地域福祉活動の企画立案及び支援 ・校区福祉委員会活動の育成援助 ・ボランティア相談業務 等
開始年度	昭和27年度
会計区分	一般会計
根拠法令等	①堺市社会福祉法人堺市社会福祉協議会補助金交付要綱（以下「社会福祉協議会補助金交付要綱」といい、同要綱に基づく補助金を「社会福祉協議会補助金」という。） ②堺市社会福祉協議会区事務所設置運営事業補助金交付要綱（以下「区事務所設置運営事業補助金交付要綱」といい、同要綱に基づく補助金を「区事務所設置運営補助金」という。） なお、両要綱に基づく補助金を、第4の1においては、「本件補助金」と総称する。

(2) 事業費の推移・内訳

＜過去3年間の事業費推移＞

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	341,942,000	350,737,000	347,311,000
決算額	315,661,304	328,050,216	337,703,182

＜事業費の内訳（令和5年度決算）＞

節	決算額（円）	主 な 内 容
負担金、補助及び交付金	337,703,182	社会福祉事業運営業務補助等
(合計)	337,703,182	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	37,662,000	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
府支出金	0	
地方債	0	
その他	97,662,000	地域福祉推進基金
一般財源	202,379,182	
(合計)	337,703,182	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	①なし ②ボランティア相談業務の対応件数		
内 容 (結果)	①なし ②1,317件	①なし ②3,087件	①なし ②4,165件

※①は成果指標、②は活動指標を表す。

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)

(6) 指摘事項等

ア[意見1]補助効果が把握しにくいことについて

【事実関係】

(7) 補助金額（投下資金量）

堺市は、令和5年度に、市社協に対し、令和5年度分の本件補助金を合計337,703,182円交付している¹⁴（内訳は、社会福祉協議会補助金321,208,741円、区事務所設置運営補助金16,494,441円であり、令和4年度もほぼ同額である。下記に引用する本件補助金の令和6年度事務事業評価シートの「Ⅲ.投入量」参照）。

Ⅲ. 投入量

事業コスト

※当初予算には、前年度からの繰越分を含む。（単位：千円）

	項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度
		決算	決算	当初予算	決算	当初予算
13 財源内訳	事業費 (a)	315,662	328,051	347,311	337,704	357,261
	国支出金	37,383	37,633	41,294	37,662	42,573
	府支出金			0		0
	市債			0		0
	その他 (地域福祉推進基金)	47,032	54,014	41,294	97,662	42,573
	受益者負担金(使用料、手数料等)			0		0
	一般財源	231,247	236,404	264,723	202,380	272,115
14	人件費 (b)	3,280	3,280	3,240	3,240	3,240
15	年間経費(c)=(a)+(b)	318,942	331,331	350,551	340,944	360,501

事業費の内訳

(単位：千円)

	項 目	年度		事業費	うち 一般財源	項 目	年度		事業費	うち 一般財源
16 事業費内訳	社会福祉協議会補助金	R5	決算	321,209	185,885		R5	決算		
		R6	予算	340,053	254,907		R6	予算		
	社会福祉協議会区事務所設置運営事業補助金	R5	決算	16,495	16,495		R5	決算		
		R6	予算	17,208	17,208		R6	予算		
		R5	決算				R5	決算		
		R6	予算				R6	予算		
		R5	決算				R5	決算		
		R6	予算				R6	予算		
		R5	決算				R5	決算		
		R6	予算				R6	予算		

（出典：本件補助金の令和6年度事務事業評価シートより抜粋「Ⅲ.投入量」）

¹⁴ 実績報告がされた後の確定額ベース

(イ) 成果（投入資金の効果）

① 本件補助金全体の投下資金量に対する効果の把握が困難であること

この事業の事務事業評価シート（令和6年度¹⁵）においては、次に引用する「Ⅱ 事業目的の達成状況」や「Ⅳ 事業の効率性」のとおり、本件補助金の対象事業のうちの、ごく一部である、ボランティア相談業務の成果である「ボランティア相談業務の対応件数」を示しているだけである。

Ⅱ. 事業目的の達成状況						
事業の成果や活動実績の測定						
11	定性的な成果目標					
	社会福祉協議会の社会福祉を目的とする事業の円滑な実施					
	当該目標を設定した理由	市民の自主的な活動がより一層活発に行われる環境整備に繋がり、地域福祉の向上に資するため。				
	目標に対する実績	第6次堺市社協地域福祉総合推進計画の推進、子どもから高齢者までの居場所やつながりの構築に向けた取組の推進、生活困窮や社会的孤立などの課題を抱える方への総合相談支援の実施、地域包括ケアの推進等				
12	活動指標(成果を上げるための手段)	単位	実績		目標	
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	ボランティア相談業務の対応件数	目標値	2,000	2,000	3,000	
		実績値	3,087	4,165		
		達成率	154%	208%		
	当該指標を選定した理由	ボランティア相談を行い、活動を推進していくことで、互助・共助の仕組みの構築につながるため。				
	目標値の設定根拠・算出方法	過去の実績に基づき、目標を設定。				

（出典：本事業の令和6年度事務事業評価シートより抜粋「Ⅱ. 事業目的の達成状況」）

Ⅳ. 事業の効率性					
単位当たり経費					
17		区 分	単位	令和4年度	令和5年度
	①	ボランティア相談業務の対応件数	人	3,087	4,165
	②	上記①にかかる年間経費	千円	27,916	28,549
	③	単位当たり経費（②÷①×1,000円）	円/単位	9,043	6,855
	備考（算出についての説明等）	補助金のうち、ボランティア相談業務に係る人件費のみ			

（出典：本事業の令和6年度事務事業評価シートより抜粋「Ⅳ. 事業の効率性」）

ボランティア相談業務のボリュームは、その令和5年度の年間経費（ただし人件費のみ）が28,548,467円¹⁶であることからすると、本件補助金337,703,182円との金額

¹⁵ 評価の対象は令和5年度の事業である。

¹⁶ 令和6年度事務事業評価シートより抜粋した「事業の効率性」欄の記載の円単位まで記載した数値

対比でいえば、8.5%に相当するに過ぎないから、ボランティア相談業務の対応件数についての目標値の達成状況を示しても、本件補助金「全体」の効果を把握することはできない（本件補助金における資金投下量と成果の関係が不明であり、3億円を超える資金投下量との関係が全く把握できない。）。

また、上に引用した本件補助金の事務事業評価シートの「事業目的達成状況」の「定性的な成果目標」欄の目標や実績が何も記載されていないことから分かります。おり、「市社協の社会福祉を目的とする事業の円滑な実施」という本件補助金「全体」に係る成果目標については、結果が全く示されていないところ、所管課によれば、その効果を定量的に示すことは困難であるため、記載していないとのことであった。

上記の困難さは、その性質上定量化が難しいということのみに起因するのではなく、本件補助金「全体」の効果については、当該補助金の補助対象経費が、一つの事業全体ではなく、市社協が実施する多数の社会福祉を目的とする事業の一部（市社協の人件費等）を補助し、その余は、それぞれの事業個別の補助金交付要綱に基づく補助によって、最終的に全額補助される仕組み¹⁷であること、すなわち下記の＜本件補助金対象事業の合計公金投入額一覧表＞記載のとおり、本件補助金が横串で刺すように、個別の補助金の一部のみを補助していることにも起因するものと解される。

¹⁷ ただし、事業から収益が生じた場合は控除される。

＜本件補助金対象事業の合計公金投入額一覧表＞

(単位：円)

個別補助金の名称	個別補助金の補助額 (物件費)	本件補助金の補助額 (人件費)	合計公金投入額
【1】 堺市総合福祉会館管理運営補助金	111,448,468	19,014,423	130,462,891
【2】 堺市内児童養護施設入所児童臨海学舎事業補助金	1,027,080	1,613,242	2,640,322
【3】 堺市ボランティアネットワーク推進事業補助金	11,501,149	28,548,467	40,049,616
【4】 堺市地域のつながりハート事業補助金	80,013,576	22,625,654	102,639,230
【5】 堺市日常生活自立支援事業補助金 (※)	8,364,272	81,313,387	89,677,659

※堺市日常生活自立支援事業に係る物件費には、登録型生活支援員に係る経費4,351,148円を含む。

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

② 個別補助金においても投下資金量に対する効果の把握が困難となること

他方で、本件補助金により人件費等を補助する多数の事務事業における補助金交付額とその効果の把握という観点から見ても、前記①で引用した＜本件補助金対象事業の合計公金投入額一覧表＞のとおり、個別補助金の対象事業は、本件補助金と個別の補助金の双方から補助がなされているがために、その投下資金量に対する効果の把握が困難となっている状況がある。

例えば、前記①で引用した＜本件補助金対象事業の合計公金投入額一覧表＞の【3】の堺市ボランティアネットワーク推進事業補助金で言えば、本件補助金から28,548,467円の人件費が、堺市ボランティアネットワーク推進事業に補助されている。したがって、同事業の効果は、この本件補助金から交付された人件費の補助金28,548,467円と、堺市ボランティアネットワーク推進事業補助金として協議会に交付された11,501,149円の合計40,049,616円を投下資金量とする効果として、把握さ

れなければならない。したがって、同事業の令和6年度事務事業評価シートにおいて公表されている事業費11,501千円は、あくまでも、人件費を除いた事業費であることを前提として、その効果に関する評価がされなければならない。

ところが、堺市ボランティアネットワーク推進事業補助金を含む事業「社会福祉協議会関連事業」の事務事業評価シート¹⁸を閲覧したとしても、そこには、別の補助金（本件補助金）から人件費が約2800万円も交付されていること、したがって、真の意味での堺市ボランティアネットワーク推進事業に投下された公金の投入量は、約1150万円ではなく約4000万円であることを読み取ることはできない。

【意見】

補助金等の資金助成においては、一定の目的を達成するために政府部門の資金が投下される。当然のことながら、それは、国民・住民の負担による貴重な資金の使用であるから、その投下量に応じた成果が認められることが求められる。したがって、ある目的のための助成行為の量とそれによる成果との間には比例関係がなければならない。このことが資金助成に関する比例原則である。逆にいえば、達成される成果に比べて不相当に多額の資金助成をなすことは許されない（碓井光明著「公的資金助成法精義」（大学図書、2007）146及び147ページ）¹⁹。

この点、もとより、資金の投下量以上に難しいのは、成果を測定する基準の問題であり、また、助成対象には、確定的成果の保証できない分野があるという問題もある²⁰。

しかし、それでも、可能な限り、どれだけの資金を投下したのかその金額と、その成果を確認し、補助の効果が、投下資金に見合ったものとなっているか否かを、検証してゆく努力を怠ることは許されない。

これは「説明責任」という観点からしても、必要性の高い事項であるといえる。

以上から、本件補助金は資金投下量（補助金額）と成果の関係が不明であり、かつ、

¹⁸ 参考 URL :

https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/kaikaku/jimujigyohyoka/jimujigyo_r6/sosiki/kenkoufukushikyoku.files/011-048.pdf

¹⁹ その意味で「相当性原則」とも呼ばれる。

²⁰ 例えば、雇用創出を目的とする補助金にあっては、増加した雇用者数が成果となるが、所期の成果を上げられるという保証はない。

本件補助金が他の個別補助金の補助対象事業に係る人件費等を横串で刺すように補助していることによりこれらの個別補助金の資金投下量と成果の関係の把握にも悪影響を与えているため、個別補助金について人件費を横断的に本件補助金で補助するという手法は見直しがされるべきである。

なお上記の意見に対し、所管課からは「市社協は大規模な外郭団体であり、年度末の人事異動により担当業務が毎年変わる。個別補助にて人件費を補助する場合、予算要求時期と人事異動のタイミングに乖離が生じるため、職員の職階・経験年数によっては当初予算額を超過若しくは大きく下回る可能性があり、適正に事業を執行できなくおそれが生じる」との意見が述べられた。

しかしながら、予算要求時期と人事異動のタイミングに乖離が生じるため予算を超過し又は下回る可能性があること自体は、しばしば補助金交付において見られる現象であり、市社協が3か月程度法人を運営するための流動資金を持つことを踏まえると、概算払いをした後に精算手続（債権額の確定手続）において追給をすることなどによって適正な事業を継続することができる可能性は高いと思料される。

ただし、もとより、市社協は、地域福祉の総合推進機関であり、その事業の中には、高齢者、虐待を受けている方、認知症や知的障害、精神障害のある方など、継続的な途切れのない支援を最も必要とする方々への支援を要素とする公益性が高い事業が多く含まれている。そのため、円滑で安定的な事業が行われる必要性が非常に高い法人であると言える。また、確かに、複雑に絡み合う市社協に対する補助金等の見直しをするためには相応の時間を要することは理解できる。

しかしながら、上記の所管課の意見を踏まえても、また、一定の時間を要することは理解できるものの、やはり、本件補助金は資金投下量（補助金額）と成果の関係が不明であり、かつ、本件補助金が他の個別補助金の補助対象事業に係る人件費等を補助していることによりこれらの個別補助金の資金投下量と成果の関係の把握にも悪影響を与えているため、個別補助金について人件費等を横断的に本件補助金で補助するという手法は、見直しがされるべきである。

イ[指摘1]補助金交付が重複して行われるおそれについて

【事実関係】

社会福祉協議会補助金交付要綱において、補助対象経費は、補助対象事業（すなわち、「協議会（引用者注：市社協）が実施する社会福祉を目的とする事業。ただし、他の補助金及び委託料の対象に係るものを除く」）に係る「人件費（報酬、給料、職員諸手当、法定福利費、退職金給与積立金、厚生経費等）、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料及び負担金」とされている（同要綱4(2)及び(3)）²¹。

他方で、本件社会福祉協議会補助金により人件費を補助されている堺市日常生活自立支援事業補助金交付要綱（前記アの【事実関係】の(イ)①で引用したく本件補助金対象事業の合計公金投入額一覧表>の【5】の堺市日常生活自立支援事業補助金）においても下記のとおり、人件費が補助対象経費として挙げられている。

＜堺市日常生活自立支援事業補助金交付要綱より抜粋＞

4(3)「補助対象経費は、次のとおりとする。

上記(2)の事業を実施するために必要な、人件費、賃金、旅費、費用弁償、報償費、消耗品費、燃料費、修繕料、会議用食糧費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、賃借料及び使用料、備品購入費及び負担金とする。」

【指摘】

前記堺市日常生活自立支援事業補助金交付要綱のように、社会福祉協議会補助金交付要綱と同要綱で人件費等を補助する対象としている個別の補助金交付要綱のいずれにおいても「人件費」を補助できる要綱となっているものがあるところ、補助金交付が重複して行われるおそれがあるので是正されるべきである。

この点、所管課からは、「日常生活自立支援事業においては、登録型生活支援員の経費のみを補助しており、（市社協の）職員の人件費は本件補助金において補助している。本件補助金の申請及び実績報告資料の「人件費」の中で、雇用形態に登録型生活支援員を含めていないことから、日常生活自立支援事業補助金と重複して補助金交付が行われていないことを確認しているため、補助金交付が重複して行われることはない。」との

²¹ なお、同要綱において、補助金の額は、予算の範囲内で、上記補助対象経費から当該経費に係るその他の収入を控除した額を限度とし、市長が定めるものとする、とされている。

意見が述べられている。

しかしながら、「日常生活自立支援事業」の補助金交付要綱の文言（「人件費」）からは「登録型生活支援員の経費のみ」が対象であることは読み取れない。監査人も、現実には重複して市社協の職員の人件費が補助されていると指摘しているわけではないが、要綱上は補助金交付が重複して行われるおそれがあると言わざるを得ない。

堺市日常生活自立支援事業補助金交付要綱に「事業を実施するために必要な、人件費、賃金、旅費、費用弁償、報償費、消耗品費、燃料費、修繕料、会議用食糧費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、賃借料及び使用料、備品購入費及び負担金とする。」とあるうちの「人件費」が、「登録型生活支援員経費」を意味するのであって、当該事業を実施するために必要な市社協の職員等の人件費を含まないというのであれば、そのことが分かるような表記に要綱を改めるべきである。

ウ[意見2]「補助金見直し調書」の記載について

【事実関係】

(ア)「補助金見直し調書」

令和5年5月31日付け財政課長から各局総務担当課長及び各区役所企画総務課長宛「補助金見直しガイドラインに基づく補助金交付要綱の見直しについて（依頼）」と題する通知（財政第110号）により、補助金交付事業の所管課は、①終期設定を必要としない補助金²²や、②令和6年度以降に終期を迎える補助金を除き²³、「補助金見直し調書」の作成を求められている。そして、「補助金見直し調書」は、補助金の見直しのために、近時の知見の限りににおいて必要な項目がまとめられているといえ、活用性が高い。

実際、「補助金見直し調書」は、前記通知において、財政課の各局主計担当を中

²² 当該通知において、終期設定を必要としない補助金（ただし、廃止、終期の設定を妨げるものではない。）とは、次の補助金を意味するとされている。

- ・ 条例、規則で個別に設置した補助金
- ・ 法令等に設置根拠がある補助金

²³ マンパワーの適切な配分の観点から、終期を迎える時点が近いものから順次見直し調書を作成することとし、数年で一巡するようにしたものと推測される。

心に、内容の確認を行うとされ、次のとおりのスケジュールで予算要求や内示の場面で活用することとされている。

＜今後のスケジュール予定として財政課から示された予定＞

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 補助金見直し照会		●										
2. 所管にて見直し検討			●									
3. 調書提出			●									
4. 財政課にて検証 (必要に応じ所管へヒアリング)				●	●							
5. 財政課の検証結果回答 (①所管見直し内容 OK 又は② 議論継続を決定)						●						
6. 予算要求 (所管見直し内容で要求)							●					
7. ②を議論								●	●	●		
8. 補助金見直し結果決定 (継続・廃止・見直し)									●	●		
9. 予算内示 (②は見直し結果 に応じた金額に査定)									●	●		

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

(イ) 本件補助金の補助金見直し調書の内容

本件補助金の補助金見直し調書の内容（ただし「補助金見直しチェック」欄のみ抜粋）は、次ページのとおりである。

補 助 金 見 直 し チ ェ ッ ク				
項 目		状 況	理由記載要否	理由記載要否欄に従い、以下の欄に該当する項目については、理由を記載してください。
1	委託や直接執行ではなく、補助金としての支出が適しているか。	適	必須	堺市社会福祉協議会は社会福祉法に基づき設置された民間福祉団体として、多くの市民・団体、事業者・企業、関係機関の参加と協働のもと、社会福祉を目的とする様々な事業の実施を通じて、本市における地域福祉の推進に寄与しているため。
2	補助金額及び補助率は妥当か (原則 1/2 以内)	適	1/2 超の場合 必須	
3	団体運営費補助ではないか	適	不適の場合	
4	重複・類似のものはないか	適	不適の場合	
5	公募制になっているか。非公募の場合、説明責任を果たしているか。	適	不適の場合	
6	終期（原則 3 年）を設定した要綱を整備しているか	適	不適の場合	
7	再補助はしていないか	適	不適の場合	
8	特定の交付先団体等に補助金を支出する場合、交付先の財政状況を勘案しているか	適	不適の場合	

(出典：補助金見直し調書より抜粋)

(ウ) 本件補助金の補助金見直し調書の記載内容の評価

本件補助金の「補助金見直し調書」の記載内容は、前記(ア)の通知から提出期限まで1か月しかなかったという事情もあったと思われるが、その内容には、少なくとも、以下の課題がある。

- ①市社協の運営費として補助対象経費から不足することのない補助金が支払われているにもかかわらず、原則2分の1以内とされるところをほぼ全額補助する「理由」が全く記載されていない。

- ②（少なくとも実質的な）団体運営補助であるというべきところ単に「事業費補助」とされていることについても特に説明もコメントもされていない。

この点、所管課からは、次のとおりの意見が述べられている。

- ①本件補助金の補助対象経費には社会福祉を目的とする事業を実施するための「人件費」が含まれており、市社協の業務の円滑な実施の確保を図るためには補助率の設定はなじまない。
- ②本件補助金は「補助金見直しガイドライン」の定義より、次の理由により事業費補助に該当するものと考えている。
- ・補助対象事業：市社協が実施する社会福祉を目的とする事業
 - ・対象経費：使途が限定（人件費・賃金・報償費・旅費・需用費・役務費・委託料・使用料及び賃借料及び負担金）

しかしながら、市社協の業務の円滑な実施の確保を図るために2分の1を超えてほぼ100%の人件費を補助しなければならないと判断するのであれば、補助率の設定になじまないとするのではなく、「2 補助金額及び補助率は妥当か（原則1/2以内）」の項目を「適」とするとしても、理由記載欄において、1/2を超えて補助すべき理由（必要性）を書き示す必要があると思料される。単に「適」としただけでは、ほぼ補助率が1/2以内に収まっているため理由を説明する必要もなく「適」と判断できるという意味であると解される余地が十分にあるし、何より、ここで必要なのは、何故、ほぼ100%に近い補助金を交付する必要があるのかを具体的に示して、理解を得ることであるからである²⁴。

また、所管課が事業補助金であると主張する点についても、監査人の目からは、本件補助金は、次のとおりの理由により少なくとも実質的な団体運営補助であると解されるところである。

<理由>

²⁴ この点、堺市の全庁的にそこまでの記載が求められているわけではないとのことであるが、本来は必要であると考えられる。

堺市補助金見直しガイドラインにおける「事業費補助」の定義を見ると、事業費補助とは「団体や事業者、個人が主体となつて行う特定の活動、事業に対する補助金で、使途が限定されているもの。」をいうところ、社会福祉協議会補助金交付要綱の補助対象事業は、極めて多数に上り、「特定の活動、事業」と言えるものではない。また、本件実績報告書に添付された「令和5年度堺市社会福祉協議会補助金実績報告「事務費」と題する文書」（以下「本件事務費実績報告資料」という。）には、市社協の社労士費用、税理士費用が「手数料」として計上されていたり、補助対象事業であるか否か不明な「広報啓発事業」や「調査研究費用」も補助対象（算出基礎）として計上されている²⁵。加えて、意見1において述べたとおり、本件補助金に見合う効果を把握することは極めて困難である。

堺市補助金見直しガイドラインにおいては、「団体運営費補助は原則として廃止すること。」とされているところ、それは、団体運営費補助の場合、補助金の使途が特定の事業に限定されず、補助基準や対象経費が曖昧になりがちであり、補助による効果が分かりにくい傾向があるためであると解される。そのために、目的・使途を明確にした事業費補助へ切り替える必要があるとされているのである。このような観点から見た場合、本件補助金は、補助対象事業が何であったのかを把握することすら困難である。また、下記のとおり、本件補助金の担当課と、個別補助金の担当課が異なることからしても、本件補助金の担当者のみでは把握が困難なほど多くの個別の補助金の人件費等を確認する必要等があり、特に、投下した補助金の効果はほとんど分からない状況にある。すなわち、少なくとも実質的な運営補助金であると解されるように思われる。

²⁵ この点についても所管課は「社労士費用、税理士費用については、補助金交付要綱に記載の役務費に該当するものという認識。また、補助対象事業は、他の補助金及び委託料の対象に係るものを除く、協議会が実施する社会福祉を目的とする事業となっており、地域福祉を広く市民に周知・啓発するための「広報啓発事業」や指定都市社協として全国的な動向把握や関係機関との研究調査などを行う「調査研究事業」は補助対象事業であると考えている。」と述べている。

補助金		所管部局
本件補助金		健康福祉局生活福祉部 地域共生推進課
個別補助金	・ 堺市社会福祉協議会区事務所設置運営事業補助金	健康福祉局生活福祉部 地域共生推進課
	・ 堺市ボランティアネットワーク推進事業補助金	
	・ 堺市総合福祉会館管理運営補助金	健康福祉局長寿社会部 長寿支援課
	・ 堺市地域のつながりハート事業補助金	
	・ 堺市日常生活自立支援事業補助金	
	・ 堺市内児童養護施設入所児童臨海学舎事業補助金	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

【意見】

「補助金見直し調書」は、活用され始めたばかりであり、補助金の見直しは、一定の時間をかけ、多方面からの意見や様々な場面における議論を踏まえながら進めてゆく必要があると思料される。

所管課は、「補助金見直し調書」の記載に当たっては、各チェック項目について、所管課の判断結果、すなわち、単に適しているか否かの所管課としての判断結果だけではなく、そのように判断した根拠を十分に記載すべきである。そうしてこそ、その根拠を含めた妥当性が予算内示の段階をはじめとする各段階において検討されることになると解される。

2 避難行動要支援者関係事業【生活福祉部地域共生推進課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	避難行動要支援者関係事業
所管部局	生活福祉部地域共生推進課
事業の目的	災害時に自ら避難することが困難であると思われる避難行動要支援者を対象に、地域の支援者への個人情報の提供についての同意調査を実施する。当該調査は個人情報利用の本人同意により、災害に備え、地域・行政で個人情報を共有し、平常時から地域における自助・共助の仕組みの構築に向けた取組の一助とする。また、避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、より良い避難の実現に向けて活用することを目的とする。
事業の対象	地震などの災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であると思われる避難行動要支援者【避難行動要支援者リスト（名簿）登載者（約 65,000 人）、避難行動要支援者一覧表登載者（約 22,000 人）】
事業の内容	【避難行動要支援者調査事業の概要】 ①避難行動要支援者に、市から、事業の概要説明と地域の支援者への個人情報の提供についての同意・署名欄を含む避難行動要支援者一覧表登録申請書をダイレクトメールで送付する。 ②受け取った要支援者が申請書に記入し返送する。ただし、記入漏れがある場合は、民生委員児童委員が訪問し、そこで得た情報を申請書に反映する。 ③市が申請書を基に、避難行動要支援者一覧表を作成する。 ④避難行動要支援者一覧表は、地域・行政で共有し、災害の発生に備え、日常の見守り活動や自主防災活動などの地域の取組に活用する。 【個別避難計画の作成】 避難行動要支援者や福祉専門職、関係機関等と協議を行い、避難先や避難方法、避難支援者などを記載した個別避難計画を作成する。
開始年度	平成 24 年度
会計区分	一般会計
根拠法令等	災害対策基本法

(2) 事業費の推移・内訳

＜過去3年間の事業費推移＞

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	8,251,000	10,331,000	10,195,000
決算額	6,246,412	6,962,702	8,780,959

＜事業費の内訳（令和5年度決算）＞

節	決算額（円）	主 な 内 容
報酬	3,563,760	会計年度任用職員報酬
職員手当等	476,306	会計年度任用職員期末手当
報償費	980,000	謝礼金
旅費	327,240	費用弁償（通勤費）
需用費	468,285	印刷製本費、消耗品費
役務費	1,639,792	保険料、通信運搬費
委託料	1,280,796	個別避難計画作成等業務委託料等
使用料及び賃借料	44,780	駐車場使用料
(合計)	8,780,959	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	0	
府支出金	0	
地方債	0	
その他	0	
一般財源	8,780,959	
(合計)	8,780,959	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の 測定方法	①一覧表登載者新規登録数 ②ダイレクトメール送付件数		
内 容 (結果)	①2,176 人 ②10,226 件	①2,566 人 ②10,672 件	①2,708 人 ②11,936 件

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査 における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)

(6) 指摘事項等

ア[意見3]個別避難計画作成の進捗に向けた取組について

【事実関係】

東日本大震災における死者数のうち、65歳以上の高齢者は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍と推定されている。このような状況を踏まえ、平成25年、国の災害対策の基本を定めた災害対策基本法が改正され、災害発生時の避難行動について特に支援を要する避難行動要支援者の名簿作成が市町村長に義務付けられた（災害対策基本法第49条の10第1項）。また、本人の同意を得られた場合には、平常時から地域の避難支援等関係者へ名簿情報を提供することとされている（同法第49条の11第2項）。堺市では、これらの規定に基づき、避難行動要支援者全員を登載した避難行動要支援者リスト及び名簿情報の提供に係る本人同意を得られた者を登載した避難行動要支援者一覧表を作成している。

さらに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）」により、「個別避難計画の作成に当たっては、市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に作成されるよう、優先度が高い方から作成することが適当であり、優先度が高いと市町村が判断した者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後からおおむね5年程度で取り組んでいただきたい。」とされている。

しかし、令和6年1月に発生した能登半島地震においても、個別避難計画が十分に活用できていなかったことが課題として指摘されており、全国的に見ても、個別避難計画は策定途上の状況にあり、ノウハウの蓄積はいまだ十分とは言えない。

この点、堺市では、国指針に基づき、本人の心身の状態や居住地の災害リスクから特に優先度の高い者を抽出し、ケアマネジャー等の福祉専門職や地域包括支援センター等の関係機関と連携して、個別避難計画の作成を進めており、これらの者については、改正法施行後からおおむね5年程度での作成が完了する見込みとのことである。

しかし、堺市における、避難行動要支援者リスト登載者数、避難行動要支援者一覧表登載者数等の状況は次のとおりであり、避難行動要支援者一覧表登載者の避難行動要支援者リスト登載者に占める割合は約33.2%、特に優先度の高い者の避難行動要支援者一覧表登載者に占める割合は約1.9%に過ぎない。

避難行動要支援者リスト登載者（人）	64,789
避難行動要支援者一覧表登載者（人）	21,499
うち、特に優先度の高い者（人）	約 400
個別避難計画作成（件）	221

※避難行動要支援者リスト登載者及び個別避難計画作成は令和6年3月31日現在、避難行動要支援者一覧表登載者は令和5年11月30日現在。

（出典：堺市提供資料）

【意見】

避難行動要支援者リスト登載者数及び避難行動要支援者一覧表登載者数の該当要件ごとの内訳は下記のとおりである。

＜避難行動要支援者リスト及び避難行動要支援者一覧表の登載者数＞ （単位：人）

	要介護度 (3 以上)	身障 1・2 級 (免疫障害 除く)	療育手帳 A 判定	精神 1 級 (独居)	緊急 通報 (障害者)	緊急 通報 (高齢者)	特定疾患 患者	世帯全員 高齢者 (独居含む) 要支援 1・2 要介護 1・2	要援護支 援対象者 実人数
リスト	15,626	13,202	3,116	388	39	4,337	7,156	31,598	64,789
一覧表	3,935	4,792	1,384	98	30	2,663	1,586	11,266	21,499

（注）複数の要件に該当する場合には重複計上している。避難行動要支援者リスト登載者は令和6年3月31日現在、避難行動要支援者一覧表登載者は令和5年11月30日現在。

（出典：堺市提供資料）

上記のとおり、「緊急通報」において避難行動要支援者リスト登載者数に対する避難行動要支援者一覧表登載者の割合が高い状況である。「緊急通報」とは、市が在宅の一人暮らしの高齢者等の福祉の向上を図るため、急病、事故等の緊急事態が発生した当該高齢者等に対し、迅速かつ適切に対応するために行っている事業（No. 13 緊急通報システム事業）であり、所管課によると、「緊急通報システム」の登録者を含め、避難行動要支援者一覧表の登録要件に新たに該当した者等に対して、避難行動要支援者一覧表への登載を案内しているとのことである。「緊急通報システム」の登録者は、災害時への備えについての関心が高いものと思われ、避難行動要支援者一覧表登載者を増加させるに当たり有用な取組といえる。

個別避難計画の作成件数を増加させるためには、避難行動要支援者一覧表登載者数を増加させることが前提となることから、「緊急通報システム」の登録者の他にも、避難行動要支援者一覧表登載者に共通する傾向を分析し、避難行動要支援者一覧表への登載を案内するなどの取組を進める必要がある。

また、個別避難計画の作成に当たっては、要支援者の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職（介護支援専門員・相談支援専門員等）に協力を依頼し、要支援者の身体的状況や家族状況、住居状況、居住する区域の災害リスク等から、避難先・避難経路を検討しているとのことであるが、避難に協力いただける支援者や避難場所となる受入先の調整など、個別性が高く、作成1件ごとに時間を要するとのことである。

このように、個別避難計画の作成は、関係者の十分な理解を得ながら、慎重に進める必要があることは理解できるところであるが、前記のとおり、避難行動要支援者一覧表登載者の避難行動要支援者リスト登載者に占める割合は約33.2%、特に優先度の高い者の避難行動要支援者一覧表登載者に占める割合は約1.9%に過ぎないことからすると、南海トラフ地震や、大型台風などの激甚化した災害が発生した場合の準備の速度として、一層のスピード感が必要であると感じざるを得ない。

今後も避難行動要支援者の優先度を的確に判断し、優先度の高い者から順にというスタンスを維持しつつも、一層速やかに、できるだけ早期に、特に必要性の高い方々についての個別避難計画を作成されるよう努められたい。

3 介護予防普及啓発事業（本庁）【長寿社会部長寿支援課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	介護予防普及啓発事業（本庁）
所管部局	長寿社会部長寿支援課
事業の目的	高齢者ができる限り自立した生活を送れるよう、要支援や要介護状態になることを予防する。
事業の対象	65歳以上の高齢者のうち要介護認定を受けていない方
事業の内容	保健センター又は地域会館において、高齢者等に対し介護予防にかかる知識の普及啓発や介護予防プログラムの提供を行う。事業内容は以下のとおり。 ①げんきあつぷ教室 老人福祉センターや地域会館等で運動指導士による運動機能向上のプログラムを実施 ②低栄養改善 管理栄養士等による低栄養予防のための講座を実施 ③口腔機能の向上 歯科衛生士や言語聴覚士等による口腔機能向上のための講座を実施 ④複合型介護予防教室 認知症を予防するための取組を中心に、運動機能向上、低栄養改善、口腔機能向上のプログラムを実施 ⑤介護予防健康教育 保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による介護予防や健康づくり全般に関する講座を実施 ⑥いい歯自慢コンテスト 80歳以上で自分の歯を20本以上持つ方を対象に、歯科医師による審査を実施し、表彰する。 ⑦堺コッカラ体操リーダー養成講座 地域でコッカラ体操のリーダーとして活躍できる方を養成する。
開始年度	平成18年度
会計区分	介護保険事業特別会計
根拠法令等	介護保険法

(2) 事業費の推移・内訳

<過去3年間の事業費推移>

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	39,803,000	30,484,000	26,908,000
決算額	16,147,540	20,209,630	19,681,403

<事業費の内訳（令和5年度決算）>

節	決算額（円）	主 な 内 容
報酬	2,392,272	会計年度任用職員報酬
職員手当等	433,245	会計年度任用職員期末手当
報償費	971,060	謝礼金
旅費	176,300	費用弁償（通勤費）
需用費	731,370	印刷製本費
役務費	254,225	通信運搬費
委託料	14,514,491	地域型げんきあつぷ教室
使用料及び賃借料	208,440	会場等借上料
（合計）	19,681,403	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	4,920,350	地域支援事業 国費 25%
府支出金	2,460,176	地域支援事業 府費 12.5%
地方債	0	
その他	5,313,979	支払基金交付金
一般財源	6,986,898	
（合計）	19,681,403	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の 測定方法	①上記(1)「事業の内容」欄記載の各イベント（⑦を除く。）の参加延人数 ②上記(1)「事業の内容」欄記載の各イベント（⑦を除く。）の開催回数		
内 容 （結果）	①7,295 人 ②600 回	①12,359 人 ②935 回	①19,580 人 ②1,176 回

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成 24 年度包括外部監査 における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
【意見 27】地域支援事業への投資 地域支援事業における介護予防プログラムは、高齢者の方が在宅において自立した生活を送ることができるようにすることや、今後の介護保険給付の上昇を抑制するという観点からは極めて重要な施策であると考えられる。しかしながら、平成 21 年度から平成 23 年度にかけての地域支援事業費は、介護予防事業費と包括支援事業費の合計で約 8 億 5 千万円程度の金額で推移しており、ほぼ横ばいの状況である。一定の堺市の負担割合があるものの、その割合は事業費の約 1～2 割程度であり、また、今後 500 億円から 600 億円に増加していくことが見込まれる介護保険給付費と比較すると極めて小さな金額である。直近年度においては、地域支援事業費の制度上の上限値の半分程度しか実績として使用していないため、どのような事業が介護予防に効果的か計画的・戦略的に検討し、堺市のもっている資源を集中的に投下する施策が必要である。	介護予防事業においては、事業への参加率が低いことが課題であると考えています。今後は、事業参加を促進するため、市民への周知・啓発に加え、参加に至るまでの過程（手続き等）を見直し、市民がより参加しやすい事業になるよう、検討してまいります。	従来の介護予防教室には参加していなかった元気高齢者を対象に、成果連動型民間委託契約での介護予防プログラムを実施し、堺市内で広く事業を行い、広報等広く周知を図っている。
【意見 30】一般高齢者に対する介護予防プログラムについて 一般高齢者に対する介護予防プログラムは、介護予防の重要性に比して、参加者数は非常に少ない。介護予防の重要性に鑑み、参加率を増やす施策を講じるべきであると考えられる。 例えば、介護予防にかかる他市成功事例は、相当程度実績として挙がっており、容易に事例を参照できる環境下にある（例えば厚生労働省の HP に	一般高齢者に対する介護予防事業として、保健センターや地域包括支援センターが地域へ出向き、「運動」「口腔」「栄養」「認知症」等の講座を実施する機会を引き続き増やしてまいります。また平成 25 年度からは、関西大学との連携事業において、より効果的な介護予防プログラムの開発にも取り組んでおり、今後とも積極的な介護予防事業の展開に努めてまいります。	保健センターや地域包括支援センターが地域へ出向き、あるく（身体活動）・しゃべる（社会参加）・たべる（食生活・口腔機能）を取り入れた介護予防の講座を実施している。また元気高齢者を対象に、成果連動型民間委託契約方式での介護予防プログラムを実施しており、国主催の成果連動型民間委託契約方式に関するセミナー等で先進事例としても取り上げられている。引き続きあらゆる機会を活用し、啓発する。

も成功事例が多数掲載されている。) 堺市においても、他市の成功事例の収集には努めているが、どのように分析・検討され、現在の施策に反映されているかの過程を確認することができなかった。介護予防活動の重要性に鑑み、公民協働の視点も踏まえた介護予防活動をより一層積極的に検討し、現実の施策として展開する必要がある。		
---	--	--

(6) 指摘事項等

ア[意見4]市民への周知について

【事実関係】

介護予防普及啓発事業では様々な介護予防のための事業を実施しているが、これらの事業について、堺市のウェブサイトや利用者向け冊子、チラシなどで情報が集約されておらず、断片的に提供されているため、利用者にとって情報が十分に届けられているとは言えない状況である。最も情報が集約していると言えるのは堺市のウェブサイトであるが、介護予防に係るサービスを提供する団体に向けた情報と、市民に向けた情報が混在しており、利用者目線のものとはなっていない。市民に向けた情報では、イベント情報と介護予防に関する啓発情報が混在し、どれがイベント情報であるのかも分かりづらい。また、全てのイベント情報が網羅されているわけではなく、案内の記載があったとしても詳細は保健センターに問合せが必要なものもある。これらはウェブサイト情報の話であるため、パソコンやスマートフォンを利用していない高齢者への配慮も十分とは言えない状況である。

【意見】

利用者目線に立ち、必要な介護予防普及啓発の情報が分かりやすく記載されたものを作成し（紙ベースとは限らない。）、誰でも容易に情報が入手できるようにする必要がある。

イ[意見5]アスマイルアプリの活用について

【事実関係】

堺市では、大阪府が提供しているスマートフォン向けの健康アプリ「アスマイル」アプリに参加している。市民が「アスマイル」アプリに登録すると、日々の健康活動でポイントが貯まり、ある程度ポイントが貯まると、コーヒーなどが当たる毎週の抽選や、電子マネーやQUOカードが当たる毎月の抽選に参加できる。堺市では、アスマイルのアプリ掲載のイベントに、月1回以上3か月間継続して参加した場合は、抽選で電子マネーが当たることとしている。

当該介護予防事業におけるイベントがアスマイルの対象イベントとなっているかを確認したところ、別の事業である介護予防「あ・し・た」プロジェクト事業のイベントは対象となっているものの、当該事業のイベントは対象となっていない。また、介護予防「あ・し・た」プロジェクト事業のイベントの令和5年度のチラシを閲覧したところ、アスマイルの対象イベントであることの記載がされていなかった。これでは、利用者にアスマイルのポイントが付くため参加しようというモチベーションを喚起することができない。

【意見】

当該事業におけるイベントもアスマイルの対象イベントとして登録することを検討するとともに、イベント案内の際にはアスマイルの対象イベントであることも周知するなど、イベント参加のモチベーションを喚起するよう工夫することが望まれる。

ウ[意見6]介護予防普及啓発事業利用者の増加について

【事実関係】

介護予防普及啓発事業の参加人数の達成率は、下記のとおり、令和3年度で20%、令和4年度では34%と目標値を大きく下回っており、令和5年度では82%と向上してはいるものの、目標値を実際の利用状況に合わせて下げたことも要因となっている。当該事業の対象者数は約173,000人と見積もられており、対象者からすると利用者は非常に限られていることが分かる。また、達成率は参加延人数でカウントされているが、介護予防のイベントは継続的に参加することに意義があり、利用者が重複していることを鑑みる

と、介護予防事業が市民に届いている割合は非常に低いと言わざるを得ない。

＜事務事業評価シート事業目的の達成状況＞

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加延人数	目標値（人）	36,320	36,220	24,000
	実績値（人）	7,295	12,359	19,580
	達成率	20%	34%	82%

（出典：令和5年度及び令和6年度事務事業評価シートより外部監査人が作成）

【意見】

対象者に比べ利用者が少ないことについて、予算との兼ね合いもあり事業の増加は難しいと思われるが、少なくとも提供している事業の利用率をより高めていくことは必要である。先に述べた市民への周知方法の改善やアスマイルアプリの活用のほか、保健センターでの周知方法を工夫するなど、利用者数の向上に努められたい。

一例としてではあるが、市役所本館1階の待合所に設置されたテレビモニターは、現在、電気代節約のために「市議会の議事の状況」しか放映しないこととされている²⁶。しかしながら、所管課は、その手前にブースを設けて介護予防啓発のためのパンフレットを置いている²⁷から、その傍らで、テレビモニターから介護予防体操等の映像が流れれば、興味を持つ高齢者や、その介護をしている家族（50歳代の子らなど）がいる可能性も高い。加えて、その者らが、すぐ傍で人が座って各種案内をしている「受付」までの短距離を歩いて、次回の介護予防体操教室が、「いつ、どこで行われるのか」、「参加費用は無料か」、「身軽な服装で身分証明書を持参してどこに行けばよいのか」などの介護予防体操教室に参加する前に知っておきたい情報を受付の方から案内してもらえれば、スムーズに高齢者が介護予防教室に通うことができると思われる。

他にも、一例ではあるが、高齢者の介護をする家族などをターゲットとして、高齢者が介護予防体操などに参加するまでの過程を念頭に置きつつ、上記の流れを想定して、

²⁶ テレビモニターは、開かれた議会に向けた取組の一環として設置された経緯があるようである。

²⁷ ただし年間を通じて介護予防啓発のパンフレットを置いているわけではないとのことである。

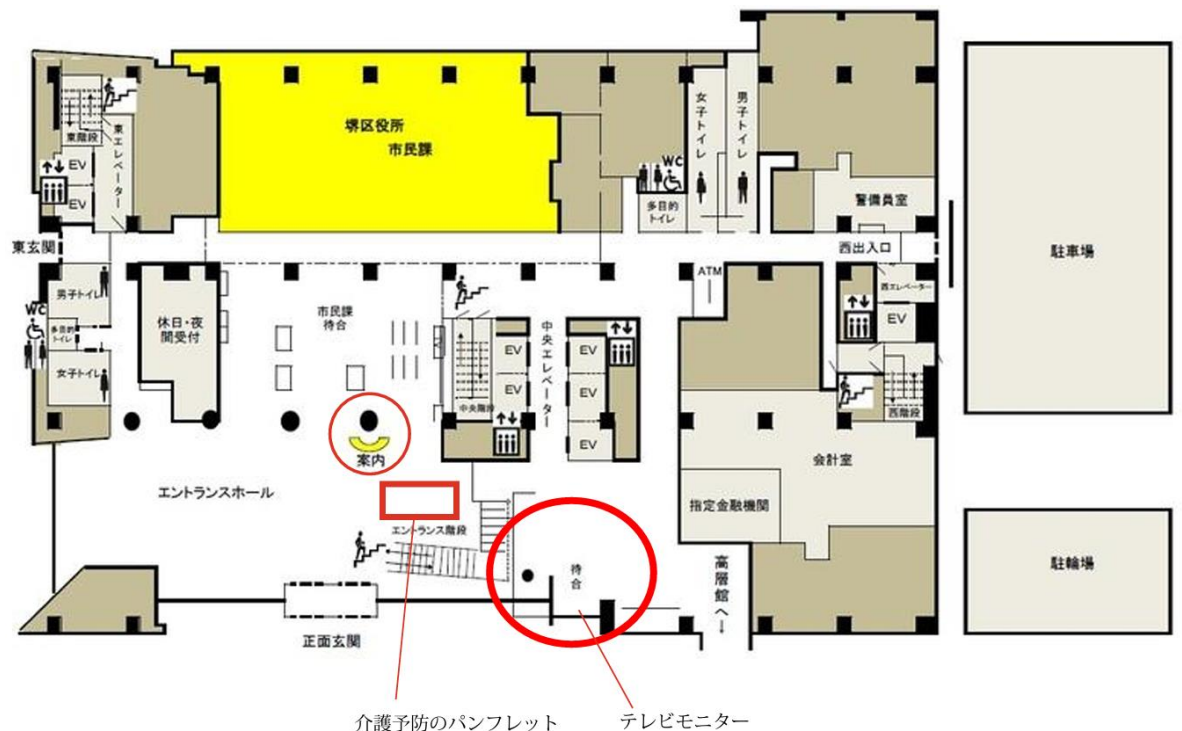
より多くの高齢者が介護予防教室に通うことができるようにすることも考えられる。例えば、80歳代の父が逝去したために、残された母が気力を失い、要介護状態に陥ることを心配し、介護予防体操など母が外出して楽しめる機会を探している者もいるかもしれないが、各種公的手続（逝去からしばらくの間は市役所に行く機会も多い。）のために市役所を訪れた家族に対し、デジタルサイネージ²⁸等を用いてアピールすることも考えられる。

他方で、高齢者やその介護をする家族らの中には、スマートフォンを使いこなす方もいれば、テレビからの情報が最も記憶や印象に残りやすい方もいるなど、様々であるから、そのような高齢者に向けた周知方法もあると解される。このほか、市の広報紙に介護予防の特集記事を記載したり、市の公式SNSを活用するなどの方法も考えられる。

前記第2の6(6)において述べたとおり、堺市の第9期計画期間における介護保険料水準は、全国の市の中で7番目に高い水準となっており、全国的に見ても保険料負担の重い自治体であるといえる。加えて、介護予防は、一人ひとりの市民の方の生活の「質」に関わる問題である。様々なチャンネルを通して、介護予防啓発を進めるべきであり、目標（例えば多数の高齢者に介護予防教室に通っていただく）を達成するまでの具体的な道を描いて、介護予防の普及啓発を進めるべきであると考ええる。

²⁸ デジタルサイネージは、利便性が高く（細かな放映プログラムが組める等）、訴求力もある（動画・静止画・テキストなど多彩な表現ができる等）と思われる。

<堺市役所本館1階平面図>



(堺市HPより監査人作成)

エ[意見7]関連事業との統合の検討について

【事実関係】

堺市は別事業として、同様に介護予防の普及啓発を目的とする成果連動型民間委託契約方式での介護予防プログラムを実施している（No.7 介護予防「あ・し・た」プロジェクト事業）。同事業はパイロット事業であるため、本事業と目的や対象者において一部の重なりが出てくること自体は当然であり、その点を問題視するものではない。

【意見】

本事業に継続的参加者が認められること、介護予防普及啓発事業においては全体としての利用者の増加こそが主要な課題であることから、当面の間、本事業と同事業については、それぞれが介護予防普及啓発事業として並行して進められることで問題無いと考えられる。

他方で、同事業は、従来型の介護予防普及啓発事業の課題を意識して導入されたものであるから、同事業の遂行の中で得られる予定の、普及や周知のための取組、マンネリ

化防止、介護予防効果の客観性などの知見を本事業にも反映する試みを行うべきであり、また、将来的には介護予防普及啓発事業として統合的に実行されていくことが検討されるべきと考えられる。今後も本事業についてはその点を意識した取組が求められる。

4 包括的支援事業（在宅医療と介護の連携推進）【長寿社会部長寿支援課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	包括的支援事業（在宅医療と介護の連携推進）
所管部局	長寿社会部長寿支援課
事業の目的	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制整備を図る。
事業の対象	高齢者及びその家族や地域住民、医療・介護従事者
事業の内容	高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために、以下の項目を実施する。 ○地域の医療・介護の資源の把握・情報発信 ○在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ○在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置 ○医療・介護関係者の情報共有の支援 ○医療・介護関係者の研修 ○在宅医療・介護連携に関する市民への普及啓発 具体的には、「堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例」に基づく「堺市地域包括ケアシステム審議会」を設置し、本市における在宅医療・介護の連携状況や課題の整理を行い、在宅医療・介護サービスの資源の把握や情報共有などについて検討する。 また、堺市医師会に委託して、在宅医療・介護連携の相談窓口として地域医療連携支援センターを運営するほか、在宅医療・介護関係者の研修、多職種協働研修、市民向け講演会などを実施する。
開始年度	平成 27 年度
会計区分	介護保険事業特別会計
根拠法令等	介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例

(2) 事業費の推移・内訳

<過去3年間の事業費推移>

(単位：円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	15, 181, 000	14, 184, 000	13, 841, 000
決算額	13, 505, 660	13, 143, 032	13, 656, 592

<事業費の内訳（令和5年度決算）>

節	決算額（円）	主 な 内 容
報償費	377,400	地域包括ケアシステム審議会委員報酬
旅費	70,390	費用弁償等
役務費	20,720	通信運搬費
委託料	13,161,342	在宅医療・介護連携推進事業実施業務
使用料及び賃借料	26,740	会場等借上料
（合計）	13,656,592	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	5,257,788	地域支援事業 国費 38.5%
府支出金	2,628,894	地域支援事業 府費 19.25%
地方債	0	
その他	0	
一般財源	5,769,910	
（合計）	13,656,592	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	①地域包括ケアシステム審議会の実施回数 ②医療・介護職向けの研修会・セミナー等の参加者数		
内 容 （結果）	①2回 ②474人	①2回 ②602人	①2回 ②758人

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査における指摘事項等	左記に対する措置状況	現 状
【意見7】医療と介護の連携強化 高齢者支援ネットワークは平成24年度より、堺市の高齢者福祉の関連課では、ネットワークへの参加を通じて、介護と医療の連携について介護保険サービスを運営する立場から関わっている。主要なもの	「いいともネットさかい（堺市における医療と介護の連携を進める関係者会議）」へは、高齢施策推進課及び介護保険課から定例会のみならず作業部会へも出席しております。その中で、医療と介護の連携強化に関し、行政が担える役割	H29年より、医師会に委託して、医療・介護関係者に在宅医療に関する情報提供や支援、相談を行う堺市地域医療連携支援センターを設置し、在宅医療介護連携に関する事業を行っている。また、医師会が主導している「いいともネットさかい（堺市における

として、現在、関与している「いいともネットさかい(堺市における医療と介護の連携を進める関係者会議)」がある。これは医師会主導のネットワークであり、行政が主導しているわけではないが、堺市の高齢者福祉の関連課は、在宅介護における介護と医療の連携の重要性に鑑み、ネットワークに積極的に関わるべきである。例えば、医療と介護の連携は介護保険制度上、医療連携加算や退院・退所加算（介護から医療又は医療から介護へ利用者が移る際に、ケアマネジャーが必要な情報提供又は入手を行った場合、介護保険サービスとして所定単位が加算される。）によって一定担保される。 医療と介護の連携をより一層有効なものとするために、堺市は市全体の介護事業所を統括する立場から、各現場のケアマネジャーが抱えている課題や改善提案等の集約等を実施し、ネットワーク活動にフィードバックすることで、より一層有効な医療と介護の連携の仕組みづくりに資すると考えられる。 医療と介護の連携は、在宅医療・在宅介護を推進する上で非常に重要な施策であるため、掛け声だけで終わらないように、堺市は積極的にネットワークに関与し、その活動を支援するとともに、医療と介護の連携に資する仕組み作りをより一層推進する必要がある。	や担うべき役割について議論をしております。 医療と介護の連携については、今後ますます重要となるため、このネットワークをはじめ、国の法整備状況を踏まえ、積極的に連携の仕組みづくりに取り組んでまいります。	医療と介護の連携を進める関係者会議)」についても、関係部局とともに管理職を含むメンバーで参画して、同会議が進める様々な取組に積極的に関与している。
---	--	--

(6) 指摘事項等

ア[指摘2]在宅医療・介護連携推進事業実施業務委託の従事者資格の確認について

【事実関係】

在宅医療・介護連携推進事業実施業務委託では、堺市地域医療連携支援センターの運営に当たり、仕様書上、以下の要件を設けている。

以下のいずれかの要件を満たす者を2名以上配置すること。
ただし、（イ）の要件を満たす者については、必ず1名以上配置することとする。
（ア）在宅医療・介護連携の知識を有する看護師又は保健師
（イ）診療報酬や事務手続等の知識を有する事務職員
（ウ）その他、上記に準ずると堺市が認める者

しかし、業務開始時に業務従事者届や実施体制図の提出は求めておらず、仕様書が求める要件の充足を確認していない。

【指摘】

業務開始時に業務従事者届や実施体制図などの業務の実施体制が分かるものを提出させ、仕様書の要件の充足を確認することにより、業務履行の確実性を担保する必要がある。

イ[意見8]在宅医療・介護連携推進事業実施業務委託の実績報告書について

【事実関係】

在宅医療・介護連携推進事業実施業務委託について、仕様書の業務内容と実施報告書の項目立てや順序が対応しておらず、仕様書の要求事項が充足されているかどうか、第三者から見て確認しづらい状況となっている。

【意見】

仕様書の業務内容と実施報告書の項目立てや順序を一致させ、誰が見ても仕様書の業務内容の実施状況が把握できるよう見直されたい。

5 包括的支援事業（認知症初期集中支援チーム等）【長寿社会部長寿支援課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	包括的支援事業（認知症初期集中支援チーム等）
所管部局	長寿社会部長寿支援課
事業の目的	認知症であっても高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるための体制整備を図る。
事業の対象	高齢者及びその家族や地域住民
事業の内容	○認知症初期集中支援チーム（認知症早期発見・早期対応のために、認知症の方及びその家族の初期支援を包括的、集中的に行う医師・医療職・福祉職からなるチーム）の設置 ○認知症地域支援推進員の配置 ○嘱託医（医師による認知症困難事例への訪問指導）制度の整備 ○認知症支援のてびき（認知症ケアパス）の作成・普及
開始年度	平成 27 年度
会計区分	介護保険事業特別会計
根拠法令等	介護保険法、堺市認知症初期集中支援推進事業実施要綱

(2) 事業費の推移・内訳

<過去3年間の事業費推移>

（単位：円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	38,189,000	38,272,000	38,535,000
決算額	38,004,844	38,060,000	38,276,000

<事業費の内訳（令和5年度決算）>

節	決算額（円）	主 な 内 容
報償費	11,000	研修講師料
委託料	38,033,000	認知症関連事業
負担金、補助及び交付金	232,000	認知症担当者研修負担金
（合計）	38,276,000	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	14,736,260	地域支援事業 国費 38.5%
府支出金	7,368,130	地域支援事業 府費 19.25%

地方債	0	
その他	0	
一般財源	16, 171, 610	
(合計)	38, 276, 000	

(4) 効果指標等

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
効 果 の 測定方法	①初期集中支援チームの支援件数 ②嘱託医による認知症困難事例への訪問指導数		
内 容 (結果)	①66 件 ②40 件	①54 件 ②22 件	①51 件 ②18 件

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成 24 年度包括外部監査 における指摘事項等	左記に対する措置状況	現 状
(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)

(6) 指摘事項等

ア[意見 9]支援件数について

【事実関係】

認知症初期集中支援チームの支援件数が伸び悩んでいる状況にある。この点については、地域包括支援センター等が自ら対応できる件数が増加していることなどによるものと説明されている。また支援件数が減少しても、継続案件における1件ごとの内容が複雑化し、また対応が長期化し、これらへの対応を行っているということである。

【意見】

上記事実関係記載の内容は理解できるところであるが、認知症の早期発見・早期対応のため認知症の方及びその家族の初期支援を包括的、集中的に行うという事業の趣旨から言って、支援件数が伸び悩む現在の状況については改善が必要と考えられる。地域包括支援センター職員やケアマネジャー、その他の関係機関に対する周知を徹底すべきである。

イ[意見 10]認知症初期集中支援推進業務委託の実施報告書について

【事実関係】

認知症初期集中支援推進業務は、浅香山病院、阪南病院に業務委託しており、年度末に実績報告書を入手しているが、いずれの病院においても、仕様書の業務内容と実績報告書の項目が一致しておらず、仕様書の要求事項が充足されているかどうか確認できない状況となっている。

具体的には、次のような状況であった。

仕 様 書	浅香山病院報告書	阪南病院報告書
(1) 支援チームに関する普及啓発	記載なし	記載なし
(2) 初期集中支援の実施	記載なし	記載なし
①訪問支援対象者の把握	記載なし	記載なし
②情報収集及び観察、評価	記載なし	記載なし
③初回訪問の実施	記載なし	記載なし
④専門医を含めたチーム員会議の開催	記載なし	記載なし
⑤初期集中支援の実施	記載なし	記載なし
⑥引継ぎ後のモニタリング	記載なし	記載なし
⑦支援実施中の情報共有	記載なし	記載なし
⑧記録等の保管	記載なし	記載なし
(3) その他	報告書記載事項 ・件数、男女比、年齢分類等のデータ ・月別支援数と内容 ・浅香山チームの特徴 ・チーム支援で大切にしていること	報告書記載事項 ・件数、男女比、年齢分類等のデータ ・月別支援数と内容

(出典：令和5年度仕様書及び実績報告書より監査人作成)

なお、認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、認知症介護指導者が参加している認知症施策運営会議を3か月に1回実施しており、その中で認知症初期集中支援推進業務の報告もなされている。

【意見】

3か月に1回実施している認知症施策運営会議の中で、業務の進捗を確認しているものの、仕様書の項目を網羅的に確認しているわけではなく、また年間を通じての確認とはなっていないため、実施実績は実施報告書の中で確認できるようにしておく必要がある。仕様書の業務内容と実施報告書の項目立てや順序を一致させ、仕様書の業務内容の実施状況が把握できるよう見直されたい。

ウ[意見 11]認知症地域支援・ケア向上事業実施業務委託の実施報告書について 【事実関係】

認知症地域支援・ケア向上事業実施業務委託について、仕様書の業務内容と実施報告書の項目立てや順序が対応していない。また、一部の業務の実施報告について、複数業務を集約した記載となっており、第三者から見て仕様書の要求事項が充足されているかどうか確認しづらい状況となっている。

【意見】

仕様書の業務内容と実施報告書の項目立てや順序を一致させ、誰が見ても仕様書の業務内容の実施状況が把握できるよう見直されたい。

6 認知症施策総合支援事業【長寿社会部長寿支援課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	認知症施策総合支援事業
所管部局	長寿社会部長寿支援課
事業の目的	認知症の方に対する医療及び介護サービスを充実するほか、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の方への支援体制の構築を図るため、人材の育成を図る。
事業の対象	認知症高齢者とその家族等関係者、認知症高齢者等の介護に携わる実務者・認知症介護を提供する事業所の管理者等、認知症の診療に携わる医師・高齢者が日頃から受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）、病院勤務の医師・看護師等の医療従事者、認知症の人と接する機会が多い看護職員、高齢者が受診する歯科医師・高齢者が受診した際や受診後等に接する薬剤師
事業の内容	認知症の方及びその家族等に対する支援として以下の項目を実施 ・認知症高齢者の介護に関する実践的研修の実施（認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修、認知症介護指導者養成研修など） ・認知症介護にかかる適切なサービスの提供に関する知識等を習得させるための研修の実施（認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修） ・医療従事者が認知症ケアについて理解し適切な対応をできるようにするための研修の実施（認知症サポート医養成研修、かかりつけ医認知症対応力向上研修、歯科医師認知症対応力向上研修、薬剤師認知症対応力向上研修、看護職員認知症対応力向上研修など） ・認知症疾患医療センターの設置（2か所）
開始年度	平成 27 年度
会計区分	一般会計
根拠法令等	厚生労働省老健局長通知「認知症地域医療支援事業の実施について」（平成 27 年 4 月 15 日老発 0415 第 6 号）、厚生労働省老健局長通知「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成 18 年 3 月 31 日老発 0331010 号）、厚生労働省老健局長通知「認知症施策等総合支援事業の実施について」（平成 26 年 7 月 9 日老発 0709 第 3 号）、堺市認知症介護実践者等養成事業実施要綱、堺市認知症介護指導者養成研修等事業補助金交付要綱

(2) 事業費の推移・内訳

＜過去3年間の事業費推移＞

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	20,189,000	20,291,000	19,037,000
決算額	18,884,056	17,791,715	17,214,219

＜事業費の内訳（令和5年度決算）＞

節	決算額（円）	主 な 内 容
報償費	351,200	謝礼金
旅費	3,520	普通旅費
需用費	242,274	印刷製本費等
役務費	179,645	保険料等
委託料	8,995,580	認知症介護実践研修等開催業務委託料
負担金、補助及び交付金	7,442,000	認知症疾患医療センター運営事業負担金等
(合計)	17,214,219	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	3,620,000	介護保険事業費補助金
府支出金	1,574,000	地域医療介護総合確保基金補助金
地方債	0	
その他	2,973,000	研修受講者負担金
一般財源	9,047,219	
(合計)	17,214,219	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	研修年間修了者数		
内 容 (結果)	451 人	421 人	1,100 人

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成 24 年度包括外部監査 における指摘事項等	左記に対する措置状況	現 状
【意見 5】高齢者支援ネットワークの強化 「認知症支援ネットワーク」は、在宅介護・施設・病院の専門家の連携を必要とする点で、他のネットワークと異なる役割が期待される。この専門家を巻き込んだ連携を支援するための有用な情報インフラとして、平成 24 年 12 月から開始される「入院時連携シート」や、現在検討されている「大阪府転退院調整・在宅医療円滑化ネットワーク事業」等の新しい試みが挙げられ、これらの取組を行政として積極的に支援することが望まれる。その意味で、これらの取組状況を評価指標に取り上げ、行政として「認知症支援ネットワーク」の専門性を高める姿勢を示すことが望まれる。	認知症支援については、医療や介護の専門職による連携も必要とします。専門職の連携においては、多職種による事例検討会の開催や、認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護・生活支援サービスが有機的に連携したネットワークを構築することにより、認知症の方への効果的な支援を行うため、そのコーディネートを行います。また、高齢者支援ネットワークにおける認知症支援においては、地域の中で認知症の方とその家族を支えることが重要であり、そのためには認知症に対する理解者を増やしていくという観点から、より多くの認知症サポーターの養成を目指します。	現在は「認知症支援ネットワーク」という名称の事業は存在していないが、認知症地域支援推進員の増員や多職種による事例検討会も継続して実施し、医療・介護・生活支援サービスが有機的に連携したネットワークを構築している。また、認知症サポーター養成講座を引き続き実施する。

(6) 指摘事項等

ア[意見 12]堺市認知症介護実践研修等の参加者数について

【事実関係】

認知症介護実践研修の直近5年間の参加状況を確認したところ、定員に対する研修修了者の割合が特に低い研修は次のとおりである。

	認知症介護実践 リーダーフォローアップ研修				市病院勤務の医療従事者向け 認知症対応力向上研修			
	申込者数 (人)	定員 (人)	修了者数 (人)	修了者 割合	申込者数 (人)	定員 (人)	修了者数 (人)	修了者 割合
令和元年度	8	60	7	12%	10	30	8	27%
令和2年度	7	30	7	23%	コロナ禍により中止			
令和3年度	11	30	9	30%	10	30	9	30%
令和4年度	10	30	7	23%	6	30	6	20%
令和5年度	3	30	3	10%	8	30	8	27%

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

認知症介護実践リーダーフォローアップ研修は、認知症介護実践リーダー研修修了者が、研修修了後の実践報告や情報交換等を互に行い、また、最新の認知症介護に関する専門的な知識等を習得し、またステップアップとしての認知症介護指導者養成研修の内容にも触れることで、介護現場や地域等で更に認知症介護リーダーの役割を果たしていけるように、自らスキルアップを図る機会とすることを目的とし、堺市独自で実施している研修である。年1回、半日で開催され、受講料は無料である。

病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修は、堺市内の病院に勤務する看護の中核を担う看護師等向けに、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識を習得する研修を実施することにより、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図ることを目的とし、実施している研修である。年1回、1日で開催され、受講料は無料である。

これらの研修は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団に業務委託しており、当日の研修だけでなく、受講者の募集や案内、会場手配等の業務も全て当該団体が実施している。

【意見】

委託事業者と連携し、参加者を増やすための方策について検討することが望まれる。また、参加の割合が低い理由について、人手不足等によりなかなか研修に参加しづらいとのことであるが、参加割合があまりに低いものは、そもそもニーズが低い、研修内容が魅力的でないといったことも考えられる。これまでの参加者や、参加対象者のいる事業所などからヒアリングやアンケート調査を行い、よりニーズに合った研修となるよう見直しをすることが望まれる。

7 介護予防「あ・し・た」プロジェクト事業【長寿社会部長寿支援課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	介護予防「あ・し・た」プロジェクト事業
所管部局	長寿社会部長寿支援課
事業の目的	要介護認定を受けていない高齢者の自立生活を維持する。
事業の対象	主に要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者
事業の内容	元気高齢者、特にこれまで健康づくりや介護予防に関心であった層に参加を促し、あるく（身体活動）・しゃべる（社会参加）・たべる（食生活）のフレイル予防要素に基づく介護予防プログラムを提供することで、介護予防につながる行動変容を促進し、自身で介護予防に取り組むきっかけを作る。 事業実施に当たっては、民間のノウハウやアイデアにより社会的課題の解決を図り、成果に応じて対価を支払う成果連動型契約の手法を活用することで、活動メニューの固定化や活動場所の確保、担い手不足等の課題に対し、多様な事業を展開するほか、事業の評価検証で得られるデータを今後の介護予防事業に反映させる。
開始年度	平成31年度
会計区分	介護保険事業特別会計
根拠法令等	介護保険法、堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例

(2) 事業費の推移・内訳

<過去3年間の事業費推移>

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	11,974,000	19,074,000	25,134,000
決算額	3,999,600	17,288,700	23,677,825

<事業費の内訳（令和5年度決算）>

節	決算額（円）	主な内容
報酬	81,600	プロポーザル委員報酬
委託料	19,596,225	介護予防「あ・し・た」プロジェクト事業委託料
委託料	4,000,000	効果検証調査委託料
(合計)	23,677,825	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	11,365,356	地域支援事業 20%・総合事業調整5%・保険者機能強化推進 23%
府支出金	2,959,728	地域支援事業 12.5%
地方債	0	
その他	6,393,012	支払基金交付金
一般財源	2,959,729	
(合計)	23,677,825	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	①総参加人数 ②実施プログラム数		
内 容 (結果)	①978 人 ②19 件	①837 人 ②10 件	①1,084 人 ②17 件

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査における指摘事項等	左記に対する措置状況	現 状
【意見 27】地域支援事業への投資 地域支援事業における介護予防プログラムは、高齢者の方が在宅において自立した生活を送ることができるようにすることや、今後の介護保険給付の上昇を抑制するという観点からは極めて重要な施策であると考えられる。しかしながら、平成21年度から平成23年度にかけての地域支援事業費は、介護予防事業費と包括支援事業費の合計で約8億5千万円程度の金額で推移しており、ほぼ横ばいの状況である。一定の堺市の負担割合があるものの、その割合は事業費の約1～2割程度であり、また、今後500億円から600億円に増加していくことが見込まれる介護保険給付費と比較すると極めて小さな金額であ	介護予防事業においては、事業への参加率が低いことが課題であると考えています。今後は、事業参加を促進するため、市民への周知・啓発に加え、参加に至るまでの過程（手続き等）を見直し、市民がより参加しやすい事業になるよう、検討してまいります。	従来の介護予防教室には参加していなかった元気高齢者を対象に、成果連動型民間委託契約での介護予防プログラムを実施し、堺市内で広く事業を行い、広報等広く周知を図っている。

る。直近年度においては、地域支援事業費の制度上の上限値の半分程度しか実績として使用していないため、どのような事業が介護予防に効果的か計画的・戦略的に検討し、堺市のもっている資源を集中的に投下する施策が必要である。		
【意見 30】一般高齢者に対する介護予防プログラムについて 一般高齢者に対する介護予防プログラムは、介護予防の重要性に比して、参加者数は非常に少ない。介護予防の重要性に鑑み、参加率を増やす施策を講じるべきであると考ええる。 例えば、介護予防にかかる他市成功事例は、相当程度実績として挙がっており、容易に事例を参照できる環境下にある（例えば厚生労働省のHPにも成功事例が多数掲載されている。）堺市においても、他市の成功事例の収集には努めているが、どのように分析・検討され、現在の施策に反映されているかの過程を確認することができなかった。介護予防活動の重要性に鑑み、公民協働の視点も踏まえた介護予防活動をより一層積極的に検討し、現実の施策として展開する必要がある。	一般高齢者に対する介護予防事業として、保健センターや地域包括支援センターが地域へ出向き、「運動」「口腔」「栄養」「認知症」等の講座を実施する機会を引き続き増やしてまいります。また平成 25 年度からは、関西大学との連携事業において、より効果的な介護予防プログラムの開発にも取り組んでおり、今後とも積極的な介護予防事業の展開に努めてまいります。	保健センターや地域包括支援センターが地域へ出向き、あ るく（身体活動）・しゃべる（社会参加）・たべる（食生活・口腔機能）を取り入れた介護予防の講座を実施している。また元気高齢者を対象に、成果連動型民間委託契約方式での介護予防プログラムを実施しており、国主催の成果連動型民間委託契約方式に関するセミナー等で先進事例としても取り上げられている。引き続きあらゆる機会を活用し、啓発する。

(6) 指摘事項等

ア【意見 13】成果の検証について

【事実関係】

本事業は成果に応じて対価を支払う成果連動型民間委託契約の手法を活用する事業である。定期的な成果の検証のため、令和4年度「堺市介護予防「あ・し・た」プロジェクト事業評価検証業務」報告書において第1期の成果指標の達成状況が分析されている（なお令和5、6年度は第2期に当たり進行中である。）。

上記報告書【まとめ】欄には、介護予防効果、要介護状態進行遅延者数、介護給付費

抑制効果の指標について積極的な記載がある。その記載自体は正しいとしても、報告書を詳細に見れば以下のような点が指摘できるところである。

- ・第2～第3クールにおいても、リスク点数の変化や社会参加の状況等も含めた総合的な評価では介護給付費の抑制効果があるとされたものの、要介護状態進行遅延の検討の中で、要支援・要介護リスク者の割合変化、リスク点数が変化した者の割合、主観的健康感、要介護状態進行遅延者数については、参加群と対照群の間で統計的な有意差は認められなかった。

- ・参加者の数が多数ではないということもあり、試算された6年間の介護給付費の抑制効果は、事業費との比較の観点で大きくない。

【意見】

本事業で採用された成果連動型民間委託契約は、従来の行政の事業の枠組みを変革する可能性を持った取組であり、また本事業自体がパイロット事業としての性質を有し、この事業遂行の中で得られるデータを今後の介護予防事業に反映させる目的も有するものであって、第1期の結果という短期間での成果だけをもって判断するのは望ましくないとと言える。新型コロナウイルス感染症の影響による参加者の減少要素も考慮すればなおさらである。他方で、今後中期的に効果を検証するに当たっては、上記事実関係記載の視点も含め、本事業の成果の理解の仕方については、大きなまとめだけでなく統計的な有意差など具体的な数値を含む詳細な検討が必要であることを意識しながら、本事業に取り組んでいくべきである。また、本事業への参加者の拡大については、市側も、委託事業者とともに積極的に取り組んでいくことが望ましい。

8 権利擁護事業【長寿社会部長寿支援課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	権利擁護事業
所管部局	長寿社会部長寿支援課
事業の目的	○権利擁護サポートセンター運営事業 地域の相談機関等に対する専門相談・支援や成年後見制度の利用促進、市民後見人の養成を行うことで、市民の権利擁護を図る。また、権利擁護サポートセンターが中核となって、地域の支援力を高め、高齢の方も、障害のある方も、全ての人が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる地域の構築をめざす。 ○日常生活自立支援事業 市社協が実施する「日常生活自立支援事業」に対して補助を行い、地域福祉の推進を図る。
事業の対象	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方々やその親族、支援機関など。
事業の内容	○権利擁護サポートセンター運営事業 ・権利擁護（虐待・成年後見制度を含む。）に関する広報・啓発、研修・情報提供等 ・権利擁護支援に関する専門相談・専門支援、法律職（弁護士・司法書士）と福祉職（社会福祉士）による専門相談、権利擁護サポートセンターの相談支援員による相談支援、成年後見制度の申立支援、債務整理等の専門支援の調整 ・虐待対応等に関する支援、各区保健福祉総合センター、基幹型包括支援センター、障害者虐待対応チーム等への支援 ・市民後見人の養成及び活動支援、市民後見人養成講座の実施、市民後見人バンクの設置運営、受任調整、後見活動への支援 ・権利擁護サポートセンター運営委員会及び小委員会の開催、権利擁護支援ネットワークの構築 ○日常生活自立支援事業 ・判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者等が地域で安心して生活を営めるよう、福祉サービスの利用手続の援助、日常の金銭管理等を実施
開始年度	平成 25 年度
会計区分	一般会計及び介護保険事業特別会計
根拠法令等	成年後見制度の利用の促進に関する法律、介護保険法、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第 4 次堺市地域福祉計画、第 6 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画（堺あったかぬくもりプラン 4）、堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和 6～8 年度）、堺市地域包括ケア推進システムの推進に係る総合的な計画（よりそい

	安全推進プラン）、第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画
--	--

(2) 事業費の推移・内訳

＜過去3年間の事業費推移＞

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	40,905,000	41,046,000	40,786,000
決 算 額	38,947,200	39,165,938	40,372,644

＜事業費の内訳（令和5年度決算）＞

節	決算額（円）	主 な 内 容
旅費	7,040	普通旅費
委託料	32,001,332	権利擁護サポートセンター運営業務
負担金、補助及び交付金	8,364,272	日常生活自立支援事業補助金
(合計)	40,372,644	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	14,315,894	国庫補助等
府支出金	6,969,447	府補助金等
地方債	0	
その他	11,106,008	地域福祉推進基金
一般財源	7,481,295	
(合計)	40,372,644	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	①権利擁護専門相談の実施回数（センター職員による専門支援） ②市民後見人バンクの登録者数		
内 容 (結果)	①269件 ②67人	①329件 ②85人	①316件 ②82人

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成 24 年度包括外部監査 における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)

(6) 指摘事項等

ア[意見 14]金銭管理体制の確認について

【事実関係】

日常生活自立支援事業において、令和2年度に不祥事案が発生したことを受けて、市社協では、金銭管理の仕組みを明文化する取組がなされた（詳細は、令和3年3月31日付けの「堺市社会福祉協議会 日常生活自立支援事業における不祥事に係る報告」という形で取りまとめられた。）。その上で、市社協内部でマニュアルを整備し、事業の対象となる者の現金・預貯金の管理の手続を透明化しようとする取組がなされている。また、市も随時口頭でフォローして、取組状況を確認している。

【意見】

上記のような改善が進められていることについては、市として、随時、口頭で把握するだけでなく、補助金交付申請時の提出書類である「事業計画書」に、当該年度に予定している金銭管理体制の概要を記載させ、実施報告時の提出書類である「事業実施報告書」に、実際にそうした金銭管理体制を行ったかどうかを記載させること等が考えられる（「事業計画書」に記載させる方法もあれば、「事業計画書」とは別に「その他市長が必要と認める書類」として金銭管理の実施予定に関する書面を整理させるのも一案である。）。

本件の補助対象事業は、判断能力が低下してきた市民の金銭管理を内容とする事業であることに鑑みると、毎年補助金交付申請時に必要な書類の一つとして、市社協の内部において、利用者の現金・預貯金に従事する者のリスク管理体制、内部統制の整備状況とその運用状況をどのように構築・確認しているかを明文化した書類の提出を求め、補助金交付事業の制度的な枠組みの中で市が把握することが望ましい。

また、市も、単に書類上のやりとりだけでなく、それらの金銭管理体制が実際に行われているか、適切な頻度で確認を行うことが必要である。

9 老人集会所運営【長寿社会部長寿支援課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	老人集会所運営
所管部局	長寿社会部長寿支援課
事業の目的	地域の高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等のための身近な活動拠点となる場を提供することで、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とする。
事業の対象	原則として 60 歳以上の堺市民
事業の内容	・施設の修繕・補修などの維持管理を実施している。 ・使用申込書の受付などの施設運営は校区老人クラブ連合会等に運営委託している。 ・平成 12 年度以降、新たな老人集会所は整備せず、民設民営の老人集会室への転換を進めている。
開始年度	昭和 46 年度
会計区分	一般会計
根拠法令等	堺市立老人集会所条例、堺市立老人集会所条例施行規則、堺市立市民センター条例、堺市立市民センター条例施行規則

(2) 事業費の推移・内訳

＜過去3年間の事業費推移＞

(単位：円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	2, 200, 000	1, 345, 000	1, 375, 000
決算額	1, 700, 460	1, 703, 263	2, 234, 339

＜事業費の内訳（令和5年度決算）＞

節	決算額（円）	主 な 内 容
需用費	353, 188	印刷製本費、施設等修繕料、消耗品費
役務費	14, 910	保険料等
委託料	668, 570	耐震補強図面作成等業務、防災設備保守点検委託料、青少年センター内老人集会所清掃委託料、樹木伐採、除草等業務
使用料及び賃借料	13, 239	テレビ・CATV 受信料
工事請負費	775, 390	老人集会所施設整備工事費
負担金、補助及び交付金	409, 042	青少年センター内老人集会所光熱水費・施設維持管理負担金、研修会等参加負担金
(合計)	2, 234, 339	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	0	
府支出金	0	
地方債	0	
その他	0	
一般財源	2, 234, 339	
(合計)	2, 234, 339	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効 果 の 測定方法	①老人集会所設置数（年度末現在） ②1施設当たりの述べ利用者数		
内 容 (結果)	①23 か所 ②853 人	①23 か所 ②1, 707 人	①22 か所 ②2, 316 人

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査 における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)

(6) 指摘事項等

ア[意見15]一部の老人集会所の利用状況が低迷していることについて

【事実関係】

老人集会所は、高齢者の老人クラブ活動を促進し、老人福祉の向上に資することを目的とした活動拠点である。老人集会所は堺市が設置し地域の老人クラブ等が運営する公の施設であり、同じ目的で設置される老人集会室は地域の老人クラブ等が設置運営を行うが、新築時や大規模改修時などには堺市が補助金を拠出する民設の施設である（No. 10 老人福祉施設等補助において補助事業を実施）。

市では、老人集会所か老人集会室のいずれかが各小学校区に1か所整備されることを基準としており、①平成12年度以降は新たな老人集会所は整備せず、②新設の場合も、老朽化に伴う代替的建設の場合も、老人集会室の形で整備する方針を取っている。令和6年4月1日現在の老人集会所及び老人集会室の整備状況は次ページのとおりである。

区別・校別老人集会所・集会室整備状況

令和6年4月1日現在

	校区	集会所	集会室	所在地		校区	集会所	集会室	所在地				
堺区 （所：8 室：5）	錦西	○		堺区柳之町西1-3-19	東区 （所：1 室：6）	南八下		○	東区菩提町2-49-4				
	錦綾		○	堺区南清水町1-1-3		八下西		○	東区引野町1-7-83				
	浅香山		○	堺区浅香山町1-5-5		日置荘		○	東区日置荘北町1-29-7				
	市		○	堺区市之町西3-14-2		日置荘西		○	東区日置荘田中町59-1				
	熊野	○		堺区甲斐町東6-2-1		白鷺		○	東区白鷺町2丁342-5				
	榎	○		堺区向陵中町3-8-36		登美丘南		○	東区西野409-1				
	三国丘	○		堺区北三国ヶ丘町4-4-27	野田	○		東区北野田350-1	西区 （所：5 室：7）	浜寺石津		○	西区浜寺石津町中4-7-14
	安井	○		堺区賑町4-3-20	浜寺	○		西区浜寺諏訪森町中2-219					
	少林寺	○		堺区南旅籠町東4-1-23	浜寺東	○		西区浜寺船尾町西2-123-1					
	大仙	○		堺区旭ヶ丘南町4-3-31	浜寺昭和		○	西区浜寺昭和町2-177-5					
	湊	○		堺区老松町1-5-4	鳳		○	西区鳳東町5-429-1					
	湊西		○	堺区出島町2-7-43	鳳南	○		西区鳳東町3-267					
	神石		○	堺区石津町3-6-1	向ヶ丘	○		西区上野芝向ヶ丘町5-6-14					
中区 （所：1 室：8）	東百舌鳥		○	中区大野芝町165-1	家原寺		○	西区津久野町1-12-2					
	深井		○	中区深井北町3326	平岡		○	西区堀上緑町1-5-4					
	久世		○	中区平井326	福泉	○		西区菱木2-2318-1					
	宮園		○	中区宮園町1-4	福泉東		○	西区草部1800-13					
	東陶器		○	中区陶器北661-3	福泉上		○	西区上458-3					
	福田		○	中区福田1135	南区 （所：2 室：16）	福泉中央		○		南区稲葉1-3142-1			
	西陶器		○	中区辻之1147-95		美木多		○	南区美木多上135-9				
深阪	○		中区深阪6-15-32	上神谷		○		南区片蔵80-4					
八田荘		○	中区毛穴町378-5	宮山台			○	南区宮山台3-1-1					
北区 （所：3 室：11）	東三国丘		○	北区長曾根町1179-27		竹城台	○		南区竹城台4-15-1				
	五箇荘		○	北区新堀町2-126-4		茶山台		○	南区茶山台3-22-1				
	五箇荘東		○	北区船堂町1-9-18		若松台		○	南区若松台2-1-1				
	東浅香山		○	北区大豆塚町1-60-9		槇塚台		○	南区槇塚台3-1-12				
	新浅香山		○	北区東浅香山町3-22-2		はるみ		○	南区晴美台1-30-13				
	新金岡		○	北区新金岡町1-4-4		高倉台西		○	南区高倉台1-7-1				
	新金岡東		○	北区新金岡町4-1-4		三原台		○	南区三原台3-1-3				
	大泉	○		北区新金岡町4-4		桃山台		○	南区桃山台1-22-23				
	光竜寺		○	北区新金岡町3-7-2		新檜尾台		○	南区新檜尾台3-6-14				
	北八下	○		北区野遠町628-1		城山台		○	南区城山台2-2-19				
	金岡		○	北区金岡町1089-4		原山台		○	南区原山台4-6-7				
	金岡南		○	北区金岡町3047-1		原山台東		○	南区原山台5-2-5				
	百舌鳥		○	北区百舌鳥赤畑町5-743-2		庭代台		○	南区庭代台2-9-1				
中百舌鳥	○		北区中百舌鳥町1-63-41	御池台			○	南区御池台3-1-37					
							合計	20	53				

(出典：堺市所管課提供資料)

堺市立老人集会所一覧

NO.	区域	施設名	所在地	構造	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)	開設年月日
1	堺	少林寺桐栄荘	堺市堺区南旅籠町東4-1-23	鉄骨造2階建 2階部分	297.51	256.24の内142.36	平成4年7月1日
2	堺	三国ヶ丘喜寿荘	堺市堺区北三国ヶ丘町4-4-27	木造1階建	291.29	103.77	昭和49年10月7日
3	堺	安井友楽荘	堺市堺区賑町4-3-20	木造1階建	204.70	105.97	平成6年1月5日
4	堺	錦西白寿荘	堺市堺区柳の町西1-3-19	青少年センター内 4階建2階部分と室2部屋		116.13	昭和56年8月1日
5	西	鳳凰寿荘	堺市西区鳳凰町3-267	鉄筋2階建 1階部分	576.08	116.50	昭和57年1月1日
6	堺	湊老松荘	堺市堺区老松町1-5-4	木造1階建	336.08	102.96	昭和58年4月1日
7	西	浜寺東清寿荘	堺市西区浜寺船尾町西2-123-1	木造1階建	150.06	100.19	昭和62年4月15日
8	西	向ヶ丘向上荘	堺市西区上野芝向ヶ丘町5-6-14	木造1階建	659.00	102.96	昭和63年4月1日
9	堺	榎陵友荘	堺市向陵中町3-8-36	木造1階建	180.00	100.19	平成1年4月1日
10	東	野田いこい荘	堺市東区北野田350-1	鉄筋2階建 2階部分	417.96	359.03の内128.54	平成2年4月1日
11	北	中百舌鳥やわらぎ荘	堺市北区中百舌鳥町1-63-41	木造2階建	147.07	130.00	平成3年4月1日
12	南	上神谷みやま荘	堺市南区片蔵80-4	木造1階建	304.66	105.05	平成4年4月1日
13	堺	熊野悠久荘	堺市堺区甲斐町東6-2-1	鉄骨造1階建	152.05	101.37	平成5年4月1日
14	北	北八下幸寿荘	堺市北区野遠町628-1	木造1階建	276.20	105.05	平成7年4月1日
15	中	深阪陶寿荘	中区深阪6-15-32	木造1階建	243.25	108.62	平成8年4月1日
16	西	浜寺松寿荘	堺市西区浜寺諏訪森町中2-219	鉄筋1階建	758.59	265.50の内80.75	平成10年1月1日 昭和49年11月撤(廃寺出張所)
17	南	竹城やすらぎ荘	堺市南区竹城台4-15-1	木造1階建	490.29	117.17	平成11年4月1日
18	西	福泉福寿荘	堺市西区菱木2-2318-1	木造1階建	251.11	117.17	平成11年4月1日
19	堺	大仙やわらぎ荘	堺市堺区旭ヶ丘南町4-3-31	木造1階建	200	107.38	平成12年1月1日
20	北	大泉いこい荘	堺市北区新金岡町4-4	木造1階建	172.80	118.47	平成12年4月1日

(出典：堺市所管課提供資料)

各小学校区に老人集会室又は老人集会所のいずれか1か所を基準として整備しており、各区の小学校区数と老人集会所数、老人集会室数と未整備校区数は下記のとおりとなる。

	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	合計
小学校区数※	16	13	9	14	19	15	6	92
老人集会所数	8	1	1	5	2	3	0	20
老人集会室数	5	8	6	7	16	11	0	53
未整備校区数	4	4	2	2	3	1	6	22
未整備割合 (%)	25.0	30.8	22.2	14.3	15.8	6.7	100	23.9

※小学校区の再編により、老人集会所数、老人集会室数及び未整備校区数の合計は、小学校区数に一致しない。

なお、上記の老人集会所20か所以外に、堺市立市民センター条例に基づき、新金岡市民センター内老人集会所（北区新金岡町）と泉ヶ丘市民センター内老人集会所（南区茶

山台)がある。20か所の老人集会所と比べ、施設の規模も大きく、比較的広域に利用されているなど、性質が少し異なる施設であるが、当該小学校区には、2か所の老人集会施設があることになる。

上記のように、北区や南区は、未整備の校区は1のみであり、かなり行きわたって整備されている。他方で、美原区には一つも老人集会室がなく（平成17年2月に堺市に合併したという経緯に基づく。また、それ以後に特に新設する機運がない。）、中区や堺区でも未整備率が高い。ヒアリングの結果、未整備の地域からの整備要望は特になく、自治会館（地域会館）等が利用されているとのことであった。また、堺市としては、各小学校区に1か所ずつ「整備」されることを基準としているが、率先して、充足率100%となるように誘導しているわけではなく、基本的には、地元の発意に委ねているとのことであった。

既存の20か所の老人集会所のうち数か所は利用状況が極めて低迷している。令和5年度の老人集会所使用許可件数と利用人数は下記のとおりであった。

令和5年度 堺市立老人集会所 使用状況

施 設 名			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
堺 1	堺市立三国ヶ丘 喜寿荘	件数	0	0	0	32	15	30	35	30	29	31	34	34	270
		人数	0	0	0	442	168	384	466	388	391	395	403	470	3,507
堺 2	堺市立湊 老松荘	件数	5	5	5	4	0	2	4	6	4	3	4	5	47
		人数	57	34	56	51	0	38	28	65	51	42	40	58	520
堺 3	堺市立榎 陵友荘	件数	0	0	0	0	0	2	2	3	2	2	2	2	15
		人数	0	0	0	0	0	59	47	86	67	51	63	65	438
堺 4	堺市立少林寺 桐栄荘	件数	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1	10
		人数	12	12	12	12	0	12	12	11	12	0	12	11	118
堺 5	堺市立熊野 悠久荘	件数	12	10	9	9	3	10	10	10	10	10	10	12	115
		人数	128	99	91	89	15	110	94	96	91	99	95	113	1,120
堺 6	堺市立安井 友楽荘	件数	2	5	4	6	6	6	7	8	7	4	6	7	68
		人数	15	51	141	147	136	147	133	156	218	125	173	183	1,625
堺 7	堺市立大仙 やわらぎ荘	件数	5	7	10	8	3	8	9	8	5	7	11	6	87
		人数	38	68	249	52	17	62	54	70	30	37	88	30	795
堺 8	堺市立錦西 白寿荘	件数	21	21	22	23	18	22	20	22	16	18	20	17	240
		人数	127	115	136	151	103	141	119	133	96	107	118	100	1,446
西 1	堺市立鳳 鳳寿荘	件数	22	17	21	19	14	16	15	18	19	13	15	15	204
		人数	134	138	162	154	110	130	114	134	148	112	126	120	1,582
西 2	堺市立浜寺東 清寿荘	件数	4	6	7	5	2	1	3	2	1	4	3	6	44
		人数	38	63	74	53	20	10	22	18	10	25	23	45	401
西 3	堺市立向ヶ丘 向上荘	件数	25	25	26	24	21	22	29	28	22	16	24	29	291
		人数	348	375	354	319	256	321	438	429	303	234	353	427	4,157
西 4	堺市立浜寺 松寿荘	件数	0	0	0	22	20	25	22	21	18	20	22	22	192
		人数	0	0	0	317	227	311	258	246	211	266	278	275	2,389
西 5	堺市立福泉 福寿荘	件数	5	6	5	4	3	6	6	5	7	7	8	9	71
		人数	58	61	84	72	34	70	94	45	115	78	115	103	929
中 1	堺市立深阪 陶寿荘	件数	11	9	10	7	6	9	10	9	9	11	11	9	111
		人数	84	84	92	72	35	97	72	82	59	97	76	59	909
東 1	堺市立野田 いこい荘	件数	6	6	6	6	6	8	6	5	4	5	4	6	68
		人数	72	69	55	55	58	94	56	44	35	41	38	53	670
南 1	堺市立上神谷 みやま荘	件数	24	24	26	24	19	24	22	25	28	21	26	27	290
		人数	356	328	364	329	263	328	300	350	393	296	371	387	4,065
南 2	堺市立竹城 やすらぎ荘	件数	18	17	19	18	16	18	19	18	19	21	18	21	222
		人数	177	138	172	152	134	168	160	148	172	186	167	189	1,963
北 1	堺市立中百舌鳥 やわらぎ荘	件数	5	4	3	4	1	4	4	6	6	3	4	5	49
		人数	36	32	21	29	0	30	33	56	50	35	12	44	378
北 2	堺市立北八下 幸寿荘	件数	3	3	4	5	2	4	4	5	4	5	4	6	49
		人数	27	28	36	45	12	35	35	45	35	49	34	52	433
北 3	堺市立大泉 いこい荘	件数	14	13	14	14	9	16	15	13	19	11	15	17	170
		人数	125	122	133	147	116	191	169	147	343	128	152	231	2,004
市立老人集会所合計		件数	183	179	192	235	164	234	243	243	230	212	242	256	2,613
		人数	1,832	1,817	2,232	2,688	1,704	2,738	2,704	2,749	2,830	2,403	2,737	3,015	29,449

(出典：堺市所管課提供資料)

令和5年度の前半は新型コロナウイルス感染症の影響があったと考えられるため、7月から3月までの月平均使用許可件数を集計すると、下記の結果になった。

月平均5回以下（週1回程度以下）	6か所
月平均6～10回（週2回程度）	6か所
月平均11～20回（週3～5回程度）	4か所
月平均21～30回（週5～8回程度）	4か所

また、特に利用が低迷している1施設について、許可申請書・許可決定などの資料を確認し、具体的な利用状況を確認したところ、毎月の利用状況が「老人クラブ連合会の会議」の開催1件のみであった。また、利用の低迷は、新型コロナウイルス感染症の影響も部分的にはあるとはいえ、コロナ禍以前も同様の状況であったとのことであった²⁹。

【意見】

会議のために月に1回しか使用されない老人集会所に対して、市の公金を投下し続けて現状のまま維持することは、経済性・効率性に疑問が生じる。

単年度ではなく、ある程度のスパンで見ても、利用が低迷している老人集会所は必要性が低いのであるから、「公の施設」としては廃止するか、又は、他の用途に転用するなどといった方針を整理することも視野に入る。例えば、利用状況についての定量的な見直し水準等を設定して、老人集会所の中長期の在り方を全体的に意思決定することが重要であると思われる。なお、この点は、老人集会所・老人集会室について統一的な方針決定が必要であるため、老人集会室について言及している箇所（No. 10 老人福祉施設等補助）も参照されたい。

このほか、堺市立老人集会所条例施行規則では、施設を使用できる者の範囲を「原則として60歳以上の者」（同規則第2条）と定めているが、「原則として」という文言を柔軟に解釈する等といった対応を行うか、規則改正を行うなどして、利用が低迷している一部の施設を全世代が利用することも可能な形に変更することも検討すべきである

²⁹ 令和5年度の月平均使用件数が5回以下の老人集会所の平成30年度の月平均使用件数はそれぞれ、3回、3回、6回、7回、11回、16回であった。令和5年度の月平均使用件数が6～10回の老人集会所の平成30年度の月平均使用件数はそれぞれ、5回、6回、6回、7回、7回、13回であった。

（例えば、優先予約制等を採用することによって、老人クラブの利用に支障のない形として、他の世代の利用も可能な形にするなどといった工夫の余地はあると思われる。）。

イ[意見 16]老人集会所の老朽化状況の把握について

【事実関係】

老人集会所は、全体的に見ると「平屋建て」で延床面積が100㎡を超えたものが多い。

老人集会所（全20施設）は、現在のところ、堺市における「施設カルテ」の作成対象施設となっていない（堺市では、全庁的に、公共施設を効果的に保全・利活用する目的で、市が保有する施設の現状を把握して評価するために、令和元年までに「施設カルテ」を整備したが、延床面積が概ね200㎡以上の建物を基準としたため、老人集会所は対象外となったとのことであった。）。

対 象	計 画	主 な 内 容
公共施設	堺市財産活用指針 (平成 23 年 9 月策定)	戦略的な観点からの財産マネジメントにより、積極的に公有財産の有効活用を図る
	堺市市有施設等整備活用基本方針 (平成 25 年 6 月策定)	公有財産をより適正に管理・活用していくためファシリティマネジメントの基本的な考え方や方向性を示す
	施設カルテ (令和元年 4 月作成)	公共施設の情報の一元化に向けた取組を実施
	個別施設計画 (令和 2 年 3 月作成)	BIMMSを活用して、延床面積 200 ㎡以上の建築物 140 施設を対象に策定（66 計画）

（出典：堺市公共施設等総合管理計画）

【意見】

老人集会所について、長期的な維持修繕が必要となる時期の見込みを想定するため、老朽化状況の統一的な把握を行うべきである。老人集会所は、築年数が近接しており、今後、10年後ないし20年後といった時期に、同時多発的に老朽化による不具合が生じかねない状況にあるため、それらについての早期の準備が必要である。

ウ[意見 17]老人集会所の運営委託の在り方について

【事実関係】

現在、老人集会所は、運営に係る契約を地元団体との間で締結し、運営業務を委託する形になっている。業務内容を確認したところ、使用許可申請の取次業務と、鍵の管理（個別の利用日ごとに、使用開始時刻前に鍵を解錠し、使用終了時刻後に鍵を施錠する）業務が主である。指定管理者制ではないため、使用許可の権限を有するのは市長（事務の担当は区役所）であり、受託者は、書類の取次を行うことになっている。なお、使用の申込みは、定例的なもの（定期的に活動があるクラブ活動）等が多く、申込みのたびに区役所の判断を仰ぐ必要性はほとんどなく、1か月分（＝翌月分）などある程度まとまった使用申込書を区役所にまとめて持ち込む形となっている。

＜「堺市立老人集会所運営業務」の仕様書に記載された「業務内容」（抜粋）＞

- (1) 集会所建物等の維持、保全
- (2) 集会所の鍵の管理及び使用時における開閉
- (3) 安全確認（火気及び戸締まりの確認）
- (4) 緊急時における対応

状況に応じて、即刻地域福祉課長又は長寿支援課長に通報し、その指示を得ること。

- (5) 使用申込書の受付

集会所を使用しようとする者が提出する「堺市立老人集会所使用申込書」を受付け、当該使用申込書に誤記、記入漏れ等がないかを確認のうえ発注者に提出し、使用日までに許可を得ること。

- (6) 使用状況報告書の作成及び提出

毎月10日までに、前月の「堺市立老人集会所使用状況報告書」を作成し、発注者に提出すること。

【意見】

仕様書の「業務内容」のうち、上記(1)については、「建物等の維持、保全」が何を指すのか、具体的に明らかになっていない。実際のところ、まれに故障箇所や老朽化箇所が目視レベルで発見された際に、市に報告するということであろうと解されるし、それ以上の義務を課していないもののように解釈されると思われるが、市として、より積極的に点検等の義務も期待しているのであれば、具体的な記載をすべきである（逆に、市が行うことを想定しており、現状、受託者が行っている業務からは外れるものについても、それを記載することが望ましい。）。

上記(2)については、契約書として、より具体的な鍵の管理の在り方を明示する（鍵を何本預けるかやスペアキーの作成の可否等）ことが必要である。また、特定の1名又は数名を鍵の管理責任者として、具体的な氏名を提出することが望ましい。

上記(3)については、契約書として、具体的に「緊急時」とはどういった場合を指すのかを明記することが望ましい。例えば、現在、利用が月に1回ないし数回程度の老人集会所は、利用のない日が1か月当たり20日以上ということもある状況である。利用のない日に大雨や台風などがあった場合に、建物に何も異常がないかを確認する積極的な義務があるのか、特にないというのかを明らかにする必要がある。

このように、現在の契約書の内容は、かなり曖昧なものとなっていることから、市と受託者の責任範囲の明確化のために、適切な内容に整理する必要がある。なお、受託者は、専門的なビル管理業者ではなく、地元の老人クラブ連合会が務めることが多いため、必要に応じ、契約内容や責任範囲をより分かりやすくした手順書ないし簡易なマニュアル的なものを作成することも一案である。

エ[意見 18]老人集会所の運営委託の委託料の支出の在り方について

【事実関係】

老人集会所（及び老人集会室）については、以下のような在り方で、運営経費（光熱水費、清掃費、事務費等）に関する費用が支出されている。

老人 集会所	契約に基づき、委託料として、 年間80,000円（令和元年度から）	（光熱水費の利用が少ない一部の集 会所は64,000円） （青少年センターに併設されている 施設については8,000円）
老人 集会室	補助金として、年間64,000円を限度 に実支出額を支給	（左記額を超えた場合も上乗せ支給 はない。）

【意見】

月間使用許可件数が1件から3件程度の老人集会所もあれば、月間30件程度の老人集会所もあり、実稼働時間には相当に差があることが推測される。一部の老人集会所は年間6万4000円、それ以外の老人集会所は年間8万円という対価で委託を行っているが、地域団体のボランティア的な稼働に頼っている側面があると推測される。実際の稼働実態に合わせて、より業務量を反映した形の委託料支出になるよう、適宜、検討すべきである。

10 老人福祉施設等補助【長寿社会部長寿支援課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	老人福祉施設等補助
所管部局	長寿社会部長寿支援課
事業の目的	老人福祉施設等に対して補助を行うことにより、高齢者を中心に市民にとって身近な地域活動の拠点となる施設を提供することや利用料の負担軽減を図ることで、高齢者福祉の増進や地域福祉の向上に寄与することを目的とする。
事業の対象	原則として 60 歳以上の堺市民 ただし、堺市総合福祉会館は全市民が利用可能
事業の内容	①老人集会室整備運営補助 各小学校区に老人集会室又は老人集会所のいずれか 1 か所を基準として整備している。老人集会室の整備・維持管理は、校区自治会や校区老人クラブで行い、市は新築・大規模改修や運営にかかる費用を補助している。 ②軽費老人ホーム等事務費補助 軽費老人ホーム・ケアハウスの運営法人は、法令で定められた範囲内で入所者の所得に応じた低廉な利用料金を徴収しており、運営に必要な経費の一部について、堺市から補助を行うもの。 ③堺市総合福祉会館管理運営補助 堺市総合福祉会館の管理運営に係る経費の一部を補助する。
開始年度	昭和 27 年度
会計区分	一般会計
根拠法令等	老人福祉法 堺市老人集会室整備費補助金交付要綱、堺市老人集会室運営補助金交付要綱、堺市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱、堺市総合福祉会館管理運営補助金交付要綱

(2) 事業費の推移・内訳

<過去3年間の事業費推移>

(単位：円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	601,884,000	572,486,000	487,717,000
決算額	547,584,284	547,615,022	432,600,008

<事業費の内訳（令和5年度決算）>

節	決算額（円）	主 な 内 容
負担金、補助及び交付金	6,000,000	老人集会室整備補助金

負担金、補助及び交付金	315,151,540	軽費老人ホーム等事務費補助金
負担金、補助及び交付金	111,448,468	堺市総合福祉会館管理運営補助金
(合計)	432,600,008	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	0	
府支出金	0	
地方債	0	
その他	106,000,000	地域福祉推進基金、公共施設等特別整備基金
一般財源	326,600,008	
(合計)	432,600,008	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効 果 の 測定方法	①老人集会室設置数（年度末現在） ②設備補助件数（建替え及び大規模改修含む）		
内 容 （結果）	①52 件 ②2（大規模改修）	①53 件 ②1（新築） 5（大規模改修）	①53 件 ②2（大規模改修）

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
【意見 37】老人集会室の整備 「堺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）」では、各校区に1箇所の方針で整備を進めると定められているが、将来的には、堺市保有の他のコミュニティ施設、自治会の集会所、小学校の施設など、他施設の利用可能性を検討し、バランスを勘案したうえで、堺市として整備の必要性を検討する必要がある。 また、現状の財政事象を踏まえると、仮にコミュニテ	高齢化が進む中で高齢者の地域の活動拠点の確保は今後ますます重要になってくると考えます。老人集会室の整備のあり方については、本市の財政状況等を踏まえ、他施設の利用可能性や各世代との共有等についても今後検討してまいります。	高齢化が進む中で老人集会室は高齢者の地域の活動拠点としては重要と考えていますが、他施設の利用可能性や各世代との共有等についても、検討してまいります。

イ施設を新たに整備するとしても、高齢者専用のコミュニティ施設ではなく、各世代が利用できるようなコミュニティ施設の整備を実施し、時間帯の工夫などで、高齢者の活動の場を確保することを検討すべきである。		
【意見 38】老人集会室整備費補助金のモニタリング 堺市では、新たに設置するものに、校区施設に併設する場合には2,000万円、単独で設置する場合には2,800万円を限度に整備補助金を交付している。 当該補助金の堺市のモニタリングについては、当該施設の工事関連資料（見積書・設計図・契約書など）の精査、工事状況・完了の現地視察を確認していることである。当該手続きについては、補助金に対する通常の手続と考えられる。 しかし、当該補助金の政策目的が、地域の高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション等を行う場の整備である以上、当該施設がその政策目的に合致した利用がなされているか、積極的な利用がなされているかを堺市として確認する必要がある。 堺市としては、任意団体に支払われる補助金としては高額であるため、老人集会室の運営補助金交付の妥当性の観点から、年に数箇所での現地視察や、より詳細な利用状況の把握を行うべきである。	老人集会室整備費補助金交付にあたっての市のモニタリングとしては、施設の整備が補助対象である以上、現行の手続きで妥当だと考えます。また老人集会室運営補助金については、補助対象経費が光熱水費等の維持管理経費であり、補助限度額が少額であることから、一定の施設利用があれば補助額の妥当性は確認できると考えます。しかし、老人集会室整備の政策目的に鑑み、より詳細な利用状況を把握することについて、その方法も含め検討してまいります。	老人集会室は、各校区の自治会等が地域の合意に基づき施設整備を行い、主体的に管理運営を行っています。 利用状況の確認については、老人集会室運営補助金の実績報告書等により確認していますが、内容に疑義があれば現地での帳簿確認等を行うこととしています。 より詳細な利用状況の把握については、その方法も含め検討してまいります。
【意見 39】老人集会室の建て替え 堺市では、新規の設置や改修について補助金を交付しているが、建て替えについ	老人集会室の建て替えの方針については、老人集会室の整備のあり方も含め検討してまいります。	老人集会室の将来的な建替えに備え、老人集会室のあり方を含め検討していきます。

ては方針が決まってい ない。 新規設置・改修に補助金 が交付され、将来建て 替えの時期が到来した 際には議論となること が明白であることから 、建て替えの方針を 定めるべきである。 ただし、高齢化が進展 するなか、地域の高齢 者に対し、教養の向上 、レクリエーションや 介護予防等を行う場 の整備については、堺 市の財政状況や他の施 設の有効活用を勘案し 検討する必要がある。		
---	--	--

(6) 指摘事項等

ア[意見 19]老人集会所等の在り方について

【事実関係】

老人集会所の整備に関する補助金については、上記の平成24年度の包括外部監査の意見で指摘された問題があるものの、結局のところ、いわゆる「大なたを振るう」ような整理が難しかったものと思われ、現状維持的な状況が続いている。

	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	合計
小学校区数※	16	13	9	14	19	15	6	92
老人集会所数	8	1	1	5	2	3	0	20
老人集会所数	5	8	6	7	16	11	0	53
未整備校区数	4	4	2	2	3	1	6	22
未整備割合 (%)	25.0	30.8	22.2	14.3	15.8	6.7	100	23.9

※小学校区の再編により、老人集会所数、老人集会所数及び未整備校区数の合計は、小学校区数に一致しない。

つまり、市が所有する施設（公設）としての老人集会所は新たに整備しないという方針の下で、老人集会所が存在しない小学校区、又は老人集会所があるが老朽化等により廃止される小学校区において、地元団体（校区自治連合会又は校区老人クラブ連合会）が、老人集会所を新築、増築整備又は改修整備することを希望する場合に、それを補助金という形で支えるという制度となっている。

所管課としては、「老人集会室は地域の高齢者がクラブ活動等を行う通いの場として活用されており、介護予防に寄与している」という認識を持ち、また、この補助を廃止すると「老人集会所から老人集会室への転換」が進まなくなるという観点から、全体的には、当該補助金の継続が必要であるとの認識を示している。

【意見】

前記にも記載したとおり、市が所有する施設（公設）としての老人集会所も、一つ一つの施設を見る限り、利用率（貸室の利用度合い）が低迷しているものもある。現在の高齢者の趣味嗜好、高齢者のうち老人クラブに加入して参加する度合い等の状況からすると、老人集会室・老人集会所のいずれかが各小学校区に1施設ずつ整備されることを基準としているが、地域によってはニーズを満たしているところもあれば、ニーズを満たさない（それがあっても、建物を建築し運営する経済性を持たすほどのニーズがない）ところもあるという状況が生まれている。

結局、小学校区を単位として1か所ずつ老人集会所又は老人集会室のいずれかが存在することをめざすことが社会的な実情とずれてきているのではないかという面があり、他方で、既に「整備」されてきているものの現状を変えることも難しく、方向性を変更しづらいことに問題がある。

その結果、①老人集会所として存在している施設は（利用率の状況を問わず）大きく老朽化しない限り、現状のまま存続し続けることになる、②老人集会室として既に建てられた施設は（利用率の状況を問わず）運営費が補助し続けられることになる、③地元団体が建物を新設しようという機運がない校区については、老人集会所・老人集会室が存在しないままの状況が続くことになり、そうした校区にあっては、特に①②に代わる補助・助成を得られているわけではないという状況が続いている。

高齢者が地元の老人クラブという形で集う度合いが低下していることは全国的な傾向と言われており、そうした全国的な傾向の中で、敢えてハコモノとしての老人集会所・老人集会室は残しておき、活動のしやすさを確保しておきたいという観点もあって今日に至ったと思われるが、現状を踏まえて、下記のような対応を考えることも一案である。

既に存在する 老人集会所	利用が低迷している場合（市で客観的な指標を定める。）は、廃止又は他の世代への利用の拡大を含めて検討する（意見15のとおり）
既に存在する 老人集会室	利用が低迷している場合（市で客観的な指標を定める。）は、運営補助金を支給しないことを含めて検討する。すなわち、運営補助金の交付を継続するに当たっては、現年度に一定の老人クラブ等の活動が続いていることを要件にする。

イ[要望1]中長期的な老人集会所・老人集会室の在り方について

【事実関係】

上記までに記載のとおり

【要望】

今後、中長期的な視点で検討が必要と思われるものとして、以下の3点が挙げられる。

（1点目）老人集会所・老人集会室のいずれも、施設の名称、施設の設置目的を、専ら高齢者向けである施設として維持し続けることの是非に関する検討が、引き続き必要と思われること。

高齢者のみが利用できる施設が整備されている点に意味があるという意見もあり、この監査におけるヒアリングにおいても、市（所管課）からはそうした意見が述べられた。

そうした意見も否定するものではないが、公金を投下して整備される施設には、建設されたハコモノとしての最大限の有効利用ができているかという見地から、検証が絶えず必要である。現状の老人集会所・老人集会室は、やや時代にそぐわない「老人」という言葉が用いられ、利用できる者が高齢者に限定されている。時代の変化とともに、こうした利用ニーズが低減していけば、躊躇なく他の利用形態も認めていくことが自然ではないかと思える。また、多世代の利用を認める形態にシフトしたとして、現在の主たる借り手である老人クラブ活動の利用が困難にならない

ような利用調整の制度を作ることも可能と思われる。他の地方公共団体でも、当初は高齢者向けとして整備されていた施設を、事後的に、多世代に開放した事例も見受けられる³⁰ ³¹。高齢者以外の利用のニーズがどの程度あるのか（他市ではアンケート調査などを行っている事例もある）にもよることになるだろうが、多世代の利用を認める方法も否定されるべきではないと思われる³²。

（2点目）市内の高齢者向け施設の立地状況を全体的に見て、老人福祉センターと近い距離にある小学校区などにあっては、老人集会所・老人集会室の代替利用を老人福祉センターにおいて認める（そうした方法がとれる地域は、老人集会所・老人集会室の設置を認めない）という対応を検討する等、施設の地理的分布（立地状況）に照らし、全体的な地域のニーズを満たせるのであれば、今後の新設や大規模改修を制限することも考えられる。

つまり、老人福祉センターの貸室のスペースに余裕がある場合、近隣の校区老人クラブの優先予約を認める（もちろん利用調整の枠組みが必要であるが）ことも想定される。市の財政状況を鑑みると、限られた施設を有効利用していくという観点からは、こうした取組も検討の余地があると思われる。

（3点目）高齢者のニーズに絞らず、地域のための集会施設に対するニーズ全体の中で、市の公金をどのように支出するかという観点に立ち、施策の整理が必要と思われること。

現在の制度上、高齢者の利用を想定した老人集会室を、単独設置又は合築として建設するのであれば、補助金交付を認められ、公金が支出される一方で、それが不

³⁰ 老人集会所においては、こうした対応をする場合、条例の改正が必要になる。

³¹ 老人集会室においては、こうした対応をする場合、補助金を交付して建てられた建築物であるということを踏まえた検討が必要になる。設置者である校区自治連合会等は、現制度を前提に、今後も改修補助金が交付されるとの信頼関係の下で、老人集会室を運営しているという関係性がある。

³² 抽象的な意見として、他の世代の利用を認めて、施設名称を変更すると、「老人集会所」「老人集会室」がなくなるという受け止め方をされることもある。

要だという校区には公金は支出されないという二択になっている。これにつき、校区のことは校区で決めるという観点から、校区内の地域集会施設の建設の需要を全体として見て、より柔軟な、補助・助成制度にできないかということも検討対象であると思われた（現在は「老人」向け施設をのみを捉えて、地域が50㎡以上のハコモノを建てるか、建てないかの二択を迫られる形となっている。）。

こうした点については、政策的判断も必要なものであって、唯一の正解があるものではない。ただし、各地方公共団体それぞれが、限られた予算の中で、限られた（現に存在する）ハコモノを有効に活用する観点からの取組がなされており、堺市においても柔軟な発想での検討をされたい。

ウ[意見 20]補助金交付申請時に提出を求める運営計画について

【事実関係】

老人集会室の整備状況等については、No. 9 老人集会所運営に記載のとおりである。老人集会室は各地区の校区自治連合会又は校区老人クラブ連合会等が整備するが、その新築、大規模改修等に対して、堺市が補助を行っている。

補助金の目的	補助金は、高齢者福祉の向上を図るため、老人クラブ活動及び高齢者の趣味、レクリエーション等の活動の拠点施設としての老人集会室の整備を促進することを目的とする。
補助金の額	補助対象経費×10分の10
（上限額）	（併設整備） 新築…20,000,000円、改修整備…10,000,000円、増築整備…20,000,000円、大規模改修…3,000,000円 （単独整備） 新築…28,000,000円、大規模改修…3,000,000円

要件（新築・増築整備・改修整備）	・老人集会所が設置されている校区以外の校区、若しくは老人集会所の廃止が予定されている校区であること ・この要綱による補助を受けて整備された老人集会室がない校区であること ・建設用地の確保ができているもの（20年以上）
要件（大規模改修）	・この要綱による新築から15年を経過した老人集会室の大規模改修を初めて行うものであること ・この要綱による増築整備、改修整備又は大規模改修から10年を経過した老人集会室であること
財産処分の制限	補助事業者は、次の不動産又は財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。 (1) 老人集会室建物 (2) 補助金の交付を受けて購入した備品

（出典：『堺市老人集会室整備費補助金交付要綱』より抜粋）

補助金として、令和4年度は34,480,000円（新築1件、大規模改修5件）、令和5年度は6,000,000円（大規模改修2件）が支出されている。また、運営経費に対する補助金として、1集会室当たり年64,000円が支出されている（区予算）。

老人集会室の整備に関する補助金においては、補助金交付申請時の必要書類として、「老人集会室の運営計画」を提出することになっているが、要綱上に、特に様式の定めはない。

【意見】

確かに、現行の老人集会室の補助金制度は、地元団体（校区自治連合会・校区老人クラブ連合会）の自発的な発意があるときに、補助金交付に進むことになっており、地元の活動量（建物を必要とする度合い）が少ない場合に、施設の新築に進むことは考えづらい面はあると思われる。

他方で、一度、施設が建築されると、施設のライフサイクルに要する費用（新築等→

運営→大規模改修)の各場面それぞれにおいて、市の公金を投入することになることになり、その途上で「引き返すこと」が難しい長期的支出を市も負うことになる。そうしたことに鑑みると、施設の新築についての補助金交付申請を受ける段階では、例えば毎月どのくらいの利用頻度を見込んでいるかや、どういった利用が想定されるか、また実際の地元団体の現在の活動状況などにつき、具体的な記載を求めることが望ましい。

こうしたことについては、申請を受け付ける際の窓口で随時の対応をするのではなく、補助金交付要綱の様式を具体的なものに整理する(個別の記入欄を増やす)等の形で対応することが必要である。

そもそも、この補助金の真の目的は、老人集会室を「整備」することにあるのではなく、それを活用して「高齢者福祉」を図ることにあると思われる。

補助金交付要綱の「補助の目的」については「補助金は、高齢者福祉の向上を図るため、老人クラブ活動及び高齢者の趣味、レクリエーション等の活動の拠点施設としての老人集会室の整備を促進することを目的とする。」といった「整備」を中心にしたものとするのではなく、その後の利活用に着目した補助金とし、投下資金の効果増を図るべきである。

エ[意見 21]老人集会室の大規模修繕の補助金申請の際に必要な書類のルール化について

【事実関係】

令和5年度は、老人集会室に関して2件の大規模改修が行われた。その際に運用として複数の見積書を取り寄せ市に提出されていたが、複数の見積書の提出は特にルールとして定められたものではない。

【意見】

監査対象年度において確認した資料では、補助金申請者が複数の見積書を提出しているが、補助金交付要綱や交付決定の条件ではそれを明示的に求めている。今後、特定の1者しか行い得ないような特殊な工事である場合を除き、複数の見積書を提出することを制度的に必須にして、補助金交付要綱又は交付決定の条件に盛り込むことが求められる。

オ[意見 22]施設修繕に関する記録の保存等について

【事実関係】

市は、老人集会室の改修などの補助金の資料の保存期間を5年としている。

【意見】

堺市では、補助金に関する公文書（堺市文書規程の別表で「重要なもの」とされたものを除く。）は、保存期間は5年とされている。しかし、現在の老人集会室に関する補助金の制度は、老人集会室が存続する限り、長期にわたって、管理運営に要する経費及び修繕に要する経費を、公金から負担し続ける制度となっているため、①堺市側として建物の建築・修繕履歴に関するファイルを作成し、随時、市側で承継し続けることにするか、②補助金受給側の地元団体（校区自治連合会・校区老人クラブ連合会）にそういった資料の作成を義務付けないと、直近5年より過去の修繕の履歴が（市において）全く分からないまま、新たな修繕の補助金申請を受け付けるということになる。

解決策としては、①文書の保存期間を当初から必要な期間とする、②保存年限が到来する都度、堺市文書規程38条第3項に基づき保存期間を延長する、③市側において各老人集会室の新築・修繕の履歴を一元化したファイルを作成することにする（単に担当者の手控えではなく、組織的にその情報を共用するようにする）、又は④補助金申請がなされる際に、過去の来歴を含めた修繕工事の履歴に関する経緯を補助金申請者に提出させる等のいずれかが必要になることなどが考えられるが、②の保存期間の延長は、原則として廃棄すべき文書（同条第1項及び第2項）につき、例外的に、文書管理課長が「事務処理上必要があると認めるとき」に保存文書の保存期間の延長をするものであり、延長がされないまま原則どおり廃棄されてしまうおそれがあると思われる。

中長期的な計画をもって、各団体が、維持保全に関する支出を進めることができているのかを適切に把握するような仕組みを構築されたい。

カ[意見 23]堺市総合福祉会館管理運営補助金の完了報告の在り方について

【事実関係】

堺市総合福祉会館管理運営補助金において、補助事業完了時に提出する「実績報告書」

として、①事業実施報告書と②収支決算書を提出することとされている。現在用いられている収支決算書は、「支出」の「内容説明（算出基礎等）」の欄に、「需用費」「役務費」「委託料」「使用料及び賃借料」「工事請負費」「備品購入費」「負担金」「公課費」という8種ごとの金額の記載があるのみである。ただし、参考として「参考資料_令和5年度堺市総合福祉会館実施工事明細」という形で、令和5年度に行われた5件の工事の名称と支出済みの金額が記載された一覧表が提出されていた。

＜〔令和5年度堺市総合福祉会館管理運営補助金 収支決算書〕のうち、支出部に記載された内容＞ （単位：円）

項目	決算額	左のうち 堺市補助金充当額	内容説明 (算出基礎等)
1. 会館管理運営事業費	134,358,013	111,448,468	需用費 21,232,415 役務費 1,388,927 委託料 70,975,481 使用料及び賃借料 282,612 工事請負費 38,097,950 備品購入費 661,275 負担金 323,431 公課費 1,395,922

【意見】

この補助金は、補助対象となる支出の大部分を、委託料（収支決算書の額で約7097.5万円）や工事請負費（収支決算書の額で約3809.8万円）が占めている。すなわち、補助事業の内容は、実際、どういった形で福祉会館の保守点検や修繕工事等を行ったかという個別の支出の蓄積である。すなわち、補助事業が終了したというためには、具体的に、市社協が発注した当該年度の委託契約・工事請負契約が、無事、終了していることが示される必要があるが、現在、用いられている「実績報告書」の記載は、あまりに簡略なものであり、当該年度に、どういった事業がなされたのか、事業の完了段階で整理した形で市に提出されていない。

したがって、今後、工事請負契約や業務委託契約の内容、契約相手方名、発注方法

（入札か随意契約か、随意契約の場合には複数の見積比較をしたのか等）、契約日、支払日などの一覧表を提出させるべきである。そのためには、補助金交付要綱（又は交付決定に付する条件）を改めて、こうした情報が市に提出されることを義務化する必要がある。

なお、市社協の経理規程では、工事請負契約の場合には、予定価格が1000万円を超える場合には随意契約ではなく入札手続をとることが必要とされており、また、250万円を超える場合には3者以上の業者からの見積取得が必要とされているが、これらにつき正しい運用がなされているかに関しても、上記のような一覧表を提出させることで監督することができる。

キ[意見 24]堺市総合福祉会館の長期的な修繕等について

【事実関係】

堺市総合福祉会館管理運営補助金は、仕組みとして、社会福祉会館の管理運営に要した経費（令和5年度の実績で約1.34億円）のうち、収入で賄うことができなかった額の全額を補助金として交付しているものである。市社協の所有に係る建物に生じる、今後の「修繕」に要する費用は、堺市がカバーしていることになる。こうした建物修繕について、市社協は詳細な「中長期保全計画」を策定しており、それに沿って、中長期の計画を定めて、建物の維持・修繕を進めている。また、毎年度の補助金交付額は、実際に行おうとする工事等の内容を反映させるために、前年度の予算要求時点で堺市の所管部局の担当者と市社協側の担当者とが口頭でのやりとりをしてすり合わせをしているため、担当者相互間では情報共有はなされているとのことであった。ただし、最終的に、それが補助金交付申請書に明示されていない。

【意見】

この補助金は、会計年度ごとに、市社協から市に対して、補助金交付申請がなされ、市が交付決定を行うものの、実質的には長期にわたって（現在の制度設計では堺市総合福祉会館という建物が存続する限り半永久的に）、建物の維持保全に関するコストのうち、貸館収入等で賄い切れない部分について、市が負担し続けるという構図となってい

る（ただし、他市の例では、むしろ市が所有する公有財産に、市社協が一つのフロアを借りて入居するなどの例も多く見られる³³。堺市では、建物（福社会館）を、〔土地は市所有、建物は市社協所有〕という形で建築することになったため、上記のような負担構造が生じているのであって、市が負担すること自体が、効率的・経済的でない支出であるということを述べているものではない。）。

上記のとおり、市社協としては、建物の長期的修繕についての、詳細な計画を有しており、それに則って（ただし、毎年、漸次的に進めているものであるため、理由があつて、計画を少しずつ変更しているものもある。）進めているとのことであつた。そうであれば、毎年度の補助金交付申請書において、①過去においてはどのような工事をしており、②補助対象事業年度にはどのような工事をしようとしており、③補助対象事業年度以降、つまり将来的にはどのような工事を予定しているか、④過去に定めた保全計画どおりの計画とはどういった点が変更になっているのかにつき、それを明示した書面を提出させる形にすべきである。

ク[意見 25]堺市総合福社会館管理運営補助金の支給方法について

【事実関係】

堺市総合福社会館管理運営補助金は、令和5年度において、以下のような経緯を辿つた。

市は、令和5年4月19日付けで補助金の交付決定を行った。その際の、補助金交付額は1億3371万7000円とされていた。その際の「交付予定時期」は以下のとおりとされていた。

令和5年4月 4227万4000円（①）

実際の支払日は同年4月28日

令和5年7月 2231万8000円（②）

³³ たとえば、大阪市社会福祉協議会は「市立社会福祉センター」（大阪市天王寺区）の一部にあり、京都市社会福祉協議会は「ひと・まち交流館京都」（京都市下京区）にあり、神戸市社会福祉協議会は、「こうべ市民福祉交流センター」（神戸市中央区）にある。いずれも、市の「公の施設」のなかにある。

実際の支払日は同年7月28日

令和5年10月 4553万2000円 (③)

実際の支払日は同年10月26日

令和6年1月 2359万3000円 (④)

実際の支払日は同年1月30日

なお、工事内容の組替えなどがあり、4回目の支払額は659万3000円に変更され、最終的には526万8532円が精算時に返還になっている。

【意見】

市社協側の資金需要を考慮して、概算払い及び年4回払いが採用されているとのことである（この点、市社協は、ある程度、流動性の預貯金を持っているために、上記のような方法をやめて、事業終了後の確定払いに変更することも視野に入り、それも可能ではないかと思われるが、資金需要上、現行の方式を続けることがやむを得ないのであれば、以下のような改善が必要である。）。

すなわち、堺市側の補助金交付に関する決裁文書を見ても、特に、年4回払いを採用した根拠などに具体的な記載はなされていない。また、単純に4分の1ずつを支給するのではなく（各支給額は25.0%ではない）、それとは異なる計算を用いたものと思われるが、その計算方法についても、市社協側の交付申請書類にも、堺市の決裁文書にも具体的な言及がなかった。

仮定の話であるが、補助対象事業を構成する工事請負契約（発注者：市社協、受注者：各工事請負業者）のほとんどが、年度末に工事の完了を迎え、市社協が工事代金を支払うのもそうした時期になるというのであれば、上記のような前倒しで行う概算払は、過剰な前倒しということになる。そうした点を考えると、市としては、まず、市社協が市に補助金交付申請をする時点で、主な工事実施時期と支出見込みの時期を整理させ、それを前提に、支払時期を検討し、年4回払いを採用するにしても、合理的な理由を伴った形にし、それを決裁文書にも明示するべきである。

ケ[意見 26]堺市総合福祉会館管理運営補助金の補助対象事業である工事内容の変更について

【事実関係】

堺市総合福祉会館管理運営補助金においては、補助金交付要綱では、以下のとおりの記載がなされているところ、実質的な意味での『補助対象事業』は、毎年度に行われる「建物」の保守点検や修繕工事の実施（以下本意見において「工事等」と表記する。）を中核的な内容としている。

4 補助事業等

- (1) 補助対象者は、社会福祉法人堺市社会福祉協議会とする。
- (2) 補助対象事業は、堺市総合福祉会館の管理及び貸室事業並びに福祉センター事業等を行う堺市総合福祉会館管理運営事業とする。
- (3) 補助対象経費は、補助対象事業に係る諸経費とする。

【意見】

上記のように、実質的な意味での『補助対象事業』は、毎年度に行われる「建物」の工事等である。したがって、まず、補助金交付申請・交付決定の時点で、補助事業としての工事等の内容について確定させ、年度途中において、工事予定を変更することは補助事業の変更になる（そのように解釈しなければ、市の関与なく、補助金交付を受けた市社協は、何の工事をするかを自由に変更することが可能になってしまう。）。

そのため軽微な変更ではない限り、補助金交付要綱に基づく市長の承認が必要になるが、その手続がなされていなかった（書類上は、年度が終了した後の実績報告書で別の工事がなされたことが示された形になっている。）。今後、年度内に行う工事内容の変更があった場合には、基本的には市長の承認を得るようにすべきである（令和4年度の包括外部監査においても、同様の指摘をしている。）。

11 全国健康福祉祭派遣事業【長寿社会部長寿支援課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	全国健康福祉祭派遣事業
所管部局	長寿社会部長寿支援課
事業の目的	高齢者の健康の保持・増進・社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成をめざして、60歳以上の高齢者を中心として、あらゆる世代の人たちが交流を深めることを目的としている。
事業の対象	市内在住の60歳以上の方
事業の内容	各種スポーツや福祉・生きがい関連イベントを通じて、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図るため、各県持ち回りで開催される全国健康福祉祭へ堺市選手団の派遣を行う。 ・令和2、3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止 ・令和4年度全国健康福祉祭 神奈川・横浜・川崎・相模原大会（令和4年11月12日～15日） ・令和5年度全国健康福祉祭 えひめ大会（令和5年10月28日～31日） ・令和6年度全国健康福祉祭 とっとり大会（令和6年10月19日～22日）
開始年度	平成19年度
会計区分	一般会計
根拠法令等	老人福祉法

(2) 事業費の推移・内訳

<過去3年間の事業費推移>

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	15,083,000	16,500,000	12,286,000
決算額	7,727,356	9,562,730	7,981,540

<事業費の内訳（令和5年度決算）>

節	決算額（円）	主な内容
旅費	50,230	普通旅費
委託料	7,835,290	全国健康福祉祭派遣業務委託料
使用料及び賃借料	96,020	会場等借上料

(合計)	7,981,540	
------	-----------	--

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	0	
府支出金	0	
地方債	0	
その他	0	
一般財源	7,981,540	
(合計)	7,981,540	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効 果 の 測定方法	①選手団派遣種目数 ②堺市選手団派遣人数		
内 容 (結果)	(コロナ禍により中止)	①23 種目 ②127 人	①12 種目 ②82 人

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査 における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)

(6) 指摘事項等

ア[意見27]市民への周知について

【事実関係】

各種スポーツや福祉・生きがい関連イベントを通じて、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図るため、各県持ち回りで開催される全国健康福祉祭へ堺市選手団の派遣を行う事業である。各種スポーツ団体から、各種スポーツ競技の堺市の代表が、全国大会としての全国健康福祉祭に派遣され、その費用を堺市が負担するという形となっている。市は当該事業を委託し、受託事業者が全国健康福祉祭の参加に関する各種手続を行い、これに対し堺市は委託料を支出している。

しかし、参加後、市のホームページでは「総合開会式の様子」の写真のみが掲載されており、また、市の広報紙（広報さかい）などにも、特に、それ以上の情報が掲載され

ているわけではない。

【意見】

他の地方公共団体では、県や市の選手団の成績一覧を公表しているところも見られる。個人名までを公表すべきか否かについては両論あり得るが（ただし、優秀な成果を収めた情報については、名前が出ることに異論はないという方が多いと思われる。）、出場の結果を、市民にも発信することが望ましい。例えば、委託契約の受託事業者が、全国健康福祉祭の出場結果を整理し、その情報を受けて、市のホームページや広報紙（広報さかい）などにも簡単に結果を掲載すること等が考えられる。

12 老人福祉センター管理運営【長寿社会部長寿支援課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	老人福祉センター管理運営
所管部局	長寿社会部長寿支援課
事業の目的	老人福祉法第20条の7に基づき、無料で高齢者に関する相談に応ずるとともに、高齢者に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動の場を提供し、高齢者が仲間同士の交流などを通じて、文化的かつ健康的に生きがいのある老後を過ごすことを支援するために、老人福祉センターの運営を行っている。
事業の対象	市内在住の60歳以上の堺市民
事業の内容	○各区に1施設ずつ設置（中老人福祉センターは令和4年度から民営化） ○開館日 月曜日から土曜日 午前9時～午後5時15分 ただし、祝日（敬老の日は除く）及び年末年始は休館 ○主なサービス内容 ・趣味、レクリエーション活動の場の提供 囲碁・将棋、バンパー、カラオケ、華道、茶道など ・入浴サービス（午前10時～午後3時） ・健康相談 ・健康教室及び教育講座等、介護予防教室（げんきあっぷ教室）
開始年度	昭和47年
会計区分	一般会計
根拠法令等	老人福祉法 堺市立老人福祉センター条例、堺市立老人福祉センター条例施行規則、堺市立美原総合福祉会館条例

(2) 事業費の推移・内訳

<過去3年間の事業費推移>

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	334,041,000	335,883,000	337,375,000
決算額	325,153,978	337,825,529	340,435,151

<事業費の内訳（令和5年度決算）>

節	決算額（円）	主な内容
需用費	78,773	印刷製本費、電気使用料
役務費	692,565	通信運搬費、手数料

委託料	296,017,989	老人福祉センター指定管理料、工事設計業務、建築設備法定点検委託料、廃棄物処理・運搬等委託料 等
使用料及び賃借料	580,624	入館管理システム利用料
工事請負費	4,503,400	施設等整備工事
備品購入費	129,800	事務用備品購入費
負担金、補助及び交付金	38,432,000	中老人福祉センター事業運営負担金
(合計)	340,435,151	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	0	
府支出金	0	
地方債	0	
その他	781	光熱水費徴収金
一般財源	340,434,370	
(合計)	340,435,151	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	(未設定)		
内 容 (結果)	—	—	—

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
【意見 34】老人福祉センターの受益者負担のあり方 老人福祉センターについては、老人福祉法第二十条の七の規定により、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与すること	福祉施設である老人福祉センターにおいて利用料を徴収することで、利用の機会が抑制されることが考えられます。また、利用料を徴収するためにはコストも発生します。	受益者負担を徴収していません。 なお、利用者の減少や浴場設備の更新費用が多額であることから、令和2年3月に策定した「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」に基づき、令和6年度末で入浴事業を終了します。 令和7年度からの次期指定管

を目的とする施設として定められている。そのため施設の財政状況を鑑みると無償である必然性はないため、低額な料金として一定の受益者負担を求めることを検討すべき施設と考える。 現地視察により利用状況を確認したところ、各施設とも高い利用実績であることから、老人福祉施設としての意義は認められるところであるが、運営費のすべてを税金で賄うことが、受益者負担の適正化の観点から妥当であるとは考えにくい。 試算の結果、利用者一人あたりの利用にあたり、540 円から 660 円程度の使用料を徴収すれば、運営費が賄える。 当該利用料の試算には将来の大規模改修・建て替え費用は含んでいないことも踏まえ、受益者負担の適正化の観点から一定の負担を求めることも検討すべきである。		理期間中に各施設の利用状況を踏まえ、今後のあり方を検討する予定です。 なお、老人福祉法のほか、国の厚生省通達を踏まえて、市の設置条例に原則無料の旨を規定しており、入浴事業を終了した上で、さらに施設の入館料を徴収する場合は、高齢者である利用者にとって大きな影響があるものとなるため、政策的にも慎重な判断が必要と考えます。他の政令指定都市についても、利用料を徴収していません。
【意見 35】入浴施設のあり方 指定管理者の報告書によれば、人件費を除く経費の中で最も大きな割合を占めているのが水道光熱費であり、当該要因となっているのは各所に設置されている入浴施設である。 入浴施設の運営には、多額の経費がかかっており、入浴施設が高齢者用の特別なものではないこと、大多数の住居に内風呂があることや、民間の入浴施設が多数あることを鑑みると入浴施設の運営の継続については、改めて検討することが求められる。	入浴施設の運営を含め、老人福祉センターのあり方について懇話会で意見を伺い、検討を進めております。	利用者の減少や浴場設備の更新費用が多額であることから、令和2年3月に策定した「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」に基づき、令和6年度末で入浴事業を終了します。

【意見 36】老人福祉センターの利用対象の拡大の検討施設の有効活用の観点から、老人福祉センターとしての利用だけでなく、高齢者の利用を阻害しない範囲で地域のコミュニティ施設としての活用を検討することが世代間の公平性という面から望ましいと考えられる。 指定管理者との協議、費用対効果の検討は必要であるが、例えば利用時間が 17 時 15 分までとなっているので、それ以降の時間を完全入れ替え制で一般開放することを検討すべきである。	高齢者の利用を阻害しない範囲での老人福祉センターの利用対象拡大についても、今後の施設全体のあり方を議論する中で検討を進めてまいります。	令和7年度からの次期指定管理期間中に各施設の利用状況を踏まえ、高齢者の利用を阻害しない範囲での老人福祉センターの利用対象拡大についても検討する予定です。
---	--	---

(6) 指摘事項等

ア[意見 28]老人福祉センターの今後の在り方について

【事実関係】

老人福祉センターについては、平成24年度の包括外部監査では、高齢者の利用を阻害しない範囲で地域のコミュニティ施設として活用することを「検討」することが提案された。ただし、市としては、前記の活用の方向性は取り入れなかった（これは、行政的な施策の問題であり、当時の外部監査も唯一の正解を提示したものではなかったから、当時の外部監査を経ても「高齢者の利用を阻害しない範囲で地域のコミュニティ施設としての活用」という路線を選ばなかったことに問題があったというわけではない。）。そのため、基本的には、平成24年度の包括外部監査の前と後では変わらない状況が続いた（なお、約12年前のことであり、市側が、必ずしも詳細な経緯を把握できているわけではない。）。

その後、令和2年3月において「堺市立の高齢者福祉施設の在り方に関する基本指針」が策定され、その中では、下記の2点が指摘された。

- 現在は浴場や娯楽設備の利用者をはじめとする利用者の固定化が進み、一部の利用者にとっての「憩い・くつろぎ」の場となっている。
- 一部の施設を除き、浴場設備が耐用年数を超えており、今まさに設備の更新時期を迎えているが、その更新に多大な公費負担が必要である。

平成24年度包括外部監査の当時の意見35（上記）にも言及があったとおり、浴場は、設備の更新時期を迎え、更新する場合には多額の出費を要するという問題があり、「在り方に関する基本指針」の議論の中で廃止するという大きな決定がなされている。他方で、この「在り方に関する基本指針」は、「浴場や娯楽設備をはじめとする（全体的な）利用者の固定化」というもう一つの問題点を示していた。これについては抜本的な解決策を見出すのが難しい問題であり、直接的な打開策（現在の固定的な利用者以外の利用を増加させる方策）が見出されるには至っていない。

【意見】

老人福祉センターは、趣味などの活動拠点となっているという側面と、健康増進や介護予防のためのプログラムが提供されているなどといった側面があり、いずれも、無料（実費負担等は求められることがある。）で講座等を受けることができるという特徴を有している。令和5年度で全センターを合わせた場合の実利用者数は5,352人であり、60歳以上人口に占める割合は1.94%にとどまっている（令和元年度の場合は約2.92%。）。利用者から使用料を徴収しないこともあり、市の一般財源からの支出は高額に及んでいる。

こうした施設が存在する結果、趣味などの活動への参加が生きがいとなり、来館する者は、日々反復的に来館するという行動につながっている者が多いと思われるが、すでにこの監査で指摘するより前に市で議論がなされているとおり、利用者の固定化が問題となっている。

利用者の固定化に関する直接的な打開策は難しいが、少なくとも「高齢者が主体的に健康増進や介護予防に取り組み、すこやかに暮らし続けられる地域社会」という方向性に直接的につながっているような取組が増えることが望ましい。現に介護予防や健康増進のための取組がなされているが、それに沿う利用目的の来館者を増やすべく、試行錯誤が必要である。

例えば、こういった「介護予防」のプログラムを老人福祉センターという場で展開すれば、実際の効果を上げられるか等について、各老人福祉センターで試行を続け、特に効果があるものについては、他の老人福祉センターでも取り組むなどといった、市と指

定管理者との協働による取組が重要と思われる。

なお、各老人福祉センターの次期の指定管理期間は令和7年4月1日から令和12年3月までの5年間であり、指定管理者の候補者の選定が終わり、議決により指定管理者の指定がなされたが、仮に指定管理者の選定後であっても、市と指定管理者の協議により、当該施設で提供されるプログラムなどの方向付けを変更していくことも可能である。市は、老人福祉センターで提供されるプログラムについて、指定管理者（計3団体）との意思疎通を深めて、上記のような検討を継続されたい。

イ[意見 29]老人福祉センターの指定管理者の公募の在り方について

【事実関係】

老人福祉センターの指定管理者の選定は、平成23年度の指定管理者制度の導入当初から公募制が採用されており、直近では令和6年8月から10月にかけて指定管理者候補者選定委員会が開催された。それ以前では、令和2年の同時期に行われており、6施設を3区分に分けて指定管理者の公募がなされているが、最初の公募の際は複数者による応募があったものの、いったん選定されると、それ以降の公募に際しては、旧・指定管理者がそのまま公募に応募する状況（1者のみの応募）が続いている³⁴。

	堺区・西区	東区・北区・美原区	中区・南区
平成23～27年度 (応募団体数)	(社福)堺中央共生会 (応募3団体)	(社福)大阪府社会福祉事業団 (応募4団体)	仁悠会グループ (応募3団体)
平成28～令和2年度 (応募団体数)	(社福)堺中央共生会 (応募1団体)	(社福)大阪府社会福祉事業団 (応募1団体)	(社福)南の風 (応募1団体)
令和3～6年度 (応募団体数)	(社福)堺中央共生会 (応募1団体)	(社福)大阪府社会福祉事業団 (応募1団体)	(社福)南の風 ³⁵ (応募1団体)

³⁴ 中区・南区の当初の指定管理者である仁悠会グループとその後の指定管理者である南の風は実質同法人とのことである。

³⁵ 中老人福祉センターについては、令和4年度からの民営化が予定されていたため、令和3年度は非公募で当時の指定管理者を選定した。

【意見】

上記のような状況が続き、指定管理者の公募制の本来の趣旨である価格競争が実現しておらず、また、複数の者からより良い施設の管理運営のための提案を受けるといった流れも実現できていない。応募が可能であるのは「高齢者に係る福祉事業の実績を豊富に有し、かつ、大阪府の区域内に主たる事務所を有する法人」（堺市立老人福祉センター条例第12条第1項）に限られるが、必ずしも、そうした法人の数が少ないわけではないことから、公募実施の際の情報周知の在り方等の工夫を検討されたい。また、今後の公募に当たっては応募資格がありながら応募をしていない法人へのアンケートを実施して、その結果を踏まえた公募を行うなどの具体的な改善策の検討も行われたい。

13 緊急通報システム事業【長寿社会部長寿支援課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	緊急通報システム事業
所管部局	長寿社会部長寿支援課
事業の目的	急病、事故等の緊急事態への迅速な対応によって高齢者の不安感を解消し、高齢者の在宅生活を支える。
事業の対象	本市の区域内に住所を有しており、①おおむね 65 歳以上の病弱等の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の方、②昼間又は夜間に独居となるおおむね 65 歳以上の病弱等の高齢者
事業の内容	【事業内容】 高齢者等宅への緊急通報装置³⁶の設置（申請に応じ通年）。 緊急ボタンを押すと消防局に通報され急病等に対応し、相談ボタンを押すと委託事業者に通報され健康面の相談等ができる。 【実施方法】 緊急ボタンを押下した利用者への対応（消防局、委託事業者） 相談ボタンを押下した利用者への対応（委託事業者）
開始年度	平成 9 年度
会計区分	一般会計及び介護保険事業特別会計
根拠法令等	介護保険法、堺市高齢者緊急通報システム事業実施要綱

(2) 事業費の推移・内訳

<過去3年間の事業費推移>

(単位：円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	78,168,000	60,942,000	64,729,000
決算額	68,900,982	60,261,736	63,149,481

<事業費の内訳（令和5年度決算）>

節	決算額（円）	主 な 内 容
報償費	52,425	通信運搬費
委託料	46,781,856	緊急通報システム業務
備品購入費	16,315,200	緊急通報装置購入費
(合計)	63,149,481	

³⁶ 高齢者等が簡易に消防局及び受診センターに通報できる機器

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	13,949,048	地域支援事業国費 38.5%
府支出金	6,974,524	地域支援事業府費 19.25%
地方債	0	
その他	0	
一般財源	42,225,909	
(合計)	63,149,481	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	①利用者からの相談通報件数 ②装置の設置件数		
内 容 (結果)	①3,494 件 ②4,521 件	①3,093 件 ②4,509 件	①2,962 件 ②4,403 件

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
【意見 10】緊急通報システム事業のあり方の見直し 制度開始から現在に至るまで緊急通報システム事業の内容等の見直しは行われていない。事業目的である緊急時の対応や暮らしの安心については、現在では民間で提供している同様のサービスにより達成できる状況であり、当該事業における役割や目的が希薄化してきている。そのため、以下の観点から事業内容等の見直しが必要であり、順次事業規模を縮小させる方針が望ましいと考える。 (i) 当該事業は介護保険制度以前からの継続事業であるため、介護保険制度との整合性や他の施策、民間サービスを踏まえた事業内容の検討 (ii) 財政負担を軽減させる	(i) 緊急通報システムは、介護保険制度等の他の公的サービスとの重複はないと考えていますが、民間サービスで同様のサービスはあります。しかし高額のためサービスが普及定着しないことから、市で同事業を実施しているものです。 (ii) ・A. について、ランニングコストを徴収することは、行政の事務コストの増大となってしまいます。 ・B. について、対象者要件の見直しを考えていく必要があると考えていますが、どこで線を引くのかの判断は非常に難しく、他市の状況も注視しながら、検討していきます。 ・C. について、利用していないから不要と決定することはできず、施設入居者は	(i) 介護保険制度等他の公的サービスとの重複はありませんが、民間事業者から類似のサービスは提供されています。緊急ボタンを押下することで消防局に直接救急要請することができる点が市の事業の特徴であり、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯の急病や事故等に迅速かつ適切な対応をとることを目的に実施しており、高齢者の不安感を解消し、在宅生活の安心・安全を支えています。 (ii) ・A について 令和3年度にも受益者負担について検討しましたが、申請等の受付事務は区役所で行っており、対象者から毎月負担金を徴収することになると、滞納者の対応等の債権管理も含め事務量が

観点から緊急通報システムサービスの料金体系及び利用対象高齢者の見直し等として次の項目が挙げられる。 A. 所得水準に応じた設置料金及び一定期間ごとの利用料金の検討（現在は設置時に8,400円を請求するが、それ以降のランニングコストは全額堺市の負担となっている） B. ひとり暮らしの高齢者等の要件に加えて要介護度、所得水準等に応じた利用可能者を明確にし、本当にサービスを必要としている高齢者にのみサービスを提供できる体制の検討 C. 未利用者・施設入居者の棚卸の実施及び緊急通報装置の回収 D. 委託先の見直し E. 装置の見直し（1台当たり約3万3千円前後の装置であり機能を勘案すると非常に高額である）	住民票を異動していなければ、把握ができません。 ・D.について、本システムは現委託先が設置したものであり、他の事業者では履行できません。 ・E.について、互換性から消防局の指令台と同一メーカーのものを使用しています。	幅に増加すると考えられること、また、利用者のうち約84%を非課税世帯が占めており、利用料金を徴収するとしても事務量に見合った財政収入を得ることはできないと考えられることから、ランニングコストを徴収しないこととしました。 ・Bについて 複数の政令市において堺市と同様の要件で事業を実施しており、現時点では対象者要件の見直しは予定しておりません。 ・Cについて 他市への転居者や死亡者については状況を確認し、装置利用の実態が確認できない方については随時廃止処理を行っております。 ・Dについて 本システムは現委託先が設置したものであり、他の事業者では履行できません。 ・E.について 消防局及び委託業者に設置している、富士通ソーシャルライフシステムズ製の「緊急通報センター装置」と連動して使用できる物品を使用する必要があります。
--	---	---

(6) 指摘事項等

ア[意見 30]随意契約が長期化していることについて

【事実関係】

(ア) 委託契約の内容と契約方式

本事業は、一人暮らし高齢者等に緊急事態が発生したときに備え、迅速・適切な対応を図ることを目的に、高齢者等宅に消防局や委託事業者に通報できる固定型の緊急通報装置を堺市が購入して上記高齢者等に貸与して設置するものである。本事業は、平成9年度から現在にいたるまで継続して行われているものであり、今後も継続した事業の実施が予定されている。

本事業のうち、高齢者等宅に設置される緊急通報装置の購入契約は、入札手続に

より行われているが、緊急通報システム保守管理業務の委託契約（以下「本件委託契約」という。）は、平成16年度から20年もの長きにわたり、一貫して大阪ガスセキュリティサービス株式会社（以下「大ガス社」という。）に特命随意契約にて委託されている。その委託料の決算額（令和5年度ベース）は、4678万1856円であり、決して少額ではない。

本件委託契約（令和5年度）の内容は次のとおりであり³⁷、また、本事業の概要を図にしたものを末尾に示す。

＜本件委託契約（令和5年度）の内容＞

業務目的	ひとり暮らし高齢者等に対し、高齢者等が簡易に消防局及び受診センターに通報できる機器（緊急通報装置）を貸与することによって、高齢者等が急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、日常生活の安全の確保と精神的な不安を解消し、高齢者等の福祉の増進を図ることを目的とする。
緊急通報装置	（１）緊急通報装置は富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社製の次のものとする。 ① HNC－602A1型端末機（119番対応） ② HNC－602A1G型端末機（119番対応） ③ HNC－612型端末機（119番対応） ④ HNC－700型端末機（119番対応） ⑤ 上記4機種にそれぞれ対応できるペンダント型押しボタン無線発信機 （２）緊急通報装置の機能 ① 緊急時使用の「緊急ボタン」及び相談通報時使用の「相談ボタン」を有し、ハンズフリーで通報者と会話が可能な機器である。 ② 押しボタン型無線発信機を付属し、機器本体を経由しその通報先は、本体の緊急ボタンと同じとする。 ③ 保守信号（停電、本体電池切れ、ペンダント電池切れ等）は、受注者の受信センターに自動的に送信するものとする。 （３）通報先 ① 緊急ボタンの通報先は、消防局とする。 ② 相談ボタンの通報先は、受注者が設置した受信センターとする。 ③ 保守信号の通報先は、受信センターとする。
業務内容	受注者は下記の全ての業務を一体的に実施する。 （１）緊急通報装置の管理等（一般会計分）³⁸ ① 緊急通報装置は、発注者が購入し、受注者がこれを管理・保管すること。

³⁷ 令和5年度高齢者緊急通報システム保守管理業務委託契約の仕様書に基づく。

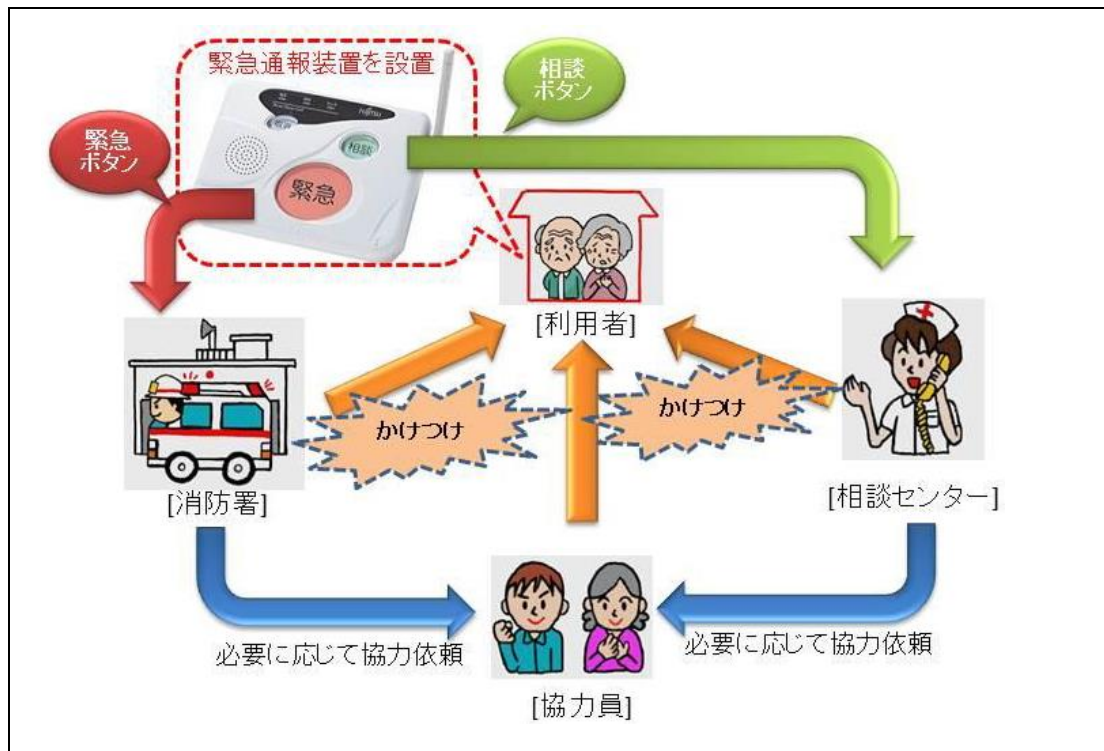
³⁸ 主要なもののみ記載

	② 緊急通報装置の新規設置は、発注者の指示に従い受注者が行うこと。 ③ 受注者は、発注者から緊急通報装置の新規設置依頼があれば、30日以内に利用者宅に設置し、利用者名、コール番号を翌月当初に発注者に報告を行うこと。 ④ 設置した緊急通報装置の移設・撤去について、受注者は、発注者からの指示に従い、速やかに行うこと。 ⑤ 保守信号を受信した場合、受注者は速やかに保守対応を行うこと。 ⑥ 受注者は、緊急通報装置の電池交換、修理、点検を行うこと。 ⑦ 撤去した緊急通報装置で耐用年数に満たない機器については、整備した上で保管し、次の設置時等に使用すること。 (2) 受信センターの運営等（介護保険事業特別会計分）³⁹ (ア) 受付業務 ① 受注者は緊急通報装置からの通報を受信できる受信機を備えた受信センターを設置し、利用者からの健康相談や保守信号、消防局からの連絡・依頼に対し、受注者の雇用した看護師又は保健師により24時間対応すること。 ② 健康相談については、利用者のデータに基づき適切な対応を行うものとし、緊急対応が必要な場合は、即時に消防局に通報すること。 ③ 介護施設の紹介のような一般的な相談通報に対しては、地域の実情に応じた適切な対応を行うこと。 ④ 保守信号については、24時間体制で確認を行い出動の必要が有る場合、受注者は出動要員を派遣し、必要な措置をとること。 (イ) 出動要員の派遣 ① 相談通報や保守信号において無言通報等で確認がとれず、出動が必要と判断されたものについては、協力員に連絡をとり確認を依頼すること。協力員が不在等出向けない場合は、出動要員を現地に派遣し、状況を把握し、臨機の処置をとること。また、現地には、通報があってから25分以内に到着すること。 ② 緊急通報等で消防局が把握した利用者の状況により、消防局から確認等の出動要請がある場合は出動要員を派遣すること。 ③ 発注者からの指示があった協力員を確保できない利用者については、受注者が利用者の自宅の鍵を受領し厳重に保管すること。また、出動要員を派遣する場合は、鍵を利用し臨機の処置をとること。 (ウ) 安否確認 ① 最低年1回は、受信センターから利用者へ連絡し、安否確認をすると同時に緊急通報機器（本体）の動作確認を行うこと。 ② 安否確認時に、利用者の住所等、データの変更の有無に留意すること。 ③ データの変更等が確認された場合は、速やかに発注者に報告すること。 (エ) 利用者データ管理
--	---

³⁹ 主要なもののみ記載

	① 受注者は、発注者の指示により利用者データを受信センター内の緊急通報用センター装置に入力し、管理すること。 ② 受注者は、発注者から提供される利用者のデータを他の第三者へ漏洩しないようパスワードをかけて厳重に管理し、常に最新の情報に更新すること。 (オ) 利用者データの入力 ① 受注者は、発注者より提供された利用者データ（新規・移設・廃止・変更）を消防局の119番受信装置に反映させるための電子データを作成し、発注者へ提供すること。 ② 発注者から提供される利用者データは電子データとする。 ③ 利用者データの様式については、発注者及び消防局の定めた型式によるものとする。
報告	(1) 受注者は、業務内容についての報告書を毎翌月に発注者に提出すること。 (2) 緊急の事項が発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。
予定数量	4,644件 (内訳) 新規分 4,459件 既存分 185件 合 計 4,644件 (内鍵預かり分 1,834件)

<堺市の緊急通報システム事業の概要>



(出典：堺市提供資料)

(イ) 利用者の利用開始時の個人情報等及び「協力者」の届出

本事業を利用しようとする者は、利用開始時において、原則として2名の「協力者」、すなわち緊急時等に「利用者の状況確認等に協力してもらうことができる者」をあらかじめ確保して市に届け出る必要がある。また、利用者の住所、氏名、年齢等のほか、「既往症」、「かかりつけ病院（電話番号）」、「聴力（正常か、やや聞こえにくいか、難聴か）」、「歩行（正常か、やや困難か、困難か）」、「同居者の有無」、「表札の有無」等を、下記の書式の調査書に記載して届け出る必要がある（以下「利用開始時届出情報」という。）。

＜緊急通報システム利用調査書の書式＞

緊急通報システム利用調査書

申請受理番号		第	号	個人処理番号	校区	支所
住民基本台帳記録等確認		令和 年 月 日		確認者()		
対象者の状況	既往症					
	かかりつけの病院等	(電話)				
	聴 力	1、正常 2、やや聞こえにくい 3、難聴				
	歩 行	1、正常 2、やや困難 3、困難				
	同居者	1、有 2、無 表 札 1、有 2、無				
	使用回線	☐ NTTアナログ回線 ☐ ソフトバンクテレコムおとくライン ☐ 光回線 ☐ ケーブルテレビ回線 ☐ ADSL回線 ☐ ISDN回線 ☐ KDDI回線 (☐ 050回線でないことの確認)				
特記事項						
マンション・市営・市営住宅等の名称		(マンション・団地名等)		号棟	号室	
世帯員の状況	氏 名	年齢	対象者との続柄	課税状況	生計中心者	備 考
	(対象者)			課税・非課税		
				課税・非課税		
				課税・非課税		
近親者の状況	氏 名	年齢	対象者との続柄	住 所	電話番号	
自己負担金の金額		円		貸与する用具		緊急通報装置
決 定	理 由					
上記のとおり決定してよろしいか。						
起案日 令和 年 月 日				決裁日 令和 年 月 日		
課 長	課長補佐	係 長	係	備 考		

(ウ) 消防局や受信センターが確認できる情報

利用開始後、利用者が「緊急ボタン」を押したときは、消防局に通知されるが、このとき消防局は、同時に「利用開始時届出情報」を画面上で確認することができる。また、利用者が「相談ボタン」を押したときは、受信センターに通知されるが、このとき受信センターは、同時に「利用開始時届出情報」を画面上で確認することができる。

(エ) 随意契約理由

本件委託契約の締結に係る起案決裁文書によれば、同契約につき堺市が「一者随契（特命随意契約）」とする理由は次のとおりである。

- ・平成16年度に緊急通報システムを設定・設置したのは大ガス社であり、本件業務の履行に必要な知識等を有する者は、当該システムを設定・設置した大ガス社のみである。
- ・当該緊急通報システムの運用においては、利用者データ⁴⁰入力・管理から利用者からの健康相談、緊急時の出動員の派遣や安否確認等を一体的に対応し、迅速に対応することが求められるが、それができるのも大ガス社のみである。

(オ) 所管課の懸念事項（大ガス社以外の者との契約を想定した場合）

また、本監査における堺市からのヒアリング結果によれば、所管としては、現在の委託契約の仕様のままで競争性のある契約相手方選定方式を採用し、大ガス社以外の者と契約を締結しようとするならば、次のような課題が生じる懸念があると考えているとのことである。

- 1点目：受信センター内に現在と同一又は同等の受信装置を設置することができず、消防局の緊急対応に影響が生じる懸念
- 2点目：消防局とのデータ共有⁴¹や出動員の派遣⁴²を行うことができなくなる懸念
- 3点目：大ガス社から大ガス社以外の事業者に変更される場合に、各利用者の緊急通

⁴⁰ 「利用開始時届出情報」を意味するものと解される。

⁴¹ すなわち、利用者から利用開始時に提出された「利用開始時届出情報」の共有

⁴² すなわち、上記の業務内容の「受信センターの運営等（介護保険事業特別会計分）」のうちの、出動要員の派遣において大ガス社の業務内容とされた、協力員が不在等のため出向けない場合に、出動要員を現地に派遣し状況を把握し臨機の処置をとる、消防局から確認等の出動要請がある場合の出動要員の派遣等を行う業務

報装置から新事業者の設置した受信装置に通信できるようにするため、全ての利用者宅（約4,400軒）を訪問し機器の設定をし直す必要があり、新たなコストが発生する懸念

なお、上記の懸念が実際に課題となるのか否かについて、所管課は、大ガス社以外の事業者へは確認していないとのことであった⁴³。

また、監査人としては、現在の仕様を全て維持しなければならないのか、時代の変化や装置の更新時期を見据えた機種などの改善の必要はないのか等の疑問がある上、このことをおくとしても、まず、上記の1点目については、20年前に選定された現在の受信装置⁴⁴と同一又は同等の装置を他社が設置できるか否かは、複数の事業者（例えば、後記(カ)の他都市において緊急通報システムを受注している事業者を含む複数の事業者）に確認しなければ分からないのではないかと意見を述べるとともに⁴⁵、上記の2点目については、受注者において一層確保が困難なのは医師や看護師ではないかと考えるが、人員の配置については、単年度契約ではなく複数年契約をすることにより確保することが可能となるのではないかと意見を述べた。また、上記の3点目については、これも複数の事業者に確認する必要があるが、全ての利用者宅（約4,400軒）を訪問して機器の設定をし直すよりも、現在の受信センターの電話番号をそのまま新事業者が譲り受ける方が簡明でコストを削減することができるのではないかと質問をしたが、いずれがコストの削減につながるのかについては市では判断できないとのことであった。

(カ) 他都市の状況と応募者数・落札者名等

他方で、監査人がインターネットで調査をしたところ、他都市においては、同様の緊急通報システムについて、公募型プロポーザル方式や、総合評価一般競争入札と

⁴³ 1者随契を前提とする場合、業務に結び付く可能性すらない状況で他社に確認することが困難であることは十分理解できることである。

⁴⁴ ただし、受信装置については、7年ごとにシステムの更新が必要であるため更新を行っているとのことである。

⁴⁵ さらに言えば、現在の受信装置が耐用年数を迎える時期が近いのであれば、それとの兼ね合いで、現在と同じ受信装置を設置する必要があるか否か自体検討すべきであると解される。

いった競争性のある契約相手方選定方式を導入している例があった。

そして後記 a の山口市の例（公募型プロポーザル方式）では、2者が提案を行い、「周南マリコム株式会社」が受託候補者となっている。また、後記 b の大阪市の例（総合評価一般競争入札）では、東洋テック株式会社、株式会社あんしんサポート、セントラル警備保障株式会社の3者が入札に参加し、東洋テック株式会社が落札者となっている。さらに後記 c の埼玉県蓮田市の例（公募型プロポーザル方式）では、4者から応募があつて、書類審査とプレゼンテーション審査を行った結果、株式会社エースを契約候補と決定している。

以下、詳述する。

a. 山口市の例（公募型プロポーザル方式）

例えば、山口市では、次のとおりの仕様による緊急通報システム事業の委託を、公募型プロポーザルにより実施している。

業務の目的	本事業はひとり暮らし高齢者及び重度身体障がい者等に対し、緊急通報システムを貸与し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適正な対応を図るとともに、安否確認及び各種相談等を行い、その福祉の増進に資することを目的とする。
業務内容	・通報装置の設置及び撤去等 ・通報装置の保守（保守点検、修理対応（電池交換）を含む） ・緊急通報の受信 ➢利用者からの緊急通報に対し、適切な助言等を行うとともに、緊急事態であると判断した場合は、消防署への通報及び緊急時の連絡先、民生委員、協力員、関係機関への連絡を行う。 ・相談通報の受信 ➢利用者からの健康や日常生活に関する相談通報に対し、適切な助言や対応を行う。 ・安否確認 ・利用料の徴収
通報装置 ⁴⁶ （固定型）	・通報装置は、高齢者・障がい者の利用に配慮したもので、端末機は固定型又は携帯型のいずれかを貸与。 ・端末機の仕様については、次の条件等を備えていること。 ➢ハンズフリー通話が可能であること ➢緊急ボタンと相談ボタンを有していること、 ➢複数の利用者から同時の緊急通報に対応するため、必要十分な回線を確保すること、 ➢装置からの着信記録が確認できるシステムを有していること

⁴⁶ 携帯型の仕様についての記載は省略する。

	➤災害時及びシステムの故障、停電等に備え、これを補完する体制を整えていること その他
受信センター	・受信に際しては、利用者の身体、精神状態にまで配慮できるスタッフが対応を行う。 ・受信センターは、24時間365日稼働する体制で、利用者からの通報、相談に対応するものとする。 ・通報・相談の対応については、常時複数名の体制で行うものとする。そのうち、医療・介護福祉関係の有資格者を2名以上常駐させるものとする。 ・緊急事態の対応については、迅速な対応を取れる体制を整えるものとする。 ・利用者の登録事項を適正に管理し、定期的な情報確認により常時最新のものに更新するよう努める。 ・誤報についても1つの情報として受け入れ、適切に対応する。 ・台風、地震等の災害時には、市の要請に協力し対応する。
特記事項	・受信センターが行うべき受発信業務は、本業務の主たる部分であるため、第三者に業務の一部または全部を委託できないものとする。また、その他の通報装置の設置及び点検等の業務については、他社に業務の一部または全部を委託する場合は、市の承認を得るものとする。

（出典：山口市HP「『山口市緊急通報システム事業業務委託』に係る公募型プロポーザルの実施結果について」⁴⁷掲載資料「仕様書」に基づき監査人作成）

山口市の上記公募型プロポーザルにおいては、2者が提案を行い、「周南マリコム株式会社」が受託候補者となっている。

b. 大阪市の例（総合評価一般競争入札）

また、例えば、大阪市では、次のとおりの緊急通報システム事業の委託を、総合評価一般競争入札を実施して行っている。

事業概要	65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯、または身体に重度の障がいがある方などを対象に、急病などの緊急時に迅速に対応する緊急通報システム事業を実施。
事業内容	・緊急通報対応 ➤携帯型機器の「付属のストラップを引っ張る」、もしくは固定型機器の「緊急ボタンを押す」または「ペンダントを押す」だけで受信センターと通話（ペンダント除く）ができ、利用者からの緊急通報を受け、状況に応じて協力者や親族に連絡したり、救急車の出動を要請。 ・24時間健康相談 ➤看護師などが、生活や健康面での不安や悩みごとの相談を24時間365日体制で受け付け、適切なアドバイスを行う。

⁴⁷ <https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/55/127006.html>

	・お伺い電話 ➢受信センターから年1回利用者宅へ電話をかけて、健康状態や生活全般の様子をお伺いし、適切な助言を行う。 ・委託業者による緊急時駆けつけ対応 ➢緊急通報受信時に、登録している近隣協力者や親族が不在や深夜などで対応できない場合、本市の委託業者が代わりにご自宅に駆けつけ、安否確認や救援・救急活動の支援を行う。
--	--

(出典：大阪市HP「緊急通報システム事業」⁴⁸に基づき監査人作成)

<参考：大阪市内で用いられている装置のうち固定型のもの>

緊急通報機器（固定型機器）

本体（据え置き）
(幅218mm、縦162mm、高さ54mm)



スピーカー

相談ボタン

緊急通報ボタン

ペンダント型送信機
※日常生活防水機能付
(到達距離50m)



ボタンを押すと、本体で受信センターと会話ができます。

ご注意

- ・緊急通報機器は、利用しなくなった場合は、返却が必要です。
- ・ご利用にあたっては固定電話回線が必要となります。
- ・ご自宅の電話回線の状況により、別途工事費用が必要となる場合があります。

(出典：大阪市HP「緊急通報システム事業」掲載資料より抜粋)

上記の総合評価一般競争入札においては、東洋テック株式会社、株式会社あんしんサポート、セントラル警備保障株式会社の3者が入札に参加した。

その結果は次のとおりであり、東洋テック株式会社が落札者となっている。

入札参加者	入札金額 (税抜)	価格点 (50点満点)	技術点 (50点満点)	合計点 (100点満点)	順位
東洋テック株式会社	226,113,000 円	21.58 点	40 点	61.58 点	1
株式会社あんしんサポート	290,978,360 円	13.43 点	30 点	43.43 点	2
セントラル警備保障株式会社	予定価格超過	—	—	—	—

(出典：大阪市HP「福祉局業務委託入札結果」⁴⁹掲載資料（令和4年度）より抜粋)

c. 蓮田市の例（公募型プロポーザル方式）

⁴⁸ <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000006497.html>

⁴⁹ <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000024603.html>

例えば、蓮田市では、次のとおりの緊急通報システム事業の委託を、公募型プロポーザルを実施して行っており、4事業者から応募があつて、書類審査とプレゼンテーション審査を行った結果、株式会社エース（さいたま市）を契約候補と決定している。

目的	ひとり暮らし高齢者等の在宅での急な病気や怪我等に対応するため、緊急通報端末機器を貸与し、専門スタッフによる消防本部への迅速な救急要請を行うとともに、健康・生活に関する相談等の対応を行う。
事業内容	・緊急通報装置の設置等：機器を設置する際には受託者所有の機器を設置する。 ・通報受信： ➢受信センターにおいて利用者からの緊急通報を受信した場合は、通報内容の把握に努め、生命の危険又は傷病が著しく悪化する恐れがあり、救急車により搬送する必要があると判断した場合には、蓮田市消防本部消防署通信指令室に救急車の出動を電話にて要請する。その際、指令室が必要とする利用者情報をFAXで送信するものとする。また、搬送先が決定した場合、または必要に応じて、緊急連絡先として登録されている者（以下「登録者」という。）にも連絡する。 ➢救急車が到着するまでの間、利用者に対し応急処置の指示や励まし等を行い、利用者の心理面でのケアに努める。 ➢受信した緊急通報が指令室に連絡する必要がなく、かつ登録者の協力が必要な場合は、受信センターから登録者に連絡し適切な処置を依頼する。 ➢通報データの管理を行う。 ・安否確認 ➢希望者へ月1回以上の定期連絡を行い、日常生活の状況把握及び安否確認を実施する。また、健康状態の確認を行い、機器に不慣れな利用者には使用方法に関する説明を行い、緊急時にシステムが利用され易い体制づくりに努める。 ・相談業務 ➢利用者から相談があつた場合には、親切・丁寧に対応し、適切な助言を与える、相談内容については、必ず記録をとり、適切な管理を行う。 ・保守点検、故障時の対応 ➢設置された機器に不具合、もしくは故障が生じた場合には、直ちに修理を行わなければならない。交換が必要な場合は、代替機器と交換する。 ・利用者負担金の徴収 ・固定電話回線のない対象者も利用できるよう、携帯型機器など固定電話回線を必要としない機器を用意する。 ・緊急時において、固定型機器の場合は電話機の受話器部分をとることなく、携帯型機器の場合は電話機の受話ボタンを押下することなく、相互に通信が可能な機器であるものとする。固定型機器の場合

	は、機器本体とは別に付属品として、ペンダント型等の利用者が身に付けられる無線送信機を有するものとする。 ・受信センター ➤年中無休、24時間体制で専任の看護師及び専門職員を常時配置し、利用者からの通報、健康・生活に関する相談等の対応を行う。受信センターは、受託者が管理・設置しなければならない。受信センターシステムの故障・停電に備えて、その支援体制を整備する。
--	--

【意見】

(ア) 前述のとおり、本件委託契約は約20年にわたり、一貫して大ガス社が特命随意契約で受託している。そして、起案決裁文書における随意契約理由の記載や所管課のヒアリング結果から、所管課が本件委託契約を大ガス社への1者随契としている理由は、前記事実関係において述べたとおりである。しかしながら、以下のとおり、これらの随意契約理由については、直ちに適切なものであるとは言えないものと思料される。以下詳述する。

(イ) 【事実関係】 (エ)の随意契約理由「平成16年度に緊急通報システムを設定・設置したのは大ガス社であり、本件業務の履行に必要な知識等を有する者は、当該システムを設定・設置した大ガス社のみである。」について

⇒この緊急通報システムが、設置者しか「利用」のための知識を持つことができないシステムであるのか疑問がある。一般的には、受信装置や緊急通報装置等の機器を製造したり設置したりする技術がなくとも、その利用方法を習得すれば、受信装置や緊急通報装置を利用することによる業務は遂行できる可能性が十分あると言える。したがって、この随意契約理由の妥当性については、複数の事業者からの意見聴取を経なければ検証ができないと解される。

(ウ) 【事実関係】 (エ)の随意契約理由「当該緊急通報システムの運用においては、利用者データ入力・管理から利用者からの健康相談、緊急時の出動員の派遣や安否確認等を一体的に対応し、迅速に対応することが求められるが、それができるのも大ガス社のみである。」について

⇒利用者データ自体は、前記の【事実関係】(イ)において述べたとおり、さほど複雑なものでもないから、データの入力や管理が困難であるとは思われない。健康相談

を受けることや出動員の派遣をし、安否確認をすることについては、受注者側で医師、看護師、出動員といった専門職を含む人員を確保する必要があるが生じるが、単年度契約では難しいとしても、複数年契約であれば、これを備えることのできる企業が大ガス社以外にないと言えないと思われる。

(エ)【事実関係】(ウ)の所管課の考える大ガス社以外の者との契約を想定した場合の課題について

⇒いずれも複数の事業者からの意見聴取を経なければ検証ができないと解される。少なくとも、本件緊急通報システムの受信装置は7年ごとに更新をしているところ、仮に、大ガス社に設置されている受信装置と同様の受信装置を新たに設置しなければならないとしても、タイミング（更新の時期）によっては、大ガス社が新規に受信装置を設置するとしても新規参入者と同様のコストを価格に転嫁させることになるから、同じことであると解される。

思うに、【事実関係】(カ)において挙げた他都市の例のとおり、本件委託契約に類似した契約においても、公募型プロポーザル方式（随意契約）や総合評価一般競争入札の実施により、競争性を取り入れつつも、信用と実績のある契約相手方を選定する方式が採られているという事実が認められる。上記山口市、大阪市、蓮田市の3例は、監査人がインターネット上で確認することができたものであり、更に探せばより多くの同様の例を確認することができることが推測される。堺市は、本件委託契約の契約方法について、更に他都市の例や複数の事業者からのヒアリング結果などを踏まえて⁵⁰、公募型プロポーザルや総合評価一般競争入札などの手法を採用する余地がないのかを検討すべきである。

⁵⁰ 所管課によれば、堺市の事業は、緊急ボタンを押下することで消防局に直接救急要請することができる点で、前記【事実関係】(カ)の他都市の例とは異なる点であるが、そのような差異が、大ガス社しか契約相手方となり得ないことにつながるのか否かは不明である。それらの差異も示した上で、他都市の業務内容や契約相手方選定方法を参照しながら、堺市において20年以上も続いた1者随契を今後も維持すべきか否かを検証してゆくべきであると考えられる。

イ[意見 31]今後の緊急通報システムの在り方について

【事実関係】

堺市では、長年にわたり、固定型の緊急通報装置のみを設置している。当該装置自体は、比較的シンプルな機能の装置であると思われるが、1台当たりの購入代金額は、税込41,800円であり（令和5年度ベース）、安価であるとも言えない。

【意見】

他方で、他都市の例を見ると、携帯型の緊急通報装置の導入などもされており、近時の技術の進歩を取り入れているように思われる状況がある。今後、一層高齢者のニーズが変化することが見込まれるほか、遅くとも大ガス社が本件受信センターなどを設置したという平成16年度以後、既に20年が経過しており、この間、携帯電話の技術や、GPS機能の搭載などの技術の向上、現行の緊急通報装置の製造終了の可能性、固定電話を持たない世帯⁵¹の増加などの外部環境の変化も生じていると思われる。これらのことを踏まえ、事業内容の在り方を検討する必要も十分に考えられるところであるから、今後利用者のニーズなども踏まえて、今後に向けてより良い緊急通報システムの在り方の検討がなされるべきである。

⁵¹ 堺市の緊急通報システムでは、NTT アナログ回線、ソフトバンクテレコムおとくラインの利用者は申込みができるが、携帯電話しかない世帯や、KDDI ホームプラス、ソフトバンクおうちの電話、NTT ドコモ HOME 電話の利用世帯は利用できないため、そもそも申込みをすることができない。

14 地域介護予防活動支援事業（地域のつながりハート事業等）【長寿社会部長寿支援課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	地域介護予防活動支援事業（地域のつながりハート事業等）
所管部局	長寿社会部長寿支援課
事業の目的	堺市内において、地域の高齢者、障害者（児）及び子育て中の親子等自立生活を行う上において支援を必要とする人々が地域の中で安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による地域での支え合い、助け合い活動の推進体制を整備すること。
事業の対象	65歳以上の高齢者等
事業の内容	地域住民によるサロン活動等を支援するため、市社協が行う地域のつながりハート事業に対して補助を行う。 （地域のつながりハート事業概要） ・個別援助活動（見守り・声かけ訪問活動、外出援助活動、家事援助活動等） ・グループ援助活動（いきいきサロン活動、ふれあい食事会活動、子育てサロン活動等） ・校区福祉委員会活動（研修・学習活動、地域住民への広報・啓発活動等） ・お元気ですか訪問活動 ・校区ボランティアビューローの設置運営 ・事業推進会議の運営 ・地域活動情報の発信 ・全体研修会の開催 など
開始年度	平成11年度
会計区分	介護保険事業特別会計
根拠法令等	介護保険法、堺市地域のつながりハート事業補助金交付要綱

(2) 事業費の推移・内訳

<過去3年間の事業費推移>

（単位：円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	85,056,000	82,473,000	83,253,000
決算額	62,018,794	74,842,013	80,013,576

<事業費の内訳（令和5年度決算）>

節	決算額（円）	主な内容
負担金、補助及び交付金	80,013,576	地域のつながりハート事業補助金
（合計）	80,013,576	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	20,003,394	地域支援事業 国費 25%
府支出金	10,001,697	地域支援事業 府費 12.5%
地方債	0	
その他	21,603,666	支払基金交付金
一般財源	28,404,819	
(合計)	80,013,576	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	①お元気ですか訪問活動の実施校区数 ②校区ボランティアビューローの設置校区数		
内 容 (結果)	①87校区 ②84校区	①86校区 ②84校区	①87校区 ②85校区

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
【意見5】高齢者支援ネットワークの強化 行政目標と4つの高齢者支援ネットワークのベクトルを合わせるために、次の評価指標が有効であると思われる。 イ．高齢者見守りネットワーク 「高齢者見守りネットワーク」は在宅高齢者全体を対象とすることから、他の3つのネットワークに比して最も基礎的なネットワークとして位置づけられる。堺市は平成11年から「(大阪府版)小地域ネットワーク活動推進事業(平成17年度からは、地域のつながりハート事業)」によって小地域での支え合い活動を根付かせてきており、その一環として「見守り・声かけ活動」を	イ．高齢者見守りネットワークは、地域包括支援センターや校区福祉委員会・民生委員児童委員会・自治連合会のみならず、高齢者と接する機会が多い金融機関やスーパーマーケット、コンビニエンスストア等の民間事業所とも協力体制を構築し、日常生活・日常業務の中で、支援が必要と思われる高齢者を地域包括支援センターにつなげてもらう等、高齢者に身近な機関とネットワークを構築していくことをめざしています。 「お元気ですか訪問活動」は、こうした高齢者見守りネットワークのひとつの具体的な形です。なお、平成25年度に校区福祉委員会の役員も参加して「地域のつながりハート事業在り方検	高齢者見守りネットワークは、地域包括支援センターや校区福祉委員会・民生委員児童委員会・自治連合会のみならず、高齢者と接する機会が多い金融機関やスーパーマーケット、コンビニエンスストア等の民間事業所とも協力体制を構築し、日常生活・日常業務の中で、支援が必要と思われる高齢者を地域包括支援センターにつなげてもらう等、高齢者に身近な機関とネットワークを構築していくことをめざしています。 お元気ですか訪問活動は、ひとり暮らしの高齢者や障害のある方、ひとり親家庭など年齢を問わず近隣での日常的な見守りが必要な特定の方に定期的に声かけ訪問を行う活動で、対象者か

展開し、全市の小中学校区でほぼ 100%の実績を持ち、これは全国的にも高く評価されている。さらに平成 20 年からは、校区福祉委員会・民生委員児童委員会・自治連合会が連携して、ひとり暮らし高齢者等を近隣で定期的に訪問する「お元気ですか訪問活動」を開始している。両者は重層的関係にあるが、「お元気ですか訪問活動」は対象者を個別に特定し、定期的（月に 1～4 回）に訪問が実施される点で大きく異なる。 この二つの活動状況を区単位で比較すると、「お元気ですか訪問活動」の展開でバラツキが見られる。「お元気ですか訪問活動」は、ひとり暮らしの高齢者を個別対象としているため、孤立死の予防、早期発見の取組等に対して極めて有効な活動であるが、上記のように全市レベルでのバラツキを是正することが望まれる。そこで、「高齢者見守りネットワーク」の評価指標としては、「お元気ですか訪問活動」の対象者の登録数・カバー率を評価指標とすることが有効と考えられる。また、当該活動を普及させるために、見守り対象を 25 人以上とする基準を下げることや、補助金額を引き上げる等により、当該活動の促進を図ることが望まれる。	討会」を開催し、検討を行いました。地域からは補助金の仕組みについての意見は特になく、全校区での実施に向けて堺市社会福祉協議会に対し、更なる協力を求める意見がありました。今後とも堺市社会福祉協議会と協議しながら、地域の実情に合った支援を検討してまいります。	らの申し込みに基づき訪問を実施しています。日頃から生活支援コーディネーターが各校区に活動の実施について働きかけています。お元気ですか訪問は、令和 5 年度は 87 校区で実施されており、活動は普及していると考えています。
【意見 8】堺市における補助金支給の監督状況 平成 23 年度において、堺市地域のつながりハート事業補助金として、堺市から堺市社会福祉協議会に対して 77,435 千円の補助金が交付されている。そのうち、74,047 千円が堺市社会福祉協議会から校区福祉委員会	補助金の交付・活用状況については、校区福祉委員会から堺市社会福祉協議会に提出される実績報告書等で確認するなど、適切にチェックしています。当補助金の効果測定については引き続きその方法を検討してまいります。	補助金の交付・活用状況等の実績については、堺市社会福祉協議会から提出される実績報告書で毎年度確認しています。 なお、当該補助金の効果検証については、令和 5 年度に行政部が実施した、外郭団体に対する市補助金の効果検証（令和 5 年 10 月 19 日付

に小地域活動推進事業にかかる補助金として交付されている。すなわち、堺市の堺市社会福祉協議会に対する補助金のうち、9割以上が校区福祉委員会に交付される状況となっている。当該校区福祉委員会に対する補助金の交付及び管理は堺市社会福祉協議会に任せられている。 当該事業には地域福祉の分野での専門的な知識と経験等が必要であり、堺市社会福祉協議会を介して当該事業を行うことは、事業を効果的・効率的に実施するためには有効な手段であると考えられる。しかしながら、実態として堺市の補助金が校区福祉委員会に対して交付されるかたちになっているにもかかわらず、その交付及び管理を堺市社会福祉協議会が行う現状については、堺市が補助金の効果の測定について適切な判断が十分に行えない等の問題がある。事業の性質上、効果の測定は困難とのことであるが、今後、より適正に効果測定を行うことができる方法を検討する必要がある。		け行経第832号「外郭団体に対する市補助金の効果検証について（照会）」の中で検証を行いました。その結果、当該補助金が支援を必要とする人々が安心して生活できる地域の実現に寄与していること、また、本事業は、コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援（定期訪問、公的サービスや公的機関への結び付け等）にも有効であり、当該支援者からの相談が88件と全体の22%を占め、本人からの相談（148件37%）の次に多い状況となっていることから、事業の有効性は認められるとして市として本事業を継続して実施していくこととしました。
--	--	---

(6) 指摘事項等

ア[意見 32]堺市と市社協の補助金支給基準統一化の検討を含む事務フローの改善について

【事実関係】

(ア) 本事業について

本事業は、市社協が実施する地域のつながりハート事業に要する経費を補助することにより、地域福祉活動の育成を図ることを目的とするものである。地域のつながりハート事業とは、堺市内の小中学校区を単位として構成される校区福祉委員会において、地域の人々のつながりづくりを涵養することを目的に、見守り・声かけ訪問などの個別援助活動や、「いきいきサロン」、「子育てサロン」などのグループ援助活動などを展開しているものである。

(イ) 本事業が間接補助であること

ところで、本事業は市社協が校区福祉委員会に対して補助金を交付する事業に対し補助金を交付するといういわゆる間接補助（再補助）の事業である。堺市財政課『補助金見直しガイドライン』（令和5年改訂版）においても「再補助しているものは直接補助への切り替えを検討すること。」とされているように、一般に再補助の仕組みは理由なく用いられるべきものではない。

この点について、本事業において間接補助（再補助）とされているのは、本事業が地域の高齢者、障害者等、自立生活を行う上において支援を必要とする人々が地域の中で安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による地域での支え合い、助け合い活動の推進体制を整備することを目的としたものであり、地域福祉活動への住民参加を援助する役割を担う市社協が実施することが望ましいことによるものであるとされる。

そして、令和5年度決算では、堺市が市社協に交付する補助金は市社協が地域のつながりハート事業を行うための費用の約96%程度となっている（ただし、事業に係る事務費（人件費等）は、別途、社会福祉法人堺市社会福祉協議会補助金交付要綱に基づき堺市から市社協に交付されているため、この補助金では補助対象とされていない。）。

(り) 堺市と市社協における補助金交付の基準が異なること

堺市が市社協に補助金を交付する際の基準としては、堺市地域のつながりハート事業補助金交付要綱（以下、第4の14において「市要綱」という。）が制定されている。市社協が校区福祉委員会に対して補助金を交付する際の基準として、地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）補助金交付要綱（以下、第4の14において「市社協要綱」という。）が制定されている。市要綱別表及び市社協要綱別表それぞれにおいては、補助金の額の算定に関する基準が規定されている。これらの要綱の別表の内容については、以下のとおりである。

市 要 綱	市 社 協 要 綱
(1) 校区福祉委員会1か所当たり 200,000 円 (2) 個別援助活動を行うもの 30,000 円を加算 (3) グループ援助活動を行うもの 活動が年24回以上49回以下の場合、活動1回当たり5,000円を加算し、活動が年50回以上の場合、370,000円を加算 (4) お元気ですか訪問活動を行うもの 200,000円（事業開始年度にあつては初年度加算100,000円（1校区福祉委員会当たり1回限り）を加算した300,000円）を加算 (5) 校区ボランティアビューローを開設し運営するもの 基本額50,000円（5月新規開設校区にあつては44,000円）を加算し、開催が年50回（5月新規開設校区にあつては44回）を超えた場合、超えた開催回数1回当たり更に1,000円を加算 ただし、1校区福祉委員会当たりの補助金の上限額は100,000円とする。	(1) 小地域ネットワーク活動 ①個別援助活動、②グループ援助活動、③校区福祉委員会活動を必須とし、②の年間活動実施回数に応じて、次のとおり補助 ○グループ援助活動 年50回以上 年額600,000円 ○グループ援助活動 年30～49回 年額500,000円 ○グループ援助活動 年24～29回 年額400,000円 ○グループ援助活動 年24回未満 年額230,000円 (2) 校区ボランティアビューロー運営費 年50回以上 年額100,000円 年50回未満 年額50,000円 (3) 校区ボランティアビューロー設置費 年額100,000円 ただし、1回限り

すなわち、両要綱上、グループ援助活動や校区ボランティアビューローの運営に

ついて、対象となる活動は両者同じであるものの、市要綱では1回ごとの活動回数に応じた加算額を補助金額とする一方、市社協要綱では1回ごとの活動回数ではなく、所定の回数の範囲に応じて補助金の額を決めている。その他、個別援助活動については、市要綱では「概ね週2回以上行うこととする」とする一方、市社協要綱では必須とされているのみであり、回数に関する規制はない（年間1回でも認められる。）。これは、堺市では予算編成の際には、活動の回数に応じた積算をしており、これに応じた補助金額を支出すべきであると考える一方、市社協は、回数に応じて補助金の額を算定するとなると、未実施の校区にとって取り組みにくい要因の一つとなること、また、各校区福祉委員会において補助金返還の事務負担が大きくなることを回避する必要があると考えていることによるものである。

前記のとおり、令和5年度決算では、堺市が市社協に交付する補助金（80,013,576円）のうち、約96%が市社協から校区福祉委員会に対して交付する補助金（76,915,677円）となっている。一方、市社協から校区福祉委員会へ交付した補助金（79,796,345円）は、市社協が市から校区福祉委員会への交付分として受領した補助金額（76,915,677円）を上回っており、その超過分（2,880,668円）は、市社協が独自に上乗せをして、校区福祉委員会に交付しているとのことである。

このように堺市が市社協に交付する補助金の額と市社協が校区福祉委員会に対して交付する補助金の額が一致しないのは、前記のとおり、市要綱と市社協要綱の基準が一致していないことに起因するものである。なお、堺市が市社協に交付する補助金の額が、市社協が校区福祉委員会に対して交付する補助金の額を上回る（つまり市社協に利益が生じる）ことはないのか確認したところ、そのようなことはなく、両補助金の額は一致するか、又は堺市が市社協に交付する補助金額が、市社協が校区福祉委員会に対して交付する補助金額を下回るとのことであった。

(エ) 補助金交付事務に係る人件費が別途堺市から市社協に交付されていること

間接補助の場合は、堺市が市社協に交付する補助金交付事務に係る堺市職員の人件費に加えて、市社協が校区福祉委員会に対して交付する補助金交付事務に係る市社協の職員の人件費（以下、第4の14において「市社協人件費」という。）が必要

となるところ、市社協人件費は、別途、第４の１で記載した「社会福祉法人堺市社会福祉協議会補助金交付要綱」（No.１ 社会福祉協議会運営補助）に基づき堺市から市社協に交付されており、80,013,576円の補助金を校区福祉委員会に交付するために、市社協人件費として、令和5年度の実績報告書ベースで22,625,654円（約2200万円）の公金が使われている状況がある（第４の１(6)ア【事実関係】(イ)の＜本件補助金対象事業の合計公金投入額一覧表＞において記載したとおり）。

というのも上記第４の１記載の社会福祉協議会運営補助における社会福祉法人堺市社会福祉協議会補助金の交付要綱（所管課は地域共生推進課）によれば、補助金の額は、実績報告書の人件費全額ではなく補助対象経費から当該経費に係るその他の収入を控除した額を限度とするものとされているが、本件の事業から収益は生じないため、約2200万円の人件費は、そのまま公金の負担となるからである。そうすると、校区福祉委員会に80,013,576円の補助金を交付するために要する市社協人件費⁵²（22,625,654円）は、補助金の28%を超えている。

【意見】

もとより、本事業は、効率性、経済性のみを優先すべき事業ではなく、人件費を削減するために、ただ補助金を交付しさえすればよいとして「堺市内において、地域の高齢者、障害者（児）及び子育て中の親子等自立生活を行う上において支援を必要とする人々が地域の中で安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による地域での支え合い、助け合い活動の推進体制を整備する」という目的を達成できなくなるような対応はなされるべきではない。

しかしながら、間接補助金交付のために、2000万円以上の人件費がかかっていること

⁵² 市によれば、市社協の間接補助金交付には、校区福祉委員会からの補助金交付申請、その審査、審査結果に基づく補助金交付事務といった通常の補助金交付事務のみでなく、校区福祉委員会の活動の助言・支援なども含まれているとのことである。もとより、市社協の活動として監査人も理解できるところではあるが、一方で市社協に対しては社会福祉協議会運営補助金が年度当たり3億円以上交付されており、その主要な部分は人件費であるから、市のいう活動が実際にいずれの補助金により賄われている活動であるのかの判断は容易ではない（社会福祉協議会運営補助金が市社協の人件費を個別の各種補助金につき横串で刺すように補助していること等については、第４の１(6)アのとおり。）。

は事実であるから⁵³、前記のと通りの市要綱と市社協要綱の基準の不一致など、事務手間が不合理に増加している面がないかなどの再確認をすべき余地があると思われる。堺市は、両基準の不一致を含めた事務フローを確認し、不一致を見直すことを含め、事務の無駄の改善などを検討すべきである。

イ[意見 33]適正な履行の確保に向けた取組について

【事実関係】

市は、市社協への補助金の履行確認については、市要綱の「11 実績報告」に基づき、市社協から提出される書類（事業実施報告書、補助金実績報告額内訳書、収支決算書）を確認している。補助金実績報告額内訳書には、各校区⁵⁴の小地域活動推進事業について、下記事業内容の区分ごとに市要綱に基づいて算定した補助額の一覧表が添付されている。

一方、市社協は、校区福祉委員会への補助金の履行確認について、市社協要綱第11条（補助金実績報告）に基づき、校区福祉委員会から提出される書類（補助金実績報告書・精算書、実施報告書、収支報告書、福祉委員会役員名簿、現金出納帳簿等の写し）を確認している。

よって、市は、市社協が取りまとめた校区別補助額の一覧表上で、校区別の補助額や返還額が市要綱に従い算定されているかを確認しているものの、校区福祉委員会が提出する実績報告書類については直接検証しておらず、市社協にて適正に補助金が交付され、実績を確認し、精算されていることを前提としている。

<市要綱・別表抜粋>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1 小地域活動推進事業<ul style="list-style-type: none">(1) 校区福祉委員会活動<ul style="list-style-type: none">・地域住民に対する広報・啓発活動・研修・学習活動・連絡・調整活動・活動計画作成活動(2) 個別援助活動（概ね週2回以上行うこととする。）<ul style="list-style-type: none">・見守り、声かけ訪問活動・家事援助活動 |
|--|

⁵³ 間接補助の形式をとらない場合、市の職員の人件費が多少増えると思われるが、その額の想定がさほど大きくなるとは思われない。

⁵⁴ 活動校区数は年度により変動がある。

- ・介護・介助援助活動・軽作業援助活動
- ・外出援助活動・配食活動
- ・その他市長が認めた活動
- (3) グループ援助活動（概ね月2回以上行うこととする。）
 - ・ふれあい食事会活動・地域リハビリ活動
 - ・いきいきサロン活動・世代間交流活動
 - ・子育て支援（サロン）活動・ふれあい喫茶活動
 - ・その他市長が認めた活動
- (4) お元気ですか訪問活動

校区福祉委員会・民生委員児童委員会・校区自治連合会の協力のもと、グループ援助活動への参加が難しい一人暮らし高齢者等、近隣での見守りが必要と思われる人をその人の状況に応じて月1～4回訪問し、情報交換会を概ね月1回開催する。（見守り対象者は当該年度における事業開始当初25人以上とする。）
- (5) 校区ボランティアビューロー運営事業

小学校区単位で、校区福祉委員会・民生委員児童委員会・校区自治連合会の協力のもと、地域住民にとって身近な「交流」「情報」「相談」の拠点となる校区ボランティアビューローを設置し、次の事業を概ね週1回以上実施する。

 - ・交流コーナーの開設
 - ・情報コーナーの開設
 - ・相談コーナーの開設

今回、市社協への現地往査にて、3つの校区を抽出し、補助金の申請・実績報告書類を閲覧したところ、下記のような事実があった。

1. 校区福祉委員会から提出される収支報告書が、つながりハート事業以外を含めた校区福祉委員会の活動全体を含めた収支報告となっており、補助金対象の活動との対応が不明瞭な経費（地域子供会、地域図書への支出等）も混在して記載されていた。市社協では、収支報告上、補助事業との関連が不明な経費があった場合、市社協の区事務所の担当者が校区福祉委員会へ確認し、補助金の事業経費として必要な経費であることを確認しているとのことだが、校区へ確認した結果のコメントは残されておらず、提出書類上、明瞭にされていない。また、担当者以外に市社協本部でも確認しているとのことだが、実績報告書上、検証した証拠・承認印もなく確認状況が不明である。
2. 「お元気ですか訪問活動」は、市要綱上、「月1～4回訪問し、情報交換会を概ね月1回開催」とされている。個別訪問が前提となる「お元気ですか訪問活動」については、「グループ援助活動」などに比べ活動実態をより一層客観的に確認できるようにする必要性が高い。現状、校区福祉委員会から提出される実施報告書には、訪

問活動（年間対象者実数・年間訪問活動回数・年間活動者人数）、情報交換会（開催日・開催場所・参加メンバー）を記載する形式となっているが、実際の訪問日ごとの人数や活動者の人数の記載はない。また、情報交換会の開催日も「毎週金曜日」等の記載方法にとどまり、実際の開催日・交換会での意見内容等を確認できる書類は添付されていない。

3. 市は、校区福祉委員会への間接補助となっている補助金が、市社協から各校区へ適正に交付され、実績に基づき精算されていることが重要となるが、市社協と校区間での振込額や返還額について実際の銀行振込結果等での確認はしていない。

【意見】

堺市地域のつながりハート事業補助金が、市社協を通じた校区福祉委員会への間接補助となっていることから、市は、市社協が適正に校区福祉委員会へ補助金を交付し、実績を確認し、精算されていることを確認する必要がある。そのためには、市としても、市社協での補助金の履行確認の適正性を担保できる仕組みを構築することが重要である。

例えば、校区福祉委員会から提出される収支報告書について、市社協に対し、補助金の事業経費として適正であることを判断した根拠を明確に記載するように求めることや校区福祉委員会へ指針を示すことなどが考えられる。また、市社協と校区間での振込額や返還額について、実際の銀行振込結果等も市が確認できるようにする必要がある。そして、「お元気ですか訪問活動」については、市社協が校区福祉委員会に配布している参考様式（日々の活動実績の記録表）を参考に、各校区にて、活動実態を把握できるように記録表を保存し、市社協担当者が校区へ出向いた際に確認することを要請することなどが考えられる。そして、市は、市社協が取りまとめた校区別補助額の一覧表を確認する際、市社協と校区間での振込額や返還額について実際の銀行振込結果等で確認することや、校区福祉委員会からの実績報告書類をいくつか抽出し、直接検証することも考えられる。

いずれにせよ、市としても補助金が市及び市社協の要綱に従い、校区福祉委員会にて、適正に履行されていることを確認できる仕組みを検討すべきである。

15 包括的支援事業（地域包括支援センター等）【長寿社会部長寿支援課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	包括的支援事業（地域包括支援センター等）
所管部局	長寿社会部長寿支援課
事業の目的	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の身近な場所で相談し、支援を受けることができる。
事業の対象	高齢者及びその家族や地域住民
事業の内容	高齢者の総合相談窓口として、市内 21 の日常生活圏域に「地域包括支援センター」を、また、市内 7 か所（区役所内）に「基幹型包括支援センター」を設置・運営する。各センターには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職を配置し、次の業務を行う。 (1) 包括的支援事業 ①総合相談支援業務 ②権利擁護業務 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (2) 指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント業務 要支援 1・2 の認定者等に対して介護予防サービス計画を作成し、適切なサービスの利用につなげる。 (3) ダブルケア相談 子育てと介護の両方を担う方の相談窓口を基幹型包括支援センターに設置し、相談支援を行う。
開始年度	平成 18 年度
会計区分	介護保険事業特別会計
根拠法令等	介護保険法、堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱

(2) 事業費の推移・内訳

<過去3年間の事業費推移>

(単位：円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	889,930,000	868,190,000	878,692,000
決算額	832,643,992	858,015,820	868,930,924

<事業費の内訳（令和5年度決算）>

節	決算額（円）	主な内容
報償費	11,000	謝礼金
委託料	853,741,792	地域包括支援センター運営委託料
使用料及び賃借料	14,978,012	機器借上げ料
扶助費	200,120	健康診断料

(合計)	868,930,924	
------	-------------	--

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	334,538,406	地域支援事業 国費 38.5%
府支出金	167,269,203	地域支援事業 府費 19.25%
地方債	0	
その他	0	
一般財源	367,123,315	
(合計)	868,930,924	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	地域包括支援センター及び基幹型包括支援センターにおける援助件数		
内 容 (結果)	167,371 件	162,307 件	166,498 件

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
【意見1】基幹型包括支援センター及び地域包括支援センターの連携 地域包括ケアシステムの仕組み作りを推進するためには、21箇所へ拡大された地域包括支援センターがそれぞれの担当区域（94箇所の小学校区域）においてネットワークの構築に向けて業務を推進し、各区の基幹型包括支援センターがそれを後方支援し連携していくことが求められる。 「地域支援センター連絡会」は基幹型包括支援センターと地域包括支援センターの連携を図ることができるひとつの機会であるが、北区では3か月で35回開催されているのに対し、堺区	平成26年度より、ネットワーク構築等ご意見いただいた内容を含めた「地域包括支援センター運営方針」を年度ごとに作成するとともに、契約書に本方針や国の「地域包括支援センター運営マニュアル」、本市の「高齢者虐待対応マニュアル」等を順守する規定を盛り込む予定です。	地域におけるネットワークの構築に関しては、仕様書に具体的に記載しており、地域団体やサービス提供機関、専門機関等の活用可能な社会資源の把握を行うこと、社会資源の状況に応じて様々な制度の普及啓発を行うことを求めています。また、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法である「地域ケア会議」の開催についても、仕様書に明記しています。 なお、地域包括支援センターの運営状況及び業務遂行状況については、年に1度市職員が評価を実施しており、ネットワークの構築や地域ケア会議の開催についても、実績を確認していま

では約半分の 16 回の開催となっている。また、日常生活圏域又は小学校区レベルの地域ネットワーク会議は、中区・西区・美原区では開催されていない。 このように、新年度開始時点において各区に活動状況にバラツキがある。堺市が高齢者支援のどのような地域ネットワークの構築を実施すべきか委託契約の中で示しておらず各地域包括支援センターに任せている状態にあることが原因の1つである。 今後、各地域でのネットワークの構築強化を図るためには、具体的な業務内容を委託契約の中で明確化し、それぞれの地域包括支援センターに事業目的を十分に理解させた上で、基幹型包括支援センターと地域包括支援センターの役割分担を適切に調整し相互の連携を強化していく必要がある。		す。 また、毎年度市で「重点取組事項」を決定し、仕様書に位置付けています。その他、地域包括支援センター及び基幹型包括支援センターとの情報共有、意見交換を目的に定期的に連絡会議を開催しています。
【意見 2】基幹型包括支援センター及び地域包括支援センターに対する堺市の評価制度 基幹型包括支援センターと地域包括支援センターに直接の契約等の関係がない以上、委託元である堺市（高齢施策推進課）が主体的にそれぞれの活動に対して指示・指導し、その結果を評価し、各センターにフィードバックすることによって堺市のめざす地域包括ケアシステムを構築していく必要がある。 高齢者人口に占めるプラン件数と相談受付件数といった定量的な指標で考慮すると、件数及び高齢者人口に対する割合に区ごとにバラツキがある。特に中第2地域包括支援センターは件数が	平成 25 年度に自己評価票を堺市地域介護サービス運営協議会に諮り作成し、10 月に各地域包括支援センター及び基幹型包括支援センターにおいて、自己評価を実施しました。11 月～1 月にかけて、自己評価票に基づき、市職員が各地域包括支援センター、基幹型包括支援センターにヒアリングを行いました。この中で見えてきた課題、課題への対応や解決方法などをまとめ、堺市地域介護サービス運営協議会に諮り、各地域包括支援センター及び基幹型包括支援センターにフィードバックしていく予定です。	地域包括支援センターの事業評価については、平成 30 年度に国において全国統一の評価指標が策定され、毎年度運営状況について国に報告を行っています。これに加えて堺市では独自に策定している評価項目に応じて市職員が全地域包括支援センター及び基幹型包括支援センターにヒアリングを行い、前年度の業務実績について評価を実施しています。また、評価結果については堺市地域介護サービス運営協議会に報告するとともに、各地域包括支援センター及び基幹型包括支援センターにフィードバックしています。また、堺市全体のセンターの業務の質の向上を図るため、他のセンターの参考となるような取組

少なく、東第1・第2地域包括支援センターは件数が多く、約2倍のひらきが出ている。ただし、これはあくまで定量的な指標であり、相談件数が少ないだけで地域包括支援センターが業務を適切に実施していないと評価することはできない。ただ、まずはこのような定量的指標も用いながら、各区の地域特性を考慮しながらプラン内容の品質や相談者の満足度といった有効性や効率性について評価ができる仕組みを積み上げていき、PDCA サイクルによって次年度以降の事業に反映させていくための体制を作る必要がある。 しかし、平成24年度からの新しい基幹型包括支援センター及び地域包括支援センターの運営を開始した際には、上記の定量的な業務や、定量的なもので測れない業務に対する有効性及び効率性の評価の体制は構築されていなかったため、委託期間中においてPDCA サイクルを回すことができない体制となっていた。例えば、地域ネットワーク構築のための会議実施状況を把握しているにもかかわらず、会議の実施数だけで評価はできないとするだけで、評価体制に活かす検討はされていなかった。 今後の有効な事業運営のために、基幹型包括支援センター及び地域包括支援センターの連携が効果的に機能し、次年度以降の課題をあぶりだせるような体制作りが望まれる。地域ネットワークの構築は定量的な指標で評価が困難なものではあるが、その有効性や効率性をモニタリングする仕組み		についてもセンターに情報提供しています。
---	--	-----------------------------

は必要である。また導入初期であることを考慮すると短期的な成果指標は困難としても、これからの高齢化社会にむけた中長期的な目標を設けて、基幹型包括支援センター及び地域包括支援センターのあり方が堺市の高齢者施策に整合するように、堺市は適正な評価体制を通じ指導し管理する責任がある。 なお、平成24年11月時点において、当該評価制度に関して堺市では地域包括支援センターの評価基準として堺市地域介護サービス運営協議会での議論を経て「自己評価票」の作成作業を行っている。年度内に「自己評価票」を確定させ、各地域包括支援センターに「自己評価票」を作成させるとともに、それに基づき各地域包括支援センターに個別ヒアリングを実施し、自己評価票の結果及びヒアリングの内容をまとめ、堺市地域介護サービス運営協議会の議論を踏まえ、堺市として改善等の指導につなげていく方針を立てている。 自己評価票については、イ．基本項目（運営全体に関する事項） ロ．介護予防ケアマネジメント ハ．総合相談支援 ニ．権利擁護 ホ．包括的・継続的ケアマネジメント支援の5つの分野について、業務が適切に行われているか、適切な業務体制の構築が行われているか等の各質問について、5段階で評価を行い、当該評価についての根拠の記載や資料及び改善の方向性の記載を求めている。また自己評価票のまとめシートの作成も行い、5つの分野についての現状及び課題、目標、計画を		
---	--	--

実施する具体的な方法や方向性を記載することで包括支援業務を総合的に把握できる仕組みとなっている。評価結果は堺市地域介護サービス運営協議会に報告され、各地域包括支援センターに改善指導が行われることになっている。堺市では、当該包括支援センターの評価について、次年度を目標に実施する予定であり、今後堺市には、地域包括支援センターの業務に対する適正な評価、並びに評価に基づく改善指導を適切に行っていくことが求められる。		
【意見 3】地域包括支援センターの選定 新しい地域包括支援センターは在宅介護支援センターの業務を行っていた 33 法人に対して新事業の説明会をして募ったところ、応募してきた法人は募集枠の 21 法人であり、この 21 法人について審査を行った結果、全ての法人を選定した。 今回の地域包括支援センターの再編にあたって、在宅介護支援センターの中から選定するといった限定的範囲での公募とした理由は、再編による混乱を減らすため過去の経験や実績を考慮した結果である。しかし、限定的な公募のため、堺市内の他の社会福祉法人等に応募の機会が与えられず、より安い委託料でより優良なサービスの提供が可能な法人を選定する機会を失っている。従来からの法人に限定せず募集範囲を広くし、その中で能力評価を行って適切な団体に委託することが望ましかったのではないかと考える。結果として必要数の 21 法人だけの応	現在の地域包括支援センターの運営事業者選定は、老人福祉法第 20 条の 7 の 2 第 1 項に定める老人介護支援センターを運営する法人を対象に募集しました。平成 18 年度から、在宅介護支援センターは地域包括支援センターのランチとして活動しており、地域包括支援センターの中心業務である総合相談や地域活動を行っている実績があり、円滑な業務移行が可能であると考えたことから、33 法人から公募したものです。なお、これらの公募や選定に際しては、堺市地域介護サービス運営協議会の中に地域包括支援センター選定部会を設置し議論いただいたうえで、市の責任において事業者を決定しました。 今回の選定においては、他の社会福祉法人等に対象を広げることも検討してまいります。	地域包括支援センターについて、契約における公平性の確保及び定期的な評価の実施による一定のサービス水準の担保を図るため、令和 2 年度に公募を実施しました。公募においては、募集範囲は限定せず、「包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人」を広く募集しました。 今回の公募は令和 8 年度を予定しています。

募となり、適正な競争が行われていない。 次回の選定においては市場の競争原理を働かせるため、募集範囲を限定することなく、堺市内の社会福祉法人等に対して公募するなど、より質の高いサービスを提供できる団体を選定できる募集方法にすべきである。		
【意見 4】地域包括支援センターの認知度 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを構築する上で地域の住民と直接接する機関であり、地域住民に認知されて有効に活用される必要がある。しかし、平成 23 年度以前の地域包括支援センター（堺市が財団法人堺市福祉サービス公社に全 7 区を委託）の認知度は各区で知らない人の割合が高い状態になっている。 地域包括支援センターの認知度を高める活動としては、広報紙への掲載や民生委員、地域の関係機関等を通しての周知となっている。このような周知活動であれば、介護や虐待など、サービスを必要とする高齢者からの知名度は向上してもサービスを必要としない高齢者の認知度は向上しないと考えられる。 平成 24 年度から地域包括支援センターが 21 箇所に拡充されており、プラン件数・相談件数等の業務量を拡大することで地域包括支援センターの存在を周知させていく必要がある。そのためにも、高齢者支援地域ネットワークの構築・強化は高齢化対応で欠かせない社会インフラであることから、現状サービスを必要としな	地域住民と身近に接する地域包括支援センターが、高齢者の総合相談窓口として広く認知され、有効に活用されるために、広報紙やホームページを通した周知にとどまらず、自ら出向くことによって「顔の見える関係づくり」をより一層進めていくことが大切です。また、日頃サービスを必要としない元気な高齢者への認知度も高めていく必要もあることから、今後は、さまざまな機会を通じて積極的に出向くことで地域と連携を深め、より身近な相談窓口となるよう取り組みます。	地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口として認知、活用されるよう、リーフレットの配架、広報さかい、ホームページ掲載だけでなく、センター職員が直接地域に出向き活動を行う中で、地域の民生委員、民間事業所、医療機関、金融機関、商業施設など様々な主体を対象にセンターの周知を行っています。 平成 24 年度当時と比較して、地域包括支援センターの認知度は、一定程度、向上していると考えられます。 引き続きセンターの周知に努めています。 （「高齢者等実態調査」結果） 地域包括支援センターの役割を知っている一般高齢者の割合：平成 25 年度 11.7%、令和 4 年度 24.6%

い一般及び特定高齢者に対しても積極的に関与していく活動を実施し、地域のボランティアや自治会等との連携を深めて、あらゆる機会を通じて広報・周知して認知度を向上させることが求められる。		
--	--	--

(6) 指摘事項等

ア[意見 34]地域型地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターの役割分担について

【事実関係】

堺市では、「地域型地域包括支援センター」と「基幹型地域包括支援センター」の2種類の地域包括支援センターが設置されている（堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第2条第1項）。「地域型地域包括支援センター」は、各日常生活圏域に設置されており、それぞれ公募により選定された社会福祉法人などが受託している。また、「基幹型地域包括支援センター」は、各区に設置されており、市社協が特命随意契約にて受託している（以下、第4の15において双方を指して「両センター」という。）。

堺市地域包括支援センター運営事業実施要綱第5条第1項において、それぞれのセンターが実施する業務内容について次のように規定されている。

① 地域型地域包括支援センター

- a. 総合相談支援業務
- b. 権利擁護業務
- c. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- d. 介護予防ケアマネジメント業務
- e. 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業

② 基幹型地域包括支援センター

- a. 地域型地域包括支援センターの統括及び支援
- b. 上記①のa～dの業務のうち主に区単位での活動が必要なもの

また、両センターの業務委託契約書の仕様書には、業務の実施に当たっては、基幹型地域包括支援センターないし地域型地域包括支援センターをはじめとした関係機関との

連携及び役割分担を行い、効率的・効果的に実施することとの記載がある。

地域包括支援センターについて、基幹型と地域型に分けて設置している例は、他市事例を見ても必ずしも多いとは言えないが、例えば権利擁護の業務において「判断能力のない方の意思決定する場合、1機関で判断するのは困難な場合が多く、基幹型があることで複数機関で対応できる仕組みになっている。」という意見がある。その一方で、「役割を特化させないと、どうしても不要論という話が出てしまう。」との意見（「基幹型包括支援センターのあり方について」（令和元年度第1回堺市地域介護サービス運営協議会））もある。

ところで、両センターにおいては、高齢者虐待に関する業務について「市及び基幹・地域包括支援センターの役割」（『堺市における高齢者虐待への対応』2頁）として詳細な事務分担の表が作成されるなど具体的な業務上の役割分担の考え方が整理されているものもあるが、個々の事例ごとに両センターの役割分担がその都度判断されている業務も存在する。

他方で、上記「基幹型包括支援センターのあり方について」においては、基幹型地域包括支援センターの役割として「調整」、「推進」、「支援」など、やや抽象的な内容が記載されており、「現在の取組」欄⁵⁵においても、研修や会議の実施などの項目に留まっているところも少なくない。

【意見】

両センターのそれぞれが行うべき業務の内容を明確化することで、重複や調整などにより生じる様々なコストを抑えることができるとともに、「多層的な支援体制」の優位性もより分かりやすいものになってくる。高齢者虐待以外の業務においても、業務フローがある程度明確なものは、マニュアルや事務分掌を定めることにより、更なる具体的な役割分担を行うことが可能であると思われる（ただし、実務において、定められた役割分担に沿わない柔軟な対応が求められる場面などもあり得るため、絶対視する趣旨ではない。）。

今後もこの「多層的な支援体制」を維持しつつ、より効率的に行うためにも、両セン

⁵⁵ 資料作成当時（令和元年度時点）の取組を意味する。

ターの役割分担を明確にするための取組を進めていくべきである。

イ[意見 35]重点取組事項の総括について

【事実関係】

両センターの委託契約の仕様書において「重点取組事項」が定められ、この重点取組事項を踏まえ、両センターにおいて活動計画が作成されている。「重点取組事項」は、前年度の業務評価結果や情勢等を勘案し、堺市側で重点取組事項の案を作成し、1月下旬ごろに開催する地域介護サービス運営協議会に諮って決定されている。

令和5年度の「重点取組事項」は、以下のとおりである（いずれも仕様書より抜粋）。

《基幹型地域包括支援センター》

① 地域ケア会議の円滑かつ効果的な実施	個別支援等の地域ケア会議を開催するとともに、地域包括支援センターと各圏域の地域ケア会議の課題分析等を積み重ね、地域課題を把握・整理し、区単位の地域ケア会議に上げ、課題解決につなげていくこと。地域ケア会議を通じて、高齢者の孤立防止や認知症への理解、介護者支援など、高齢化に伴う様々な課題について、関係機関及び市民と意識を共有し、地域包括ケアシステムの構築を進めていくこと。
② 自立支援と重度化防止に関する取組	介護保険法の基本理念である「要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する」ケアマネジメントのより一層の普及に向け、区域の事業所を対象に、地域包括支援センターと連携し、事例検討会等を通じた自立支援に向けた包括的・継続的ケアマネジメントを推進すること。また、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して心豊かに暮らし続けられるよう、必要な方に必要な支援を行うとともに、個人及び地域の介護予防活動を推進すること。
③ 高齢者の権利擁護支援の推進	高齢者虐待の未然防止や早期発見による重度化防止につなげるため、地域住民や関係機関とのネットワークの強化に努め、地域全体で高齢者を見守る仕組みづくりを行うこと。また、成年後見制度の円滑な利用に向けて、専門知識の向上に努め、地域包括支援センターや関係機関と連携し、成年後見制度の利用支援を行う体制づくりを推進すること。

《地域型地域包括支援センター》

① 地域ケア会議の円滑かつ効果的な実施	個別支援等の地域ケア会議を開催するとともに、圏域の個別ケースの課題分析等の積み重ねにより地域課題を把握・整理し、区単位の地域ケア会議に上げ、課題解決につなげていくこと。地域ケア会議を通じて、高齢者の孤立防止や認知症への理解、介護者支援など、高齢化に伴う様々な課題について、関係機関及び市民と意識を共有し、地域包括ケアシステムの構築を進めていくこと。
② 自立支援と重度化防止に関する取組	介護保険法の基本理念である「要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する」ケアマネジメントのより一層の普及に向けて理学療法士や作業療法士と同行して行う、アセスメント訪問を有効に活用すること。圏域の事業所を対象に、事例検討会等を通じた自立支援に向けた包括的・継続的ケアマネジメントを推進すること。また、総合事業の利用促進に努めるとともに、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して心豊かに暮らし続けられるよう、必要な方に必要な支援を行うとともに、個人及び地域の介護予防活動を推進すること。
③ 高齢者の権利擁護支援の推進	高齢者虐待の未然防止や早期発見による重度化防止につなげるため、地域住民や関係機関とのネットワークの強化に努め、地域全体で高齢者を見守る仕組みづくりを行うこと。また、成年後見制度の円滑な利用に向けて、基幹型地域包括支援センターや関係機関と連携し、成年後見制度の利用支援を行う体制づくりを推進すること。

重点取組事項の達成状況の確認は、地域ケア会議の開催件数やアセスメント訪問の件数、各センターへのヒアリングを通じて行い、令和5年度は各センターともおおむね達成できていたとのことであるが、重点取組事項についての具体的な達成状況について検討した文書はない。

【意見】

重点取組事項は、いずれも抽象的な内容となっていることから、定量的に達成状況を判断できるものではなく、様々な事実関係を踏まえた事実認定と当てはめを行う必要がある。しかしながら、重点取組事項の達成状況について、具体的な事実認定と当てはめを経た検討がまとめられた文書等は存在しない。業務委託契約における履行確認という観点のほか、当該年度の事業の達成状況の総括と次年度の重点取組事項の策定の契機と

いう観点からも重点取組事項の総括が行われるべきである。

なお、事業運営方針の具現化に向けて積極的に取り組んでいる地域包括支援センターを評価し、委託料に反映できる仕組みづくりを進めている事例が報告されている⁵⁶。業務の達成状況を適切に評価し、委託料に反映することで事業の活性化を図るという方向性もあり得ると思われる。

ウ[意見 36]本事業の利用案内について

【事実関係】

両センターについては、堺市のホームページや「地域包括支援センターご利用案内」のリーフレット等で利用案内が行われている。いずれも、地域包括支援センターで実施する4つの支援の一般的な内容のほか、堺市内の全ての地域型地域包括支援センター及び基幹型包括支援センターの所在地、担当区域、運営法人の網羅的な記載のほか、地域包括支援センターの意義についての説明が簡潔に記載されている。他方で、地域包括支援センターが行っている各種の活動に関しては、別途リーフレットも作成されており、個々の利用者が抱える課題に対する対応について具体的な記載もされている。

【意見】

利用者は、基本的には自らの居住地を所管する（地域型ないし基幹型）地域包括支援センターのみを利用する。また、そもそも利用者は地域包括支援センターの講学的な機能よりも、当該センターを利用することによって自己が抱えるどのような課題を解決できるのかについて関心を抱くのが通例である。そうであるならば、具体的な活動について記載されたリーフレットを「地域包括支援センターご利用案内」のリーフレットと併せてダウンロードできるような形で堺市ホームページに掲載したり、これらのリーフレットを併せて確認できるように配置するなどして、当該地域包括支援センターに相談等を行うことでどのような支援を受けることができるのか、更なる周知の拡充を行い、地域包括支援センターの利用を促すことを検討するべきである。

⁵⁶ 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング『地域包括支援センターの運営課題に対する取組ポイント―地域包括ケアを推進する運営を目指して―』（令和3年3月）35頁

16 おむつ給付金（本庁）【長寿社会部長寿支援課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	おむつ給付金（本庁）
所管部局	長寿社会部長寿支援課
事業の目的	自宅等で紙おむつを使用する高齢者の福祉の向上及び介護の負担軽減を図る。
事業の対象	65歳以上で要介護4～5の市民税非課税世帯に属する高齢者
事業の内容	・対象者に給付券（月額上限 6,500 円）を年 12 枚交付（交付月…3 月、6 月、9 月、12 月） ・毎月 1 回、登録業者が対象者に紙おむつを給付（業者が各対象者宅に配達）
開始年度	平成 2 年度
会計区分	介護保険事業特別会計
根拠法令等	介護保険法、堺市高齢者紙おむつ給付事業実施要綱

(2) 事業費の推移・内訳

<過去3年間の事業費推移>

（単位：円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	212,380,000	210,458,000	153,877,000
決算額	224,756,535	178,446,621	153,696,557

<事業費の内訳（令和5年度決算）>

節	決算額（円）	主 な 内 容
報酬	2,154,048	会計年度任用職員報酬
職員手当等	433,245	期末手当（会計年度任用職員）
旅費	112,320	費用弁償（通勤費）
扶助費	150,996,944	おむつ給付費
（合計）	153,696,557	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	59,173,174	地域支援事業 国費 38.5%
府支出金	29,586,587	地域支援事業 府費 19.25%
地方債	0	

その他	0	
一般財源	64,936,796	
(合計)	153,696,557	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	支給延人数		
内容(結果)	33,936人	27,338人	23,303人

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
【意見 13】おむつ給付金事業の給付内容の見直し おむつ給付金事業を開始したのは平成2年度からであるが、当時と現在の高齢者を取り巻く環境は大きく変わってきている。「第2章 1. 堺市における高齢化の状況」に記載のとおり、後期高齢者割合が上昇し、ひとり暮らしや夫婦ふたり暮らしの世帯の割合も大きくなっている。また、平成12年から介護保険制度が創設され、平成23年6月には、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう「地域包括ケア」の推進等が改正された。 本来はこのような環境の変化に対応して施策の転換を行っていくべきであるが、当該事業は平成2年度に開始され、介護保険制度の創設等により対象者や金額の見直しが行われているものの、大幅な見直しが行われていない状況にある。 また、月額9,000円を支給限度とするが、近隣の政令指定都市に比べてその支給水	月額9,000円という金額が他政令市と比べて高額ということは認識していますが、9,000円を大きく超えておむつ代を負担している利用者もあり、また生活保護のおむつ扶助制度の上限からみても大きく下回っていることから、減額する必要があるとは考えておりません。	堺市の給付上限額が他市と比べて高い水準にあったこと、また他市では入院を対象とした現金給付は実施されていなかったことから制度を見直し、令和3年4月1日から以下の内容で実施しています。 【事業内容】 ①月額上限金額：6,500円（改正前：9,000円） ②対象要件：要介護4、5（改正前：要介護3～5及び入院中の方）※経過措置あり ※経過措置…令和3年3月31日までに当事業の利用申請を行っていた場合は、月額上限を6,500円として、要介護3の方も対象。また、令和3年3月31日以前から入院を継続している場合は、現金給付を継続。

準は大きく優遇されている状態にある。 生活保護世帯や介護保険施設入所者についてはその制度内においておむつが給付されるため、その制度との公平性を確保するという観点からは一定の必要性はある。しかし、当該事業に対する決算額は増加傾向にあり、今後も高齢者の増加に伴って増加していくことが見込まれるため、今後堺市の財政を圧迫していくと考えられる。 制度当初から高齢者を取り巻く環境は大きく変化し、今後高齢化がさらに進行して高齢者福祉に係る堺市の財政負担はますます増加していく状況にある中、このような利用者の経済的負担の軽減を目的とする当該事業については、現状の月額9,000円という給付水準の減額も含めて制度を再考する必要があると考える。		
---	--	--

(6) 指摘事項等

ア[意見 37]おむつ給付金の支給対象の見直しについて

【事実関係】

本事業は、自宅等で紙おむつを使用する高齢者の福祉の向上及び介護負担の軽減を図ることを目的とするものであり、対象者には給付券の交付を行い、市内の登録事業者から紙おむつの配送を受ける際に給付券を提出して、紙おむつの給付を受けることができる。給付券の交付は、一月につき1枚を単位とし、3月、6月、9月及び12月に3か月分が一括交付され、上限額は一月につき6,500円であり、3か月分を同時に使用することができるものとされている。

給付対象者は、自宅等で紙おむつを使用する65歳以上で要介護4～5の市民税非課税世帯に属する高齢者とされており、介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院）に入所中、医療機関に入院中、生活保護を受給している者は、対象外となっている。

令和5年度の給付金額及び支給延べ人数は、下記のとおりである。

対象区分	給付金額	支給延べ人数（※）
現金払い	13,813,217円	2,247人
給付券対応者 要介護3	137,183,727円	21,056人
要介護4		
要介護5		
合計	150,996,944円	23,303人

※年間4回の支給人数を合計したもの

市は、上記「(5)過去の包括外部監査の指摘事項等と現状」に記載のとおり、令和3年度において、給付額の引下げ（上限額9,000円/月から6,500円/月へ）と、対象者の範囲の見直し（要介護3及び入院中の者は対象外とする）を実施している。ただし、激変緩和の経過措置として、令和3年3月31日までに利用申請を行っていた要介護3の者については継続するとともに、令和3年3月31日以前から入院をしている者に対する現金給付についても継続している（入院中は、医療機関への紙おむつの持ち込みが禁止されている場合があるため、給付券ではなく現金給付をしていた。）。

市が令和3年度に上記見直しを行った背景として、厚生労働省の「任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて」と題する通知（令和2年11月9日）を受けて検討が行われた経緯がある。国は、おむつ給付事業について、平成18年度に介護保険の地域支援事業の任意事業（家族介護支援事業）に含めたが、平成27年度に当該事業を介護保険の地域支援事業の対象外とした上で、平成26年度時点で実施していた場合に限り当分の間、継続を認めていた。その後、平成30年度には、事業の廃止・縮小に向けた具体的な方策を検討することを継続の要件とした。さらに、令和3年度からの第8期介護保険事業計画期間（令和3～5年度）においては、例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、具体的な支給要件が示されている。

■国の制度変更の経過

- ・平成 18 年度：本事業が介護保険の地域支援事業（家族介護支援事業／任意事業）に移行。
- ・平成 27 年度：第 6 期介護保険事業計画期間（平成 27～29 年度）から、原則として地域支援事業の対象外に。ただし、平成 26 年度時点で実施していた場合のみ、激変緩和措置として、当分の間実施しても差し支えない取扱いに。
- ・平成 30 年度：第 7 期計画期間（平成 30～令和 2 年度）は、原則対象外で、廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していることを要件として、激変緩和措置として継続可に。

（出典：所管課作成資料）

■令和 2 年 11 月 9 日付け厚生労働省からの通知内容（「任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて」）

- ・第 8 期計画期間（令和 3～5 年度）について、原則対象外で、激変緩和措置の要件を厳格化。
 - ①本人課税（第 6～9 段階）は対象外（新規・既存とも）
 - ②本人非課税・世帯員課税（第 4～5 段階）は年 6 万円（月当たり 5,000 円）が支給上限（新規・既存とも）
 - ③新規利用者について、要介護 4・5 以外は、要介護認定の調査票や同様の調査により、排尿・排便における介助・見守り等が必要であることが確認できた場合のみ支給可
 - ④新規利用者について、要介護 4 以上は③の方法によらずに支給可

（出典：所管課作成資料）

【意見】

おむつ給付事業は、現状、国の介護保険の地域支援事業における任意事業として実施しているため、令和5年度の事業費用153百万円を、国府負担88百万円（国38.5%、府19.25%）、第1号保険料35百万円（23%）、市の一般財源29百万円（19.25%）で賄っている。しかし、国は、平成27年度改正にて、介護用品の支給に係る事業について原則として任意事業の対象外としており、令和2年の通知においても激変緩和措置の要件を厳格化するなど、市町村に対しては、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体策について、引き続き十分な検討をするように求めている。よって、市としては、激変緩和措置が廃止され、国や府による財源が見込めない場合を想定して、今後の市としてのおむつ給付事業の在り方について、給付対象者や給付内容を含め、事前に検討しておく必要性が高いと考えられる。

おむつ給付事業の内容は、自治体により様々である。給付金額に上限を設定するとと

もに利用者の自己負担額（1割）を設けている例（千葉市、横浜市、北九州市等）、給付券の対象品目に紙おむつ以外の介護用品（口腔ケア等）を含めている例（大阪市）などもある。

第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）における「介護用品支給事業」については、国からの通知では、物価高騰等にも配慮する観点から激変緩和措置を継続するものの、「第9期介護保険事業計画期間における例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、当該期間における市町村特別給付及び保健福祉事業への移行を含めた介護用品支給事業の廃止・縮小に向けた取組を着実に実行することとされたい。」とされている（厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 事務連絡令和5年12月22日）。市は、激変緩和措置が継続していることから、令和3年度以前からの既存利用に対する経過措置対象者（要介護3及び入院中の方）の給付条件については、現状、見直しを行っていない。しかしながら、本来、激変緩和措置という観点及び新規対象者との公平性の観点からは、段階的な給付額の縮減、期限を設けるなどを検討すべきである。また、おむつ給付事業は、国の介護保険の地域支援事業における任意事業としては、原則対象外とされている以上、市として、在宅介護を支援する中での本事業の位置付け及び財源の確保についても事前に検討を進めるべきである。

17 堺市高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業【長寿社会部長寿支援課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	堺市高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業
所管部局	長寿社会部長寿支援課
事業の目的	市内のシルバーハウジングに入居している高齢者が安心して暮らせることを目的とする。
事業の対象	生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを必要とする高齢者で市内のシルバーハウジングに入居している者
事業の内容	市内のシルバーハウジングに入居している高齢者世帯に生活援助員を派遣して、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供する。
開始年度	平成 11 年度
会計区分	介護保険事業特別会計
根拠法令等	介護保険法、堺市高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業実施要綱

(2) 事業費の推移・内訳

＜過去3年間の事業費推移＞

（単位：円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	7,621,000	7,621,000	7,621,000
決算額	7,620,558	7,620,558	7,620,558

＜事業費の内訳（令和5年度決算）＞

節	決算額（円）	主 な 内 容
委託料	7,620,558	シルバーハウジング委託
（合計）	7,620,558	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	2,933,915	地域支援事業 国費 38.5%
府支出金	1,466,957	地域支援事業 府費 19.25%
地方債	0	
その他	0	

一般財源	3, 219, 686	
(合計)	7, 620, 558	

(4) 効果指標等

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
効 果 の 測定方法	①生活援助員の派遣回数 ②生活援助員の派遣戸数		
内 容 (結果)	①8, 460 回 ②71 戸	①8, 671 回 ②68 戸	①8, 272 回 ②62 戸

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成 24 年度包括外部監査 における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)

(6) 指摘事項等

ア[意見 38]随意契約の理由及び業務内容の見直しについて

【事実関係】

本事業は、堺市内に所在する高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に生活援助員を派遣し、入居している高齢者世帯に対して生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供するものである。

現在本事業を行っているのは、以下の三つであり、これらはいずれも特命随意契約にて堺市から受託法人に委託されている。これらの受託法人はいずれも当該シルバーハウジングの近隣に施設を設置している。

- ① 市営八田南之町住宅（所在地 中区八田南之町162－6） 社会福祉法人南の風
- ② 市営長曽根住宅（所在地 北区長曽根町1179－6） 社会福祉法人関西福祉会
- ③ 府営美原平尾住宅（所在地 美原区平尾2196） 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団

本事業に係る委託契約が特命随意契約である理由は、昼間は駐在する生活援助員が緊急時の対応を行っているところ、夜間や土日は、受託法人が運営する近隣施設の職員が対応を行っているため、緊急時の迅速な駆け付け対応を可能とするためとされる。

【意見】

本事業が特命随意契約とされる理由として、緊急時の駆け付け対応がある。しかし、

そもそも平日昼間は派遣されている生活援助員が対応を行うこととなっていること、夜間・休日の緊急時のみ近隣の施設を設置する法人と別個に契約をすることや夜間休日の緊急駆け付け業務のみ再委託する等もできること、そもそもシルバーハウジングの対象者は、身体機能の低下や高齢などのために独居するには不安があると認められる人を対象とするものの、原則として日常動作ができる程度の健康状態であるため、緊急時の駆け付けが必要不可欠とまでは言い難いこと（代替的な手段も想定されること）から、少なくとも本事業を特命随意契約で行う理由とはならない。したがって、本事業を特命随意契約とすることの見直しを行うか、少なくとも特命随意契約とする理由の整理を行うべきである。

また、上記でも述べたがシルバーハウジングは、基本的には日常動作ができる程度の健康状態にある者をその対象とするものである。したがって、戸別訪問による安否確認などは、利用者によっては不要であると考える者もあり得るところである。このことから、本事業に係る具体的な業務の内容について、アンケートなどを通じて利用者のニーズを把握した上で、より利用者のニーズをとらえたものとするべく見直しを検討するべきである。

イ[意見 39]実施報告書の記載内容等について

【事実関係】

本事業においては、実施報告書を受託法人が作成し、堺市に報告することとされている。実施報告書には、本事業の実施状況の実績、入退去の動向、申し送り事項等を記入することとされている。実施報告書の内容について、受託法人によって具体的な実施内容を記載しているところもあれば、実施回数などを記載するに留まっているところもある。

その報告の濃淡や、業務実施状況の濃淡には、大きな違いがある。

<住宅Aの実施報告書>

シルバーハウジング生活援助員派遣事業		令和 〇年 〇月分
実施報告書		
住宅名		生活援助員
入居戸数		実人数（世帯数）
実施状況実績		
内 容	件 数 （通べ）	備 考
生活上の相談	13件	前妻離婚、子供と同居、台所木口材損傷、長男が交通事故で重傷、妻説明会
安否確認・戸別訪問	18件	安否確認に付き、訪問10ヶ所、個別訪問（生活状況確認等）8
一時的な家事援助	12件	利用時間延長しお預り10室敷内整理など。
緊急時の対応	2件	盗難被害発生、盗難被害発生
関係機関との調整	20件	自治体行政、地域福祉センター、保健福祉課、介護保険課、児童相談所、区民センター、警察署、消防団、管理センター
その他日常生活上必要な援助	48件	掃除、洗濯、送迎、買い物、食事調理等
入退去の動向		
退去者	空室	室内残荷処理
特記すべき相談や苦情		
申し送り事項		

添付：>脱中 施設履歴

[illegible]

＜住宅Bの実施報告書＞

シルバー・ハウジング生活援助員派遣事業		令和 6 年 1 月分	
実施報告書			
住人名	生活援助員		
入居戸数		実人数（世帯数）	
実施状況実績			
内 容	件 数 (延べ)	備 考	
生活上の相談	0 件	緊急通報装置作動（顕報）	
安否確認・戸別訪問	342 件		
一時的な家事援助	0 件		
緊急時の対応	1 件		
関係機関との調整	0 件		
その他日常生活に必要な援助	0 件		
入退去の動向			
特記すべき相談や苦情			
申し送り事項			

[illegible]

【意見】

PDCAの観点からも、実施報告書は、できる限り詳細に記録して、具体的な履行状況が見える化するべきである。

また、3つの受託法人それぞれにおいて、事業内容の報告書への記載方法にばらつきがある点については、堺市で記載要領を提示するなどして記載方法の統一を図るほか、事業内容自体についても受託法人間で情報・ノウハウを共有する機会を設けるなど、更なるスキルの向上に努めることができるようにするべきである。

18 介護予防・生活支援サービス事業【長寿社会部長寿支援課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	介護予防・生活支援サービス事業
所管部局	長寿社会部長寿支援課
事業の目的	介護予防訪問サービス、介護予防通所サービスに加え、地域の実情に応じて多様な人材が参画するサービスを創出し提供することで、要支援者等の重度化の防止や自立に向けた支援を行うこと。
事業の対象	事業対象者、要支援1・2の方
事業の内容	指定事業者、委託事業者により、次の事業を実施 ①担い手登録型訪問サービス ②担い手登録型通所サービス ③短期集中通所サービス ④生活管理指導短期入所（ダブルケア） ⑤介護予防訪問サービス ⑥介護予防通所サービス ⑦介護予防ケアマネジメント ⑧高額介護予防サービス費相当事業
開始年度	平成29年度
会計区分	介護保険事業特別会計
根拠法令等	介護保険法、堺市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 堺市担い手登録型訪問サービス等実施要綱

(2) 事業費の推移・内訳

<過去3年間の事業費推移>

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	11,396,000	11,396,000	12,449,000
決算額	8,317,341	9,382,231	10,325,995

※上記事業（①～④）の事業費

<事業費の内訳（令和5年度決算）>

節	決算額（円）	主な内容
委託料	7,740,577	担い手登録型通所サービス運営業務等
負担金、補助及び交付金	2,585,418	担い手登録型訪問サービス費等
(合計)	10,325,995	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	2,581,499	地域支援事業 国費 25%
府支出金	1,290,749	地域支援事業 府費 12.5%
地方債	0	
その他	2,788,019	支払基金交付金
一般財源	3,665,728	
（合計）	10,325,995	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	（未設定）		
内 容 （結果）	—	—	—

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
（該当なし）	（該当なし）	（該当なし）

(6) 指摘事項等

ア[意見40]利用者・事業者への周知の在り方について

【事実関係】

介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）として、介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス・通所型サービス）が提供されている。総合事業とは、平成26年の改正介護保険法により、訪問介護・通所介護が全国一律の基準の予防給付から地域支援事業（市町村事業）に移行し、市町村が地域の実情に応じた独自の取組ができるようになった事業である。堺市では、平成29年4月に総合事業に移行し、「従前相当サービス」に加え、基準緩和型の訪問・通所サービスと短期集中通所サービスを新たに開始した。

介護予防・生活支援サービス事業には、従前相当サービスである介護予防訪問サービスや介護予防通所サービスのほか、堺市独自の取組として、従事者の要件を緩和した

「担い手登録型訪問サービス」、「担い手登録型通所サービス」、短期間で身体機能を改善できる運動プログラムを提供する「短期集中通所サービス」がある。具体的には、「担い手登録型訪問サービス」では、堺市の生活援助サービス従事者研修修了者等による掃除・洗濯などの生活援助、「担い手登録型通所サービス」では、従事者の要件を緩和した運動、レクリエーションなど、生活機能向上のための多様なサービスが提供される。また、「短期集中通所サービス」では、転倒予防や足腰の筋力保持・増進のための短期間の機能訓練が提供される。

対象者は、要介護認定にて要支援1・2の認定を受けている者や基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた者（事業対象者）となっている。基本チェックリストとは、厚生労働省が作成した質問表で、25項目の質問で構成され、チェックした項目から、「生活機能全般」「運動機能」「栄養状態」「口腔機能」「閉じこもり」「認知症」「うつ」のそれぞれにおけるリスクを判定できるようになっている。よって、総合事業の開始に伴い、必ずしも要介護認定を受けなくても、以下のような基本チェックリストを活用することによって、必要なサービスを総合事業で利用できるようになっている。

基本チェックリスト

NO.	質問項目	回答		判定	
生活全般	1 バスや電車で1人で外出していますか	はい 0	いいえ 1		
	2 日用品の買い物をしていますか	はい 0	いいえ 1		
	3 預貯金の出し入れをしていますか	はい 0	いいえ 1		
	4 友人の家を訪ねていますか	はい 0	いいえ 1		
	5 家族や友人の相談にのっていますか	はい 0	いいえ 1		
運動	6 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい 0	いいえ 1	()/5 3個以上 □	()/20 10個以上 □
	7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい 0	いいえ 1		
	8 15分位続けて歩いていますか	はい 0	いいえ 1		
	9 この1年間に転んだことがありますか	はい 1	いいえ 0		
	10 転倒に対する不安は大きいですか	はい 1	いいえ 0		
栄養	11 6ヶ月間で2～3Kg以上の体重減少がありましたか	はい 1	いいえ 0	()/2 2個全部 □	
	12 身長 cm 体重 kg (BMI=) BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)	18.5未満 1	18.5↑ 0		
口腔	13 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい 1	いいえ 0	()/3 2個以上 □	
	14 お茶や汁物等でむせることがありますか	はい 1	いいえ 0		
	15 口の渇きが気になりますか	はい 1	いいえ 0		
閉じこもり	16 週に1回以上は外出していますか	はい 0	いいえ 1	()/2 16に該当 □	
	17 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい 1	いいえ 0		
認知	18 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい 1	いいえ 0	()/3 1個以上 □	
	19 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい 0	いいえ 1		
	20 今日が何月何日かわからない時がありますか	はい 1	いいえ 0		
うつ	21 (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	はい 1	いいえ 0	()/5 2個以上 □	
	22 (ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい 1	いいえ 0		
	23 (ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい 1	いいえ 0		
	24 (ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	はい 1	いいえ 0		
	25 (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	はい 1	いいえ 0		

基本チェックリストの結果の見方 ※上記表の色付き部分に該当する個数

全般的な生活機能の低下	① No.1～20 までの20 項目のうち10 項目以上に該当
運動機能の低下	② No.6～10 までの5項目のうち3項目以上に該当
低栄養状態	③ No.11～12 の2項目のすべてに該当
口腔機能の低下	④ No.13～15 までの3項目のうち2項目以上に該当
閉じこもり	⑤ No.16～17 の2項目のうちNo.16 に該当
認知機能の低下	⑥ No.18～20 までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
うつ病の可能性	⑦ No.21～25 までの5項目のうち2項目以上に該当

(出典：令和3年度第1回堺市地域介護サービス運営協議会資料)

堺市における介護予防・生活支援サービス事業の利用者数及び事業者数の実績は、下記のようになっている。所管課としても、従前相当サービスに比べて担い手登録型訪問サービス、担い手登録型通所サービス、短期集中通所サービスの事業者の参入が少ないこと、利用者数が少ないことを課題として認識している。

堺市介護予防・生活支援サービス事業の実績について

＜対象者数（各年度9月末時点）＞ (単位：人)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
要支援1	12,352	12,412	12,639	12,760	12,973
要支援2	8,509	8,657	8,681	8,471	8,559
事業対象者	379	366	410	387	419

※事業対象者数は年度末時点

＜利用者数（各年度3月分）＞ (単位：人)

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問型 サービス	介護予防訪問サービス (従前相当サービス)	6,101	6,059	5,678	5,374	5,297
	担い手登録型訪問サービス	40	28	24	27	29
通所型 サービス	介護予防通所サービス (従前相当サービス)	5,976	6,004	5,764	6,270	6,770
	担い手登録型通所サービス	26	37	43	63	101
	短期集中通所サービス	4	3	10	11	10

＜事業所数（各年度末時点）＞ (単位：事業所)

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問型 サービス	介護予防訪問サービス (従前相当サービス)	514	516	517	538	534
	担い手登録型訪問サービス	14	11	11	11	10
通所型 サービス	介護予防通所サービス (従前相当サービス)	304	299	293	301	300
	担い手登録型通所サービス	5	5	5	8	12
	短期集中通所サービス	27	17	18	18	18

※従前相当サービスは堺市内の事業所数

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

【意見】

従前相当サービスに比べて担い手登録型訪問サービス、担い手登録型通所サービス、短期集中通所サービスの利用者数や事業者の参入が少ない原因として、様々な理由が考えられる。

例えば、堺市が作成している「介護保険の要支援1・2の方など堺市の総合事業では、次のサービスが利用できます。」で始まる本事業のチラシには、サービスの名称とやや抽象的な概要、費用及び自己負担の目安などが記載されている。しかし、当該チラシをつぶさに見ても、利用者の立場からして本事業を利用することが従前相当サービスと比べてどのようなメリットがあるのか（本事業が従前相当サービスでは満たすことのできない利用者のどのようなニーズを満たすものか）を十分に読み取ることは容易ではないと思われる。また、本来、総合事業の開始によって、要介護認定を受けなくても、基本チェックリストによって生活機能の低下が認められた場合にも利用できることは、総合事業のサービスに対して潜在的なニーズがある高齢者やその家族にとって、大きな関心事であると考えられるが、基本チェックリストの内容について、十分な説明がなされていないと思われる。

各区役所で配布し、市のホームページにも掲載されている介護保険を紹介した「ともにほぐくむ介護保険」のリーフレット⁵⁷では、令和6年度版より、総合事業の紹介ページに基本チェックリストの説明を追加しているとのことであるが、そもそも総合事業は、要介護認定を受けなくても利用できることを周知する必要がある中で、介護保険の紹介を目的としたパンフレットで総合事業を紹介するだけでは、見る人が介護保険を利用しようとする人に限定されてしまう点が懸念される。また、市ホームページの「高齢者福祉ガイドブック」令和6年度版⁵⁸には、基本チェックリストについて、十分な説明がなされていない。

すなわち、利用者数が少ないことが原因で、本事業の内容や従前相当サービスに比べ

⁵⁷ 堺市 HP「ともにほぐくむ『介護保険』パンフレット（令和6年度版）」

https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/kaigo/kaigo-system/R6_kaihopanhu.html

⁵⁸ 堺市 HP「高齢者保健福祉ガイドブック（令和6年度版）」03 安心を支えるサービス

<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/koreishafukushi/guidebook-syokukai.html>

たメリットが十分に利用者に伝わっていない可能性がある。

また、本事業は従前相当サービスに比して低廉な単価が設定されているが、事業者からすれば、単価が低廉であっても本事業に参加するとどのようなメリットがあるのかが十分に伝わっておらず、参加へのインセンティブが働いていないことも懸念される。

したがって、本事業を今後も継続するのであれば、まず、本事業が利用者と事業者に何を提供できるのかなど事業の位置付けないし方向性を明確にする必要がある。その上で、利用者に対しては、本事業の利用者及びその親族の声などから、本事業の利用がどのような便益をもたらすのか、事業者に対しては、実際に参加している事業者の声などから、本事業への参加によりどのような効用があるのかなど受け手の立場に立った情報の発信を心がけるべきである。

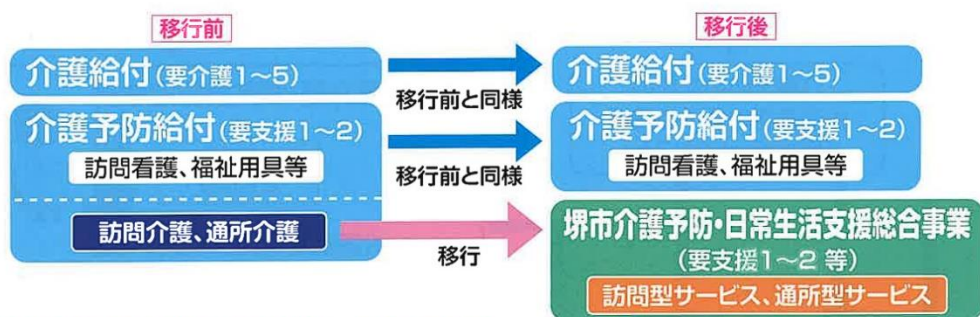
<堺市HP「介護予防・日常生活支援総合事業（事業者用）」掲載リーフレット>

<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/koreishafukushi/jigyo/sougou/sougoujigyuu.html>

介護保険の要支援1・2の方など

堺市の総合事業では、 次のサービスが利用できます。

堺市では、高齢者の皆様の介護予防と自立した日常生活を支援する仕組みとして実施しています。
いつまでも住み慣れた地域でいきいきと安心して心豊かに暮らすために、共に支え合い、健康づくりや
体力づくりに取り組み自立した生活をつづけましょう。



◆介護予防・生活支援サービス事業

対象者：要支援1・2の認定を受けた方

基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方（事業対象者）

	名 称	内 容	サービス費用の めやす	自己負担のめやす ※所得により異なる
訪問型サービス	介護予防 訪問サービス	従来の訪問介護と同じサービス。 ヘルパーによる身体介護と生活援助を提供。	3,070円 (1回あたり)	307円 (1回あたり)
	担い手登録型 訪問サービス	従事者の要件を緩和し、市の定める研修を修了 した方による生活援助を提供。	2,204円 (1回あたり)	200円 (1回あたり)
通所型サービス	介護予防 通所サービス	従来の通所介護と同じサービス。 デイサービスセンターで、専門職による日常生活 上の支援や機能訓練、送迎を提供。	4,556円 (1回あたり)	456円 (1回あたり)
	担い手登録型 通所サービス	従事者の要件を緩和した運動、レクリエーション、 通いの場などの多様なサービスを提供。	2,225円 (1回あたり)	200円 (1回あたり)
	短期集中 通所サービス	短期間（3か月）で身体機能が改善できる運動 プログラムを提供。	3,741円 (1回あたり)	300円 (1回あたり)

◆一般介護予防事業

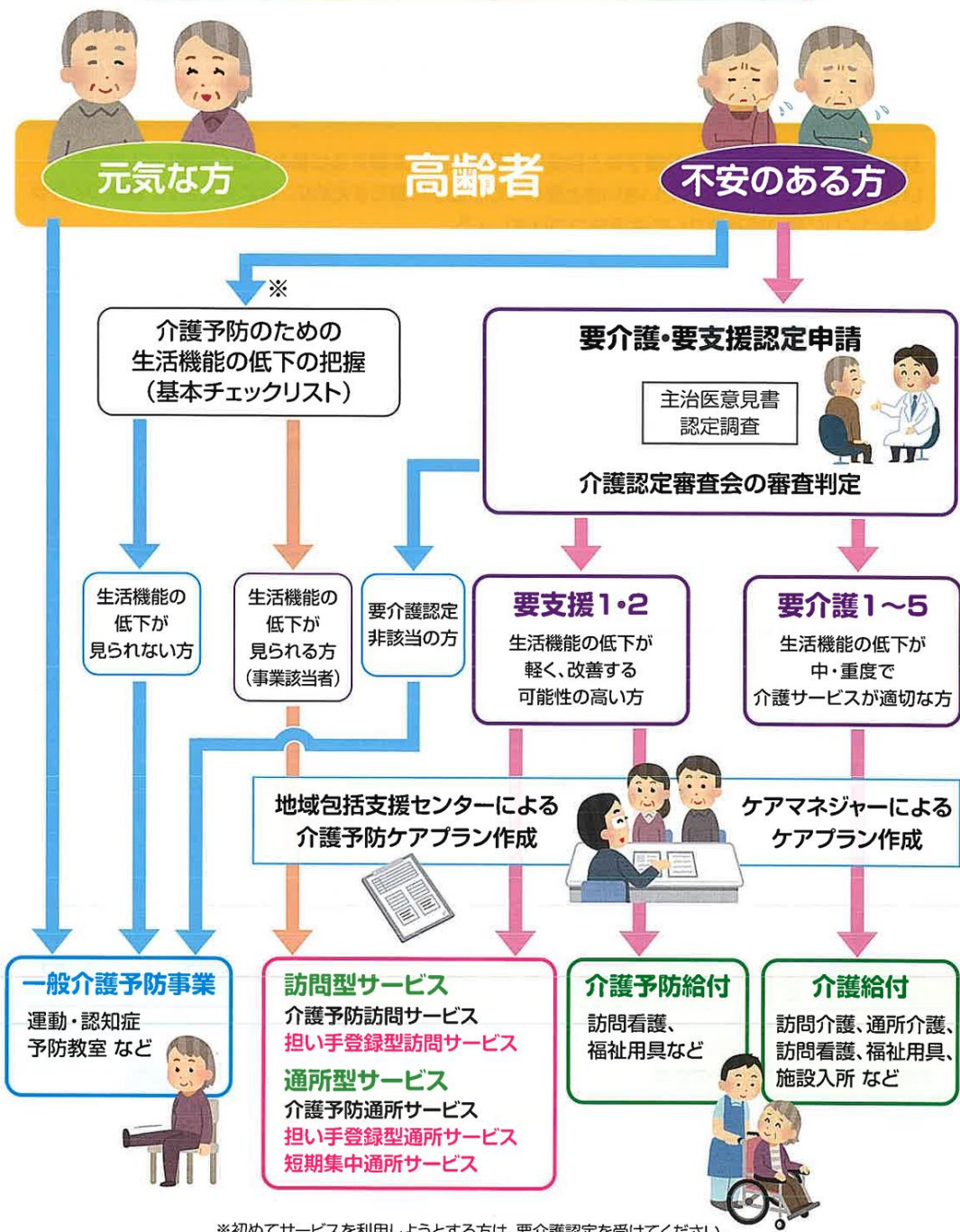
対象者：65歳以上の全ての高齢者

- げんきあつぷ教室（老人福祉センター実施分）
 - ひらめき脳トレプラス教室
 - 自主運動グループ育成事業
 - 地域出前型げんきあつぷ教室
 - 介護予防・健康教室
 - 低栄養予防出前啓発事業
 - 口腔機能向上の普及啓発事業
など
- 〔お問い合わせ〕・げんきあつぷ教室 長寿支援課 ・その他の教室 各保健センター



堺市 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

介護サービスを利用される方の流れ



※初めてサービスを利用しようとする方は、要介護認定を受けてください。

問い合わせ

堺市健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 電話072-228-8347 FAX072-228-8918

R6.4.7

19 介護給付等適正化事業【長寿社会部介護保険課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	介護給付等適正化事業
所管部局	長寿社会部介護保険課
事業の目的	介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的とする。
事業の対象	要介護又は要支援認定を受けている被保険者（利用者）に介護サービスを提供している介護事業者等（利用者約6万人、事業所約2,000事業所） 介護サービスを利用している被保険者 介護認定調査員
事業の内容	介護（予防）給付が適正に提供されているかの検証、本事業の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供を行うことで、要介護又は要支援認定を受けている被保険者（利用者）に適切なサービスを提供できる環境の整備を図る。 本事業の目的達成のために取り組むべき重要8事業として、以下の事業を行っている。 ・要介護認定の適正化：居宅介護支援事業所等に委託している調査票の内容を点検し、適正な要介護認定の確保を図る。 ・ケアプランの点検：介護支援専門員に対し、適切なケアプランとなっているかの検証・点検を行う。 ・住宅改修の適正化：住宅改修工事が適正に施工されたかを専門職等が現地に出向き調査する。 ・医療情報との突合：医療と介護の重複請求の排除を図る。（大阪府国保連に委託） ・縦覧点検：複数月にまたがる介護報酬の整合性等の点検を行う。（大阪府国保連に委託） ・介護給付費通知：介護サービス利用者に対し、利用実績を記載した通知書を送付し、誤りがないかを確認してもらうことで、適切なサービスの利用の普及啓発を図る。 ・福祉用具購入・貸与調査：福祉用具の必要性や利用状況等を確認する。 ・給付実績の活用：給付適正化システム等を活用して、給付内容を点検する。
開始年度	平成18年度
会計区分	介護保険事業特別会計
根拠法令等	介護保険法第115条の45 平成18年6月9日付け老発第0609001号「地域支援事業の実施について」（厚生労働省老健局長発出）

(2) 事業費の推移・内訳

＜過去3年間の事業費推移＞

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	26,544,000	21,922,000	23,009,000
決算額	23,253,066	19,833,382	20,874,679

＜事業費の内訳（令和5年度決算）＞

節	決算額（円）	主 な 内 容
報酬	12,243,394	会計年度任用職員報酬
職員手当等	2,618,090	会計年度任用職員期末手当
旅費	573,640	費用弁償（通勤費）等
需用費	650,755	消耗品費
役務費	63,960	通信運搬費
委託料	4,690,740	介護保険給付費適正化支援パッケージ保守業務 介護保険住宅改修費適正給付事業委託料 介護保険給付費通知書出力処理業務委託料
負担金、補助及び交付金	34,100	研修会等参加負担金
(合計)	20,874,679	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	8,036,751	地域支援事業交付金
府支出金	4,018,375	地域支援事業交付金
地方債	0	
その他	0	
一般財源	8,819,553	
(合計)	20,874,679	

(4) 効果指標等

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
効果の測定方法	総市外委託等調査数に占める点検済み調査数の割合		
内容 (結果)	100%	100%	100%

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成 24 年度包括外部監査 における指摘事項等	措置内容	現 状
【意見 21】ケアマネジャーに対する研修の強化 介護サービスを受けようとする者は、まず居宅介護支援事務所に所属するケアマネジャーに自分に適した介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼する。そして、このケアプランに基づいて、実際に介護サービスを受けることとなる。つまり、ケアプランは介護サービスの基礎と言える。 現在、ケアマネジャーの能力向上については、厚生労働省が定めた「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」に基づき、大阪府が研修を実施している。また、堺市も介護保険事業における保険者として、研修やケアプラン点検事業を実施している。 しかしながら、ケアプランを作成するに当たって参考となる事例を紹介するなどの研修は行われていない。 したがって、堺市は今後の介護サービスの向上を図るため、ケアプランを作成するに当たって参考となる地域包括支援センターが有している情報やベストプラクティスと考えられるケアプランを研修で紹介するなど、研修の強化が必要である。	利用者の状態や生活状況の改善は、ケアプラン以上に、サービス提供事業者の力量に負うところも大きく、また多くの高齢者が介護サービスと同時に医療受給しており、医療処置により改善している場合もあることから介護サービスにより状態の改善が図られたと評価することは困難と考えています。 しかしながら、ケアマネジャーがケアプランを作成するに当たっては、ケアマネジメント力の向上が必要であり、研修の強化を図っているところです。具体的には、毎年実施している居宅介護支援事業者研修において、平成 24 年度から、ケアプラン点検で明らかになった課題分析・課題抽出（アセスメント力）の弱さに焦点を合わせ、広く事業者にフィードバックすることを取り入れています。 また、ケアマネジャーの能力・資質向上に向けては、現場により近い包括支援センターが取り組みを始めており、研修なども実施しています。平成 25 年度からは介護保険課もそれに参画し、連携を図っています。	ケアマネジャーに対する研修では、ケアプラン作成において、ケアマネジメントの一連の流れが利用者の意向やリアルニーズを捉え、PDCA サイクルを回しながら実施されること、ケアマネジャーの検討の過程が帳票で第三者に分かるものとなることを目的として実施しています。 運営基準を遵守した帳票の作成方法や、ケアプラン点検等で、ケアマネジャーからの質問や要望の多いテーマを取り上げ、効果的に研修を実施し、ケアマネジャーの資質向上に努めています。

(6) 指摘事項等

ア[意見 41]事業の目標数値の設定について

【事実関係】

介護給付費の総額は、高齢化の進展に伴い毎年度継続的に増加しており、今後も増加していくことが見込まれる。堺市の第1号被保険者保険料（基準額）は令和6年度において月額7,417円まで上昇しており、適切な介護給付サービスが提供されているのかという観点からも、介護給付の適正化に取り組む必要がある。

国では、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築するため都道府県や市町村が取り組むものとして「介護給付適正化計画に関する指針」を定めている。

堺市は国の指針に従って介護給付の適正化に向けた施策を行っており、大きくは以下の施策を実施している。

<介護給付等適正化事業の種別と実施状況>

種別	内容	実施主体	実施状況
要介護認定の適正化	居宅介護支援事業所等に委託している調査票の内容を点検し、適正な要介護認定の確保を図る	堺市	【調査員研修】 R5 年間19回 【委託調査の点検】 R5 全件確認 2,354件
ケアプランの点検	介護支援専門員に対し、適切なケアプランとなっているかの検証・点検を行う	堺市	点検事業所 R5 157事業所（高齢者住まい等対策のケアプランは29事業所）
住宅改修の適正化	住宅改修工事が適正に施工されたかを専門職等が現地に出向き調査する	堺市	調査件数 R5 353件
医療情報との突合	医療と介護の重複請求の排除を図る	大阪府 国保連	確認件数 R5 119,470件
縦覧点検	複数月にまたがる介護報酬の整合性等の点検を行う	大阪府 国保連	確認件数 R5 51,583件
介護給付費通知	介護サービス利用者に対し利用実績を記載した通知書を送付し、誤りがないかを確認してもらうことで、適切なサービスの利用の普及啓発を図る	堺市	送付回数：年に3回 通知人数 R5 152,134件
福祉用具購入・貸与調査	福祉用具の必要性や利用状況等を確認する	堺市	貸与の確認件数 R5 1,468件
給付実績の活用	給付適正化システム等を活用して、給付内容を点検する	堺市	過誤申立件数 R5 1,812件

（出典：堺市提供資料に基づき監査人作成）

上記のとおり、国が給付費適正化主要3事業⁵⁹として定めている事業については全て取り組んでいる。また、各種点検の結果、事業者において見直しが必要な事項については、事業者へ通知の上、是正を求めている。令和6年度以降は、ケアプラン点検の点検効果を把握するため、ケアプラン点検の前後評価を行うなど、更なる点検の強化を図る予定である。

【意見】

介護給付等適正化事業は令和5年度の事務事業評価の対象となっており、事業目的の達成状況も公表されている。

堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）では、介護給付等に要する費用の適正化の取組の推進として、令和6年度～8年度の取組件数・割合に係る目標値が記載されているが、事務事業評価では、成果目標として「介護給付費・介護保険料の増大の抑制」が掲げられているものの、具体的な数値目標は記載されておらず、事業目的の達成状況については、「本事業を行うことにより、介護給付費の増大の抑制に資している」と記載されるのみで、達成状況が実績数値などにより具体的に示されていないかった。

この点について、所管課は、介護給付の適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促すことであり、その結果として介護給付費等の増大の抑制につながるもので、定量的な目標ありきで削減する性格のものではないため、数値目標を設定することは難しい、としている。

介護給付額を削減ありきで考える性格のものではない、という点はそのとおりであるが、そのことゆえに、成果目標として定量的な目標を定める必要がないとはいえない。本来給付が必要でなかったサービスの提供を防止することや、事業者が誤って請求した介護サービス料については是正が必要であり、何らかの目標を掲げながら取り組むべき性格のものであると考える。

例えば、本事業の一つである縦覧点検を通じて、事業所の請求が是正された場合は介

⁵⁹ 要介護認定の適正化、ケアプラン点検、医療情報との突合・縦覧点検の3事業

介護給付費が増減した件数や増減額などは、本事業の成果指標の一つといえる。また、ケアプラン点検の事業においては、個々のサービス利用者の個別事情（状況）を考慮したケアプランとなっているか、過不足のないサービスとなっているか、などの観点から居宅介護支援事業者に様々な指摘・助言をしているが、このような指摘・助言の積み重ねによって、ケアマネジメントの質の向上が図られた件数や、前回点検時評価からの向上率などが算出できるのであれば、それも成果指標として考えられるのではないかな。

成果目標に係る定量的な目標設定を行い、目標と実績との対比を行うことによって、実施している施策の妥当性を確認することができる。実績値が目標から遠ざかっている場合、実施している施策が効果的ではない可能性があり、別の方策を検討する端緒にもなり得る。国が定める指針（介護給付適正化計画に関する指針）においても、適正化事業の実施自体を目的とするのではなく、事業実施の効果・目標を具体的に検討し、アウトプット（結果）、アウトカム（効果）も評価できるようにすることを求めている⁶⁰。

近時、特定の都市については、介護保険料が他都市と比較して高額であることがその順位も含めて報道されており、居住自治体の介護保険料額についての市民の関心も高い状況があるといえる。

このような状況に鑑みると、本事業の実施により実現した給付適正化の件数や適正化した割合など、市民に分かりやすい事業の実施成果を示すことによって、介護保険料に対する理解も進むと思われるので、本事業の実施に係る分かりやすい目標数値の設定を検討されたい。

イ[意見 42]事業の成果について

【事実関係】

事業者による介護給付費の請求は、事業者がサービスを提供した翌月に実施されるが、請求額に誤りを生じていた場合には是正を行うのが過誤返戻である。是正は事業者自らが申請することになる。

⁶⁰ 「介護給付適正化計画」に関する指針（令和5年9月12日 厚生労働省老健局介護保険計画課長）4頁

堺市からの依頼に基づく令和5年度の過誤返戻の状況は以下のとおりである。

＜堺市からの依頼に基づく過誤返戻の内訳（令和5年度）＞

区分	件数	過誤金額
【通常過誤】		
居宅	12件	218,689円
居宅介護支援	207件	2,499,338円
特養入所	1件	68,401円
計	220件	2,786,428円
【当月過誤】		
居宅	48件	1,173,880円
予防居宅	3件	3,000円
グループホーム	285件	120,436円
居宅介護支援	926件	1,081,770円
特養入所	215件	1,347,885円
老健入所	1件	11,267円
居宅介護支援	114件	507,159円
計	1,592件	4,245,397円
合計	1,812件	7,031,825円

（出典：堺市提供資料）

全体で7,031千円の過誤が堺市から指摘され、事業者による請求の是正を行っている。

なお、令和5年度における事業者自身の申し出による過誤返戻額は42,059千円である。

【意見】

介護サービス費の総額は令和5年度に82,158百万円に上っているが、堺市の指摘による過誤返戻額7,031千円は全体のおおよそ0.01%に留まることになる。（なお、介護給付等適正化事業のうち、医療情報との突合、縦覧点検は大阪府国保連に委託されており、これらの点検により把握された是正はこの過誤額には含まれていない。）

例えばケアプラン点検は、事業所当たり3年に1度の頻度で実施している。令和4年度

からは、居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証及び高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検といった、より介護給付適正化に軸足を置いたケアプラン点検を開始している。

また、福祉用具購入・貸与調査では、実際の利用者の状態からは想定し難い福祉用具を貸与しているケースを、毎年条件を変更して抽出し、介護支援専門員に通知し、文書での説明を求め、必要時は電話にて聞き取りをしている。

これらの取組について、800億円を超える堺市の介護給付費の規模を考慮すると、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを受けられるよう、体制を強化して点検頻度を増やす、点検範囲を拡大する等により、更に適正化を充実させる必要があるのではないかと考える。

とりわけ保険料が全国的に見ても高い堺市においては、適正化事業の果たす役割は大きく、後期高齢者の増加など、更なる高齢化の進展による介護保険財政の厳しさを踏まえつつも、様々な適正化事業を十分に実施することで、介護給付サービスの適正化を図ることによって初めて、介護保険料の負担について被保険者の理解を得ることができるのではないかと考えるため、更なる取組の強化を検討されたい。

ウ[意見 43]介護給付費の通知について

【事実関係】

介護給付費通知事業は、介護サービスの利用者に対して、年3回、サービス利用実績を郵便で通知するものである。サービス利用者にサービス利用実績を確認してもらうことにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて認識し適正な請求に向けた抑制効果を図ることを趣旨としている。介護給付費通知に対しては、サービス利用者から堺市に随時問合せがあるとのことだが、大半は利用者の認識誤りであり、必要に応じて関係部署に情報共有するなどの対応をしているとのことである。しかし、問合せ内容や、問合せを受けた是正内容などは取りまとめられておらず、当該事業の実施効果は不明である。

【意見】

介護給付費通知事業は、国における介護給付適正化主要5事業の一つとされていたが、一部の保険者から事業の実施効果が感じられないといった意見もあったため、令和6年度より国の主要事業からは外されている。

現状のように、単に給付費の通知を行うだけでは、事業の実施効果が測定しづらいことは事実であり、何らかの形で問合せ内容・結果を取りまとめ、活用すべきではないかと考える。問合せ内容の中には、サービス利用者の勘違いによる問合せなども含まれると思われるが、事業者の架空請求・誤請求など、不正・誤謬の端緒となるものも含まれると思われ、介護給付費の適正化のための重要な情報であるとも言える。集計することによって、頻繁に被保険者から問合せを受ける事業者も把握できる可能性がある。

事業の実施効果の測定及び活用方法の検証のため、介護給付費通知で検出された情報の分析・検討を実施するとともに、その結果を事業者への指導を実施する主体である介護事業者課と共有するための方策（分析結果をまとめたスプレッドシートを定期的に共有するなど）についても併せて検討されたい。

エ[意見 44]パスワードの設定及び管理について

【事実関係】

介護給付適正化事業の一環で、堺市では、給付実績を活用するため、サーバーデータから抽出した施設の入退所情報を、毎月1回、データベースに入力している。

入退所情報を介護保険システムから抽出するための手順書には、当該処理用のIDとパスワードが記載されている。また、その内容は、情報セキュリティの観点から問題があるものであったと言わざるを得ない（その具体的な内容は、この報告書が公表されることから記載を控え、抽象的な記載に留めることとする。以下、本意見部分につき同様。）

堺市によれば、様々なシステムにより、当該処理を行う職員が限定されており、当該処理を行う職員を限定するための様々な処理の最後に介護保険システムの抽出処理にIDとパスワードが設定されたのは、当該処理の実施について慎重を期すべく、処理の実行を実施する際に再度確認するために設定されたものであり、セキュリティ上の理由から

ではないとのことであった。

なお、堺市によれば、ID・パスワードを変更することは多大なコストがかかるため、パッケージベンダーから事実上不可能と言われている、さらに今後のシステム更新の際であってもID・パスワードの変更には同様に変更にかかるコストが膨大となることが予想されるとのことであった。

【意見】

ID・パスワードの設定目的について、堺市は不正なアクセスを防ぐためのものではなく、処理を実行するための実行ボタンのようなものであり、それ以上の目的はないというものの、堺市は、各種データへのアクセスに際しIDとパスワードを設定する場合、その設定内容は情報セキュリティの観点から問題がないものとすべきである。

また、IDとパスワードを同じ手順書に合わせて記載することは情報セキュリティ上相当ではないと言える。ID及びパスワードを同じ手順書に記載する扱いは改めるべきである。

また、仮に、現行のシステムあるいは今後のシステム更新時において IDとパスワードを変更することが事実上できないとすれば、そもそもそのようなシステム設計としたことの当否を検証した上で、今後は情報セキュリティの観点からID・パスワードを設定する目的を達成することが可能なシステムを構築すべきである。

20 家族介護慰労事業【長寿社会部介護保険課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	家族介護慰労事業
所管部局	長寿社会部介護保険課
事業の目的	低所得重度要介護者を介護保険サービスを利用せずに在宅で介護している市民税非課税世帯に属する介護者の精神的及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
事業の対象	低所得重度要介護者を介護保険サービスを利用せずに在宅で介護している市民税非課税世帯に属する介護者（複数の者が介護している場合は、主たる介護者。以下単に「介護者」という。）
事業の内容	低所得世帯に属する重度の要介護者（要介護 4 又は 5 の方）が、一定期間介護保険サービスを利用しない場合、当該高齢者を在宅で介護している同居家族を対象に、当該家族の精神的・経済的負担の軽減を目的として、年 10 万円を支給する。なお、支給決定に係る審査に際しては、必ず各申請者の家庭を訪問し、家族介護の状況の確認や介護サービス利用のご案内等の情報提供を行っている。
開始年度	平成 13 年度
会計区分	介護保険事業特別会計
根拠法令等	介護保険法第 115 条の 45 堺市家族介護慰労金支給事業実施要綱

(2) 事業費の推移・内訳

<過去3年間の事業費推移>

(単位：円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	901,000	901,000	901,000
決算額	700,588	400,336	300,252

<事業費の内訳（令和5年度決算）>

節	決算額（円）	主な内容
報償費	300,000	家族介護慰労金
役務費	252	通信運搬費
(合計)	300,252	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	115,597	地域支援事業交付金
府支出金	57,798	地域支援事業交付金
地方債	0	
その他	0	
一般財源	126,857	
(合計)	300,252	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	慰労金受給者数		
内 容 (結果)	7人	4人	3人

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査における指摘事項等	措置内容	現 状
【意見 11】家族介護慰労金支給事業について事業継続の検討 当該事業は、平成12年度の介護保険制度創設の際に、介護保険とは別の仕組みで寝たきりや認知症の高齢者を介護している低所得の家族介護者に対して、制度以前の介護手当に代わる事業として始まった。当該事業は、以下の要件をすべて満たす家族等介護者の肉体的・精神的負担を緩和するために行政が金銭面で支援するために実施されている。 ・ 低所得世帯員で要介護4又は5の認定を受けていること ・ 原則として介護保険サービスを1年間利用していないこと ・ 在宅で介護していること	制度設計段階から対象者は少数であることを予定してスタートした事業ですが、既に制度発足後12年が経った現在においても、ご指摘どおり、家族等介護者の肉体的・精神的負担を緩和するという事業の意義は認められるものです。 支給の公平性の確保策、当該事業の副次的意義等を含め、他市の状況も注視しながら、事業継続の可否について検討していく予定です。	当該事業では、単に申請者家族の精神的経済的負担の軽減だけでなく、申請者家族宅の訪問調査において、医療機関への入退院状況や申請者家族の状況を調査確認し、本人家族に対し介護保険その他福祉サービスの理解や利用勧奨の他、ケースによっては地域包括支援センター等の相談機関へつなぐ等連携を行っています。事業としての必要性があると考えており、継続して実施していますが、介護者支援と事業ニーズの観点から、事業のあり方については今後も検討が必要であると考えています。

慰労金は介護を主に担っている家族等からの申請に基づいて支給がなされる。そのため、申請のない世帯は、支給の対象にならない。支給対象となる世帯を行政として網羅的に把握することは、以下の点で困難であり、支給の公平性について疑問が残る。 ・ 要介護4又は5の認定を受けながら1年間介護サービスを利用していない者については、医療機関に入院中である者が多くいることが想定される。入院期間は支給要件である在宅介護期間から除くことになっているが、「入院しているかどうか」について、堺市で把握することができない。 ・ 家族等介護者の要件について、必ずしも同居は必要とされていない。そのため、この家族等を堺市で把握することができない。 また、支給件数が極めて少ない状況である。他の政令指定都市でも同様に支給件数は相当程度少ない。 慰労金の支給は、要介護4又は5という重度の介護の認定を受けながら、本人が家族等介護者以外の外部の介護サービスの利用を拒むといった極めて限定的な状況での支給となるため、その件数は必然的に少なくなる。 しかしながら、絶対値としての支給件数は少ないことは事実であり、制度を維持運営するだけで支給額以外にも支給に係る事務手続等の管理コストが発生している。また、支給の公平性の観点についても疑問が残る。 家族等介護者の肉体的・精神的負担を緩和するという事業の意義は認められるも		
--	--	--

のの、今後事業を継続すべきか否かの検討が必要である。		
【意見 12】家族介護支援における行政情報の活用について 家族介護者支援の強化という目標を達成するという観点からは、堺市としては行政情報を活用することが重要であると考ええる。例えば、介護度が高いが在宅で介護をしている世帯、所得水準の低い在宅介護世帯等を区ごとや校区ごとに集計し、家族介護の世帯が多い地域を明らかにし、その情報を地域包括支援センターや民生委員等に周知することによって地域全体で在宅介護を支援するような情報共有の仕組みを構築することが考えられる。より実効性のある家族介護者支援のために、行政情報の活用方法について検討が必要である。	現在も行政情報の提供を行っていますが、より実効性のある家族介護者支援のために、個人情報の取扱いには十分注意を払いながら、更なる行政情報の活用について検討してまいります。	3 か月ごとに、高齢者世帯数や認定者数、認知症高齢者数などの行政情報を地域福祉課及び基幹型包括支援センター、地域包括支援センターに提供し、高齢者支援に活用しています。

(6) 指摘事項等

ア[意見 45]制度継続の必要性について

【事実関係】

本制度は平成12年度から継続して実施されているが、令和5年度の制度利用者は3名に留まっており、令和6年度においても5名が利用しているのみである。

【意見】

平成24年度の包括外部監査においても、当該補助金については事業継続の必要性につき疑問が呈されている。平成24年度の支給対象者は9人であったが、令和5年度の支給対象者は3人まで減少しており、極めて限定した対象者のみに支給されるものとなっている。

本事業が対象とする要介護度4又は5の者で1年間介護サービスを利用していない者は令和5年度で307名に上っており、このうち、1年間に入院したことがある者など、支給対象者から外れる者がどの程度存在するのかは明らかになっていないが、支給対象にな

り得る者は相当数存在すると考えられる。当該制度を知り得た限られた対象者に対してのみ支給することは公平性の観点から問題がある。

また、本事業を運営するために必要となるコストについて、事務事業評価シートでは令和4年度は2,041千円となっており、事業費401千円とは別に人件費1,640千円を要している状態である。10万円の支給のために約40万円の人件費を別途要している状態であり、効率性の観点からも問題があると言わざるを得ない。

介護保険制度がスタートした平成12年から24年が経過した現在において、介護保険制度は広く市民に周知されており、そのような中、介護保険制度を敢えて利用しないという判断は住民の自律的な意思決定である。本制度の対象者はケアプランの作成さえ行えば、いつでも介護保険制度を利用することが可能な状態にある者である。

さらに、堺市が対象者を訪問面談した記録においては、本補助金を受領している家族からのコメントでも「介護の負担感無し」と回答しているケースも見受けられた。

支給対象者にとって本制度が有意である面は否定できないとしても、現在においては、補助金を交付することの必要性は薄れているのではないかと考える。今一度、制度存続の必要性について検討されたい。

21 介護サービス相談員派遣事業【長寿社会部介護保険課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	介護サービス相談員派遣事業
所管部局	長寿社会部介護保険課
事業の目的	介護サービスの提供の場を訪問し、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者を、申し出のあった介護サービス事業所に派遣することにより、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする。
事業の対象	「介護老人福祉施設」、「地域密着型介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」及び特定施設入居者生活介護の指定を受けている「有料老人ホーム・ケアハウス・軽費老人ホーム・養護老人ホーム」（約 110 事業所）
事業の内容	介護サービス相談員は利用者と事業者双方と対等な立場に立ち、両者の間で橋渡し役となって、利用者の不満などをきめ細かく吸い上げ、事業者のサービスの向上に役立ててもらう。 介護保険のサービス事業所などを介護サービス相談員が訪問し、利用者の立場に立ってきめ細かく話を聞く。堺市ではこの事業を民生委員児童委員連合会に委託して実施しており、相談員（民生委員）が 2 名 1 組で月 1～2 回、訪問する。
開始年度	平成 12 年度
会計区分	介護保険事業特別会計
根拠法令等	介護保険法第 115 条の 45 平成 12 年 5 月 1 日老発第 473 号厚生省老人保健福祉局長通知「介護サービス適正実施指導事業の実施について」、平成 18 年 5 月 24 日厚生労働省老健局計画課長通知「介護相談員派遣事業の実施について」最終改正 老発 0529 第 1 号令和 2 年 5 月 29 日厚生労働省老健局計画課長通知「介護サービス相談員派遣等事業の実施について」

(2) 事業費の推移・内訳

<過去3年間の事業費推移>

(単位：円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	0	1, 816, 000	2, 875, 000
決算額	0	1, 523, 505	2, 571, 939

<事業費の内訳（令和5年度決算）>

節	決算額（円）	主 な 内 容
委託料	2,571,939	介護サービス相談員派遣事業委託料
（合計）	2,571,939	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	990,196	地域支援事業交付金
府支出金	495,098	地域支援事業交付金
地方債	0	
その他	0	
一般財源	1,086,645	
（合計）	2,571,939	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	①相談件数 ②介護サービス相談員派遣回数		
内 容 （結果）	①0回 ②0回	①47回 ②24回	①416回 ②72回

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査における指摘事項等	措置内容	現 状
（該当なし）	（該当なし）	（該当なし）

(6) 指摘事項等

ア[意見 46]仕様書と実施内容の不整合について

【事実関係】

本事業は、堺市民生委員児童委員連合会に委託されており、仕様書（介護サービス相談員派遣事業実施業務仕様書）では、施設訪問の予定回数は140回を想定するとされている。

しかし、令和5年度の実際の施設訪問回数は72回に留まっている。その理由として、元々は月に2回の訪問を想定して予定回数を設定していたが、コロナ禍後は施設の要望

を受けて月1回の訪問でも可としたことにより、設定予定回数の半分程度に留まっているとのことである。

1施設当たりの訪問回数が減少するのであれば訪問する施設数を増加させることも考えられるが、訪問を希望する事業者が多くないため困難であったとのことである。

なお、施設訪問回数の減少に伴って、委託料は当初契約額の2,800千円から2,571千円に減額の上、支払われている。

<契約金額の積算内訳と精算額の関係>

(単位：円)

項目	契約額(A)	実際額(B)	差引(B-A)	備考
連絡会議への出席	261,888	241,428	△20,460	連絡会議 12回開催
施設への訪問	381,920	192,324	△189,596	訪問回数 140回→72回 訪問1回につき 1,364円
役員による施設訪問	38,192	40,920	2,728	訪問回数 14回
印刷製本費(※)	218,788	218,788	—	事業報告書製本費等
通信費(※)	35,000	35,000	—	
人件費(※)	1,609,667	1,609,667	—	事務局アルバイト 人件費11か月分
消費税等	254,545	233,812	△20,733	
合計	2,800,000	2,571,939	△228,061	

※業務量にかかわらず固定金額（総価契約）

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

【意見】

令和5年度の状況を踏まえると、仕様書で求める施設訪問予定回数140回の達成は容易でないと言える。また、令和6年度の訪問施設数は14施設であり、訪問回数も80回程度に留まる見込みである。

介護施設の運営はややもすれば閉鎖的になり、虐待やサービスの質の低下を招く可能性がある中で、本事業を推進することにより、第三者視点の介護サービス相談員が定期的に施設を訪問し、サービスを利用する者の話を聞き、相談に応じることの意義は高いと認められる。一方で、受入施設側の協力も必要な中で、実際の施設訪問回数が月2回

の訪問から月1回に減少しているのであれば、仕様書における施設訪問予定回数を月1回に変更した上で訪問対象とする施設数を倍増させるなど、事業の実施効果が低下しないように仕様内容の見直しを検討すべきである。

また、委託料の積算に関して、上表のとおり固定分の割合が大きくなっており、施設訪問回数が見積りの半分程度に留まっているにもかかわらず、委託料は8%しか減少していない。委託料総額のうち6割近くを事務局アルバイトの人件費が占めていることが主な理由である。

連絡会議の開催や報告書の作成など、施設訪問回数にかかわらず固定で発生する業務もあると思われるが、施設訪問回数が減少すれば、事務局における事務手続も減少することが想定され、見積りの妥当性を精査し、予定価格が相当であるか検討すべきである。

22 介護認定事業【長寿社会部介護保険課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	介護認定事業
所管部局	長寿社会部介護保険課
事業の目的	加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、介護が必要な必要量を示す要介護度を認定するもの。
事業の対象	市内に居住する 65 歳以上の方と 40 歳から 64 歳の医療保険加入者
事業の内容	要介護認定申請のあった被保険者に対し、認定調査の実施及び主治医意見書の徴取を行い、介護認定審査会（医療・保健・福祉に関する学識経験者である委員から構成される）へ審査判定を依頼する。審査判定結果に基づき、認定結果を被保険者へ通知する。市内居住の被保険者については、市の認定調査員が調査を行い、市外居住の被保険者については、原則委託調査を行う。
開始年度	平成 12 年度
会計区分	介護保険事業特別会計
根拠法令等	介護保険法第 27 条 堺市介護保険条例・堺市介護保険施行規則・堺市介護認定審査会運営要綱・堺市介護認定審査会審査部会運営要領・堺市介護認定審査会の簡素化に係る実施要領

(2) 事業費の推移・内訳

＜過去3年間の事業費推移＞

(単位：円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	429,374,000	529,833,000	518,878,000
決算額	329,817,914	322,439,505	450,232,698

＜事業費の内訳（令和5年度決算）＞

節	決算額（円）	主 な 内 容
報酬	158,849,200	介護認定審査会委員報酬 会計年度任用職員報酬
職員手当等	386,580	会計年度任用職員期末手当
報償費	66,000	謝礼金
旅費	315,060	費用弁償（通勤費）等

需用費	4,547,998	消耗品費、印刷製本費等
役務費	276,735,874	手数料、通信運搬費等
委託料	7,908,380	訪問認定調査業務委託
使用料及び賃借料	1,423,606	情報システム機器借上料等
(合計)	450,232,698	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	138,000	介護保険事業費補助金
府支出金	0	
地方債	0	
その他	0	
一般財源	450,094,698	
(合計)	450,232,698	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	(未設定)		
内 容 (結果)	—	—	—

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査 における指摘事項等	措置内容	現 状
(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)

(6) 指摘事項等

ア[意見 47]介護認定審査会の運営効率化について

【事実関係】

(ア) 介護認定審査会の概要

介護認定審査会は、被保険者が介護保険サービスを利用する際に必要となる要介護認定を行う機関である。介護認定審査会は区別に93部会が設置されており、区別の審査判定件数及び審査会実施数の状況は以下のとおりである。

＜堺市介護認定審査会の審査判定件数、審査会実施数の状況＞

区	審査判定件数(件)					審査会実施数
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
堺 区	10,310	7,765	9,261	9,817	10,612	401
中 区	7,075	5,128	6,774	7,335	7,621	212
東 区	5,341	3,829	4,985	5,725	5,654	198
西 区	8,474	5,691	7,456	8,487	8,791	296
南 区	9,604	6,649	8,621	10,185	10,945	315
北 区	8,713	6,025	8,105	9,358	9,470	296
美原区	2,243	1,768	2,071	2,329	2,459	82
計	51,760	36,855	47,273	53,236	55,552	1,800

(出典：堺市提供資料)

審査判定件数はコロナ禍の令和2年度～3年度にかけて落ち込んだが、その後は再び増加傾向となっており、令和5年度は初めて55,000件を超えている。審査会は令和5年度には1,800回実施されており、1回当たり30件程度の審査判定を実施している計算となる。

(イ) 審査員の選任・審査会の運営

令和5年度～6年度の審査員として385名が選任されており、職種別の内訳は以下のとおりである。

＜審査員の職種別内訳＞

分 野	人数	資 格
医療分野	121人	医師、歯科医師
保健分野	84人	薬剤師、保健師、助産師、准看護師、理学療法士、作業療法士など
福祉分野	150人	社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員など
保健・福祉分野	30人	保健分野と福祉分野両方の資格がある方
計	385人	

(出典：堺市提供資料)

審査会は区単位で実施されており、区の地域福祉課において審査会の運営事務を行っている。審査会はほぼ毎日開催されており、日によっては2部会が開催されることもある。審査会1回当たり20～30件程度の審査を実施しており、開催時間は2時間程度を要している。

審査会の開催に当たっては、事前の準備作業として、認定調査の実施、認定調査票の確認、主治医からの意見書の取得・確認、審査対象案件（被保険者）の割当て、審査用資料の作成が行われる。

認定調査票と主治医意見書の内容は介護保険の認定システムに取り込まれ、コンピュータ判定（1次判定）が行われる。コンピュータ判定は認定調査票及び主治医意見書上の調査項目の記載内容（身体機能、生活機能、認知機能など）で判定されるが、読込前に認定調査票に記載される定性的なコメントも確認の上、不整合がないかの確認がなされる。また、主治医からの意見書の情報も介護の必要性に関する重要な情報として、審査会資料に含められる。

審査会当日は、初めにコンピュータ判定（1次判定）結果の妥当性について、審査会の審査を受けることになる。審査会による検討の結果、修正を要するものは修正を行った上で、審査会としての最終判定結果（2次判定）を確定させる。

(ウ) 審査の効率化

上記のとおり、審査案件は年々増加しているが、審査を担う審査員を増加させることにも限界があり、一部の案件については審査の簡素化を導入している。段階的に簡素化を進めているが、令和5年9月からは、国のガイドラインを踏まえて、以下のとおり更に簡素化を進めている。

- 簡素化対象から除外する堺市独自項目のうち、「①コンピュータ判定における要介護認定等基準時間が、32分以上50分未満で、要介護度が要支援2又は要介護1である者」について、除外項目から外し、簡素化対象とする。
- 簡素化対象における認定有効期間「36か月」を「48か月」とする。

簡素化の対象となった審査については、コンピュータ判定結果を原則として採用することとしており、審査員において特に確認を要すると判断した案件のみ詳細を

確認している。簡素化の対象件数は令和5年度において9,107件であり、全体の15.6%に留まっている⁶¹。

【意見】

(7) 要介護認定業務のDX化について

現状の要介護認定作業では、要介護認定の1次判定はコンピュータで行われるが、紙資料によって運用されている作業も多い。

要介護認定の調査票は認定調査員が紙の調査票を作成しており、基本調査部分はOCRで情報を読み取り介護認定システムにデータを取り込んでいる。被保険者の定性的な情報（特記事項）については基本的に手書きであり、介護認定システムにテキストデータとして取り込むことはできない。主治医からの意見書についても紙で提出を受けており、審査会資料には手書きの意見書をPDF化したものがそのまま添付されている。審査会で使われる資料も紙資料であり、介護認定システムから出力されるコンピュータ判定資料と、主治医意見書資料などが一組にされ、1部当たり数十枚の紙資料となっている。これらが毎回審査会で複数名の審査員に配布され、審査会終了後には廃棄されることになる。

要介護認定の申請書、認定調査票、主治医の意見書、審査会議事録などの紙資料は5年間保管することが求められており、1か月分だけでも膨大なボリュームとなり、広大な保管場所を要している。堺区役所及び西区役所において要介護認定関係の資料を現認したが、審査判定対象者数及び審査会開催数が各区とも極めて多いこともあり、相当量の紙資料を取り扱っていることを確認した。

また、紙で情報を収集するため、書類の郵送に多くのコストを要しているほか、認定調査票など、紙に記載された情報が誤っていないかどうかを区役所職員がダブルチェック・トリプルチェックにより確認する手間なども発生している。

介護の生産性向上、DX化が求められる昨今において、要介護認定業務もデータ化、ペーパーレス化を通じた事務負担の軽減に取り組む必要があると考える。

⁶¹ 介護申請件数の58,435件を分母として計算している。審査判定件数は55,552件（申請件数よりも少ない）であるが、コロナ禍の臨時的取扱いにより審査判定を経ず、現在と同じ要介護度で認定がなされているものが2,883件あるため、介護申請件数と異なっている。

介護認定調査票の入力をタブレットで行えるシステムは複数の大手システムベンダーが既に提供しており、堺市の介護保険システムと調査票システムを連携することができれば、基本調査項目のチェックなどもシステム上で完結させることができ、手書きのため読み取りできないなどのエラーを回避することができる。調査票の特記事項についても、システムに入力してもらうことで、記載内容の判別ができないといったことも回避できる、将来的には、特記事項を機械学習させることで、基本調査のチェック内容と特記事項の不整合をシステム側で検知することもできるかもしれない。

また、主治医意見書についても作成支援ソフトウェアがリリースされており、これらとシステム連携できれば、介護認定に必要な情報がシステムに集約できることになる。

介護認定業務のペーパーレス化については、審査会資料のペーパーレス化を堺市内部でも検討が開始されているとのことであるが、認定調査のペーパーレス化についても、事務局担当職員のみならず、認定調査票の記入を担う介護認定調査員の負担も軽減することができるものであるため、早期実現を検討されたい。

(イ) 審査会のリモート開催

現状の審査会は、そのほとんどが対面での審査となっている。対面での審査を行う場合、当然ながら審査員に区役所に集まってもらう必要があり、審査資料を紙で準備する必要がある。(ア)で記載したとおり、審査会で使用する紙資料は膨大であり、事務局側においても審査会の準備には相当の時間を要している。

コロナ禍以降、希望する審査員について、リモート会議システムを通じた審査が行われるようになったが、リモート会議を行うケースはそれほど多くないようである。

審査員の意向も確認する必要があるが、(ア)の要介護認定業務のDX化に合わせて、審査会の開催を原則リモート開催とすることを検討すべきではないかと考える。

審査会資料の管理の徹底が求められるが、(ア)で記載した審査資料のデータ化を進めることができれば、資料を郵送する必要もなくなる。また、審査会資料のデータ

も閲覧権限を期限付きで付与する形でクラウド上で確認するなどの形にすれば、リモート会議であっても資料の確認に困ることはない。

リモートによる会議の開催は、コロナ禍以前は極めて限られた場面で実施されていたが、コロナ禍後は社会全体に広く浸透しており、業務の生産性向上に寄与したという意見が多い。裁判審理など、従来リモート会議がなじまないと考えられていた業務であっても、今日ではリモート会議の活用が当たり前となっている。リモート会議に不得手な審査員への対応など一定の障壁はあると思われるが、審査員の移動の手間を省くことができるなどのメリットも多く、また事務方においても審査会運営の大幅な効率化が期待できるので、審査会を原則リモートで開催することを要介護認定業務のDX化と併せて検討されたい。

イ[意見 48]要介護認定までの期間の短縮について

【事実関係】

要介護認定の申請から二次判定までの期間の目標については、介護保険法第27条第11項で、申請日から30日以内に要介護認定しなければならないとされているため、堺市も30日を目標としている。しかし令和5年度は、前年度に新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な要介護認定の取扱いの適用を受けた被保険者の更新申請時期に当たり、申請件数が増加したため認定までに日数を要し、平均で38.8日と目標達成には至っていない。また、認定までの期間短縮は、申請者に対する調査や主治医意見書の取得に時間がかかるなど、堺市の努力だけではいかんともしい部分もある。なお、堺市における令和5年度の認定までに要した日数は、政令指定都市の平均よりは短くなっている。

＜認定までに要した日数（令和5年度）＞

（単位：日）

	新規	更新	区分変更	平均
堺市	37	40.7	35	38.8
政令指定都市平均	40.8	41.0	39.5	40.7

（出典：堺市提供資料に基づき監査人作成）

＜主治医意見書取得日数（令和5年度）＞

（単位：日）

	新規	更新	区分変更	平均
堺市	21.7	21.4	21.0	21.4

（出典：堺市提供資料）

【意見】

上記のとおり、堺市は要介護認定までの期間短縮のために必要な努力をしていることは認めるが、令和5年度においては、理由は別にして法定期限を遵守できていないことは事実である。アで記載した要介護認定業務のDX化なども含め、期間短縮のために一層の努力をされたい。

ウ[意見 49]認定調査委託に係る契約手続の簡素化について

【事実関係】

堺市の要介護認定審査の対象者として、市外に居住する被保険者も対象となる場合がある。そのような場合は、堺市の職員が直接認定調査を行うことができないため、被保険者が居住する地域の居宅介護支援事業者と委託契約（介護保険要介護・要支援認定にかかる訪問調査業務）を締結し、要介護認定のための調査を委託することになる。標準的な委託契約単価は原則3,300円（自施設での調査は2,750円）とされているが、一部の事業者においては別の単価で契約している場合もある。契約先は多岐にわたり契約事務が煩雑となることから、年度当初に、前年度に契約実績のある事業者にいったん単価契約を締結する運用を行っている。

令和5年度当初に契約締結した事業者は180件であり、そのうち、令和5年度内に委託業務が発生しなかった先は47件である。すなわち、47件の契約先は、何ら報酬を得ることなく、契約書、見積書の作成といった事務負担のみを強いられたことになる。また、1件しか委託業務がなかった契約先も31件あり、事務負担に見合っていない。

【意見】

市外の要介護認定調査の委託については契約書及び見積書の作成が求められているが、一方で要介護認定において必要となる主治医からの意見書については、堺市契約規則第28条第2項第1号を根拠に契約書の作成は不要とされ、同規則第12条第2項第5号を根拠に

見積書の徴取も不要とされている。主治医からは請求書を徴するのみである。

主治医意見書について契約書を不要とする根拠として、同規則第28条第2項第1号は以下のとおり規定している。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する契約を締結する場合においては、契約書及び請書の作成を省略し、見積書その他の書類をもってこれらに代えることができる。

(1) その費目が堺市財務規則(平成19年規則第56号)別表第2に規定する役務費に該当する契約で、その契約金額が500,000円を超えないものを締結するとき。

本委託契約は委託費に該当するため上記の規定をそのまま適用することはできないが、同項第3号において、「前2号に定めるもののほか、市長において契約書及び請書を作成する必要がないと認めるとき。」と規定し、契約書を締結しない場合の余地を認めている。契約金額も原則1件3,300円であり、委託内容も定型的な内容であることから、市長の判断により契約書の作成を省略する余地があるようにも思われる。

また、主治医意見書について見積書を不要とする根拠として、同規則第12条第2項第5号は以下のとおり規定している。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が見積書を徴する必要がないと認めるとき。

本委託契約も1件当たりの標準委託金額を堺市として定めており、標準委託金額で契約する事業者については、見積書を徴する意味をほとんど有しておらず、主治医意見書と同様に、市長の判断により見積書の徴取を行わないと整理する余地があるようにも思われる。

いずれにしても、報酬額も低廉であるにもかかわらず契約書の作成など事業者の事務負担が大きく、主治医意見書のような取扱いができないかなど、発注者側としてなるべく事業者の事務負担が軽減されるように配慮することが望まれる。また、堺市においても本契約事務に多大な事務負担を要しており、契約規則に照らして契約書、見積書を作成せずに委託できる余地がないのか、今一度真摯な検討が望まれる。

23 介護保険事業にかかる保険給付費等【長寿社会部介護保険課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	介護保険事業にかかる保険給付費等
所管部局	長寿社会部介護保険課
事業の目的	加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う。
事業の対象	要介護（要支援）認定を受けた被保険者のうち介護サービスを受ける方
事業の内容	【介護給付費】 要介護（要支援）認定を受けた被保険者のうち介護サービスを受ける方（以下「利用者」という。）が、指定介護サービス提供事業者等により行われる介護サービスを受けた場合は、その被保険者に対し、介護保険給付費を支給する。 【高額介護サービス等費】 利用者の自己負担の合計が、一定の上限額を超えたときにその超えた分を高額介護（介護予防）サービス費として、利用者に支給する。 【高額医療合算介護サービス等費】 毎年8月から翌年の7月末までの1年間で、介護保険の利用者負担額と医療保険の一部負担金の合計額から、一定の上限額を超えた場合に、高額医療合算介護（介護予防）サービス費として、利用者に支給する。 【特定入所者介護サービス等費】 市民税非課税世帯に属し、介護保険施設等を利用した方の食費及び居住費（滞在費）について、一定の上限額を超えた額を、特定入所者介護サービス費として支給する。
開始年度	平成12年度
会計区分	介護保険事業特別会計
根拠法令等	介護保険法

(2) 事業費の推移・内訳

<過去3年間の事業費推移>

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	73,491,466,000	78,286,595,000	82,197,310,000
決算額	76,408,054,677	78,796,251,888	82,158,061,190

＜事業費の内訳（令和5年度決算）＞

節	決算額（円）	主 な 内 容
負担金、補助及び交付金	78,104,286,174	介護・予防サービス等諸費
負担金、補助及び交付金	2,472,401,779	高額介護サービス等費
負担金、補助及び交付金	324,063,396	高額医療合算介護サービス等費
負担金、補助及び交付金	1,181,865,254	特定入所者介護サービス等費
役務費	75,444,587	審査支払手数料
（合計）	82,158,061,190	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	19,665,388,118	介護給付費国庫負担金・調整交付金
府支出金	11,143,884,824	介護給付費府費負担金
地方債	0	
その他	22,182,676,520	支払基金交付金
一般財源	29,166,111,728	
（合計）	82,158,061,190	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	（未設定）		
内 容 （結果）	—	—	—

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査 における指摘事項等	措置内容	現 状
（該当なし）	（該当なし）	（該当なし）

(6) 指摘事項等

ア[意見 50]高額介護サービス等費の未償還について

【事実関係】

介護保険サービスを利用し利用者負担が高額になった場合、自己負担の限度額が設けられており、限度額を超過した金額については償還されることになっている（介護保険法第51条）。

高額介護サービス費の償還を受ける場合、「堺市介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」を区役所窓口に提出し、償還金の振込口座を指定して申請する必要がある。なお、一度申請書を提出すれば、以後、高額介護サービス費に該当した場合は申請することなく償還を受けられることになっている。

【意見】

高額介護サービス費の償還払いについて、市が申請勧奨を本人に行ったにもかかわらず、未申請となっている人数は以下のとおりである。

＜高額介護サービス費償還払いの未申請人数＞

区分	年間勧奨人数	未申請人数	未申請率
令和3年4月～令和4年3月分	4,882人	448人	9.2%
令和4年4月～令和5年3月分	5,345人	535人	10.0%
令和5年4月～令和6年3月分	5,560人	704人	12.7%

（出典：堺市提供資料）

高額介護サービス費については10%前後の未申請が生じている。未申請となっている理由として、申請したとしてもわずかな金額しか償還されないなど、敢えて未申請となっているケースも含まれると思われるが、介護サービス利用者の中には注意力や認知能力が低下している方も多いためと考えられ、たとえ市から通知文書が届いたとしても、これらの行政手続を失念するケースも多々あると考えられる。本来償還されるべき額を本人に償還しないまま時効を迎えるのは妥当とはいえず、市として、なるべく未償還が生じないように仕組みを講じるべきと考える。

一案としては、未申請となっている利用者に対して、最初の勧奨から1年後などのタイミングで、再度、勧奨文書を郵送することが考えられる。最初の時点で文書の到来を

認識できず、そのままになっている場合は、二度目の勧奨で手続の必要性を認識する可能性がある。なお、堺市ではサービス利用月単位での高額介護サービス費の支給額の算定が毎月行われ、発生する度に勧奨文書を送っており、介護サービスの性質上、利用する介護サービス量が月ごとに急激に変化することはないことから、大半は未申請の対象者にも複数回勧奨文書の郵送が行われているとのことである。とはいえ、同じ対象月の勧奨を期間を空けて再度行うことに一定の効果はあるのではないかと考える。

手続を行わない本人の自己責任という考え方もあろうが、プッシュ型の社会保障・給付という考え方が徐々に浸透しつつある⁶²昨今において、一步踏み込んだ対応を検討されたい。

⁶² 介護ではなく、子育てに関してであるが、国においてプッシュ型子育て支援の実現が検討されている。(デジタル行財政改革取りまとめ 2024、15 頁 デジタル業税制改革会議 令和 6 年 6 月)
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/pdf/torimatome_honbun.pdf

24 介護保険料徴収事務【長寿社会部介護保険課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	介護保険料徴収事務（被保険者管理事業）
所管部局	長寿社会部介護保険課
事業の目的	介護保険事業に係る給付費の財源の確保
事業の対象	第1号被保険者のうち保険料を滞納している者
事業の内容	滞納保険料の徴収
開始年度	平成12年度
会計区分	介護保険事業特別会計
根拠法令等	介護保険法第129条

(2) 事業費の推移・内訳

<過去3年間の事業費推移>

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	55,494,000	53,028,000	47,519,000
決算額	54,426,531	49,544,157	54,261,305

<事業費の内訳（令和5年度決算）>

節	決算額（円）	主な内容
報酬	43,513,562	会計年度任用職員（区役所の徴収担当）報酬
職員手当等	7,567,973	会計年度任用職員（区役所の徴収担当）期末勤勉手当
旅費	2,508,770	会計年度任用職員（区役所の徴収担当）通勤費等
委託料	671,000	市税等コールセンター運営業務（介護保険料）委託料
（合計）	54,261,305	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主な内容
国庫支出金	0	
府支出金	0	
地方債	0	
その他	0	

一般財源	54,261,305	
(合計)	54,261,305	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	介護保険料徴収率		
内 容 (結果)	97.44%	97.72%	97.81%

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
【指摘1】平成18年度包括外部監査意見・指摘事項に対する措置の見直し（滞納処分の積極的な実施） 介護保険料の滞納金額、収納率の状況が悪化していることを踏まえると積極的に滞納処分を実施しないということは、納付者間でモラルハザードを生じさせることとなり、長期的には現年分の徴収率も悪化することにもなりかねない。また、介護保険料の算定上、徴収率の低下は保険料の増額につながり、最終的には誠実に支払っている納付者の負担を重くすることにつながる。 したがって、現在は、介護保険料の徴収率が94%と他の公租公課と比べて高く、年金受給者の特別徴収が多く占めており、また1件あたりの滞納金額が少額であることから、滞納処分を強化することにより得られる効果が小さいかもしれないが、中長期的に見れば、現在抱えている滞納処分に移行すべき悪質な事案を洗い出し、積極的な財産調査と滞納処分を早急に行うべきである。なお、堺市では財産	介護保険は、制度上、保険料の賦課について、被保険者の負担能力に応じて、保険料負担を求めています。また、保険料の徴収についても、公平性及び介護保険事業の安定した運営の観点から、滞納保険料を少なくする必要があります。本市としましては、平成24年11月から、財産調査を実施しております。また、平成25年4月から、納付勧奨のコールセンターを設置しており、対象者は督促状送付者のうち、納期限内に未納付の被保険者となっています（約10,000人）。今後、関係課とも連携を図りながら、滞納処分を実施していく予定です。	滞納対策としては、納付勧奨のコールセンターにより、督促状送付対象者のうち納期限内に未納付の被保険者に対し、納付勧奨の架電を行っています。また、各区役所の徴収担当職員により、催告書送付対象者に対し個別訪問徴収を実施しています。その他、高額所得者かつ一定期間以上の滞納のある被保険者に対しては、重ねて納付催告書の送付を行い、債権回収を図っています。 滞納処分は、税部門と連携し、税部門での不動産競売事件、破産事件及び差押えによる配当残余金発生の情報提供に基づき交付要求により実施しています。また、今年度は、介護部門独自での差押の実施に向けて、財産調査を行う等、現在取り組んでいます。

調査を平成24年11月より実施している。		
【意見23】徴収担当職員の人員体制の整備について 介護保険料の徴収業務は、本庁及び各区役所の地域福祉課介護保険係で所管されているが、徴収業務のみに従事する常勤職員はいない。他の介護保険に係る業務を行いながら、徴収業務を並行して行っている。そのため、常勤職員が行う徴収業務は、市役所又は各区役所に来所した納付者や滞納者の相談が主となっており、財産調査などの積極的な滞納処分を行う体制が整っていない状態である。 今後の更なる高齢化と介護保険料の上昇により、滞納金額が増加することが想定される。このままの体制では不納欠損金額が増加することによって徴収率が低下し、その分の保険料が上昇するというスパイラルに陥ることにもなりかねない。 よって、悪質な介護保険料の滞納については、滞納処分をもって対応することが必要であり、そのためには、他の業務と並行して滞納整理を進める職員のみではなく、専門的な職員を配置することが望ましいと考える。	ご意見のとおり、積極的な滞納処分を行う体制が整っているとは言えず、本庁及び各区役所において、専門的な職員の配置は望ましいものと考えています。 要員管理計画のもと、事務改善も含め、今後、創意工夫を図っていく必要があると思っております。	徴収事務のみに従事する常勤職員の配置は実現していませんが、会計年度任用職員の徴収担当職員を配置し、催告書送付対象者に対し個別訪問徴収を実施しています。また、今年度は、介護部門独自での差押の実施に向けて、財産調査を行う等、現在取り組んでいます。
【意見24】債権回収対策室との連携強化について 債権回収の強化を目的とする債権回収対策室では、未収金の早期解消に向け、市税と国民健康保険料を中心に回収するとともに、法的措置の実務指導など債権回収事務の支援・助言を行っており、悪質な滞納と判断された事案については、債権回収対策室と積極的に連携を図るなど回収を強化すべきである。	平成24年11月から、財産調査を実施しております。また、平成25年4月から、納付勧奨のコールセンターを設置しており、対象者は督促状送付者のうち、納期限内に未納付の被保険者となっています（約10,000人）。 今後、債権回収対策室とも積極的に連携を図り対応していく予定です。	組織改正により、現在、債権回収対策室は存在していませんが、税部門と連携し、税部門が実施する不動産競売事件や差押えによる配当残余金に対し、交付要求を実施しています。

(6) 指摘事項等

ア[意見 51]滞納介護保険料の徴収について

【事実関係】

(7) 介護保険料の賦課・徴収事務の概要

a 介護保険料の賦課⁶³

(a) 賦課の対象

毎年4月1日に次の①又は②に該当する者

- ① 本市の区域内に住所を有する第1号被保険者（65歳以上の者）
- ② 本市の区域外に住所を有する第1号被保険者のうち、住所地特例により本市が保険者となっている者

保険者資格を有する期間に応じ、月割りで保険料を賦課する。

(b) 賦課の事務の流れ

① 算定の基礎となる所得金額等の把握

税部門からのデータ連携により（市町村民税の課税期日たる1月1日時点において他市町村に住所を有していた者にあつては当該市町村に照会することにより）、所得金額等を把握する。

② 保険料の賦課

①で把握した所得金額等を所得段階（第1段階～第16段階）に当てはめ、当該所得段階に応じた年額の保険料額を決定し、賦課する。

⁶³ 40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）については、医療保険の保険者が賦課徴収する保険料の中に介護保険分が含まれている。

b 介護保険料の収納管理の概要

徴収方法	対象者	備考
特別徴収	年金を年額 18 万円以上受給している第 1 号被保険者	各年金保険者が特別徴収義務者として保険料を徴収する。特別徴収に係る事務は、各都道府県の国民健康保険団体連合会を経由して行う。原則、年金からの天引きによる徴収方法となる。
普通徴収	年金が年額 18 万円未満の第 1 号被保険者	納付書、口座振替等による徴収。生活保護費として介護保険料相当分の支給を受けている者については、当該介護保険料相当分の生活保護費を本人に支給するのではなく、直接市町村に支払う（代理納付）。

収納情報は介護保険システムに取り込み、堺市において収納状況を管理する。

c 介護保険料の滞納整理

(a) 督促状の送付

納期限までに保険料を納付しない者に対し、督促状を送付する。

(b) 催告書の送付等の収納対策

督促状を送付してもなお保険料を納付しない者に対し、催告書の送付、コールセンターによる納付勧奨、徴収員による訪問徴収、長期滞納者への個別納付勧奨などの徴収対策や滞納処分を実施する。

(c) 給付の制限

介護保険では特別な事情もなく一定期間保険料を滞納した場合、次のように保険給付が制限される。

滞納期間	措置の内容
保険料を 1 年以上滞納した場合	介護サービスの利用料をいったん全額支払い、後日市に請求して、保険給付費（本来の自己負担を除く費用）を受けことになる。
保険料を 1 年 6 か月以上滞納した場合	払戻しの申請をしても支払（一部または全部）ができなくなる（給付の一時差止め）。さらに一時差止めしている給付額から、保険料滞納額を控除する。
保険料を 2 年以上滞納した場合 (納期限から2年経過)	未納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が3割または4割に引き上げられる。また、高額介護サービスが支給の対象外となる。

(イ) 債権管理の対象となる部分

特別徴収の場合、特別徴収対象者から保険料を徴収する責任は年金保険者が負っているため、その徴収率は必ず100%となる。これに対し、普通徴収による場合は、被保険者が銀行などの窓口で納付書により納付するか口座振替により納付することとなる。したがって、介護保険料の滞納が発生する可能性があり、債権管理の対象となるのは、第1号被保険者のうち、普通徴収により徴収しているものということになる。

(ウ) 徴収額・不納欠損額の推移

堺市における令和元年度から令和5年度までの介護保険料の徴収率及び不納欠損額の推移は次のとおりである。

<介護保険料の徴収率及び不納欠損額の推移>

【令和元年度】

	調定額 (円)	収入額 (円)	徴収率 (%)	不納欠損額 (円)
現年分	17,218,314,900	17,065,527,900	99.11%	0
滞納繰越分	536,405,030	55,102,480	10.27%	221,877,030
計	17,754,719,930	17,120,630,380	96.43%	221,877,030

【令和2年度】

	調定額 (円)	収入額 (円)	徴収率 (%)	不納欠損額 (円)
現年分	16,686,617,960	16,561,031,210	99.25%	0
滞納繰越分	442,650,950	52,714,800	11.91%	160,070,160
計	17,129,268,910	16,613,746,010	96.99%	160,070,160

【令和3年度】

	調定額 (円)	収入額 (円)	徴収率 (%)	不納欠損額 (円)
現年分	17,066,488,280	16,958,094,700	99.36%	0
滞納繰越分	385,490,920	47,015,569	12.20%	143,740,800
計	17,451,979,200	17,005,110,269	97.44%	143,740,800

【令和4年度】

	調定額 (円)	収入額 (円)	徴収率 (%)	不納欠損額 (円)
現年分	17,000,254,170	16,907,531,260	99.45%	0
滞納繰越分	338,808,891	36,942,530	10.90%	122,134,570
計	17,339,063,061	16,944,473,790	97.72%	122,134,570

【令和5年度】

	調定額 (円)	収入額 (円)	徴収率 (%)	不納欠損額 (円)
現年分	16,876,326,310	16,779,333,710	99.43%	0
滞納繰越分	317,652,631	37,957,356	11.95%	110,285,561
計	17,193,978,941	16,817,291,066	97.81%	110,285,561

(出典：堺市提供資料)

また、同期間における不納欠損の内訳は以下のとおりである。

理由		令和元年度		令和2年度	
		人数(人)	件数(件)	人数(人)	件数(件)
資格喪失	死亡	728	3,377	708	3,094
	職権消除	139	923	100	631
	転出(出国)	468	2,314	437	2,192
	職権喪失	13	65	8	34
	小計	1,348	6,679	1,253	5,951
無資力・居所不明等		5,678	34,879	4,722	23,193
合 計		7,026	41,558	5,975	29,144

理由		令和3年度		令和4年度	
		人数(人)	件数(件)	人数(人)	件数(件)
資格喪失	死亡	582	2,195	461	1,911
	職権消除	119	621	105	577
	転出(出国)	323	1,419	237	993
	職権喪失	8	44	5	19
	小計	1,032	4,279	808	3,500
無資力・居所不明等		4,014	20,585	3,520	17,891
合 計		5,046	24,864	4,328	21,391

理由		令和5年度	
		人数（人）	件数（件）
資格喪失	死亡	415	1,683
	職権消除	139	786
	転出(出国)	213	946
	職権喪失	4	14
	小計	771	3,429
無資力・居所不明等		3,086	15,799
合 計		3,857	19,228

（出典：堺市提供資料）

（エ）徴収事務の体制

堺市では、滞納介護保険料の徴収事務を公募型プロポーザル方式により選定された事業者へ委託し、公権力の行使に当たらない範囲で電話による納付案内や受電対応、非応答者等に対する催告書の作成・送付、口座振替の勧奨、給付案内に伴う簡易な制度説明等のコールセンター運営業務を行っているほか、堺市自体では、介護保険課が総括的な事務を行い、各区役所の地域福祉課が実際の業務に当たっている。その人員体制は、介護保険課資格係の担当が常勤職員4人、会計年度任用職員2人（賦課、資格管理業務も兼務）、各区役所地域福祉課の資格徴収担当が各区常勤職員2～3人、徴収担当会計年度任用職員が1～2人である。なお、徴収担当会計年度任用職員による令和5年度における訪問徴収の実績は以下のとおりである。

＜令和5年度訪問徴収実績＞

区	訪問人数 （人）	訪問面談 人数（人）	徴収結果						
			徴収人数 （人）	A. 現年分		B. 滞納繰越分		合計（A+B）	
				件数 （件）	金額 （円）	件数 （件）	金額 （円）	件数 （件）	金額 （円）
堺	4,371	1,957	743	546	3,072,360	465	2,770,190	1,011	5,842,550
中	1,095	505	317	297	1,606,410	210	808,250	507	2,414,660
東	1,166	309	126	69	383,400	98	524,990	167	908,390

西	3,002	691	460	304	1,564,280	284	1,336,920	588	2,901,200
南	3,209	1,100	302	205	842,900	485	2,023,340	690	2,866,240
北	3,234	1,628	514	405	2,214,040	372	2,032,710	777	4,246,750
美原	1,628	594	118	123	511,710	67	346,290	190	858,000
全体	17,705	6,784	2,580	1,949	10,195,100	1,981	9,842,690	3,930	20,037,790

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

また、滞納介護保険料の徴収事務全体を網羅するマニュアル等はないが、「訪問徴収事務の流れ」、「分納マニュアル」及び「差押えの流れ」が作成されている。

「差押えの流れ」に記載された完納までの流れは以下のとおりである。

保険料の納入通知書送付（年に2回 暫定4月、確定7月） ⇒ 各納期限経過 ⇒ 督促状送付 ⇒ 一定期間経過 ⇒ 財産調査 ⇒ 最終催告（※） ⇒ 財産差 押え ⇒ 取立て ⇒ 配当 ⇒ 完納 ※ 最終催告は差押えの必須要件ではない。

堺市では、税部門で取得した強制換価手続の情報（不動産競売事件及び破産事件開始のリスト、税部門による差押え後の残余金発生リスト）について税部門から連携を受け、介護保険料の滞納者が該当する場合、各部門が交付要求を行っているが、滞納処分による差押えは、所管課によれば今後は行う予定とのことであるが、これまで行われていない。

(オ) 現状

令和5年度において、堺市の介護保険料の徴収率は、現年分については政令指定都市20市中13位であるが、滞納繰越分については政令指定都市20市中最低位である。政令指定都市における滞納繰越分の徴収率は平均約22.7%であり、30%超の徴収率となっている政令指定都市も複数あるところ、堺市は調定額約317百万円に対し11.95%と平均を大きく下回る結果となっている。

介護保険料の滞納者の多くは普通徴収の対象者であり、年金の年額は18万円以下であって、介護保険料を滞納している場合、十分な資力を有していないことも多いことが見込まれる。また、1件当たりの滞納金額は少額であることが多いため、滞納処分を強化することにより得られる効果が小さいかもしれない。しかし、介護保険料の納付は公平な分担、モラルハザード防止の観点からも重要であるし、徴収率の低下は

将来的な保険料の増額にもつながりかねない。また、当該滞納者自身にとっても、介護保険料の滞納が続いた場合、保険給付の一時差止めや給付額の減額等、本来利用者が受けられる介護給付の制限がなされ、結果として滞納者に不利益が生じることもある。

堺市においては、「訪問徴収事務の流れ」、「分納マニュアル」及び「差押えの流れ」は作成されているものの、滞納介護保険料の徴収事務全体を網羅するマニュアル等はなく、「差押えの流れ」に記載されたとおりの完納に向けた滞納処分も行われていない。

現在、堺市では債権回収対策室は廃止されているものの、弁護士が任期付職員として配置されているのであるから、そのような専門知識を持った職員を活用するなどして、平成24年度包括外部監査においても指摘されたとおり、滞納介護保険料について現在抱えている滞納処分に移行すべき悪質な事案を洗い出し、滞納処分による差押えを含め、積極的な徴収を早急に図ることが重要である。

【意見】

堺市は、滞納介護保険料の徴収に向けて、職員が準拠すべきマニュアル等を作成し、これに基づき、滞納処分による差押えを含め、積極的な徴収を図るべきである。

イ[意見 52]コンビニエンスストア等における納付について

【事実関係】

堺市では、普通徴収による介護保険料の納付は金融機関の窓口で納付書により納付するか、口座振替により納付する扱いとしている。

これに対し、堺市は、市税の納付については、金融機関窓口での納付や口座振替・自動払込みによる納付のほか、コンビニエンスストア等での納付、Pay-easy（ペイジー）（金融機関のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング）を利用した納付、スマートフォン決済アプリ（モバイル決済）を利用した納付、地方税お支払サイトを經由した納付（クレジットカード等での納付）を認めている。

現在の金融機関窓口等での納付以外の方法を認めるためにはシステム改修等の費用が

掛かる可能性があるとしても、その費用負担が過大でない場合には、前記のとおり、堺市の普通徴収による介護保険料の徴収率は他都市と比較して決して高いとは言えないことからすれば、市民にとって利便性の高い様々な納付方法を認めることは徴収率の向上に寄与すると考えられる。

【意見】

堺市は、介護保険料の納付について、コンビニエンスストアでの納付等様々な納付方法を認める扱いとすることを検討すべきである。

ウ[意見 53]滞納者が死亡した後の徴収事務について

【事実関係】

堺市では、介護保険料の支払義務を負っている者が滞納したまま死亡していることが判明した場合、同一住所の相続人宛に催告を行っているが、それでも支払われない場合、特に戸籍等による相続人調査までは行わず、それ以上の回収方法を講じることはしていない。そして、その後、相続人による納付がなされない場合、時効期間の経過後、時効による消滅を理由とする不納欠損をしている。

しかし、滞納者については、相続人調査を行い、積極的に相続人から相続割合に応じ滞納保険料の回収を図ることが原則であり、特に高額な滞納がある場合にはその必要性は高い。

この点、介護保険料については、介護保険法上、世帯主及び配偶者が連帯納付義務者として規定されている。したがって、連帯納付義務者が判明している場合には、連帯納付義務者に対する徴収を行う方策が考えられる。

また、相続人の有無、その氏名・住所等の情報を税部門と連携し、共有することは差し支えない。

このほか相続人の代表者から高額療養費や葬祭費の支給申請があった場合には、その情報を連携し、相続人に対し滞納介護保険料の納付を直接促すなどの方策も考えられる。

【意見】

堺市は、介護保険料の支払義務を負う者が死亡した場合、未納保険料について、相続人又は連帯納付義務者に対する徴収をより積極的に行うべきである。

25 住宅改修支援事業【長寿社会部介護保険課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	住宅改修支援事業
所管部局	長寿社会部介護保険課
事業の目的	居宅介護支援等の提供を受けていない要介護等認定者が、住宅改修費の支給申請を円滑に行うことができる環境を整備する。
事業の対象	居宅介護支援等の提供を受けていない要介護等認定者の住宅改修費支給申請に係る理由書を作成した介護支援専門員等
事業の内容	住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した場合、住宅改修理由書作成支援手数料として、1件につき2,000円を理由書作成者に対し支払う。
開始年度	平成12年度
会計区分	介護保険事業特別会計
根拠法令等	介護保険法第115条の45 堺市介護保険住宅改修支援事業実施に関する要領（平成25年4月1日施行）

(2) 事業費の推移・内訳

＜過去3年間の事業費推移＞

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	540,000	500,000	400,000
決算額	282,000	326,000	328,000

＜事業費の内訳（令和5年度決算）＞

節	決算額（円）	主な内容
役務費	328,000	手数料
(合計)	328,000	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主な内容
国庫支出金	126,280	地域支援事業交付金
府支出金	63,140	地域支援事業交付金
地方債	0	
その他	0	
一般財源	138,580	

(合計)	328,000	
------	---------	--

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	(未設定)		
内容(結果)	—	—	—

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)

(6) 指摘事項等

ア[意見 54]支給申請書の記載内容の確認の徹底について

【事実関係】

本事業に基づき手数料の支払を受けようとする者は、堺市介護保険住宅改修支援手数料支給申請書により市長に申請を行う必要がある。この点、申請書には、申請者の所在地（住所）、事業所名（氏名）、代表者名、理由書作成者氏名、理由書作成者の職種を記載した上、被保険者及び理由書の作成日等及び振込先を記載することとされている。しかし、監査人が閲覧した地域包括支援センターの申請書においては、理由書作成者氏名及び理由書作成者欄が空欄であった。

本事業の根拠である堺市介護保険住宅改修支援事業実施に関する要領によれば、支給対象者は、以下のとおりとされている。

第2条 手数料の支給を受けることができる者は、介護保険法（平成9年法律第123号）第45条及び第57条による住宅改修を行う場合に、平成12年3月8日付け老企第42号厚生省老人保健福祉局企画課長通知に規定する理由書（以下単に「理由書」という。理由書作成日の属する月に居宅介護支援及び介護予防支援の提供を受けていない要介護（支援）認定を受けた被保険者に係るものに限る。）の作成を行った介護支援専門員の属する指定居宅介護支援事業所（当該介護支援専門員が指定居宅介護支援事業所に属さない場合にあっては当該介護支援専門員）、及び作業療法士等の専門的知識を有すると認められる者とする。

すなわち、要領上、支給対象者について、介護支援専門員及び作業療法士等の専門的知識を有すると認められる者が理由書を作成していることが要件とされており、地域包括支援センターの職員であればどのような者が作成してもよいとはされていない。この点、堺市居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給に関するマニュアルによれば、理由書を作成することができる者の職種として、ケアマネジャー（当該被保険者の担当ケアマネジャー以外の方）、地域包括支援センター職員、作業療法士、理学療法士、福祉住環境コーディネーター2級以上が挙げられているが、要領における記載とは必ずしも一致しているとは言えない。

また、当該申請書においては、申請者は地域包括支援センターとされながら、振込先はその運営団体である社会福祉法人とされていた。

【意見】

支給対象者の要件について、マニュアルにおける記載は、要領における記載と一致することが必要である。

また、地域包括支援センターと社会福祉法人は、後者が前者の運営団体であるとはいえ別団体であり、申請者と振込先の関係性が申請書面において明らかになるべきである。

したがって、堺市は、支給対象者の資格について改めて検討の上、必要に応じて要領において支給対象者の要件をより具体的に定義するとともに、申請書が提出されたときは各記載が適正になされているか都度確認することを徹底すべきである。

26 老人福祉施設整備【長寿社会部介護事業者課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	老人福祉施設整備
所管部局	長寿社会部介護事業者課
事業の目的	対象法人に対し、堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、施設整備等の一部の補助及び開設準備支援補助を行い、介護施設、地域介護拠点の整備を推進することを目的としている。
事業の対象	堺市内で、堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会等の審査を経た老人福祉施設等を整備する法人を対象としている。
事業の内容	○公募で選定した法人に、施設整備補助及び開設準備支援補助を行う。 ・施設整備補助：広域型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等を対象に、施設整備費の一部について補助を行う。 ・開設準備支援補助：開設時から安定した質の高いサービスを提供できる体制等の整備を支援するため補助を行う。 ○簡易陰圧装置整備補助：高齢者施設等において、施設内での新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、簡易陰圧装置整備補助を行う。 ○多床室の個室化改修補助：高齢者施設等において、施設内での新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多床室の個室化改修補助を行う。
開始年度	平成 18 年度
会計区分	一般会計
根拠法令等	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（国要綱） 大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱（大阪府要綱） 堺市老人福祉施設等整備補助金交付要綱 堺市地域介護・福祉空間整備補助金交付要綱 堺市介護サービス継続支援事業補助金交付要綱

(2) 事業費の推移・内訳

<過去3年間の事業費推移>

(単位：円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	262, 554, 000	936, 092, 000	1, 552, 379, 000
決算額	190, 669, 000	361, 181, 000	802, 902, 000

<事業費の内訳（令和5年度決算）>

節	決算額（円）	主 な 内 容
負担金、補助及び交付金	802,902,000	堺市老人福祉施設等整備補助金 ・特別養護老人ホーム（創設）296,960千円 堺市地域介護・福祉空間整備補助金 ・開設準備支援 75,451千円 ・安全対策等強化事業 5,857千円 ・認知症高齢者グループホーム等防災改修支援事業 12,574千円 ・多床室の個室化改修 346,390千円 堺市介護サービス継続支援事業補助金 ・感染拡大防止事業（簡易陰圧装置整備）65,670千円
（合計）	802,902,000	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	16,479,000	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
府支出金	487,511,000	地域医療介護総合確保基金補助金
地方債	277,100,000	社会福祉施設整備事業債、施設整備事業債
その他	0	
一般財源	21,812,000	
（合計）	802,902,000	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	①広域型特別養護老人ホーム整備床数 ②認知症高齢者グループホーム整備床数		
内 容 （結果）	①88床 ②0床	①0床 ②45床	①86床 ②0床

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
【意見 18】長期的な施設整備計画の策定について 堺市では、介護施設を含め	第4期及び5期事業計画による整備計画により、地域密着型特別養護老人ホームに	・令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画では、介

た高齢者の住まいや施設の整備について、介護保険事業計画の策定に当たり、3年間の将来計画は策定しているが、それ以上の長期的な計画を策定していない。 その理由として、堺市は介護保険制度が3年ごとに改正され、制度が大きく変動することや国の基本指針や大阪府の計画と整合を図る必要があるため、長期的な施設整備計画を策定することは困難であるとしている。 確かに、介護保険制度は3年ごとに大きく制度内容が改正されている。例えば、定期巡回型訪問介護看護事業は、平成24年度の改正により、新たに開始された事業であり、前期（第4期）介護保険事業計画では行われていなかった介護保険サービスである。 しかしながら、現在は高齢者数が増加しているため、新たな施設が必要となっているが、将来的には人口の減少とともに高齢者数も減少することが考えられ、また今後の介護保険事業に対する厚生労働省の方針も、「施設」から「在宅」に移行することも示されており、現時点の高齢者数やニーズ量に対応した施設整備を今後も継続することは、将来的な施設の過剰につながることを予想される。 したがって、現時点の最適な施設の整備数のみではなく、将来的な予測も踏まえた施設の整備計画を策定することが必要である。	については、各区域に1か所の整備を進めております。 （東・美原区は1施設）。これらの施設が地域包括ケアシステムの中核となり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の介護サービスとともに包括的に機能し、地域社会全体で高齢者を支えるシステム作りを進めております。このシステム構築のためには、第5期までの整備計画による施設整備が必要不可欠なものであると考えております。 第6期以降の整備計画は、ご意見のように、将来的な施設の過剰につながらないように、長期的な観点から、総合的に検討していきたいと考えております。	介護保険施設等の整備に係る介護サービス量等の見込みの算出に当たっては、令和32年度までの被保険者数及び特別養護老人ホームの入所対象となる要介護3～5の高齢者数の推移等、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みを踏まえ策定している。 ・また、厚生労働省の指針を踏まえ、居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスのさらなる普及等、地域の実情に合わせた在宅サービスの整備を推進している。
【意見 19】新施設の設置場所の選定について 第5期介護保険事業計画における、各施設の設置地域の決定に係る堺市の基本的な考えは、地域間で均等に施	特別養護老人ホーム等の介護施設は、地域住民の高齢者ケアの拠点となる施設であり、高齢者介護の専門知識を持つ施設と、地域の防災やコミュニティの能力を	・令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画では、特に地域密着型のサービスについては、日常生活圏域による事業所等の整備の偏り

設数（床数）を整備するとしている。 堺市では、第5期介護保険事業計画の策定に当たり、施設の待機者を把握し、要介護度別の増加率を加味して必要な整備数を見積っている。 この際、施設の設置場所の選定については、施設サービスの種類ごとに上記の基本的な考えに基づいて選定しているが、これらは、主として地域間での施設数（床数）の偏在性をなくすことを目的とした考えであり、待機者の多い地域や高齢化率が上昇している地域などのニーズは設置場所の決定に当たり考慮されていない。 したがって、今後は、地域間で均等に施設数（床数）を整備するのではなく、地域ニーズを把握し、それに見合った施設数（床数）を整備することが必要である。	持つ自治会等が相互に補完し合い交流することで、有機的な関係を築くことが必要な施設です。 よってこの施設の存在は、地域住民にとって一定の利益や負担が生じることになり、それらが過度にならないようにするためには地域偏在の解消が必要と考えております。 第5期事業計画までの地域密着型特別養護老人ホームの整備は、ご指摘のとおり各区に1か所（東・美原区は1か所）整備していく計画ですが、単純に分散配置をするというのではなく、地域包括ケアシステムの拠点として、入所者のみならず周辺地域の高齢者にとっても有用な施設であるということ念頭において整備しております。 なお、この第5期事業計画をもって、地域密着型特養の整備が一旦完了しますので、その後の整備計画については、ご意見のとおりニーズに基づいた最適地の検討が必要と思われます。	を改善すべく、未整備の日常生活圏域を中心に整備を進める計画としている。 ・日常生活圏域は、介護保険事業計画に基づき定める高齢者の日常生活において基本的な単位となる圏域である。日常生活圏域の設定に当たっては、地域の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備状況等を総合的に勘案し設定している。
--	--	--

(6) 指摘事項等

ア[意見 55]高齢者施設の整備目標達成に向けた取組について

【事実関係】

- (ア) 堺市は、堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）に基づき、以下のとおり高齢者施設を整備する必要があると判断している。

＜令和2年度に存在する待機者の実数を基に令和5年度末の待機者見込みを算出し、当該見込みに対しサービス提供がかなう整備数＞

		①	②	③	④	⑤	⑥
		R3.4.1時点 実績	R5年度末 目標	目標増加数 (=②－①)	R5年度末 実績	実際増加数 (=④－①)	目標実績 比較
①	施設定員合計	8,939	9,798		9,603		
-	介護老人福祉施設	2,969	3,249	280※2	3,143	174	△106
-	介護老人保健施設	1,795	1,795	0	1,795	0	0
-	介護医療院	48	48	0	48	0	0
-	地域密着型介護 老人福祉施設	327	356	29	327	0	△29
-	認知症高齢者 グループホーム	1,319	1,373	54	1,346	27※4	△27
-	養護老人ホーム	190	190	0	190	0	0
-	軽費老人ホーム	515	515	0	515	0	0
-	その他施設※1	1,776	2,272	496※3	2,239	463	△33
②	必要定員	9,249	9,798		9,798		
③	定員不足(入居待ち 人員数)(=②－①)	310	0		195		

※1 特定施設入居者生活介護

※2 280人分＝第8期計画 200人分＋第7期計画80人分

※3 496人分＝既存の特定施設（有料老人ホーム、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者
向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム）からの転換454人分＋新設42人分

※4 27人分＝第8期計画期間（令和3～5年度）中に新設45人分＋廃止▲18人分

※ 表中にない事業所の整備数

- ・小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護 116人分
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 2事業所（60人分）

（出典：堺市提供資料に基づき監査人作成）

令和5年度の目標値は、第8期堺市介護保険事業計画（令和3～5年度）において
令和2年度に存在する待機者の実数を基に令和5年度末の待機者見込みを算出し
（特別養護老人ホーム 676人＋認知症高齢者グループホーム 71人－開設予定施設
等の定員数 193人＝554人）、当該見込みに対しサービス提供が叶う整備数（501
人）を算出したものである。なお、介護老人福祉施設については、第7期堺市介護

保険事業計画における未整備施設数80人分を加えたものである。

なお、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所については、整備数を介護保険事業計画に定めていない。

(イ) 堺市では、老人福祉施設整備補助事業（広域型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等を対象とする施設整備費の一部補助及び開設準備支援補助）については、公募で事業者を選定することとしており、その他の整備補助については、国及び大阪府からの意向調査に基づき、市内対象事業者へ堺市ホームページにて募集を行っている。

上記のうち、堺市が事務事業評価シートにて公表する介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）及び認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備達成状況は以下のとおりである。

広域型特別養護老人ホーム	常時介護が必要で在宅生活が困難な高齢者等に対して、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を提供する、定員30人以上の施設			
	(単位：床)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	目標値	90 ※1	32	192
	実績値	88	0	86
	達成率	98%	0	45%
認知症高齢者グループホーム	※1 90人分＝第7期計画80人分＋ショートステイからの転換10人分			
	※2 112人分＝第8期計画80人分＋ショートステイからの転換32人分			
	認知症（比較的安定した状態）で介護が必要な高齢者等が5～9人で共同生活を営む住居で、家庭的な環境のもとで入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス			
	(単位：床)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	目標値	0	54	9
	実績値	0	45	0
	達成率	0%	82%	0%

※第8期堺市介護保険事業計画（令和3～5年度）期間中に1事業所（定員18人）が廃止

（出典：令和5年度事務事業評価シート）

(ウ) 上記のとおり、堺市の各施設の整備状況はほぼ目標を達成した年度もあるものの、いまだ必要とする床数の整備には至っていない。

各補助事業は、堺市のホームページにおいて、令和3年度に実施した整備事業者の募集（第8期堺市介護保険事業計画（令和3～5年度）初年度）では、約2か月半掲示することにより周知を図っている。また、令和6年8月から実施する堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）に基づく施設整備事業者の募集については、増床・転換の区分で2か月以上、新設の区分で3か月以上の募集期間を確保している。また、施設整備計画を位置付ける堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、策定に当たり堺市社会福祉審議会及び高齢者福祉専門分科会において調査審議されるものであり、当該調査審議の経過は、その都度、堺市ホームページにて公表されており、上記プロセスを経て作成された計画案はパブリックコメントを実施後、適宜意見を反映した完成版が堺市ホームページにて広く周知され、関係機関等においても冊子が配架され閲覧が可能とされている。堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、社会福祉法人をはじめとする施設整備事業者における認知度が高く、当該計画に位置付けられた施設整備計画についても、上記手続過程で公表される情報を基に、計画段階から様々な意見、要望が寄せられるものとなっていることから、実質的には施設整備に係る周知は事業者募集を始める前から始まっているとのことである。

【意見】

様々な原因があるとしても、計画で示された整備目標が達成されていないことは事実であり、その解消のためには事業者に対する周知をより徹底することが望まれる。

堺市としては、ホームページでの周知期間が十分であるか検討するとともに、既存の市内あるいは府内事業者に対する個別の呼びかけ等ホームページ以外での周知、周辺自治体との情報共有・連携その他様々な方策を検討し、堺市において必要とされる施設の整備に向けた取組を引き続き実施することが必要である。

堺市は、堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく高齢者施設の整備目標を達成できるよう、事業者に対する周知の方法や在り方を検討し、工夫すべきである。

イ[意見 56]事業者による業者選定に競争性を確保するための取組について

【事実関係】

(ア) 堺市地域介護・福祉空間整備補助金は、特別養護老人ホーム等の高齢者施設における生活環境の改善及び安全性の確保のための整備に要する費用の一部並びに創設整備に要する費用の一部を補助するものであり、スプリンクラー等整備事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修支援事業、個室化改修支援事業等の様々な事業に対し補助を行うものである。

(イ) このうち、個室化改修支援事業については、要綱上、以下の定めがある。

(個室化改修支援事業の内容)
高齢者施設等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化改修を行い、府の交付金を受ける整備事業
(補助対象経費)
個室化改修支援事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
(補助金の基準額)
補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と、1,070千円/床の範囲内で市長が認めた額とを比較して少ない方の額（補助率は10/10）
(状況報告等)
(1) 補助事業者は、工事の入札を行おうとするときは、入札の日の5日前までに入札参加業者報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。
(2) 補助事業者は、工事の入札を行ったときは、入札後速やかに入札結果報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。

また、本事業は、大阪府の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金を財源としているが、大阪府「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱」は、以下の定めを設けている。

(交付の条件)
7 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
(5) 都道府県（又は市町村）が、民間等の事業者が実施する事業（以下「補助事業」という。）に対してこの交付金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
ケ 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、都道府県（又は市町村）が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

これを受け、堺市は、本補助金の交付を受けようとする者に対し、事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなどの手続を求めている。

いる。

- (ウ) 監査人は、令和5年度に実施された個室化改修支援事業に対する補助金について資料を閲覧したところ、以下の事実が認められた。

- ・ 令和5年9月22日 事業者から補助金に関する協議書提出

協議書添付の資金計画書によれば、補助金及び工事費はともに79,178,000円であり、補助対象外の資金は0である。

工事費は、申請書に添付された工事業者A社による令和5年9月15日付け工事見積書記載の額と同額である。

- ・ 令和5年11月20日 堺市から事業者に対し補助金交付の内示（内示額79,178,000円）

- ・ 令和5年11月22日 事業者から入札・着工までのスケジュール表等の提出

提出されたスケジュール表の内容は以下のとおり

- 1 令和5年11月22日 理事会において入札実施の決定・公告事項の決定
- 2 令和5年11月23日～同年12月2日 入札参加業者募集の公告、入札参加申請書の受付
- 3 令和5年12月3日 入札参加申請業者の資格審査及び選定、設計図書記載事項の内容決定、予定価格・最低制限価格の決定
なお、決定された予定価格は79,200,000円、最低制限価格は63,360,000円であった。
- 4 令和5年12月4日 入札参加申請業者へ結果通知
- 5 令和5年12月4日～同年12月18日 設計図書等の配布
- 6 令和5年12月19日 入札
- 7 令和5年12月20日 工事業者Aに落札決定（一者入札。入札額は79,178,000円）
- 8 令和5年12月20日 理事会開催（入札実施報告・工事請負契約締結の決定）
- 9 令和5年12月21日 工事請負契約の締結
- 10 令和6年1月15日 工事着工

- (エ) 以上のとおり、本事業者は入札を経て工事業者を選定しているが、選定された工事業者は補助金に関する事前協議において見積りを作成した法人であり、かつ、入札の

結果は一者入札であって、落札額は事前協議における見積額と同額である。

確かに、本事業者は工事業者の選定を一般競争入札により実施しているが、本事業のように100%補助事業の場合、事業者において価格引下げを行う努力が十分に尽くされず、競争性が十分に確保された入札の仕組みが構築されない可能性もある。

【意見】

本件においては、民間事業者保有施設の改修工事という性質上、入札公告を見て入札に参加しようとする業者がどの程度存在するかは不明であり、また、本事業者が入札参加者募集の公告や入札を具体的にどのように行ったかは記録上判然としなかったが、結果を見る限り、本事業者による業者選定において十分に競争性が確保されたとは認め難いと言わざるを得ない。

堺市において、大阪府地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱に基づき、事業者に対し、入札による業者選定を求めるのであれば、その入札の在り方について実質的に競争性を確保できるよう、例えば堺市の指名業者のリストを提供したり、効果的に競争入札を行うための入札期間の設定方法などについて指導等すべきであったというべきである。

したがって、堺市は、補助金を交付するに当たり、補助対象事業者が補助事業に関し行う契約について一般競争入札等による業者選定を求める場合、当該一般競争入札において実質的な競争性が確保されるよう、入札の方法等について積極的に事業者に対し指導等すべきである。

ウ[意見 57]補助対象経費について

【事実関係】

令和5年度において堺市地域介護・福祉空間整備補助金として、91,400千円を社会福祉法人に交付している。

なお、当該補助金の原資は、大阪府から、介護施設等の整備に関する事業補助金（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）として全額が交付されている。

堺市地域介護・福祉空間整備補助金交付要綱5(3)によれば、支援事業について以下の

経費が補助金交付対象となっている。

- ケ 支援事業 施設の開設時に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費であって、開設前6月間に要する次のアからキに掲げる経費
- (ア) 施設開設を目的に設置した開設準備室等に要する経費
 - (イ) 開設前の看護・介護職員等の雇上げ経費（最大6月間の訓練等の期間）
 - (ウ) 開設のための次の普及啓発経費
 - a 地域住民の事業に対する理解を深めるための連絡会等の開催
 - b 利用希望者本人や家族への施設概要説明・処遇内容等の紹介
 - (エ) 職員の募集経費（広報誌発行、説明会開催等の活動費）
 - (オ) 開設の周知・広報経費（パンフレット、ホームページの開設等のPR経費）
 - (カ) 施設開設準備事務経費（経営コンサルティング（会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成等）に要する経費）
 - (キ) その他施設開設の準備に要する経費

【意見】

補助対象経費のうち、備品購入費の内訳について検討を行ったところ、以下の経費が含まれていた。

事業者から提出された内訳の抜粋及び補助対象経費に該当する理由の記載は以下のとおりである。

備品名	金額	理由
介護請求・管理・記録システム	11,000,000円	12月から入居される利用者様の情報入力、プラン等の作成、準備期間中の請求・管理・記録の操作方法の研修を行い、開設と同時にスムーズに業務を行えるようにするため。
勤怠システム	3,300,000円	開設準備期間中に従業員に使用方法を指導し、シミュレーションを行った上で、事務職員が開設後、スムーズに運用・管理ができるようにするため。
社会福祉法人会計ソフト	3,152,600円	会計専用機及び社会福祉法人会計ソフトウェアの導入をして開設準備期間中に操作方法の指導を受け、開設後の経理事務作業をスムーズに行うようにするため。

（出典：堺市提供資料に基づき監査人作成）

これらのシステム・ソフトウェアにつき、開業前から導入準備を行い、開業後の事務を円滑に行う必要性については理解するが、基本的には開業後の施設運営のために導入するシステムである。これら全額を補助金の対象経費とすることは、施設の開設準備に要する経費という範疇を逸脱している可能性がある。

このようなシステム・ソフトウェアは月額賃借料形態で利用できる場合も多く、開業までの導入準備期間に発生する賃借料や導入研修費用を補助対象とするのであれば理解できるが、開業後も長く活用することができ、実質的に開業後の運営費を補助するような形となる、システム全体を対象とする補助金の交付は妥当ではないようにも思われる。

この点、補助対象となる経費については、大阪府が「介護施設等の施設開設準備経費等支援事業における考え方」において具体的に示しているところ、上記のシステム等に係る経費は対象に含まれており、大阪府も補助内容を確認しているとのことである。

しかし、堺市が作成した開設準備に係る経費積算表の備品充当理由書のひな型では、「開設後、施設運営に必要な経費は補助対象とならない」旨が注意書きされていることからすると、大阪府の解釈が相当であるか疑問もあるところであり、大阪府に対し改めて補助対象となる経費の確認を求めるとともに、堺市としても補助対象とすべきかどうか、より一層の精査を行うべきである。

エ[意見 58]文書保存期間の見直しについて

【事実関係】

堺市は、本事業に基づく補助金を受給する事業者に対し、堺市地域介護・福祉空間整備補助金交付要綱に基づき、「補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間又は取得した財産の種類に応じ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間を経過するまでのいずれか長い方の期間保管しておくこと」を補助金交付の条件としている。

他方で、堺市文書規程は、文書の保管期間について、同規程別表において「貸付金及び補助金に関する公文書のうち重要なもの」は10年、「貸付金及び補助金に関する公文書」は5年と定めている。このほか、同規程において、10年を超える保存期間を定める公文書の区分としては、「条例及び規則の制定改廃に関する公文書」をはじめとする14種類の公文書が挙げられた上でバスケット条項として「前各号に掲げる公文書に類するもの及び10年を超える保存期間を必要とするもの」が定められている。

堺市地域介護・福祉空間整備補助金や堺市老人福祉施設等整備補助金に関し、堺市が事業者に対し書類の保管期間を最低10年（減価償却資産の耐用年数がこれより長い場合はそれ以上となる。）としている趣旨は、これら補助金により整備された施設は長期間の使用が予定され、かつ、補助金の額も多額であることから、補助金を交付する堺市として長期間にわたって補助対象事業を確認することができるよう、事業者に対し長期間の書類の保管を義務付けるものと考えられる。

しかし、監査人が閲覧した、令和5年度交付分の堺市地域介護・福祉空間整備補助金交付要綱及び堺市老人福祉施設等整備補助金交付要綱に基づく補助金に関する資料については、いずれも文書の保存期間は5年とされていた。

この点、堺市は、本監査に先立ち、保存期間の是正が必要であると判断し、令和6年度以降に交付する上記補助金については、文書の保存期間を10年間に延長し、また令和5年度以前の補助金については文書の保存年限が到来する都度、同規程第38条第3項に基づき保存期間を延長するよう取扱いを改めたとのことであった。

しかし、本補助金により補助対象事業者が取得する資産は建物であり、10年超の耐用年数を有することが多いと考えられるところ、堺市における補助金交付に関する資料が事業者により義務付けられた保存期間より短い10年という期間で保管期間経過により廃棄されるとなれば、事業者に対し最低10年以上の書類保存期間を義務付けた場合、堺市において資料廃棄後に資料に基づき事業者に対する対応等を行うことは困難となるし、同規程第38条第3項に基づく文書の保存期間の延長は、原則として廃棄すべき文書（同条第1項及び第2項）につき、例外的に、文書管理課長が「事務処理上必要があると認めるとき」に、延長するものであり、延長されないまま原則どおり廃棄されてしまうおそれがあると思

われる。

【意見】

堺市は、堺市地域介護・福祉空間整備補助金交付要綱及び堺市老人福祉施設等整備補助金交付要綱に基づく補助金交付に関する資料の保存期間について、短くとも事業者に義務付けた書類保管期間以上の期間とすべきである。

27 介護事業者指定・指導事務【長寿社会部介護事業者課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	介護事業者指定・指導事務
所管部局	長寿社会部介護事業者課
事業の目的	介護保険法に基づく介護事業者の指定等については、関係法令等に基づき適切に行い、適正かつ優良な事業者の育成を図ることを目的として、事業所に対し指導や研修等を実施する。
事業の対象	(介護事業者指定) 堺市内に所在する介護事業者及び他市に所在する堺市の被保険者が利用する介護事業者 (介護事業者指導) 堺市内に所在する介護事業者
事業の内容	(介護事業者指定) 堺市内に所在する介護事業者等に対し、指定等の実施。 (介護事業者指導) 堺市内に所在する介護事業者に対し、指導や研修等の実施
開始年度	平成 18 年度
会計区分	一般会計
根拠法令等	介護保険法（第 70 条、第 70 条の 2、第 70 条の 3 等）介護保険法施行規則（第 114 条～第 125 条、第 131 条等） 介護保険法第 23 条、行政手続法第 36 条・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等 堺市介護保険条例 堺市介護保険条例施行規則 堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(2) 事業費の推移・内訳

<過去3年間の事業費推移>

(単位：円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	45,493,000	27,136,000	34,658,000
決算額	149,240,514	23,683,865	28,980,637

<事業費の内訳（令和5年度決算）>

節	決算額（円）	主 な 内 容
報酬	5,787,600	会計年度任用職員報酬
職員手当等	1,138,165	期末手当（会計年度任用職員）
旅費	300,120	費用弁償（通勤費）
旅費	32,100	普通旅費

需用費	433,104	消耗品費
役務費	410,505	通信運搬費
委託料	528,000	介護保険施設等管理台帳システム保守委託料
委託料	177,705	介護事業者等指導説明会用 DVD 作成委託料
委託料	16,618,739	人材派遣委託料
委託料	2,653,613	介護サービス情報の公表業務委託料
委託料	299,354	介護ロボット、ICT 化促進研修
使用料及び賃借料	583,332	機械・機器等借上料
使用料及び賃借料	18,300	パーキング駐車料金
(合計)	28,980,637	

(3) 財源の内訳（令和 5 年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	0	
府支出金	0	
地方債	0	
その他	14,216,000	介護保険事業指定等申請手数料 10,628 千円 介護サービス情報公表手数料 3,588 千円
一般財源	14,764,637	
(合計)	28,980,637	

(4) 効果指標等

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
効果の 測定方法	(未設定)		
内 容 (結果)	—	—	—

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成 24 年度包括外部監査 における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
【意見 22】介護事業者等に対する監督の効率化 介護サービス事業者等に対する指導監査については、介護サービスごとの指導監査の実施頻度で実施する方針である。 平成 24 年度からは大阪府からの権限移譲により、1,377 事業者等を対象とする居宅サービス事業者等に対する実地指導や、134 事業者等を対象とする営利法人監査（平成 24 年度で終了する書面監査）を実施する必要がある。 所管件数は平成 24 年度から実地指導の対象とする事業者等が 9 倍以上になっており、従来どおりの方針や手法では、人員等の資源が足りていないことは明らかである。 指導監督に投入できる人材・時間が限られることから、実地による指導監査については、例えば、過去の指摘事項の発生経過、開設年度、通報等による不正の疑義及び離職率・非正規雇用割合の大幅な変動や、介護サービス受給者満足度、地域包括支援センターへのクレーム等を活用するなどにより、法人運営に対するリスクを把握した上で、複数年度で指導監査の計画を策定し、これに基づいて効率的に実施する必要がある。	ご意見のとおり、実施指導対象事業者の大幅な増加により、どのように実地指導を行っていくか苦慮しております。 法人運営に対するリスクを把握し、対象事業所を選別することは監査においては有効と思われませんが、悪質性のない、単なる認識不足のもとで十分でない運営を行っている事業所に対し、指導を行い、軌道修正を行うことも本務と考えております。ご意見も踏まえながら、可能な限り多くの事業所を指導できる方法がないか検討してまいります。	・介護保険制度における指導監督は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 23 条又は第 24 条に規定する権限を行使し介護保険施設等指導指針に基づき行う介護保険施設等に対する「指導」、法第 76 条等の権限を行使し介護保険施設等監査指針に基づき行う介護保険施設等に対する「監査」により行っている。 ・通常、介護保険施設等に対しては「指導」中「運営指導」を、指定又は許可の有効期間内に少なくとも 1 回以上、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の施設サービスについては 3 年に 1 回以上の頻度で行うこととされている。 ・本市においては、上記の国が示す指導頻度を勘案し、介護保険施設等を直接訪問し運営指導を実施している。 ・コロナ禍により運営指導が本格実施できない状況が令和 2 年度から令和 5 年度までであり、この間の運営指導未実施施設等については、令和 6 年度から令和 8 年度まで執行予定の運営指導業務委託により解消する予定である。 ・市直営の運営指導については、令和 6 年度に人員増がなされ体制が強化されたとはいえ、指導頻度に応じた運営指導の完全実施には苦慮している。指導頻度を見据え、指導方法の整理・工夫等を継続して検討する。

(6) 指摘事項等

ア[指摘3]運営指導の実施件数について

【事実関係】

介護サービスを提供する事業者に対しては、下記のとおり介護サービス事業者の指定等を行うとともに、運営指導及び監査を実施している。

介護サービス事業者の指定等	・介護サービス事業者の指定の際、堺市介護保険法施行規則に基づく提出書面の審査を行う。 ・設備基準、人員基準、運営基準適合の確認、欠格事由の有無の確認を行う。
集団指導	・介護サービス事業者を対象に、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、実施するもの。 ・介護サービス事業者が、期限までに受講（オンライン形式。約40日間視聴可能。）し、受講後は市に受講報告書を提出する。
運営指導	・運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護サービス事業者について行う。 ・運営指導は、介護サービスの実施状況指導、最低基準等運営体制指導、報酬請求指導について、原則、実地に行う。
監査、勧告、命令、指定の取消し等	・指定基準違反等又は人格尊重義務違反がある場合には、介護サービス事業者へ監査（帳簿書類の提出、関係者への質問、立入検査等）を行う。 ・指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、勧告、命令、指定の取消し等を行う。

過去6年間の実施状況は以下のとおりである。

<過去6年間の運営指導件数>

年度	運営指導件数	
	全体	施設サービス
平成30年度	340	34
令和元年度	399	27
令和2年度	91	0
令和3年度	50	3
令和4年度	121	12
令和5年度	343	27
計	1,344	103

令和 5 年度末 対象事業者数	3, 638	75
実施率 ⁶⁴	36. 9%	68. 7%

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

令和2年度から令和4年度にかけて運営指導件数が減少しているが、堺市によれば、これは、コロナ禍に伴い、現地への運営指導が行えなかったことによるとのことであった。しかし、コロナ禍以前においても、平成31年度末の対象事業者数に対する運営指導の実施状況は以下のとおり67. 37%にとどまり、6年に1回の運営指導は100%達成されていない。

＜平成26年度～31年度（コロナ禍を含まない6年間）における運営指導の実施状況＞

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	合計
422	378	372	331	340	399	2, 242
					平成 31 年度末 対象事業所数	3, 328
					実施率	67. 37%

(出典：堺市提供資料)

また、令和5年度からは、運営指導件数がコロナ禍以前と同水準に回復しており、令和6年度以降の3年間において民間委託により運営指導件数を大幅に増加させる予定とのことであるが、上表のとおり、過去6年間の運営指導件数は令和5年度末の対象事業者数に比して大幅に少なくなっており、このままでは指定等有効期間内（6年間）に少なくとも1回以上実施するという基準を満たせなくなる。そのため、令和6年度から8年度にかけて、民間事業者に運営指導業務を外部委託し、運営指導件数を大幅に引き上げる方針である。

【指摘】

上記のとおり、国が示す指定又は許可の有効期間である6年に1回の運営指導の実施についても、民間委託を行わなければ達成できない状況となっている。

一方で、運営指導は介護事業者が適切な介護サービスを提供できるようにする、また

⁶⁴ 実施率の計算は、全体については6年間の件数の計を令和5年度対象事業者数で除して計算し、施設サービスについては3年に1度以上の頻度で運営指導を行うことが望ましいとされていることから、6年間の件数の計の2分の1を令和5年度対象事業者数で除して計算している。

保険給付の適正化を行う観点から極めて重要である。国が示す実施頻度である6年に1回を行うことは当然として、事業者のリスクに応じて運営指導の内容を強化することが必要である。また、国の「介護保険施設等運営指導マニュアル」によれば、以下のサービスについては、これらが利用者の生活の場であることを重視し、6年に1回ではなく、3年に1回以上の頻度で行うことが望ましいとされているが、上表のとおり、コロナ禍による影響もあって、3年に1回以上の頻度での運営指導まではできていない状況である⁶⁵。

分類	介護保険施設等の種類
居住系サービス (地域密着型サービスを含む)	・ 特定施設入居者生活介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
施設系サービス (地域密着型サービス)	・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
施設サービス	・ 介護老人福祉施設 ・ 老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 介護療養型医療施設

堺市では、令和6年度から運営指導業務の民間委託を導入するということであるが、運営指導の量的向上を図るため、民間委託の活用を一時的にではなく継続的に実施することとし、国が示す実施頻度を達成した上で、よりきめ細かな運営指導を行っていくべきである。

イ[意見 59]指定情報公表センター運営業務の業者選定における競争性確保について

【事実関係】

(ア)「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスを利用しようとしている人の事業者選択を支援することを目的として、平成18年度の介護保険法改正に伴い始まった。介護保険制度では、介護サービスの利用者等が介護サービス事業者を選択し、契約する必要があるが、「介護サービス情報の公表」制度は、利用者等が事業者の情報を入

⁶⁵ 「介護保険施設等運営指導マニュアル」13頁（厚生労働省 令和6年7月改訂）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001281524.pdf>

手しやすい環境を整備し、主体的に事業者を選択できるようにするため、事業者自らの報告に基づき、都道府県、政令指定都市が介護サービス事業者のサービス内容や運営状況等をインターネット上で公表する制度である。

平成30年度から、介護サービス情報の公表事務は都道府県から政令指定都市に事務移譲され、堺市の介護サービス事業者の情報公表は堺市が行っている。なお、堺市に所在する事業所の情報は、厚生労働省がインターネット上に管理する介護サービス情報公表システムにおいて公表されている⁶⁶。

指定情報公表センターは、都道府県又は政令指定都市から指定を受け、介護サービス情報の報告の受理及び公表等の情報公表事務を行う機関である。堺市では、介護保険法第115条の42に規定に基づき、一般競争入札により社会福祉法人大阪府社会福祉協議会を堺市指定情報公表センターに指定し、年度ごとの計画に基づく報告対象事業者への通知、問合せの対応、報告の受理、公表等の情報公表事務及び情報公表手数料の徴収、制度の普及啓発等の業務を委託している。

- (イ) 指定情報公表センターは、直営で運営する自治体もあるが、大阪府内ではセンターを運営する大阪府、大阪市はともに社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が運営を受託している。堺市においても、本公表事務の移譲がなされた後は、毎年、一般競争入札により社会福祉法人大阪府社会福祉協議会を堺市指定情報公表センターに指定している。

堺市における本業務の予定価格の決定は、堺市契約規則第19条第2項において「予定価格は、契約の目的又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して定めるものとする。」と規定されていることを踏まえ、前年度契約金額及び前年度契約業者提出の参考見積書を参考に決定している。その上で、堺市は、一般競争入札により事業者を選定しているが、本業務の入札に参加したのは、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会のみ（一者入札）であり、令和5年度の入札価格は、予定価格の99.99%であった。本事業の予定価格（税込み）は予算額と同額であって、入札においては予定価格は非公表であるものの、令和5年2月

⁶⁶ <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/27/index.php>

9日から同年3月6日までの入札期間において予定価格は実質的に知ることが可能な状態となっている。

本業務は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が継続して受託しているが、一般競争入札によって業者選定が行われていることから明らかなように、本来、必ずしも同協議会しかなし得ない業務ではない。

【意見】

本業務の予定価格は、取引の実例価格としての社会福祉法人大阪府社会福祉協議会との前年度契約金額及び同協議会提出の参考見積書に基づき決定されている。これは堺市契約規則に反するものではないものの、競争性が十分に確保されているとは言い難いことからすれば、現在の入札方法に何らかの構造的問題がある可能性もあり、他の参加者が入札参加をしない原因を調査検討し、また設計価格が相当であるか他の事業者に見積りを依頼の上、検討するなど、改善を図ることが望ましい。

堺市は、介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センター運營業務の委託業者選定に当たっては、入札参加事業者が増えないことについて構造的要因を調査検討するとともに、設計価格の見直し等、競争性を高めるための改善を図るべきである。

ウ[意見 60]研修のフォローアップについて

【事実関係】

堺市では、令和5年度に堺市ICT・介護ロボット導入推進に係るセミナーを実施し、44事業者が参加した。同セミナーは、国の法令・通知等に基づく事業ではなく、堺市が独自に実施した事業である。同セミナーについてアンケートを実施したところ、12事業者から回答があり、「とても良かった」が2件、「良かった」が9件、「あまり良くなかった」が1件、「良くなかった」は0件という結果であり、一定の評価が得られたと言える。

しかし、事業者の介護事業改善においてもPDCAサイクルに基づき事業を実施していくことが重要であるが、介護サービスの提供はICT・介護ロボットの導入を必須とはしておらず、事業者からは費用負担が大きい、導入しても当初期待した効果が出ていない、効果的に使用できるか不安がある、職員が使いこなせない等の理由により、ICT・介護

ロボットの導入が進んでいないとのことである。

【意見】

堺市は、費用面については当該研修内で大阪府の補助制度の案内を行うとともに、堺市ホームページへの情報掲載、施設、事業所への直接メール送信によりフォローしているとのことであるが、堺市としてはICT・介護ロボット導入が望ましいと考え、本セミナーを実施した以上、上記セミナーに基づき事業者がどのような取組を行っているか、セミナー実施後も個別具体的に検証し、事業者が抱える課題の解決に対するサポートを行い、あるいは上記セミナーを踏まえ堺市の施策として新たな取組を始めるなど、その後のフォローアップを十分に行うことが重要である。

せっかく事業者にとって有意義なセミナーを実施したのであれば、その後の施策によりセミナーの内容を定着させる取組を行うことが重要である。

したがって、堺市は、介護事業者指定・指導事務において研修を実施したときは、単に研修の実施やホームページやメールでの情報発信を行うだけにとどまらず、事業者がその研修を踏まえ、より適切に介護事業を行うことができるよう、フォローアップのための個別具体的な取組を行うべきである。

エ[意見 61]事業者からの受講報告について

【事実関係】

堺市は介護サービス事業者を対象に、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回集団指導を実施している。

集団指導は、介護サービス事業者が期限までに動画を視聴して受講するオンライン形式により実施しており、受講後は市に受講報告書を提出することを求めている。

令和5年度の受講報告書の提出状況を確認したところ、対象事業所数2,219件に対して報告書提出事業所は2,182件であり、未提出となっている事業所が37件あった（令和6年10月現在）。なお、そのうち半数程度は廃業等により事業を継続しない事業者とのことである。

【意見】

集団指導は、市として介護サービス事業者を指導・監督する上で、運営指導と並び重要な手段である。

集団指導の研修資料には介護サービス事業者として把握しておくべき事項、近年改正された事項、また運営指導で検出された指摘事項など、介護サービス事業者が十分に理解しておかなければならない事項が分かりやすくまとめられており、業務多忙で十分に厚生労働省の通達等を確認できない介護サービス事業者にとって大変有益な情報が含まれている。

集団指導をオンライン形式により実施していること自体は事業者の繁忙等を考慮すればやむを得ないとしても、市として集団指導が適切に行き渡っているかを確認するための唯一の手段ともいえる受講報告書の提出は必ず求めるべきものであり、再度の徹底を図られたい。

なお、受講報告書未提出の事業所には提出勧奨を行っているとのことであるが、集団指導はあくまで行政指導として位置付けられており、仮に報告書未提出の事業所が生じたとしても、事業者に法的な義務及びペナルティは無いとのことである。

受講報告書の提出が無い事業者への直接的なペナルティは課せないとしても、受講報告書未提出の事業者については、制度の理解不足等による事務不備のリスクも高まっていると考えられるため、報酬改定の内容や運営指導でよく見られる指摘事項等の必要な情報を積極的に提供するとともに、報告書未提出の事業者に対して運営指導を行う際に、一層慎重な確認を行うなどの必要な対応を図るべきである。

28 救急医療対策事業【健康部健康医療政策課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	救急医療対策事業
所管部局	健康部健康医療政策課
事業の目的	休日・夜間等の医療の確保等により地域の救急医療体制を確立し、市民の生命の安全確保及び健康保持増進に寄与すること。
事業の対象	医療機能が低下する休日・夜間に初期急病（歯科）診療を運営する公益財団法人堺市救急医療事業団、一般社団法人堺市歯科医師会及び入院治療等が必要な重症緊急患者等の受け入れを行う救急告示病院（精神科のみの診療を行う病院を除く22病院）
事業の内容	・公益財団法人堺市救急医療事業団（以下「事業団」という。）に対し、こども急病診療センター（小児科）及び泉北急病診療センター（内科）の運営に係る補助金を交付。事業団は、両センターに出務する医師及び薬剤師を堺市医師会等関係団体の協力を得て確保し、また重症者等を後送する病院の確保を行うなど休日・夜間の適正な医療提供を行っている。 ◆診療受付時間 - こども急病診療センター - 平日 20:30～翌朝 4:30 - 土曜日 17:30～翌朝 4:30 - 日・祝 9:30～11:30、12:45～16:30 17:30～翌朝 4:30 - 泉北急病診療センター - 土曜日 17:30～20:30 - 日・祝 9:30～11:30、12:45～16:30、17:30～20:30 ・救急搬送等を受け入れる二次救急医療機関及び歯科急病診療を行う一般社団法人堺市歯科医師会に対する補助金の交付により地域救急医療体制を確立 ・大阪府、大阪市との共同事業による周産期医療体制の確保 ・二次救急医療機関との情報共有、意見交換による連携強化 ・市民の適正受診に向けた啓発活動
開始年度	昭和 47 年度
会計区分	一般会計
根拠法令等	堺市救急医療対策事業運営費補助金交付要綱

(2) 事業費の推移・内訳

<過去3年間の事業費推移>

(単位：円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	256,342,000	381,913,000	366,090,000
決算額	405,983,535	426,152,504	365,477,830

<事業費の内訳（令和5年度決算）>

節	決算額（円）	主 な 内 容
旅費	3,100	研修参加等に係る交通費
需用費	26,969	会議開催に係る消耗品費
需用費	66,000	パンフレット製作
役務費	35,761	市内医療機関への資料送付
使用料及び賃借料	5,956,000	こども急病診療センター土地使用料
負担金、補助及び交付金	4,789,000	周産期緊急医療体制整備事業負担金
負担金、補助及び交付金	300,000	性暴力被害者ネットワーク協力医療機関支援負担金
負担金、補助及び交付金	259,086,000	堺市救急医療事業運営補助金（事業団管理運営）
負担金、補助及び交付金	95,215,000	堺市救急医療事業運営補助金（救急・小児・歯科）
（合計）	365,477,830	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	0	
府支出金	16,662,000	救急告示医療機関への補助金（府負担分）
地方債	0	
その他	36,589,861	電気代・土地使用料
一般財源	312,225,969	
（合計）	365,477,830	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	①救急受診者数（初期・二次・三次救急） ②救急告示病院連絡会開催回数		
内 容 （結果）	①84,467 人 ②2 回	①99,523 人 ②2 回	①99,025 人 ②2 回

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成 24 年度包括外部監査 における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)

(6) 指摘事項等

ア[指摘 4]実績報告書の確認について

【事実関係】

救急医療対策事業運営費補助金の補助対象事業のうち、病院群輪番制病院運営事業及び歯科急病診療事業に係る実績報告書の添付書類である収支決算書を閲覧したところ、次のような状況となっていた。

	病院群輪番制病院運営事業	歯科急病診療事業
補助事業者	市内 22 輪番制病院	一般社団法人堺市歯科医師会
発見事項	・ 4 輪番制病院について、補助金申請時の収支予算書と収支決算書の収入・支出の金額が全て一致していた。	・ 補助金申請時の収支予算書と収支決算書の臨時雇賃金の金額が一致していた。 ・ 収支決算書の臨時雇賃金及び消耗品費について、堺市歯科医師会の正味財産増減計算書内訳表の計上額と一致しない。

【指摘】

病院群輪番制病院運営事業については、補助金申請時の収支予算書と実績報告時の収支決算書における収入・支出の金額が全て一致することは通常考えられず、所管課における収支決算書の確認が十分に行われていない可能性が高い。

病院群輪番制病院運営事業は、診療告示日数（当番日数）、救急協力診療科目日数及び前年度患者数を基に予算額を按分した額が補助基準額となるため、仮に収支決算書における収入・支出が変動したとしても補助金額には影響がないが、収支決算書における収入・支出の実績を確認することで、補助対象事業の実態を把握することは、今後の補助の在り方を検討するに当たって意義がある。

一方、歯科急病診療事業については、補助対象事業に係る収入・支出が変動すると補助金額にも影響することになる。この点、収支決算書において、堺市歯科医師会の正味財産増減計算書内訳表と金額が不整合となっていた科目については、監査人による質問

を受けて所管課が内容を確認したところ、補助対象である他の科目の計上額を含めて計上していたことなどによる差額であり、補助金額には影響がないとのことであった。

いずれにしても、補助事業者は、補助事業に係る収入・支出の実績を適切な科目及び金額により収支決算書に記載する必要がある、所管課はその内容を十分に確認した上で補助金の額を確定する必要がある。

イ[意見 62]補助対象経費の範囲について

【事実関係】

病院群輪番制病院運営事業について、補助金確定額を補助対象経費で除した補助率を見ると、最低0.3%から最高10%までと広く分布している。

【意見】

補助率が広く分布していることは、外見的には公平性が確保できていない状況とも言えるが、実際には補助対象経費の範囲が病院によって様々であることが要因である。前述のとおり、病院群輪番制病院運営事業は、診療告示日数（当番日数）、救急協力診療科目日数及び前年度患者数を基に予算額を按分した額が補助基準額となるため、補助金確定額と補助対象経費との間には直接的な関連性はない。そのため、補助対象経費の範囲を厳密に定義する必要性は乏しいとも考えられるが、収支予算書及び収支決算書において補助対象経費の金額を明示する意味は、補助基準額の算定基準が公平性の確保されたものとなっているか検証する意味もある。

したがって、各病院の経費の支出状況について比較可能性が確保されるよう、補助対象経費の範囲を明確化することを検討されたい。

29 看護師確保対策事業【健康部健康医療政策課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	看護師確保対策事業
所管部局	健康部健康医療政策課
事業の目的	市内医療機関における看護師の量的・質的確保を図る。
事業の対象	一般社団法人 堺市医師会
事業の内容	市内医療機関における看護師の量的・質的確保を図るため、堺市医師会が運営する看護専門学校への補助を実施する。
開始年度	昭和 60 年度
会計区分	一般会計
根拠法令等	看護師等の人材確保の促進に関する法律、堺看護専門学校運営補助金交付要綱

(2) 事業費の推移・内訳

<過去3年間の事業費推移>

(単位：円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	39,900,000	39,900,000	37,382,000
決算額	39,900,000	39,900,000	37,382,000

<事業費の内訳（令和5年度決算）>

節	決算額（円）	主 な 内 容
負担金、補助金及び交付金	37,382,000	堺看護専門学校に対する補助金の交付
(合計)	37,382,000	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	0	
府支出金	0	
地方債	0	
その他	0	
一般財源	37,382,000	
(合計)	37,382,000	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	①卒業生市内就職率 ②卒業者数		
内容 (結果)	①32% ②104人	①40% ②110人	①28% ②71人

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査 における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)

(6) 指摘事項等

ア[指摘5]堺看護専門学校の学科再編による繰越金の発生について

【事実関係】

補助対象である堺看護専門学校では、令和3年度の入学生をもって准看護科の、令和5年度の入学生をもって看護第2学科の学生募集をそれぞれ停止しており、授業料等の収入は減少しているものの、人件費等の支出がそれ以上に抑制されていることから、令和3年度以降の単年度の収支を見ると、下表のとおり、繰越金が発生している状況となっている。

＜繰越金の発生状況＞

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入	269,289,122	260,348,159	246,536,387
うち堺市補助金	39,900,000	39,900,000	37,382,000
支出	264,057,743	256,285,361	233,427,670
繰越金	5,231,379	4,062,798	13,108,717

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

【指摘】

上表のとおり、堺看護専門学校の規模縮小によって3年連続繰越金が発生している。特に令和5年度においては補助金額の約3分の1に当たる額が繰越金となっており、このような状況は適切とは言えない。

本事業は、市内医療機関における看護師確保のために一定の意味がある事業ではある

が、堺看護専門学校の規模に見合った補助金額の水準とする必要がある。看護第2学科の修業年限は3年であることから、令和8年度まで学生数が逡減していくことになるが、この間の収支の推移を注視して、適切な補助金額の水準を検討する必要がある。

なお、単に堺看護専門学校の運営に対して補助金を交付するだけでなく、市内における看護師の量的・質的確保への本事業の寄与度をより高めるべく、補助金の交付先である堺市医師会に看護師の市内雇用につながる提案を求めるなど、積極的な取組を行う必要があることを付言しておく。

30 がん検診（本庁）【健康部健康推進課】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	がん検診（本庁）
所管部局	健康部健康推進課
事業の目的	胃、肺、大腸、子宮、乳がんを早期に発見し治療に結びつけるため。
事業の対象	胃：50歳以上偶数年齢の市民 肺：40歳以上の市民 大腸：40歳以上の市民 子宮：20歳以上偶数年齢の女性市民 乳：40歳以上偶数年齢の女性市民
事業の内容	・検査内容 胃：胃部エックス線又は胃内視鏡検査 肺：胸部エックス線検査、たんの検査 大腸：便潜血検査 子宮：視診、内診、子宮頸部の細胞診（問診項目等により必要な方には子宮体部細胞診も実施） 乳：視触診、マンモグラフィ（40歳代の必要な方には超音波検査も実施） ・受診希望者は直接医療機関へ検査を申し込み受診する。 ・検診結果により、要精密検査になった方には精密検査を案内する。
開始年度	昭和58年度
会計区分	一般会計
根拠法令等	健康増進法、堺市がん対策推進条例、堺市胃がん検診の実施に関する要綱、堺市肺がん検診の実施に関する要綱、堺市大腸がん検診の実施に関する要綱、堺市子宮頸がん検診の実施に関する要綱、堺市乳がん検診の実施に関する要綱

(2) 事業費の推移・内訳

＜過去3年間の事業費推移＞

（単位：円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	867,806,000	868,464,000	965,506,000
決算額	927,409,066	852,023,703	873,121,252

＜事業費の内訳（令和5年度決算）＞

節	決算額（円）	主な内容
報酬、職員手当等	2,293,780	報酬、期末勤勉手当
報償費	275,000	謝礼金
旅費	230,350	費用弁償

需用費	3,977,255	消耗品費、印刷製本費
役務費	2,685,099	通信運搬費、手数料、保険料
委託料	780,895,048	がん検診委託料
委託料	70,840,507	読影センター委託料
委託料	11,924,213	検診結果点検業務委託料 他
(合計)	873,121,252	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	496,000	疾病予防対策事業費等補助金
府支出金	0	
地方債	0	
その他	27,200,000	堺市民健康生きがいつくり基金
一般財源	845,425,252	
(合計)	873,121,252	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	①受診率 ②実施医療機関数		
内 容 (結果)	①14% ②735 か所	①15% ②735 か所	①15% ②735 か所

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)

(6) 指摘事項等

ア[意見 63]がん検診読影業務の見積内訳の入手について

【事実関係】

堺市では、がん検診に係る読影業務を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により、一般社団法人堺市医師会に委託している。所管課では、契約に先立って堺市医師会から見積書を入手しているが、読影料及びフィルム管理料の総額が記載さ

れているのみで、詳細な見積内訳を入手していない。

【意見】

随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものに過ぎず、不利な条件による契約の締結を許容したものではない。

本件のような随意契約の場合でも、堺市契約規則第12条第1項本文のとおり、「2人以上の者から見積書を徴する」必要がある。この点、例外的に「契約の性質又は目的により、契約の相手方を特定せざるを得ないとき。」に当たるとして1者のみから見積書の徴取で足りるところ（同規則第12条第1項ただし書、同項第1号）、実際、他の事業者から見積書を徴し、価格の妥当性を検証することは困難であるとも思われる。

しかし、そのような場合（見積書を1通しか取得できない場合）には、一層その見積金額の妥当性を検証する必要がある、堺市医師会に対し、見積金額の内訳（医師報酬、読影センターの維持費）を示した見積内訳の提出を求め（その妥当性を検討することが可能なレベルにまでその見積りを具体化させた上で）、見積金額の妥当性を検討する必要がある。

イ[意見 64]がん検診読影業務における読影会回数の設定について

【事実関係】

本業務においては、基本部分の読影会回数を設定し、基本部分の対価として4月及び10月に委託料を支払うとともに、基本部分の回数を超過した場合、超過分の回数に単価を乗じた額を委託期間終了後に支払うこととしている。令和元年度から令和5年度までの基本部分と超過分の回数は下表のとおりであり、基本部分に比して超過分の回数が多くなっている。

<読影会回数の基本部分と超過分の推移>

年度	区分	基本部分	超過分
令和元年度	乳がん・肺がん	234 回	140 回
	胃がん	52 回	22 回
令和2年度	乳がん・肺がん	234 回	200 回
	胃がん	52 回	28 回

令和3年度	乳がん・肺がん	234 回	268 回
	胃がん	52 回	32 回
令和4年度	乳がん・肺がん	234 回	248 回
	胃がん	52 回	29 回
令和5年度	乳がん・肺がん	234 回	272 回
	胃がん	52 回	33 回

(出典：堺市提供資料に基づき監査人作成)

【意見】

所管課によると、がん検診の受診者数は毎年度予測しにくく、過剰払いを防ぐ観点から、基本分読影回数を超えた分を超過分として支払っているとのことである。確かに、契約書第5条第2項において、基本部分の回数を超過した場合の超過分の請求については規定されているが、基本部分の回数を下回った場合の精算については規定されていない。

そのため、過剰払いを防ぐという意図は理解できるところではあるが、基本部分について過去の実績に近い回数に設定した上で、基本部分の回数を下回った場合の精算の取扱いを契約書に明記する方が、契約の実態に反映することになると考える。なお、「[意見63] がん検診読影業務の見積内訳の入手について」で述べた見積内訳についても、現行の契約における基本部分の回数を前提にするのではなく、過去の実績の回数を前提として所要の経費を積算しているものと考えられる。したがって、契約書における基本部分の回数の設定の在り方については、見積内訳の入手と合わせて、堺市医師会と協議する必要がある。

31 ひきこもり支援事業【健康部こころの健康センター】

(1) 事務事業の概要

事務事業の名称	ひきこもり支援事業
所管部局	健康部こころの健康センター
事業の目的	地域にひきこもりの支援機関があることを市民が認知し、ひきこもりの問題で悩んだときに、安心して相談機関を利用でき、ひきこもりからの回復をめざす。
事業の対象	ひきこもり状態にある 40 歳以上の本人とその家族、ひきこもり者と関わる可能性のある地域の支援者、支援機関
事業の内容	精神保健福祉法第 6 条に基づき、事業を実施 1. 専門相談事業（ひきこもり相談） ①ひきこもりに悩む本人とその家族に対し、個別相談の実施 ②本人グループワーク、家族教室の実施 2. 地域関係機関への技術指導、教育研修 ひきこもりに関わる支援者に対し、研修を実施し、ひきこもりに対する知識を深める機会を提供する。
開始年度	令和 2 年度
会計区分	一般会計
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 6 条（精神保健福祉センターの設置）

(2) 事業費の推移・内訳

<過去3年間の事業費推移>

(単位：円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	17,167,000	16,521,000	16,462,000
決算額	15,547,000	15,269,000	15,755,420

<事業費の内訳（令和5年度決算）>

節	決算額（円）	主な内容
報酬	11,770,991	会計年度任用職員報酬
職員手当等	2,224,985	会計年度任用職員期末勤勉手当
報償費	638,000	謝礼金
旅費	547,690	会計年度任用職員通勤費
需用費	220,094	消耗品費
役務費	81,100	保険料
備品購入費	264,560	電動自転車

負担金，補助金及び交付金	8,000	研修会等参加負担金
(合計)	15,755,420	

(3) 財源の内訳（令和5年度決算）

項目	決算額（円）	主 な 内 容
国庫支出金	8,185,000	セーフティーネット支援対策等事業費補助金
府支出金	0	
地方債	0	
その他	0	
一般財源	7,570,420	
(合計)	15,755,420	

(4) 効果指標等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
効果の測定方法	①専門相談、教育研修、技術支援、普及啓発など各事業の利用者数 ②専門相談、教育研修、技術支援、普及啓発など各事業の実施回数		
内 容 (結果)	①4,424 人 ②571 回	①4,629 人 ②573 回	①3,874 人 ②588 回

(5) 過去の包括外部監査の指摘事項等と現状

平成24年度包括外部監査における指摘事項等	左記に対する措置内容	現 状
(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)

(6) 指摘事項等

ア[意見 65]事務事業評価シートにおける指標について

【事実関係】

令和5年度事務事業評価シートにおいて、本事業に係る成果指標及び活動指標は次のように設定されていた。

成果指標	専門相談、教育研修、技術支援、普及啓発など各事業の実施回数
活動指標	専門相談、教育研修、技術支援、普及啓発など各事業の利用者数

また、成果指標の「専門相談、教育研修、技術支援、普及啓発など各事業の実施回数」については、目標値を個別相談の実施回数等に基づき設定しているが、実績値のうち継続相談者への対応件数については、実人数により集計していた。

【意見】

事務事業評価シートにおける「成果指標」は、事業目的の達成状況を測定するものであり、本事業では、ひきこもりに悩む本人やその家族に対し十分にアプローチできているかを測る指標を設定することが適切である。また、「活動指標」は成果を挙げるための手段であり、本事業では、ひきこもりに悩む本人やその家族に対して提供した専門相談等の実施状況を測る指標を設定することが適切である。このような考え方からすると、令和5年度事務事業評価シートにおける成果指標と活動指標は逆に設定することが適切であった。

なお、令和6年度事務事業評価シートにおいても、同じ指標が採用されているが、成果指標と活動指標の位置付けは修正されている。

以上